

# (仮称) 寿都町風力発電事業 計画段階環境配慮書

平成30年4月

寿都町

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図および2万5千分1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平29情複 第1504号)

## はじめに

本事業は、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）に則り環境影響評価の手続きを実施するものである。

また、本環境影響評価手続きは、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号、平成28年3月）、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、平成29年5月）に基づき、環境影響評価の手続きを実施する。

# 目 次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	1-1 (1)
第2章 第一種事業の目的及び内容	2-1 (2)
2.1. 第一種事業の目的	2-1 (2)
2.2. 第一種事業の内容	2-3 (4)
2.2.1 第一種事業の名称	2-3 (4)
2.2.2 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	2-3 (4)
2.2.3 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	2-9 (10)
2.2.4 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類	2-10 (11)
2.2.5 第一種事業により設置される発電所の出力	2-10 (11)
2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2-10 (11)
2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	2-10 (11)
2.2.8 その他の事項	2-12 (13)
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1 (17)
3.1 自然的状況	3-3 (19)
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況	3-3 (19)
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-18 (34)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-26 (42)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-32 (48)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-40 (56)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-105 (121)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-114 (130)
3.2 社会的状況	3-116 (132)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-117 (133)
3.2.2 土地利用の状況	3-124 (140)
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-128 (144)
3.2.4 交通の状況	3-134 (150)
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	3-136 (152)
3.2.6 下水道の整備状況	3-143 (159)
3.2.7 廃棄物の状況	3-144 (160)
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容	3-148 (164)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	4-1 (213)
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1 (213)
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4-1 (213)
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由	4-3 (215)
4.2 調査、予想及び評価の手法	4-4 (216)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-6 (218)
4.3.1 騒音及び超低周波音	4-6 (218)
4.3.2 重要な地形及び地質	4-11 (223)
4.3.3 風車の影	4-15 (227)
4.3.4 動物	4-20 (232)
4.3.5 植物	4-27 (239)
4.3.6 生態系	4-40 (252)
4.3.7 景観	4-48 (260)
4.3.8 人と自然との触れ合いの活動の場	4-57 (269)
4.4 総合的な評価	4-61 (273)



## 第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

---

事業者の名称 寿都町  
代表者の氏名 寿都町長 片岡 春雄  
主たる事務所の所在地 北海道寿都郡寿都町渡島町140-1

## 第2章 第一種事業の目的及び内容

### 2.1 第一種事業の目的

風力をはじめとする再生可能エネルギーは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、エネルギー自給率の向上及び供給源の多様化等への対応策として期待されている。国のエネルギー基本計画においても導入拡大が位置付けられており、平成24年7月には再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、「FIT」という。）が導入され、普及拡大が図られているところである。

寿都町（以降、「本町」という）は、平成元年に全国の自治体として初めて風力発電所の導入・運営を手がけ、平成11年に自家消費・余剰電力売電として風力発電設備の設置を行い、平成15年から本格的な売電事業を展開し、現在では市町村で直接運営する風力発電所の設備容量としては全国1位を誇る「風の町」である。

#### ■風力発電事業へのこれまでの取り組み

本町は、北海道南西部、札幌市と函館市のほぼ中間に位置する。日本海（寿都湾）に面し対馬海流（暖流）の影響を受けるため、本町の気候は同緯度他地域と比較して温和であるものの、年間を通じて風の強い日が多く、農林漁業や日常生活を営むには厳しい気象条件となっている。そのため、第1次産業における生産額は年々大幅な減少傾向にあり、また、高齢化の顕著な進行に伴い、担い手の確保が大きな課題となっている。

本町では、厳しい気象条件（強風）を強みにかえるべく、町営風力発電所を活かした環境にやさしいクリーンなまちづくりを展開しており、これまでの取り組みは次のとおりである。

- 全国の自治体として初めての風力発電所を運営（平成元年）
- 温泉施設への電力供給を目的とした風力発電所の設置（平成11年）
- 「寿都町地域新エネルギービジョン」の策定（平成15年）
  - …「地球にやさしい風の町・寿都町」の実現をめざした、町民の一人ひとりの暮らしや産業と結びついたクリーンエネルギーの活用を図ることを町の施策として位置づける。
- 町営風力発電所による本格的な売電事業に着手（平成15年）
  - …風力発電事業で得られた売電収入を『藻場造成』『森林保全』『植樹活動』といった環境保全活動や、福祉や地域医療の充実化に充当
- 「第7次寿都町総合振興計画（計画期間：2010年～2019年）」（平成22年）
  - …町営風力発電事業の収益を活用し、さまざまな分野での地域活性化を推進することを町の重要な施策として位置づける。
- 風力発電施設の増設及び蓄電池の併設（平成23年）
- 「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」の策定
  - …「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25法律第81号、以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）に基づき、「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」を策定し、町内3区域を「再生可能エネルギ

一発電設備の整備を促進する区域」(以降、「設備整備区域」という)に設定し、風力発電事業の導入・誘致を積極的に進めている。

なお、本町での再生可能エネルギーに関する取り組み(風力発電の積極的な情報発信、風力発電事業で売電収入の環境保全活動や、福祉や地域医療への充当)が評価され、平成21年度には、『新エネ百選』(経済産業省、NEDO<sup>注)</sup>)に選定された。

注) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

## ■寿都町における町営風力発電事業の位置づけ

本町の既設風力発電設備による平均的な年間発電量は約34GWh(11,000世帯分の電力)であり、その環境効果は年間約20,000トンの温室効果ガスを削減するものである。また、売電事業による収益は、海づくりとして磯焼け対策や、森林保全活動、まちづくりとして診療所の運営経費に充当しており、本町における地方創生の大きな財源となっている。人材の育成、インフラの維持にも寄与しており、本来は町内会で管理する街灯の電気料の全額助成、高校生の通学定期補助、医学部進学への奨学金、バス路線維持の為の補助事業などにも充当されている。

このように売電事業による収益は町民の生活を支える重要な事業となっている。

しかしながら、平成31年度から順次既設風力発電施設のFIT調達期間が終了を迎えるため、町としては、今後も環境保全や地域住民の福祉の向上に還元できる町独自の財源として、町営の風力発電事業の継続を強く望んでいる。

また、本町では、既設風力発電設備の導入にあたり、住民とは十分に合意形成を図っていること、売電収入を町の財源の一部としていることから、風力発電事業への理解が深い地域である。

加えて、北海道(後志総合振興局)では、「地域の良好な景観資源」として既設風力発電施設群が選定されていることから、住民の原風景として、風力発電設備がなくてはならないものとなっている。よって、風力発電事業の継続には、地域の住民にとっての原風景の保続と言う意味合いもある。

こういったことから、町営風力発電事業の実施は、風力発電事業設立当初から目標としている寿都町独自のエコサイクルの継続に寄与するものである。また、昨今、風力発電施設を廃止する自治体が多い中、再生可能エネルギーにより、継続的な地域経済の活性化を図り、地域共存型の再生可能エネルギー導入の維持、推進をするとともに、エネルギー自給率の向上と維持、温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業である。

本配慮書は、寿都町(以下、事業者)が実施予定の「(仮称)寿都町風力発電事業」の実施に際し、周辺環境の現状を把握し、予め環境に及ぼす影響の内容及びその程度について予測・評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、良好な環境の保全を図りつつ、事業の円滑な実施に資する資料を整備することを目的とする。

## 2.2 第一種事業の内容

### 2.2.1 第一種事業の名称

(仮称)寿都町風力発電事業

### 2.2.2 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

#### (1) 事業実施想定区域の設定根拠

##### (a) 「設備整備区域」による検討措置

「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」における「設備整備区域」※を検討対象エリアとした。(図2.2.2-1参照)

※農山漁村再生可能エネルギー法は、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図ることを目的とする。この法律に基づき、市町村は基本計画を策定し、設備整備区域を設定する。また、当該区域について国が認定することで、再生可能エネルギー発電設備の整備を農業上の再生利用が困難な土地に誘導することが可能になり、市町村の望ましい土地利用との整合性が図れ、原則転用不許可の第1種農地であっても、再生利用困難な荒廃農地等であれば、転用できるようになる等のメリットがある。(農林水産省HPを参考に記載)

##### (b) 社会インフラ整備状況等

図2.2.2-1に事業実施想定区域周辺の既設風力発電所及び社会インフラの整備状況を示す。

事業実施想定区域周辺における主要な道路として、一般国道229号線、一般道道9号寿都黒松内線の利用が可能な地域を念頭に候補地の絞り込みを行った。既存の道路等が整備されている地域においては、道路の拡幅等を行うことで改変面積等を低減することが可能であり、施工時の資材等の搬入路として適した環境であると考えられる。

##### (c) 複数案の事業実施想定区域の選定

「設備整備区域」及び「社会インフラ整備状況」を勘案し、以下の3か所の事業実施想定区域(案)を選定した。

複数案の事業実施想定区域(案)は下記の通りであり、その位置を図2.2.2-1に示す。

###### 【A案】

事業実施想定区域：北海道寿都郡寿都町字樽岸町建岩、寿都町字樽岸町樽岸、寿都町字湯別町下湯別、寿都町字湯別町上湯別

事業の実施が想定される面積：約110ha

###### 【B案】

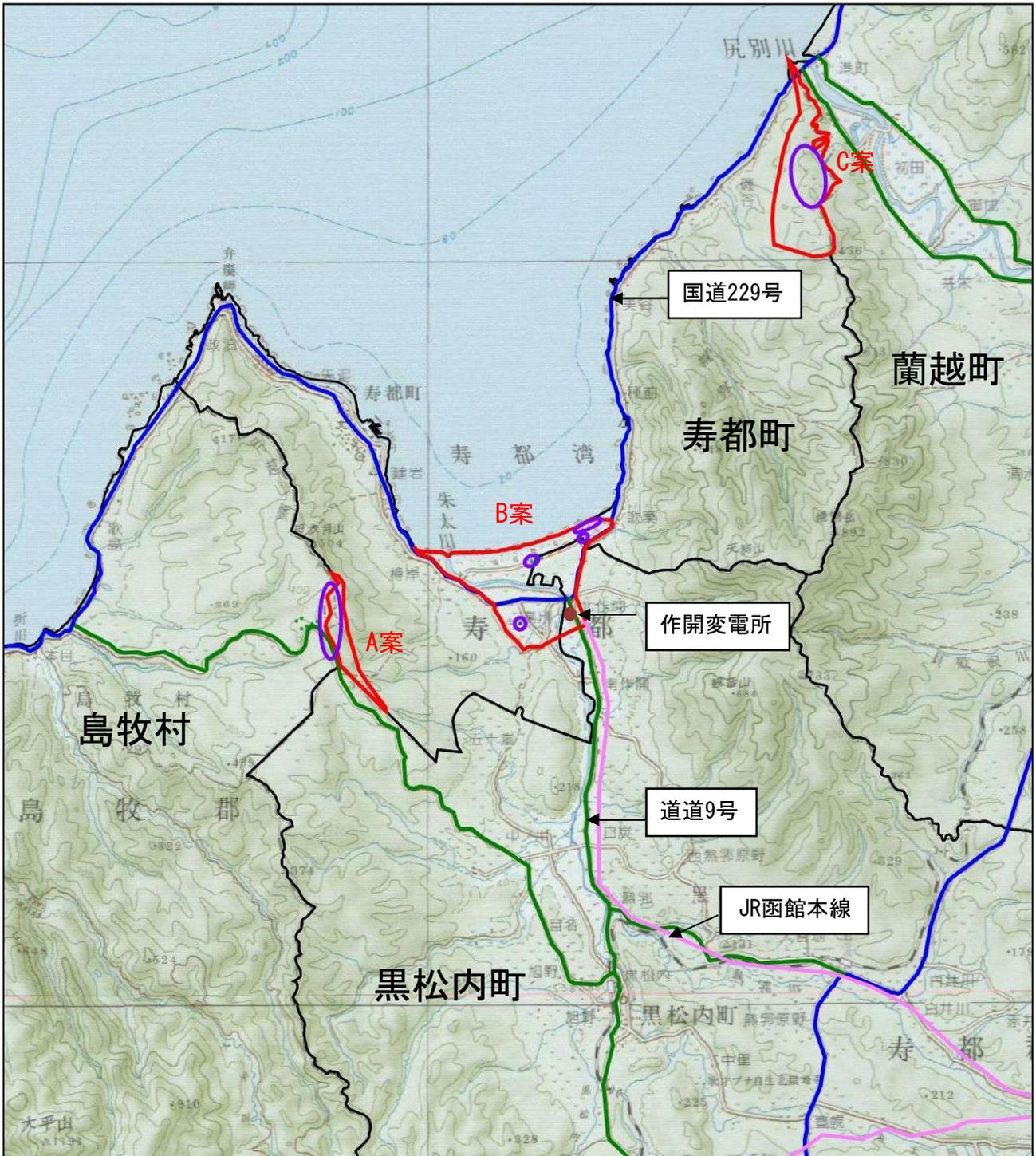
事業実施想定区域：北海道寿都郡寿都町字樽岸町建岩、寿都町字樽岸町樽岸、寿都町字樽岸町小川、寿都町字樽岸町浜中、寿都町字湯別町下湯別、寿都町字湯別町上湯別、寿都町字歌棄町歌棄、黒松内町字北作開

事業の実施が想定される面積：約675ha

###### 【C案】

事業実施想定区域：北海道寿都郡寿都町字磯谷町横澗、寿都町字磯谷町島古丹、寿都町字磯谷町能津登

事業の実施が想定される面積：約425ha



凡例

○ 設備整備区域

□ 事業実施想定区域

既設風力発電所凡例

- 風太風力発電所
- 風太風力第2発電所
- 寿の都風力発電所
- 寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所
- 島牧ウインドファーム

↘ 市町村界

● 変電所

↘ 既存送電線

↘ 国道

↘ 主要地方道

2000 0 1000 2000 4000 6000m 1:150000

図2.2.2-1 社会インフラの整備状況及び既存風力発電所位置図

出典等：「国土数値情報 行政区分」  
(国土数値情報サービス) を使用して作成した。

#### (d) 複数案の事業実施想定区域から事業実施想定区域への絞り込み

「(c)複数案の事業実施想定区域の選定」で選定した3か所の事業実施想定区域（案）から、事業特性、他民間事業者による風力発電計画等を勘案し、該当する懸念事項から事業実施想定区域の絞り込みを行った。

表2.2.1-1に懸念事項及び各事業実施想定区域（案）の比較を示す。

表 2.2.1-1 に懸念事項及び各事業実施想定区域（案）の比較

懸念事項	A 案	B 案	C 案
地域との合意形成の状況	△	○	△
事業採算の確実性	△	○	△
既存の輸送ルート	○	○	×
事業実施想定区域の面積	×	○	○
他民間風力発電事業の状況	×	△	×

○：懸念事項に該当しない

△：場合によっては懸念事項に該当する

×：懸念事項に該当する

#### ○地域との合意形成の状況

B案は、既設の町営風力発電所が含まれる地域であり、地域住民との合意形成が図られ、町営風力発電事業への理解が得られやすい。また、これまで当該エリアで事業が成立していることから、事業採算性が見込める。

一方、A案及びC案については、既設の風力発電機がそのエリア内には存在しておらず、周辺住民への理解に一からの努力が必要な地域である。

#### ○事業採算の確実性

A案及びC案については、既設の風力発電機がそのエリア内には存在しておらず、事業の採算性の観点からは、不確実性が多く存在する。

一方、B案については、当該エリア内で既設の平成15年から町営風力発電事業が展開されていることから、事業の採算性について、確実に採算が見込める地域である。

#### ○既存の輸送ルート

A案及びB案については、既存の道路を利用した輸送ルートの確保が可能である。

一方、C案については、既存の輸送ルートが存在せず、輸送に当たっては大規模な造成工事が必要となる可能性がある。

#### ○事業実施想定区域の面積

B案及びC案については、本事業が計画する「2,000kW～3,500kW×最大14基」の発電規模を確保する事業面積を有するが、A案については、想定されている「2,000kW～3,500kW×最大14基」の発電事業の規模を有することは困難である。

## ○他民間風力発電事業の状況

後述する「2.2.8(3) 周辺における風力発電事業について」に記載の通り、A案及びC案の近隣では他民間事業による風力発電事業が計画されているため、当該案で町営風力発電事業を検討する場合には、累積的影響を検討する必要がある。しかしながら、現時点では、累積的影響の検討手法は十分に確立されていない。一方、B案は事業実施想定区域が広域であるため、A案、C案に比較すると累積的影響を低減できる可能性が見込まれる。

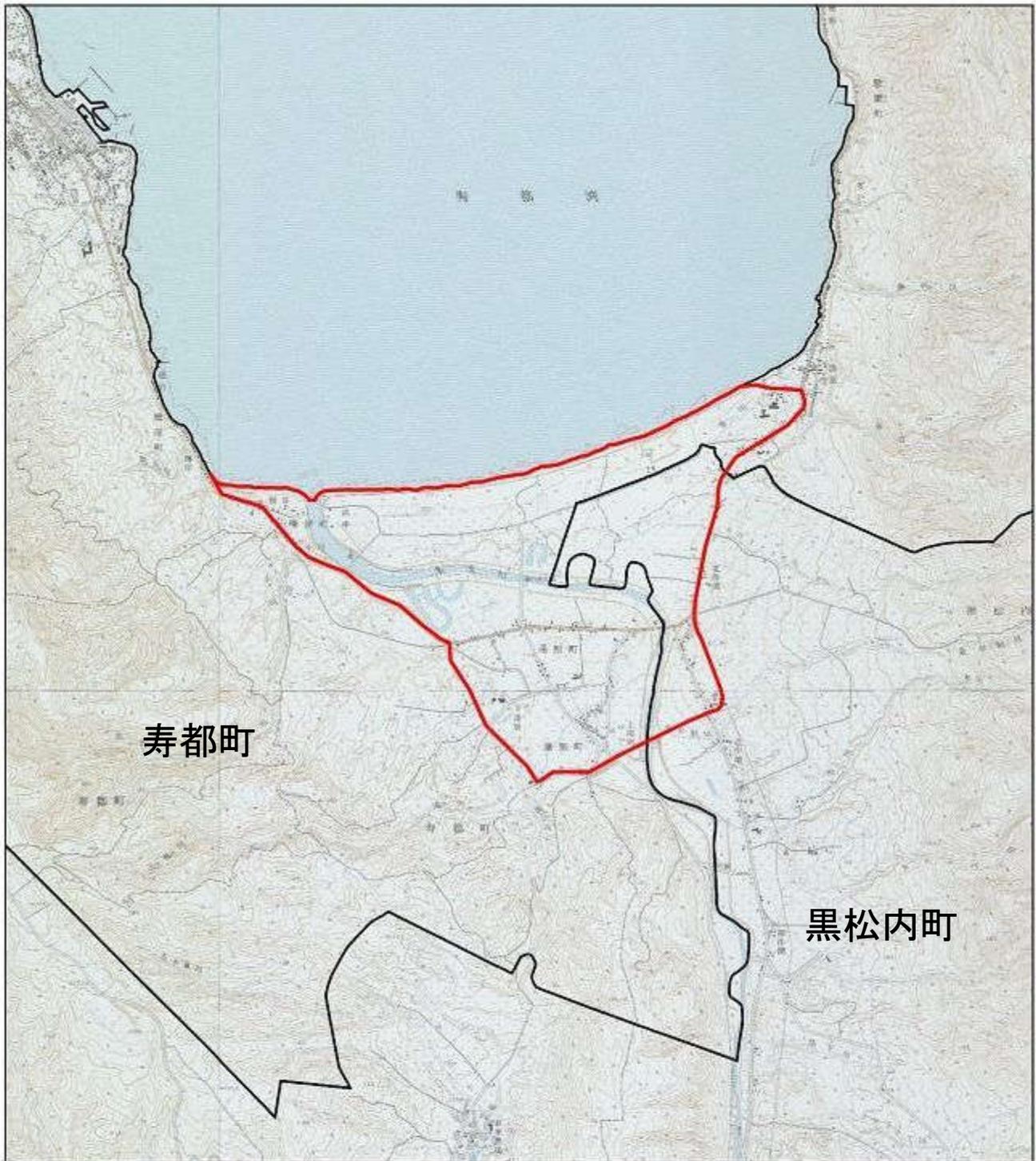
検討した結果、A案及びC案については、懸念事項に「該当する」もしくは、「場合によっては該当する」となった。一方、B案については、「他民間発電事業の状況」で「場合によっては該当する」としているが、それ以外の懸念事項について、「該当しない」となっており、選定された事業実施想定区域（案）について、事業規模の確保や事業の採算性等の観点から最も優位であると考えられる。よって、3か所の事業実施想定区域（案）からB案を抽出することとした。

### (2) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

事業実施想定区域：北海道寿都郡寿都町字樽岸町建岩、寿都町字樽岸町樽岸、寿都町字樽岸町小川、寿都町字樽岸町浜中、寿都町字湯別町下湯別、寿都町字湯別町上湯別、寿都町字歌棄町歌棄、黒松内町字北作開

事業の実施が想定される面積：約675ha

図 2.2.2-2 に事業実施想定区域の位置等を示す。



道南地方拡大図



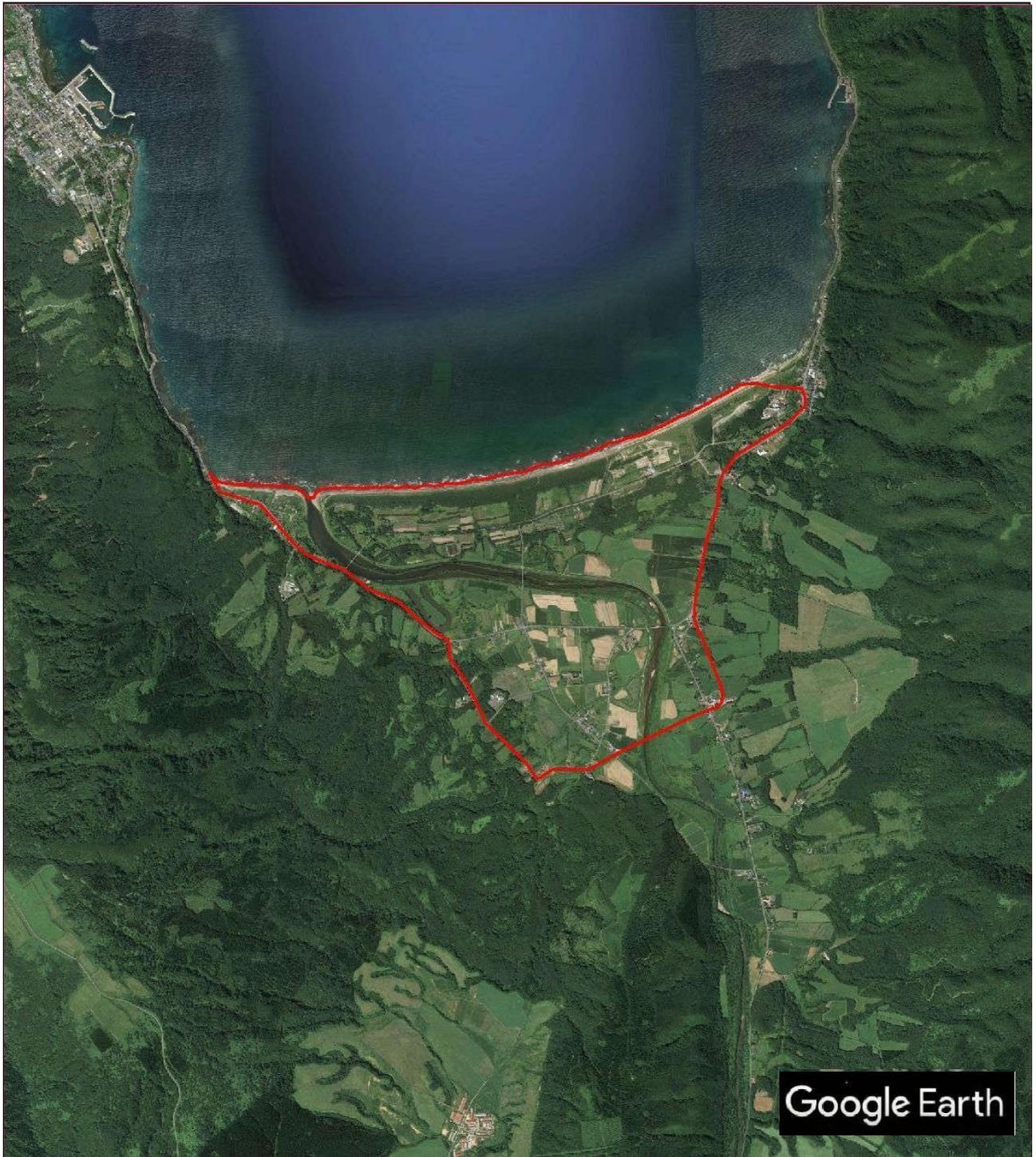
事業実施想定区域

市町村界



図2.2.2-2(1) 事業実施想定区域図

出典等：「国土数値情報 行政区分」  
 (国土数値情報サービス) を使用して作成した。



 事業実施想定区域

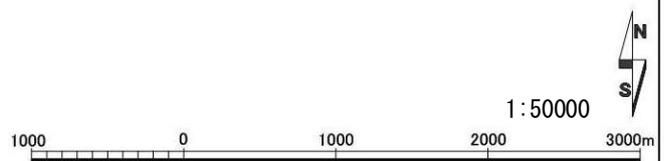


図2.2.2-2(2) 事業実施想定区域図(空中写真)

出典等:「Google Earth」を使用して作成した。

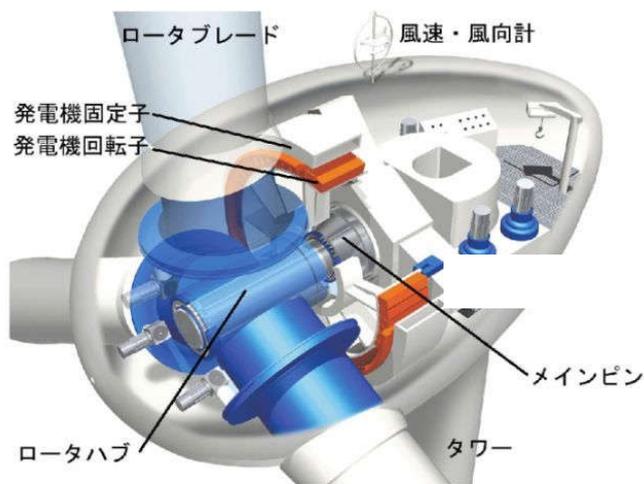
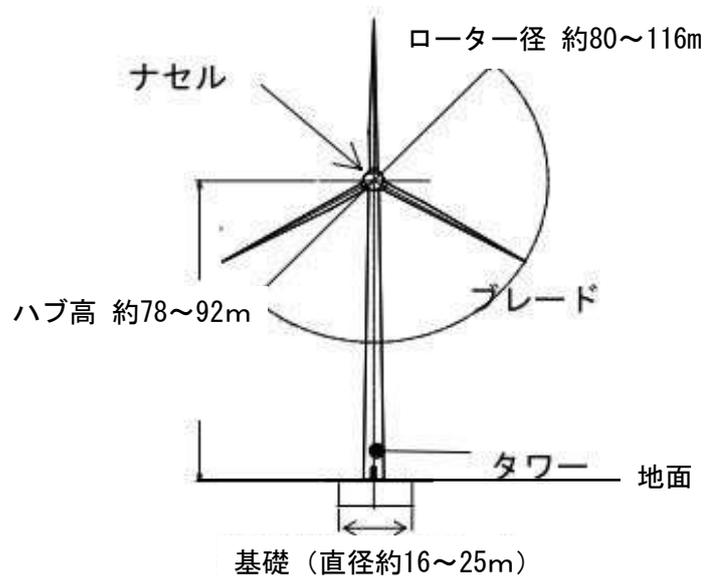
## 2.2.3 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

### (1) 発電機

設置する発電機の概要（予定）は、表2.2.3-1、図2.2.3-1に示すとおりである。

表2.2.3-1 設置する風力発電機の概要（予定）

項目	諸元
発電機出力（定格）	約2,000kW～約3,500kW
ブレード枚数	3枚
ローター径	約80～116m
ハブ高	約78～92m
高さ	約118～150m



ナセル（発電機）透視図

図2.2.3-1 設置する風力発電機の概要（予定）

## (2) 変電施設

現在検討中である。

## (3) 送電線

現在検討中である。

## (4) 系統連系地点

現在検討中である。

## (5) 主要な交通ルート

風力発電機の輸送にあたっては、隣町の岩内港で水揚げし、一般国道229号線を利用して本町に輸送する予定である（図2.2.3-2参照）。

ただし、以上の主要な交通ルートは、今後の詳細な検討や調査結果により変更する可能性があることを付記しておく。

### 2.2.4 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

風力（陸上）

### 2.2.5 第一種事業により設置される発電所の出力

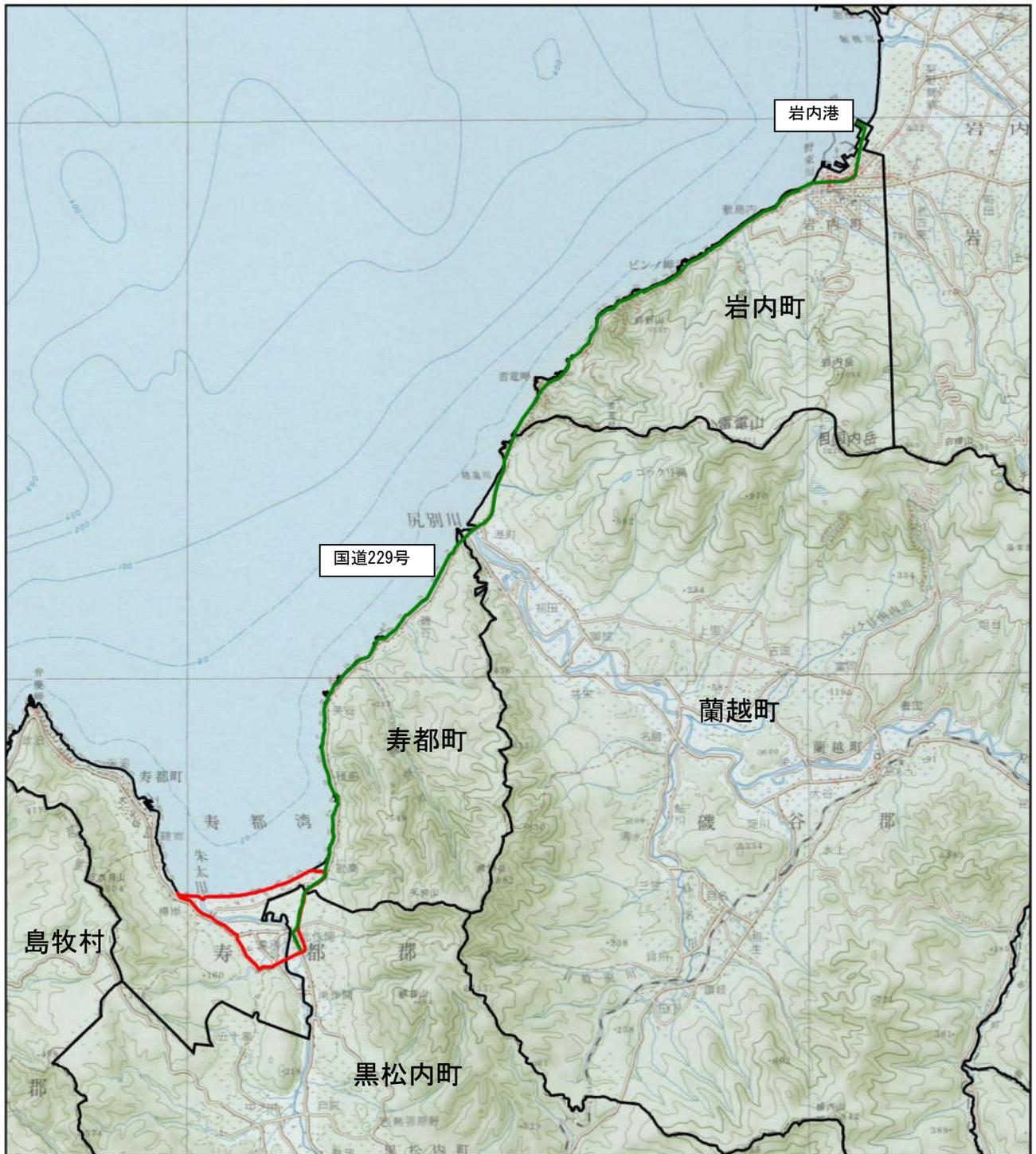
最大49,000kW程度（2,000kW×24基～3,500kW×14基程度を想定）

### 2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

現在、風況の状況、関係機関との各種調整等を実施中であり、配置についてはこれらの結果を踏まえて検討する。

### 2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要

工事開始時期は平成34年度末から順次行うことを予定している。終了時期は現在、検討中である。ただし、工事期間については、一般的な工事であることから、概ね2年程度であると想定している。



— 一般国道229号  
 事業実施想定区域  
↘ 市町村界



**図2.2.3-2 資機材運搬ルート図**

出典等：「国土数値情報 緊急輸送道路」  
 (国土情報サービス) を使用して作成した。

## 2.2.8 その他の事項

### (1) 複数案の設定について

本事業における事業実施想定区域は、「2.2.2(1) 事業実施想定区域の設定根拠」に基づいて複数案の事業実施想定区域から絞り込んだものである。

一方で、現時点では関係機関との調整や許認可等が進んでいない段階であるため、具体的な機種を選定、配置等の設定は行えない。従って、「配置・構造に関する複数案」の設定は行わなかった。

今後の環境影響評価手続きにおいては、事業の熟度を高めることにより、環境に配慮した配置、構造等の検討を行うことで、本事業による重大な環境影響の回避、低減が可能であると考ええる。

### (2) ゼロ・オプションの検討について

本事業は、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に準じて事業を実施することを前提としており、ゼロ・オプションについての検討は非現実的であると考えられるため、検討は行わなかった。

### (3) 周辺における風力発電事業について

「2.2.2(1) 事業実施想定区域の設定根拠」で選定されたA案～C案の事業実施想定区域(案)の周辺における既設風力発電所及び計画中の風力発電事業を図2.2.8-1に示す。

寿都町では、既設風力発電所として、「風太風力発電所」、「風太風力第2発電所」、「寿の都風力発電所」、「寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所」が存在する。また、計画中の風力発電事業として、日本風力開発株式会社が建設を計画する「(仮称)月越原野風力発電事業」及び尻別風力開発株式会社が建設を計画する「(仮称)尻別風力発電事業」が存在する。

なお、本事業としては、「2.2.2(1) 事業実施想定区域の設定根拠」に示す、B案を事業実施想定区域として抽出した。

事業実施想定区域周辺の既設風力発電所及び計画中の風力発電所の諸元を表2.2.8-1に示す。

表 2.2.8-1(1) 事業実施想定区域周辺の既設風力発電所

発電所名	設置者	基数	定格出力(kW)	運転開始
寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所	寿都町	1	230	1999年4月
寿の都第1風力発電所	〃	2	1,200	2003年2月
寿の都第2風力発電所	〃	1	600	2003年2月
風太風力発電所(1～5号機)	〃	5	9,950	2007年12月
風太風力発電所(6～7号機)	〃	2	4,600	2011年2月
島牧ウィンドファーム	電源開発(株)	6	4,500	2000年6月

表 2. 2. 8-1(2) 事業実施想定区域周辺の計画中の風力発電所

発電所名	設置者	基数	定格出力 (kW)	運転開始(予定)
尻別風力発電所	風力開発㈱	6	12,000	2019年12月
月越原野風力発電所	日本風力開発㈱	25	50,000	未定



凡例

- 風太風力発電所
- 風太風力第2発電所
- 寿の都風力発電所
- 寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所
- 島牧ウインドファーム

■ 計画中の風力発電事業  
((仮称)尻別風力発電事業)

■ 計画中の風力発電事業  
((仮称)月越原野風力発電事業)

□ 事業実施想定区域

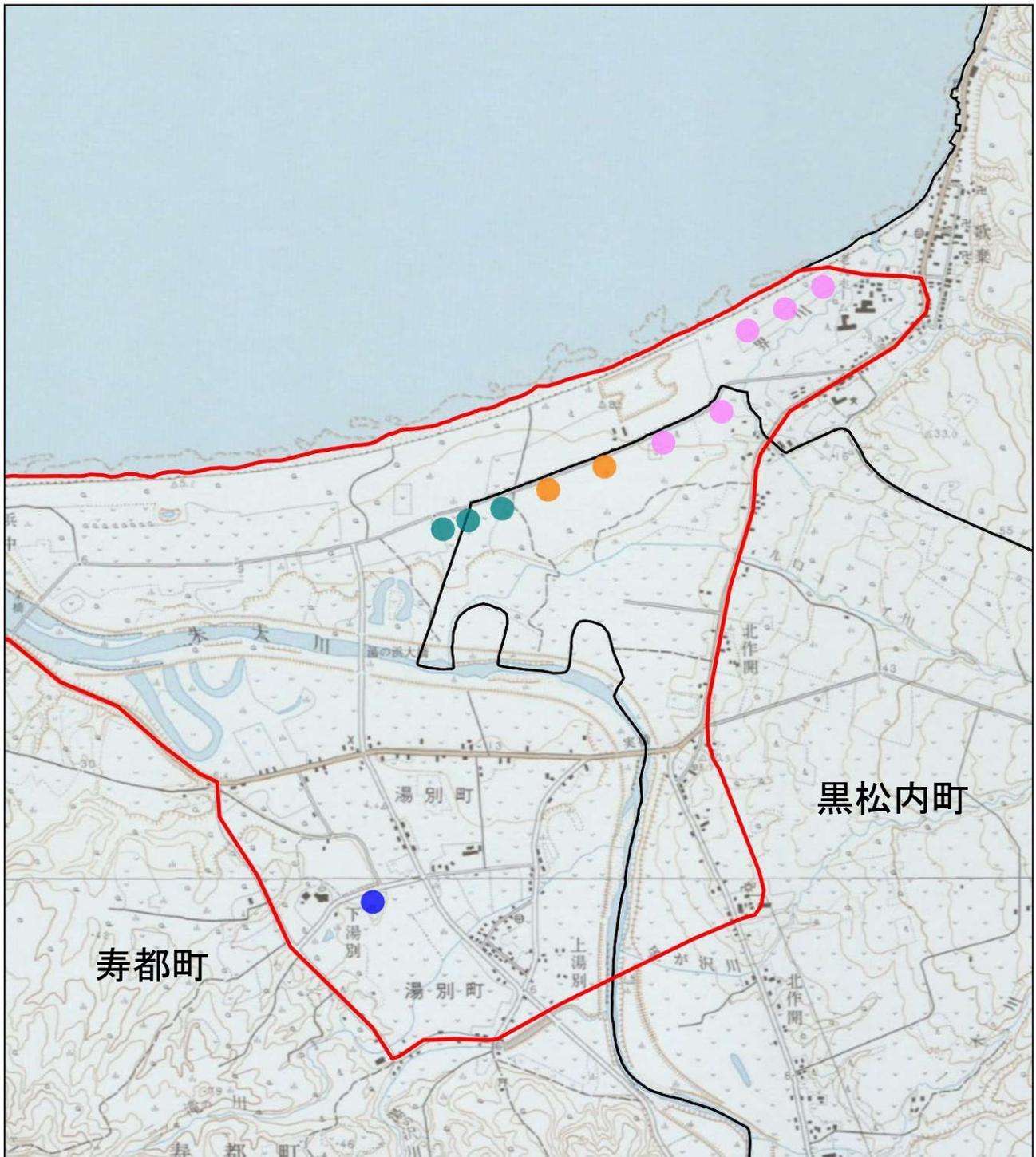
▽ 市町村界

2000 0 1000 2000 4000 6000m 1:150000



図2.2.8-1(1) 事業実施想定区域(案)周辺における風力発電事業

出典等：日本風力開発株式会社ホームページ(各環境影響評価図書縦覧期間中)を参考に作成した。



凡例

- 風太風力発電所
- 風太風力第2発電所
- 寿の都風力発電所
- 寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所

□ 事業実施想定区域

市町村界

1:25000

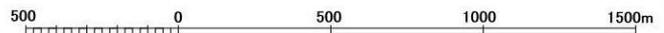


図2.2.8-1(2) 事業実施想定区域(案)周辺における風力発電事業(既存風車周辺拡大図)

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

関係地域は、事業により環境影響が想定される寿都郡寿都町及び黒松内町とした。

事業実施想定区域及びその周囲の概況における調査範囲設定の考え方を表3-1に示す。

事業実施想定区域及びその周囲の概況では、事業実施想定区域を包括し、かつ住居等の分布状況及び幹線道路からのアクセスを考慮し設定した範囲を「基本的な調査対象範囲」とした。

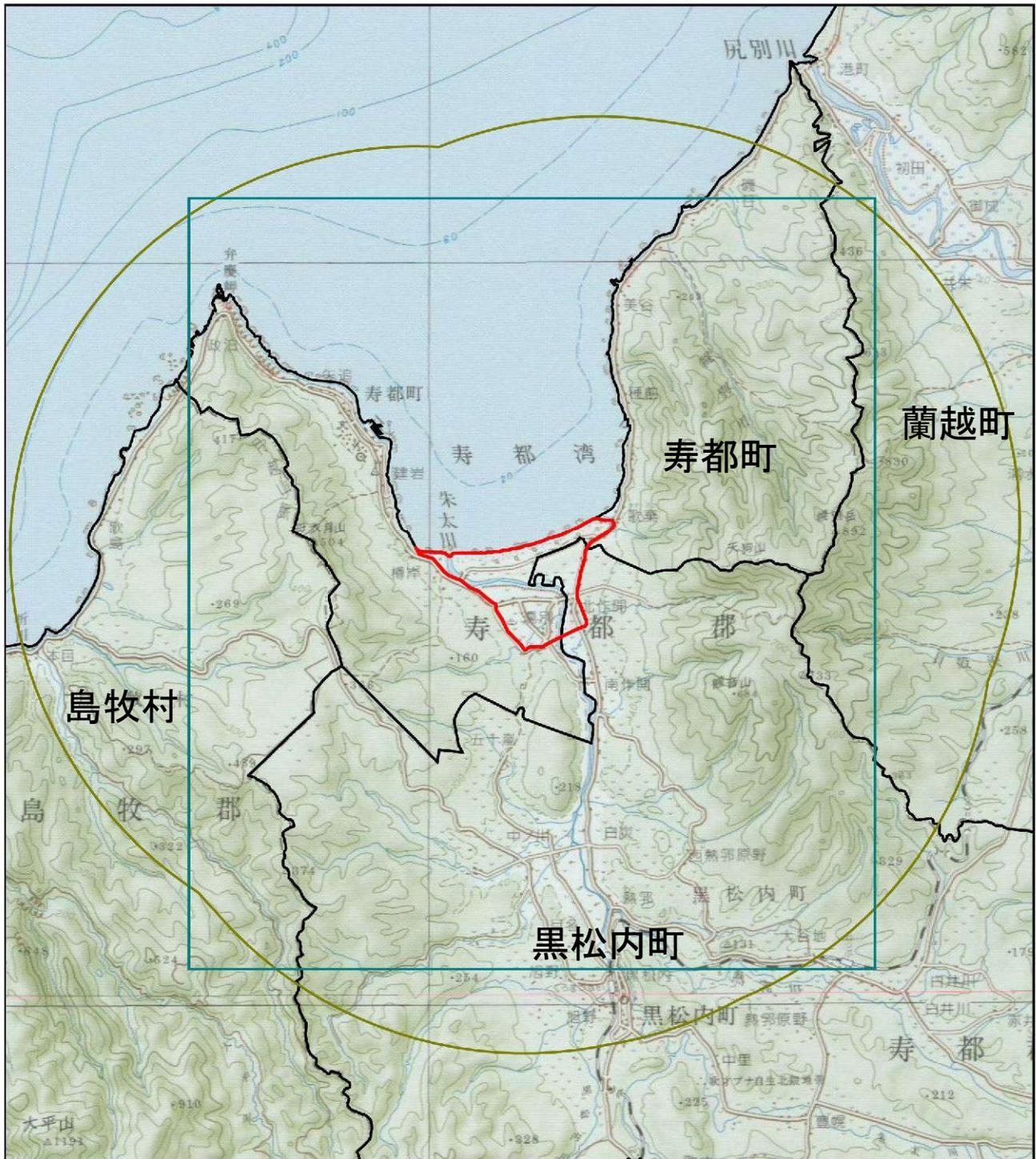
ただし、動植物の生息又は生育の状況に関する項目（植生、生態系を除く）については、調査に用いる既存資料等により抽出できる範囲が異なるため、「3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」にて整理した。同様に、社会的状況の一部の項目についても、調査に用いる統計資料等により抽出できる範囲が異なるため、「3.2 社会的状況」にて整理した。

また、景観の状況については広域的な状況を把握するため、図3-1に示す「事業実施想定区域より半径10km圏内」相当を「基本的な調査対象範囲（景観）」とした。

表 3-1 事業実施想定区域及びその周囲の概況における調査範囲設定の考え方

本文中の名称	調査項目	調査範囲	調査範囲設定の考え方
基本的な調査対象範囲	下記を除く自然的状況、社会的状況に関する項目	事業実施想定区域より半径 5km 圏内相当とする	事業実施想定区域を包括し、かつ住居等の分布状況及び一般国道を含む幹線道路からのアクセスを考慮し設定した範囲
基本的な調査対象範囲（動植物）	動植物の生息又は生育の状況に関する項目（植生、生態系を除く）	「3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」に整理	
基本的な調査対象範囲（景観）	景観の状況	事業実施想定区域より半径 10km 圏内相当とする	風車の高さを 150m とし、垂直見込角 1.0 度 <sup>注)</sup> を考慮し設定した範囲
基本的な調査対象範囲（その他）	人口及び産業、下水道の整備、廃棄物の状況、環境保全を目的とした規制及び施策の内容	「3.2 社会的状況」に整理	

注) 「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 23 年 3 月、環境省）では、「人間の視力で対象をはっきりと識別できる見込角の大きさについて、一般的には 1~2 度が用いられている。」としている。地上高 150m の風車の垂直見込角 1.0 度では約 8600m であるが、より広範囲への影響を考慮し、事業実施想定区域より半径 10km 圏内とした。



基本的な調査対象範囲  
 (事業実施想定区域から半径5km圏内が含まれる範囲)

基本的な調査対象範囲(景観)  
 (事業実施想定区域から半径10km圏内)

事業実施想定区域

市町村界

1:150000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図 3-1 基本的な調査対象範囲図

出典等：「国土数値情報 行政区域」、(国土情報サービス) を使用して作成した。

### 3.1 自然的状況

#### 3.1.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況

##### (1) 気象

基本的な調査対象範囲では寿都特別地域気象観測所において地上気象が観測されている。当該観測所の位置を表3.1.1-1及び図3.1.1-1に、地上気象観測の平年値を表3.1.1-2に示す。

寿都特別地域気象観測所の年平均気温は8.6℃、平均風速は4.2m/s、平均最大風速は14.4m/s、最多風向は4月～10月が南南東、11月～3月が北西となっている。また、降雪量は77.4cmとなっている。

なお、局所風況マップ（NEDOが運営するホームページ 閲覧日：平成29年10月30日）によると、事業実施想定区域における地上高70mの風速区分（年平均風速）は7.0m/s以上に属し、上空の風速が安定して高いことを示している。地上高70mにおける平均風速を図3.1.1-2に示す。

表3.1.1-1 気象官署等の位置

名称	所在地	緯度・経度	標高
寿都特別地域気象観測所	寿都郡寿都町新栄町	北緯42° 47.7'、東経140° 13.4'	33m

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁）

（URL：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html>、閲覧日：平成29年10月30日）

表3.1.1-2 地上気象観測結果（寿都特別地域気象観測所）（平年値）

	降水量 (mm)	気温			風向・風速(m/s)				日照 時間 (h)	降雪(cm)	
		平均	最高	最低	平均 風速	最多 風向	最大 風速	最大瞬間 風速		合計	最深 積雪
資料年数	30	30	30	30	30	21	2	2	30	30	30
1月	112.1	-2.4	-0.3	-4.9	4.4	北西	15.1	25.7	29.7	169	58
2月	78	-2.1	0.1	-4.6	4.7	北西	18.7	30.2	46.6	134	71
3月	58.9	1	3.5	-1.8	4.4	北西	18.2	30.9	112.6	79	54
4月	57	6.4	10	2.8	4.8	南南東	14.8	25.1	170.7	6	8
5月	68.4	11	15.1	7.3	4.2	南南東	14.9	24.1	192.5	---	---
6月	51.9	14.9	18.8	11.8	4.2	南南東	12.7	21.8	181.4	---	---
7月	88.4	18.9	22.3	16.4	3.6	南南東	11.8	19.3	155.9	---	---
8月	125.7	21.1	24.5	18.4	3.3	南南東	10.3	23.5	162.8	---	---
9月	137.7	17.8	21.3	14.3	3.7	南南東	11.8	20.6	156.6	---	---
10月	136.2	11.9	15.4	8.2	3.8	南南東	16.0	25.6	127.7	0	0
11月	142.3	5.3	8.3	2.1	4.1	北西	12.4	21.0	55.4	33	10
12月	120.6	-0.1	2.2	-2.7	4.7	北西	15.6	24.8	29.4	121	31
平均	110.2	8.6	11.8	5.6	4.2	---	14.4	24.4	118.4	77.4	33.1

出典：「過去の地点気象データ・ダウンロード」

（URL：<http://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/>、閲覧日：平成29年10月30日）

※平均気温、最高気温、最低気温は統計期間中の各月の平均値、最高値、最低値を示す

※資料年数は昭和56年～平成22年の30年間

※最多風向は統計期間中の各月の最多値、最大風速は平成20年6月から平成22年1月、瞬間最大風速は平成19年12月から平成22年1月までの最大、瞬間最大風速を示す。

※日照時間、降雪は統計期間中の各月の平均値を示す。



**凡例**

● 気象観測所

□ 事業実施想定区域

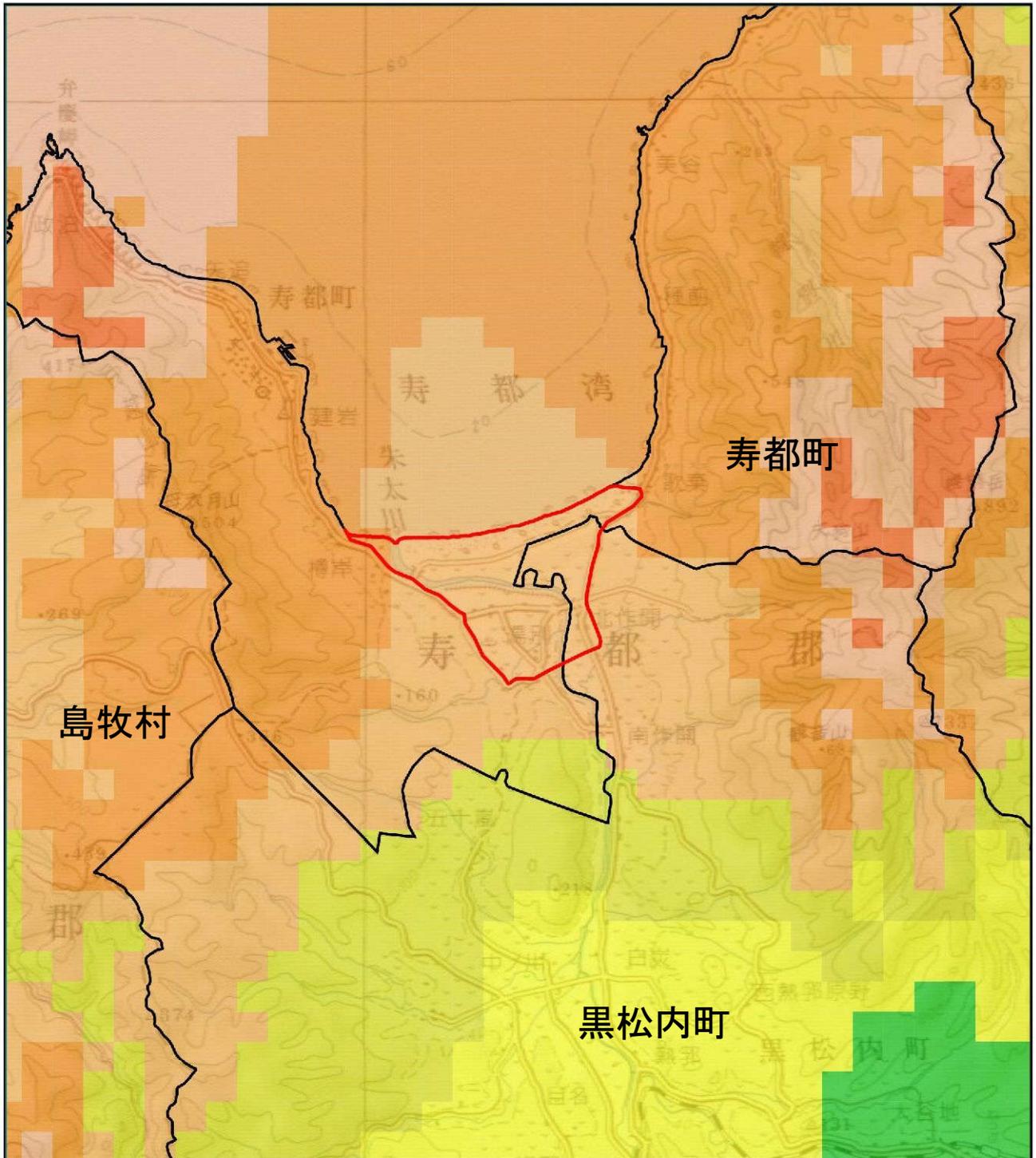
↘ 市町村界

1:100000  
N  
S

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図 3.1.1-1 気象官署等位置図

出典等：「地域気象観測所一覧」を参考に作成した。  
(気象庁，平成29年10月30日現在)



**地上高70mの風速区分**

- 5.0m/s～5.5m/s未満
- 5.5m/s～6.0m/s未満
- 6.0m/s～6.5m/s未満
- 6.5m/s～7.0m/s未満
- 7.0m/s～7.5m/s未満
- 7.5m/s～8.0m/s未満
- 8.0m/s～8.5m/s未満
- 8.5m/s～9.0m/s未満
- 9.0m/s～9.5m/s未満

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界



1:100000

図 3.1.1-2 基本的な調査対象範囲の風速区分  
(地上高70m)

出典等：「局所風況マップ(NEDO)」を使用して作成した。

## (2) 大気質

基本的な調査対象範囲においては、「環境基本法」及び「大気汚染防止法」に基づく環境基準の評価の対象となる一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局は設置されておらず、大気質測定は実施されていない。

そのため、参考として、事業実施想定区域に最寄りの測定局となる豊浦小学校及び勝納の位置を図3.1.1-3に、その測定概要を表3.1.1-3に整理した。

表3.1.1-3 事業実施想定区域に最寄りの一般環境大気測定局における測定概要

名称	所在地	緯度経度	事業実施想定区域からの距離	標高	測定項目
豊浦小学校	豊浦町船見町102 豊浦小学校横	北緯42° 35.6′ 東経140° 42.51′	南東約40km	30m	・二酸化硫黄 ・一酸化窒素及び窒素酸化物 ・二酸化窒素
勝納	小樽市勝納町10-1 小樽市消防署 屋上/3F	北緯43° 10.55′ 東経141° 1.19′	北東約75km	17m	・二酸化硫黄 ・一酸化窒素及び窒素酸化物 ・二酸化窒素 ・SPM ・PM2.5

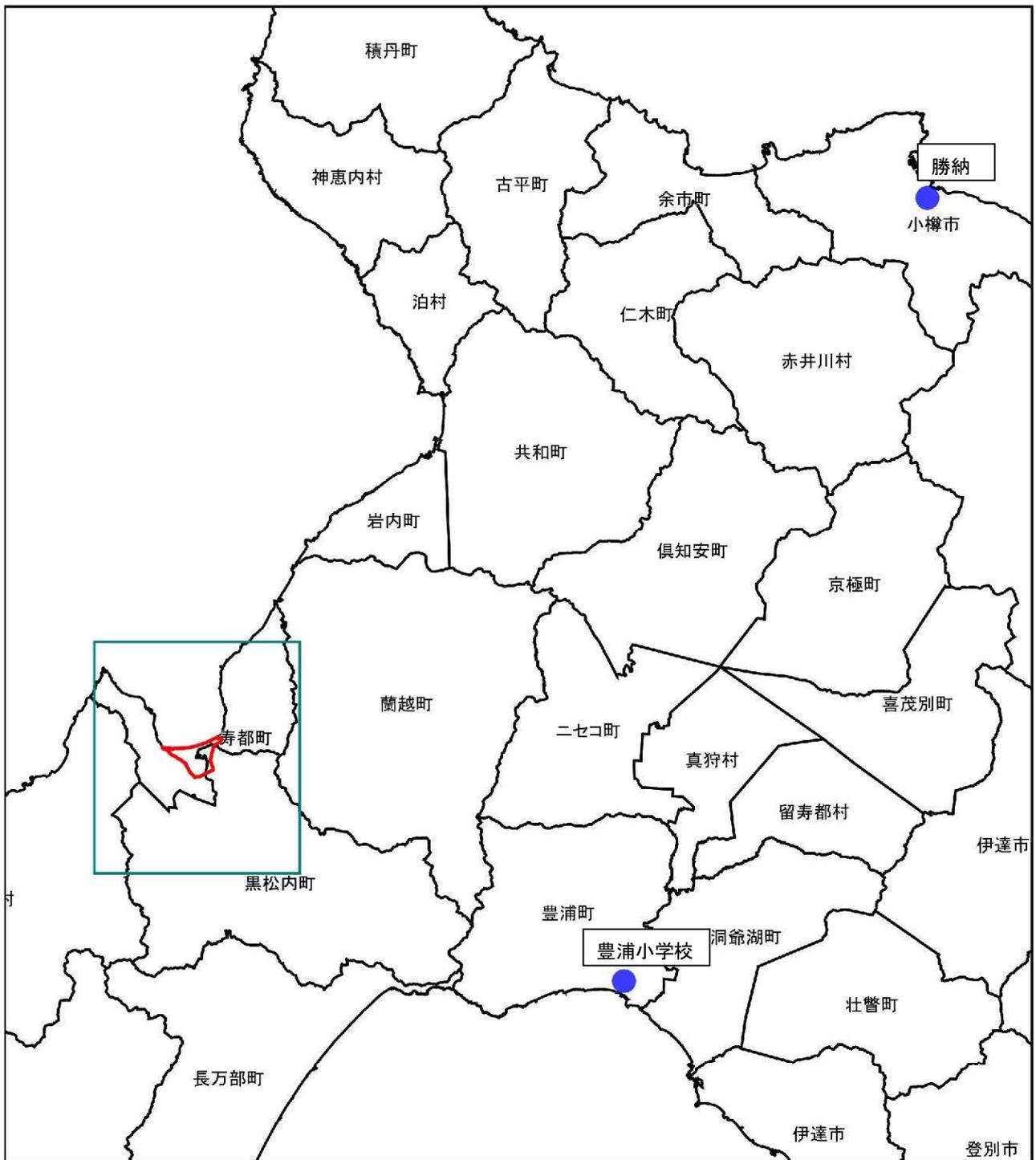
出典等：

「北海道の大気環境（平成27年度(2015)測定結果 第53報）」（北海道環境生活部、平成29年8月）

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>、閲覧日：平成29年10月30日)

「大気環境測定局データのダウンロード」（(独立行政法人国立環境研究所)

(URL：[https://www.nies.go.jp/igreen/tm\\_down.html](https://www.nies.go.jp/igreen/tm_down.html)、閲覧日：平成29年10月30日)



**凡例**

● 大気測定局

□ 事業実施想定区域

□ 基本的な調査対象範囲  
(事業実施想定区域から半径5km圏内相当)

↘ 市町村界

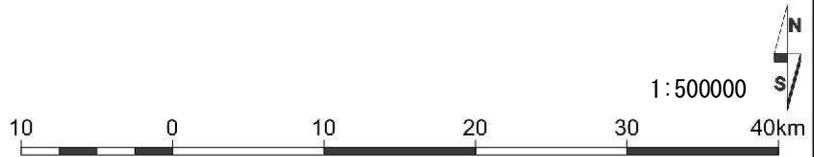


図 3.1.1-3 事業実施想定区域に最寄りの一般環境大気測定局の位置

出典等：「北海道の大気環境（平成27年度(2015)測定結果 第53報）」を使用して作成した。

### (a) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

事業実施想定区域に最寄りの二酸化硫黄の測定局は豊浦小学校である。

二酸化硫黄に関する平成27年度の測定結果を表3.1.1-4に示す。

平成27年度の二酸化硫黄の年平均値は0.003ppm、日平均値の2%除外値は0.005ppm、1時間値の最高値は0.013ppmとなっており、環境基準に適合している。

表3.1.1-4 大気質測定結果 (二酸化硫黄 平成27年度)

区分	町名	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の評価
						(時間)	(%)	(日)	(%)					
一般局	豊浦町	豊浦小学校	366	8,752	0.003	0	0.0	0	0.0	0.013	0.005	○	0	○

<環境基準>  
 短期的評価：1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。  
 長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。  
 ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく不適合。

出典等：「北海道の大気環境 (平成27年度(2015)測定結果 第53報)」(北海道環境生活部、平成29年8月)

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>、閲覧日：平成29年10月30日)

### (b) 窒素酸化物

#### ①一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NO+NO<sub>2</sub>)

事業実施想定区域に最寄りの一酸化窒素及び窒素酸化物の測定局は豊浦小学校である。

一酸化窒素及び窒素酸化物に関する平成27年度の測定結果を表3.1.1-5に示す。

平成27年度の一酸化窒素の年平均値は0.003ppm、日平均値の年間98%値は0.011ppm、1時間値の最高値は0.091ppmとなっている。また、窒素酸化物の年平均値は0.008ppm、日平均値の年間98%値は0.025ppm、1時間値の最高値は0.120ppmとなっている。

なお、一酸化窒素及び窒素酸化物に係る環境基準は設定されていない。

#### ②二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

事業実施想定区域に最寄りの二酸化窒素の測定局は豊浦小学校である。

二酸化窒素に関する平成27年度の測定結果を表3.1.1-6に示す。

平成27年度の二酸化窒素の年平均値は0.005ppm、日平均値の年間98%値は0.014ppm、1時間値の最高値は0.046ppmとなっており、環境基準に適合している。

表3.1.1-5 大気質測定結果（一酸化窒素及び窒素酸化物 平成27年度）

区分	町名	測定局	有効測定 日数	測定時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )			
					年平均値	1時間値 の最高 値	日平均 値の年 間98%値	年平均 値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO <sub>2</sub> / (NO+NO <sub>2</sub> )
					(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
一般局	豊浦町	豊浦小学校	366	8,748	0.003	0.091	0.011	0.008	0.120	0.025	63.2

出典等：「北海道の大気環境（平成27年度(2015)測定結果 第53報）」（北海道環境生活部、平成29年8月）

(URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm、閲覧日：平成29年10月30日)

表3.1.1-6 大気質測定結果（二酸化窒素 平成27年度）

区分	町名	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間 値の最 高値	1時間値が 0.2ppmを 超えた時 間数とそ の割合		1時間値が 0.1ppm以 上0.2pp m以下の 時間数と その割合		日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数とそ の割合		日平均 値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数と その割 合		日平均 値の年 間98% 値	98%値 評価に よる日 平均値 が0.06 ppmを 超えた 日数	環境基 準 の 評価
							(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
							(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)			
一般局	豊浦町	豊浦小学校	366	8,748	0.005	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	○

<環境基準>  
1日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

出典等：「北海道の大気環境（平成27年度(2015)測定結果 第53報）」（北海道環境生活部、平成29年8月）

(URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm、閲覧日：平成29年10月30日)

### (c) 微小粒子状物質 (PM2.5)

事業実施想定区域に最寄りの微小粒子状物質の測定局は勝納である。

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する測定結果を表3.1.1-7に示す。

勝納測定局におけるPM2.5の年平均値は $8.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は $21.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、長期基準、短期基準ともに環境基準に適合している。

表3.1.1-7 大気質測定結果 (微小粒子状物質 平成27年度)

町名	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			(日)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(日)	(%)
小樽市	勝納	住	365	8.0	21.4	0	0.0

<環境基準>  
長期基準に関する評価は、1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。  
短期基準に関する評価は、1日平均値の98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。  
この両者のいずれかを満足しない場合は、未達成。

出典等：「北海道の大気環境 (平成27年度(2015)測定結果 第53報)」(北海道環境生活部、平成29年8月)

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>、閲覧日：平成29年10月30日)

### (d) ダイオキシン類 (大気環境)

「北海道環境白書'16」(北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年3月 (ULR：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo\\_top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm)、閲覧日：平成29年10月30日)によると、基本的な調査対象範囲においては、大気質に係るダイオキシン類調査 (一般環境調査・固定発生源調査・浴道調査) は実施されていない。

### (e) 苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における大気汚染に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。

そのため、参考として、北海道全域における大気汚染に係る発生源別苦情受理件数を表3.1.1-8に示す。

道内における苦情件数は299件であり、会社・事業所以外(個人)に起因するものが153件と最も多くを占めている。会社・事業所関係に限ると、製造業に起因する苦情件数が多く、34件となっている。

表3.1.1-8 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成27年度）

発生源		件数
農業		2
林業		—
漁業		1
鉱業		8
建設業		25
製造業		34
電気・ガス・熱供給・水道業		1
情報通信業		—
運輸業		7
卸売・小売業		3
金融・保険業		—
不動産業		—
飲食店、宿泊業		4
医療、福祉		1
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		1
サービス業(他に分類されないもの)		27
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		12
会社・事業所以外	個人	153
	その他	6
	不明	14
合計		299

出典等：「平成27年度公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会、平成28年11月）

(URL：[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27\\_index.html](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27_index.html)、閲覧日：平成29年10月30日)

### (3) 騒音等

#### (a) 騒音（一般環境騒音）

「騒音・振動に関する規制」（北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年5月1日現在、（URL：[/www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm)、閲覧日：平成29年10月30日）によると、基本的な調査対象範囲においては、「騒音規制法」に基づく規制地域は指定されていない。そのため、工場・事業場、建設作業の届出受理、立入検査及び指導等の実務や騒音の測定は行われていない。

#### (b) 騒音（自動車交通騒音）

「騒音・振動に関する規制」（北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年5月1日現在、（URL：[/www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm)、閲覧日：平成29年10月30日）によると、基本的な調査対象範囲においては、「騒音に係る環境基準」の評価の対象となる自動車騒音常時監視測定局は設置されていない。

参考として、事業実施想定区域に最寄りの測定地点は岩内町の国道229号であり（図3.1.1-4参照）、「平成28年度道路別評価状況」（平成30年、北海道環境生活部環境局環境政策課）によると、平成28年度の測定結果では、当該道路の近接空間及び非近接空間ともに環境基準を満たしている。

#### (c) 超低周波音

基本的な調査対象範囲における超低周波音の状況については、調査を実施したが情報を得られなかった。



凡例

● 自動車騒音測定地点

□ 事業実施想定区域

□ 基本的な調査対象範囲  
(事業実施想定区域から半径5km圏内相当)

↘ 市町村界

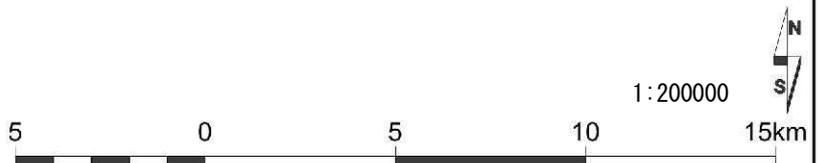


図 3.1.1-4 事業実施想定区域に最寄りの自動車交通騒音測定地点  
出典等：「騒音・振動に関する規制」（平成30年、北海道環境生活部環境局環境政策課）を使用して作成した。

#### (d) 苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における騒音に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。

そのため、参考として、北海道全域における騒音に係る発生源別苦情受理件数を表3. 1. 1-9に示す。

道内における苦情件数は335件であり、建設業に起因するものが91件と最も多くを占めている。次いで会社・事業所以外(その他)が63件となっている。

表3. 1. 1-9 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成27年度）

発生源		件数
農業		1
林業		—
漁業		—
鉱業		2
建設業		91
製造業		18
電気・ガス・熱供給・水道業		1
情報通信業		1
運輸業		10
卸売・小売業		8
金融・保険業		—
不動産業		1
飲食店、宿泊業		34
医療、福祉		9
教育、学習支援業		4
複合サービス事業		5
サービス業(他に分類されないもの)		39
公務(他に分類されないもの)		1
分類不能の産業		11
会社・事業所以外	個人	36
	その他	63
	不明	20
合計		335

出典等：「平成27年度公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会、平成28年11月）

（URL：[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27\\_index.html](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27_index.html)、閲覧日：平成29年10月30日）

#### (4) 振動

##### (a) 振動（一般環境振動）

「騒音・振動に関する規制」（北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年5月1日現在、（ULR：/www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm、閲覧日：平成29年10月30日）によると、基本的な調査対象範囲においては、「振動規制法」に基づく規制地域は指定されていないため、同法に基づく工場・事業場の届出管理、立入検査及び指導等の実務や振動の測定は行われていない。

##### (b) 振動（自動車交通振動）

「騒音・振動に関する規制」（北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年5月1日現在、（ULR：/www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm、閲覧日：平成29年10月30日）によると、基本的な調査対象範囲においては、「振動に係る環境基準」の評価の対象となる自動車振動常時監視測定局は設置されていない。

参考として、事業実施想定区域に最寄りの測定地点は伊達市長和町420番地1付近（伊達警察署長和駐在所）（図3.1.1-5参照）における測定結果を表3.1.1-10に示す。当該地点の測定値は道路交通振動限度に適合している。

表3.1.1-10 振動測定結果（自動車交通振動）

場所	地域の区分 <sup>注)</sup>		道路交通振動限度		測定値
	用途地域	地域の類型	時間帯	基準値	
伊達市長和町420番地1付近 （伊達警察署長和駐在所）	準工業地域	第二種区域	昼間	70	40
			夜間	60	35

注) 地域の区分の詳細は、3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容に示す。



**凡例**

● 自動車振動測定地点

□ 事業実施想定区域

□ 基本的な調査対象範囲  
(事業実施想定区域から半径5km圏内相当)

↘ 市町村界

1:350000



図 3.1.1-5 事業実施想定区域に最寄りの自動車振動測定地点

出典等：「騒音・振動に関する規制」（平成28年度、北海道伊達市HP）を使用して作成した。

### (c) 苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における振動に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。

そのため、参考として、北海道全域における振動に係る発生源別苦情受理件数を表3. 1. 1-11に示す。

道内における苦情件数は37件であり、建設業に起因するものが19件と最も多くを占めている。

表3. 1. 1-11 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成27年度）

発生源		件数
農業		—
林業		—
漁業		—
鉱業		—
建設業		19
製造業		2
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		—
金融・保険業		1
不動産業		—
飲食店、宿泊業		—
医療、福祉		—
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		—
サービス業(他に分類されないもの)		—
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	2
	その他	2
	不明	12
合計		37

出典等：「平成27年度公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会、平成28年11月）

（URL：[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27\\_index.html](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27_index.html)、閲覧日：平成29年10月30日）

### 3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

#### (1) 水象の状況

##### (a) 河川及び湖沼の状況

基本的な調査対象範囲における河川の概要を表3.1.2-1に、水象の状況を図3.1.2-1に示す。

基本的な調査対象範囲には一級河川、二級河川及びそれ以外の河川が流下し、主な河川としては、朱太川、歌島川及び折川等が挙げられる。

表3.1.2-1 河川の概要(一級河川・二級河川)

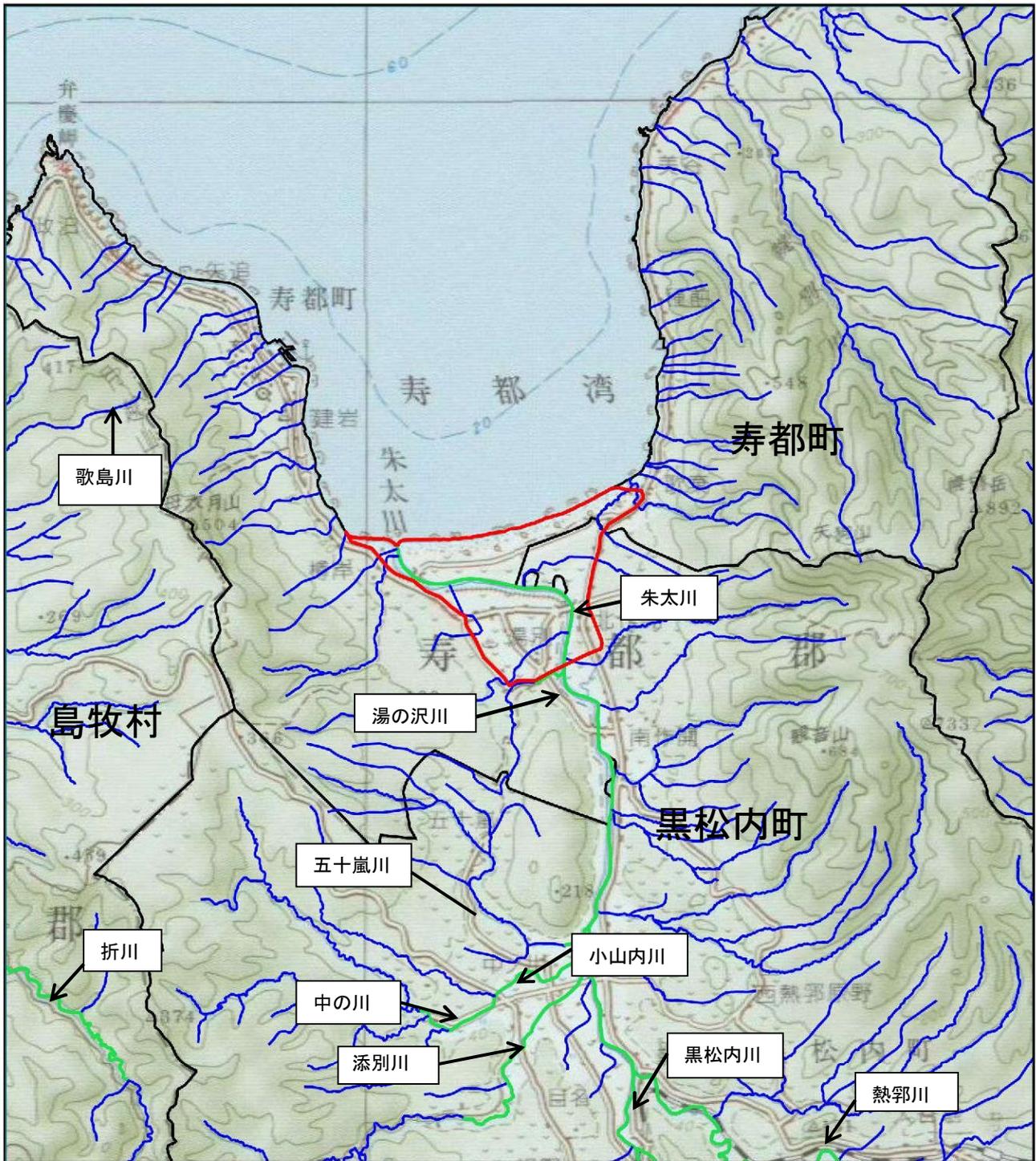
区分	水系名	河川名	流域面積(km <sup>2</sup> )			流路延長(km)
			山地	平地	合計	
二級河川	朱太川水系	朱太川	306.1	55.6	361.7	43.5
		湯の沢川	3.8	0.3	4.1	6.0
		五十嵐川	9.1	0.4	9.5	8.0
		小山内川	1.6	0.5	2.1	3.4
		中の川	23.8	1.9	25.7	10.8
		添別川	14.4	2.0	16.4	11.8
		熱郭川	66.9	10.8	77.7	15.5
		黒松内川	36.3	5.6	41.9	13.5
	歌島川水系	歌島川	9.9	0.2	10.1	5.5
	折川水系	折川	43.1	0.8	43.9	18.2

出典等：「北海道河川一覧 河川番号編」(北海道土木協会1995年)

注) なお、当該資料は「環境省総合環境政策局委託業務 平成26年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 (北海道の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業) 北海道寿都町情報整備モデル地区」より引用した。

##### (b) 湧水の状況

「名水百選」及び「平成の名水百選」(環境省公表資料、(URL : <http://www.env.go.jp/water/mizu.html>、閲覧日：平成29年11月7日)によると、基本的な調査対象範囲においては、環境省が選定した「昭和の名水百選」及び「平成の名水百選」に該当する湧水はない。



**凡例**

- ↘ 2級河川区間
- ↘ 上記以外の河川

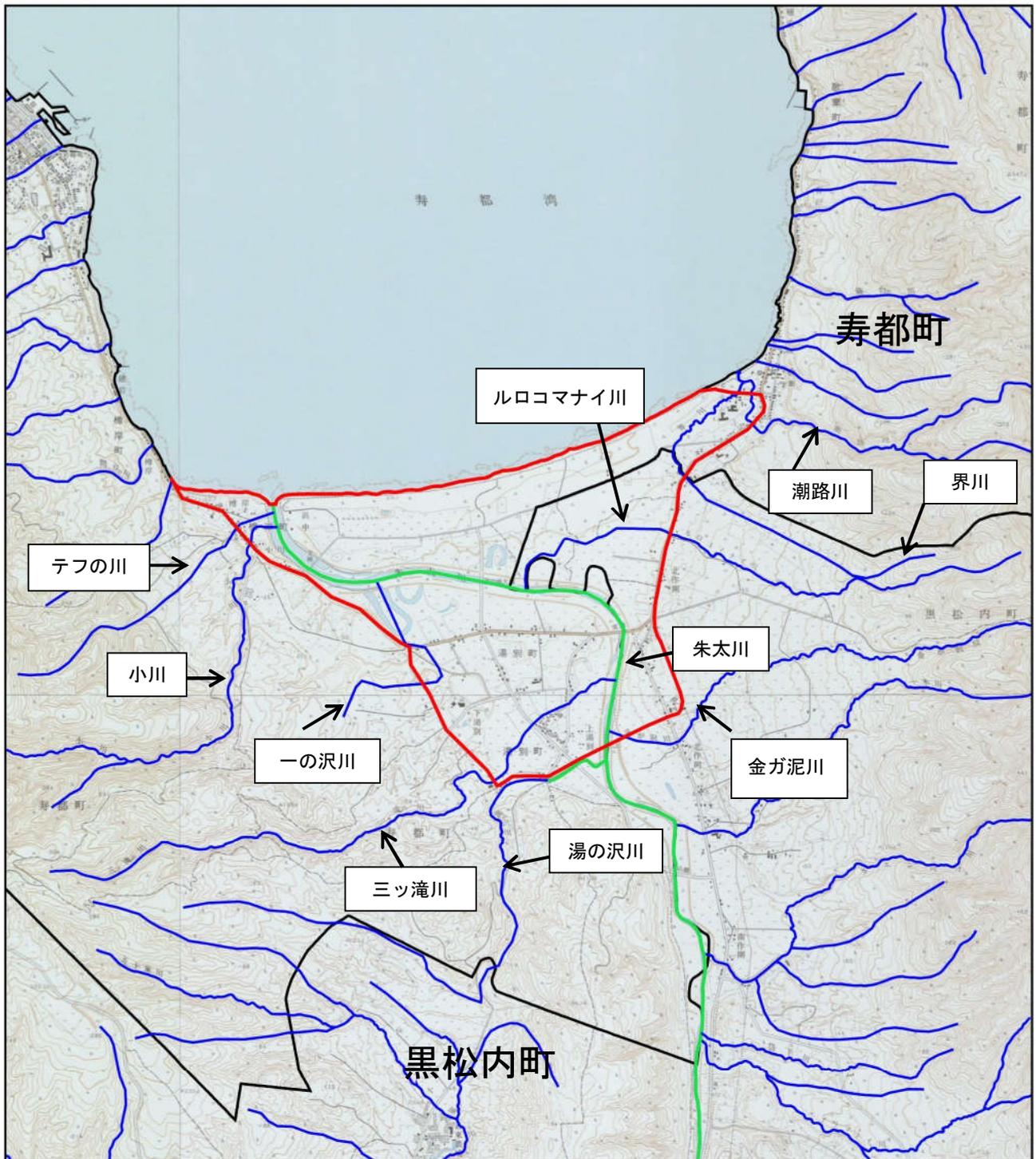
事業実施想定区域

市町村界



図3.1.2-1(1) 水象の状況

出典等：「国土数値情報 河川」（国土数値情報サービス）  
を使用して作成した。



**凡例**

- ↗ 2級河川区間
- ↘ 上記以外の河川

事業実施想定区域

市町村界

1:150000



1000 0 1000 2000 3000m

図3.1.2-1(2) 水象の状況 (拡大図)

出典等：「国土数値情報 河川」(国土数値情報サービス)を使用して作成した。

## (2) 水質の状況

### (a) 河川

基本的な調査対象範囲内では、公共用水域水質測定地点は存在していない。そのため、事業実施想定区域の最寄りの地点となる初田橋、名駒捕獲場(表3.1.2-2及び図3.1.2-2参照)における河川水質測定結果を表3.1.2-3に示す。

初田橋(尻別川下流)では、大腸菌群数を除き、環境基準(河川A類型)に適合している。

名駒捕獲場(尻別川下流)では、全ての項目が環境基準(河川A類型)に適合している。

また、黒松内町では、朱太川水系河川において「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」6項目の水質調査を実施している。

このうち、基本的な調査対象範囲に含まれる測定地点(図3.1.2-2参照)における河川水質調査結果を表3.1.2-4に示す。

朱太川は水質汚濁に係わる類型の指定はされていないが、大腸菌群数を除き、環境基準(河川A類型)に適合する水質となっている。

表3.1.2-2 公共用水域水質測定地点

水系名	水域名 (河川名等)	地点名	類型 <sup>注)</sup>	測定項目
尻別川水系	尻別川下流	初田橋	A	生活環境項目 (pH, BOD, SS, DO, 大腸菌群数)
尻別川水系	尻別川下流	名駒捕獲場	A	生活環境項目 (pH, BOD, SS, DO, 大腸菌群数)

注) 地域の区分の詳細は、3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容に示す。

出典等: 「平成27年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、平成28年12月)

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>、閲覧日: 平成29年10月30日)

表3.1.2-3 公共用水域水質測定結果

河川名		尻別川		尻別川		環境基準値 (河川A類型)
地点名		初田橋		名駒捕獲場		
類型区分 <sup>注1)</sup>		A		A		
測定項目	単位	測定値 <sup>※1</sup>	m/n <sup>※2</sup>	測定値 <sup>※1</sup>	m/n <sup>※2</sup>	
水素イオン濃度(pH)	—	7.3/○	0/4	7.4/○	0/4	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	0/4	-	0/4	2mg/L以下
浮遊物質(SS)	mg/L	1.8/○	0/4	2/○	0/4	25mg/L以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11/○	0/4	11/○	0/4	7.5mg/L以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,935/×	3/4	375/○	2/4	1,000MPN/100mL以下

※1 測定値は、年間4回の測定結果の平均値を示す。

※2 m: 環境基準値を超える検体数、n: 総検体数

注1) 地域の区分の詳細は、3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容に示す。

注2) 測定値における○×は、環境基準の適合状況を示す。(○: 適合 ×: 不適合)

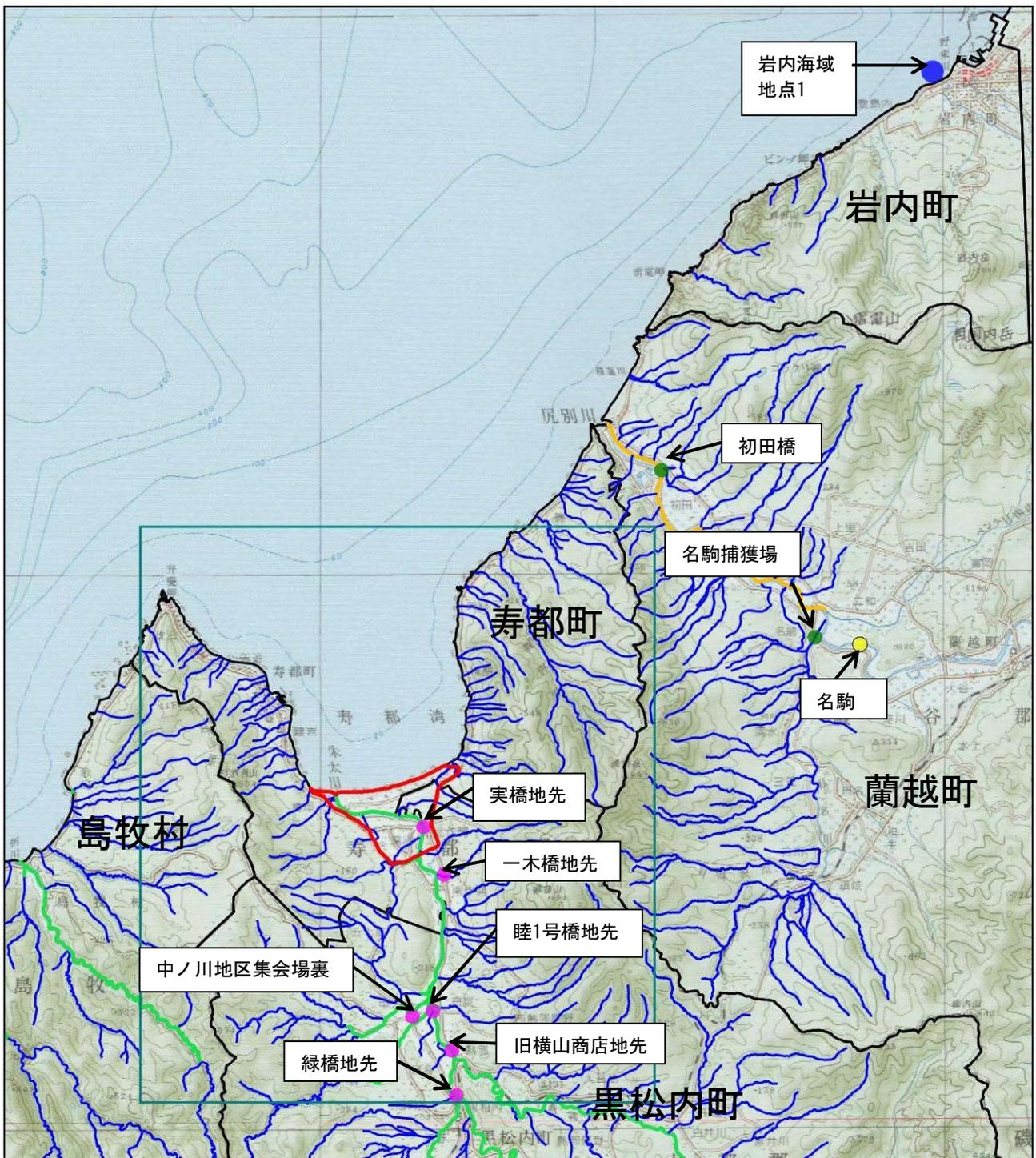
出典等: 「平成27年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、平成28年12月)

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>、閲覧日: 平成29年10月30日)

表 3.1.2-4 朱太川水系河川水質調査結果(黒松内町)

No.	地点名	一般項目					
		水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	DO (mg/L)
1	実橋地先	13.5	7.4	0.6	1.5	137	11
2	一木橋地先	14.1	7.5	0.8	2.5	2030	10
3	睦1号橋地先	13.2	7.7	0.6	1.5	3075	11
4	中ノ川地区集会所裏	12.6	7.4	0.6	1.0	200	11
5	旧横山商店地先	12.9	7.5	0.8	1.3	418	11
6	緑橋地先	12.8	7.5	0.6	1.3	605	11

出典等：「朱太川水系河川水質調査結果 平成27年度」(黒松内町「暮らしの情報 河川水質調査結果」  
 (URL : <http://www.kuromatsunai.com/town/townlife/kankyo/file002.html>、 閲覧日：平成29年11月7日)



凡例

- 公共用水域水質測定地点(河川)
- 公共用水域水質測定地点(海域)
- ダイオキシン類(底質)測定地点
- 朱太川水系河川水質調査地点
- 〰 1級直轄区間
- 〰 2級河川区間
- 〰 上記以外の河川

- 〰 事業実施想定区域
- 〰 基本的な調査対象範囲  
(事業実施想定区域から半径5km圏内相当)

市町村界

0 1000 2000 4000 6000m

1:200000

図 3.1.2-2 水質調査地点位置図

出典等：「国土数値情報 河川」（国土数値情報サービス）  
を使用して作成した。

## (b) 海域

基本的な調査対象範囲においては、海域に関する公共用水域水質調査は実施されていない。

そのため、参考として事業実施想定区域に最寄りの測定地点となる岩内海域(図3.1.2-2及び表3.1.2-5参照)における水質測定結果を表3.1.2-6に示す。当該地点の水質は、環境基準(海域A類型)に適合している。

表3.1.2-5 公共用水域水質測定地点

水系名	水域名 (河川名等)	地点名	類型	測定項目
岩内海域	岩内海域(3)	地点1	A	生活環境項目(pH, OD, COD, 大腸菌群数、 n-ヘキサン抽出物質(油分等))

出典等：「平成27年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、平成28年12月)

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>、閲覧日：平成29年10月30日)

表3.1.2-6 公共用水域水質測定結果

海域名		岩内海域		環境基準値 (海域A類型)	環境基準 の評価
地点名		地点1			
類型区分		A			
測定項目	単位	測定値 <sup>※1</sup>	m/n <sup>※2</sup>		
水素イオン濃度(pH)	—	8.2	0/4	7.8以上8.3以下	適合
溶存酸素量(DO)	mg/L	9	0/4	7.5mg/L以上	適合
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.3	0/4	2mg/L以下	適合
大腸菌群数	MPN/100ml	0.5	0/4	1,000MPN/100mL以下	適合
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	<0.5	0/4	検出されないこと	適合

※1 測定値は、年間4回の測定結果の平均値を示す。

※2 m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数

出典等：「平成27年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、平成28年12月)

(URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>、閲覧日：平成29年10月30日)

## (c) 水底の底質の状況

基本的な調査対象範囲においては、水底の底質の状況に関する調査は実施されていない。

そのため、参考として事業実施想定区域に最寄りの測定地点である「名駒」(図3.1.2-2参照)における調査結果を表3.1.2-7に示す。当該地点では、環境基準に適合している。

表3.1.2-7 ダイオキシン類(底質)調査結果

区分	水系名	河川名	採取地点	測定結果	環境基準
公共用水域	尻別川	尻別川	名駒	0.85pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g

出典等：「ダイオキシン(常時観測)平成26年度」(北海道環境生活部環境局環境推進課)

(URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top\\_page/DXN-kanshi-top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top_page/DXN-kanshi-top.htm)、閲覧日：平成29年11月7日)

#### (d) 苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における水質汚濁に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。

そのため、参考として、北海道全域における水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数を表3.1.2-8に示す。

道内における苦情件数は25件であり、会社・事業所以外(個人・その他)に起因するものがそれぞれ6件と最も多くを占めている。

表3.1.2-8 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成27年度）

発生源		件数
農業		—
林業		1
漁業		—
鉱業		1
建設業		—
製造業		4
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		1
金融・保険業		—
不動産業		—
飲食店、宿泊業		—
医療、福祉		—
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		1
サービス業(他に分類されないもの)		—
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	6
	その他	6
	不明	5
合 計		25

出典等：「平成27 年度公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会、平成28年11月）

(URL：http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27\_index.html、閲覧日：平成29年10月30日)

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

##### (a) 土壌

基本的な調査対象範囲における土壌図を図3.1.3-1に示す。

事業実施想定区域は砂丘未熟土壌、褐色森林土IV、灰色低地土壌、粗粒褐色低地土壌で構成されている。

##### (b) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況」（北海道環境生活部、平成29年11月7日現在（URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/dojo/kuikisitei.htm>、閲覧日：平成29年11月7日）によると、北海道における土壌汚染対策法の施行状況は、要措置区域の指定件数が0件、形質変更時届出区域の指定件数が28件となっている。

なお、基本的な調査対象範囲においては、土壌汚染対策法に基づく区域は指定されていない。

##### (c) ダイオキシン類(土壌)

基本的な調査対象範囲において、土壌中のダイオキシンに関する一般環境調査及び固定発生源周辺調査は実施されていない。

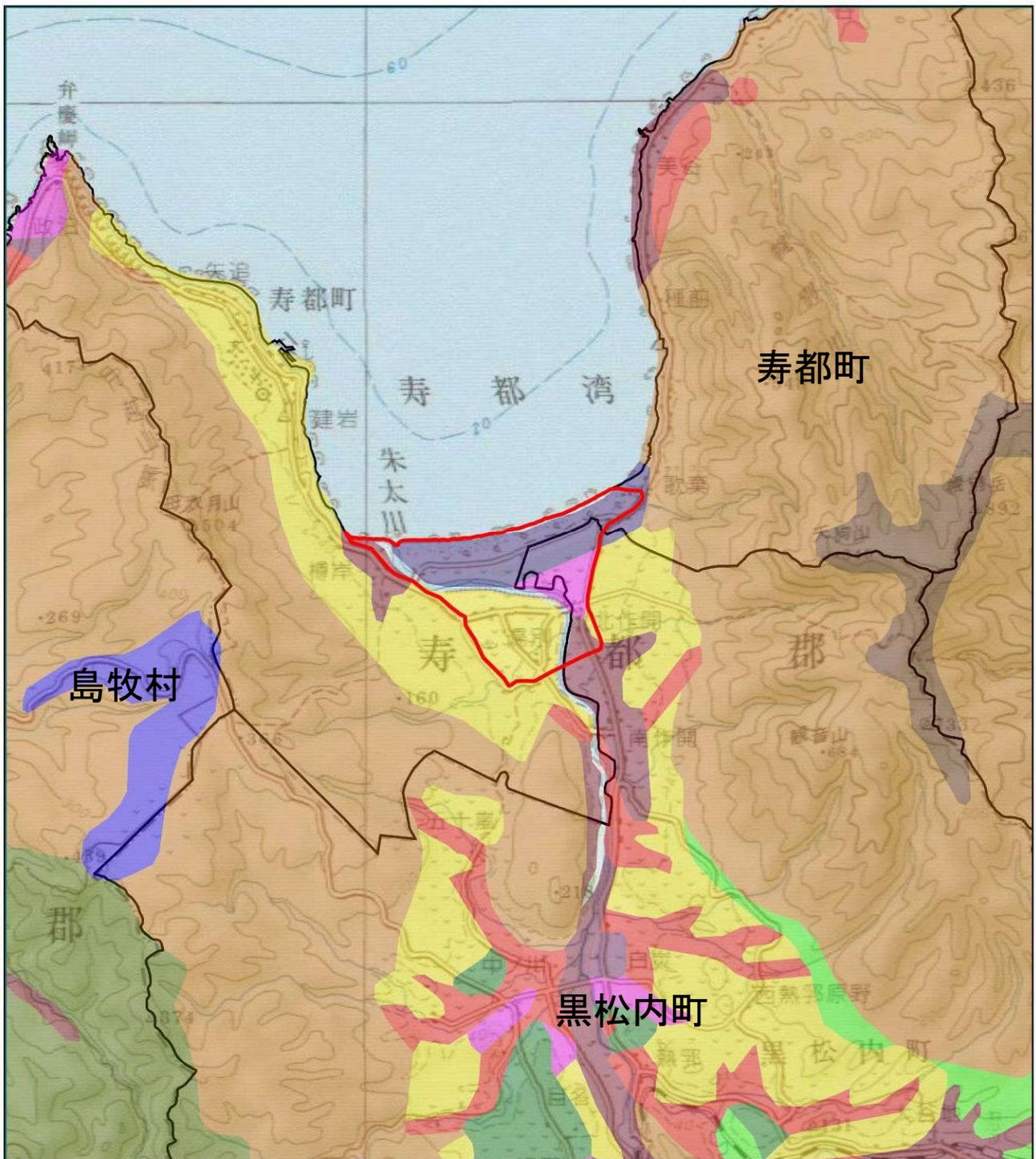
一般環境調査については、参考として、事業実施想定区域に最寄りの調査地点「歌才森林公園」（図3.1.3-2参照）で行われた調査結果を示す。測定結果は表3.1.3-1に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.3-1 土壌中のダイオキシン類測定結果（平成25年度）

区分	調査市町村	調査地点名	地番	測定結果	環境基準
一般環境	黒松内町	歌才森林公園	黒松内町黒松内 584番1号	0.46pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g

出典等：「ダイオキシン（常時観測）平成25年度」（北海道環境生活部環境局環境推進課）

（URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top\\_page/DXN-kanshi-top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top_page/DXN-kanshi-top.htm)、閲覧日：平成29年11月7日）



**凡例**

- 未熟土 残積性未熟土壌
- 未熟土 砂丘未熟土壌
- 灰色低地土 灰色低地土壌
- 灰色低地土 灰色台地土壌
- 褐色低地土 粗粒褐色低地土壌
- 褐色低地土 褐色低地土壌
- 褐色森林土 暗色系褐色森林土ーポドゾル化土壌
- 褐色森林土 褐色森林土Ⅱ
- 褐色森林土 褐色森林土Ⅳ
- 褐色森林土 褐色森林土ー乾性ポドゾル化土壌
- 黒ボク土 淡色黒ボク土壌b(ローム質黒ボク土)
- 黒ボク土 湿性黒ボク土壌b(ローム質黒ボク土)

事業実施想定区域

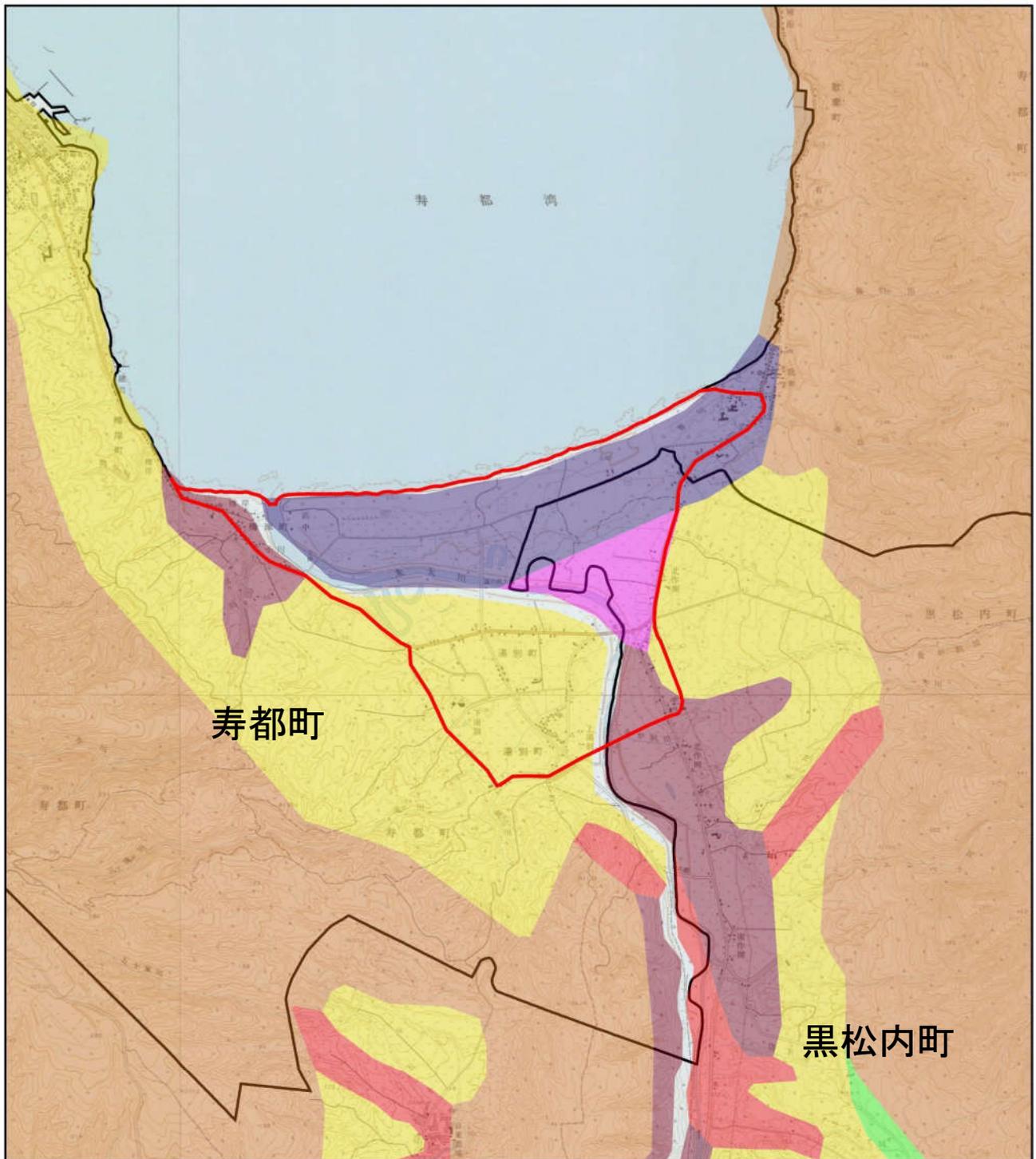
↘ 市町村界

1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図 3.1.3-1(1) 土壌図

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ」(国土交通省国土政策局国土情報課)を使用して作成した。



**凡例**

- 未熟土 残積性未熟土壌
- 未熟土 砂丘未熟土壌
- 灰色低地土 灰色低地土壌
- 灰色低地土 灰色台地土壌
- 褐色低地土 粗粒褐色低地土壌
- 褐色低地土 褐色低地土壌
- 褐色森林土 暗色系褐色森林土ーポドゾル化土壌
- 褐色森林土 褐色森林土Ⅱ
- 褐色森林土 褐色森林土Ⅳ
- 褐色森林土 褐色森林土ー乾性ポドゾル化土壌
- 黒ボク土 淡色黒ボク土壌b(ローム質黒ボク土)
- 黒ボク土 湿性黒ボク土壌b(ローム質黒ボク土)

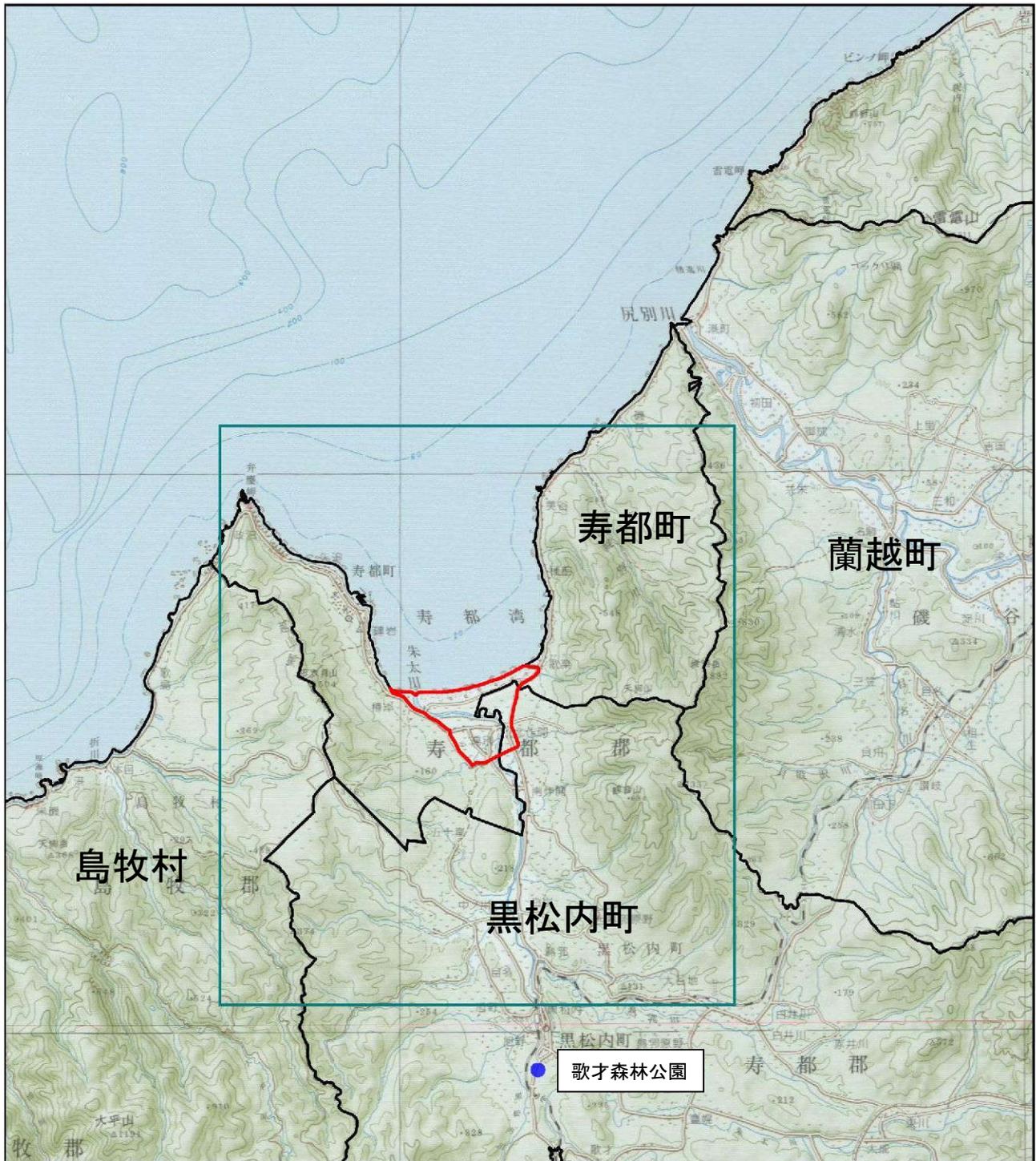
事業実施想定区域

市町村界



図 3.1.3-1(2) 土壌図 (拡大図)

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ」(国土交通省国土政策局国土情報課)を使用して作成した。



**凡例**

● 一般環境土壌調査地点

□ 事業実施想定区域

□ 基本的な調査対象範囲  
(事業実施想定区域から半径5km圏内相当)

↘ 市町村界



2000 0 1000 2000 4000 6000m

1:200000

図 3.1.3-2 一般環境土壌調査地点

出典等：「ダイオキシン（常時観測）平成25年度」（北海道環境生活部環境局環境推進課）を使用して作成し

#### (d) 苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における土壌汚染に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。

そのため、参考として、北海道全域における土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数を表3.1.3-2に示す。

道内における苦情件数は11件であり、会社・事業所以外(個人)に起因するものが5件と最も多くを占めている。

表3.1.3-2 土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数(平成27年度)

発生源		件数
農業		—
林業		—
漁業		—
鉱業		—
建設業		—
製造業		1
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		1
金融・保険業		—
不動産業		—
飲食店、宿泊業		—
医療、福祉		—
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		—
サービス業(他に分類されないもの)		1
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	5
	その他	1
	不明	2
合計		11

出典等：「平成27年度公害苦情調査結果報告書」(公害等調整委員会、平成28年11月)

(URL：[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27\\_index.html](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-27_index.html)、閲覧日：平成29年10月30日)

## (2) 地盤の状況

「北海道環境白書'16」（北海道環境生活部環境局環境推進課、平成29年3月（URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo\\_top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm)、閲覧日：平成29年11月7日）によると、基本的な調査対象範囲において、地盤沈下は確認されていない。

なお、北海道内においては、石狩平野地域、釧路平野地域、十勝平野地域及び勇払原野の4地域が「地盤沈下またはそのおそれがある地域」として指定されている。2cm以上の沈下が認められる地域はないが、石狩平野では平成24年度時点で、沈下が生じている地域において年間1.32cmの沈下が認められており、北海道及び札幌市が観測井戸、水準点を設置し、継続調査を実施している。

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

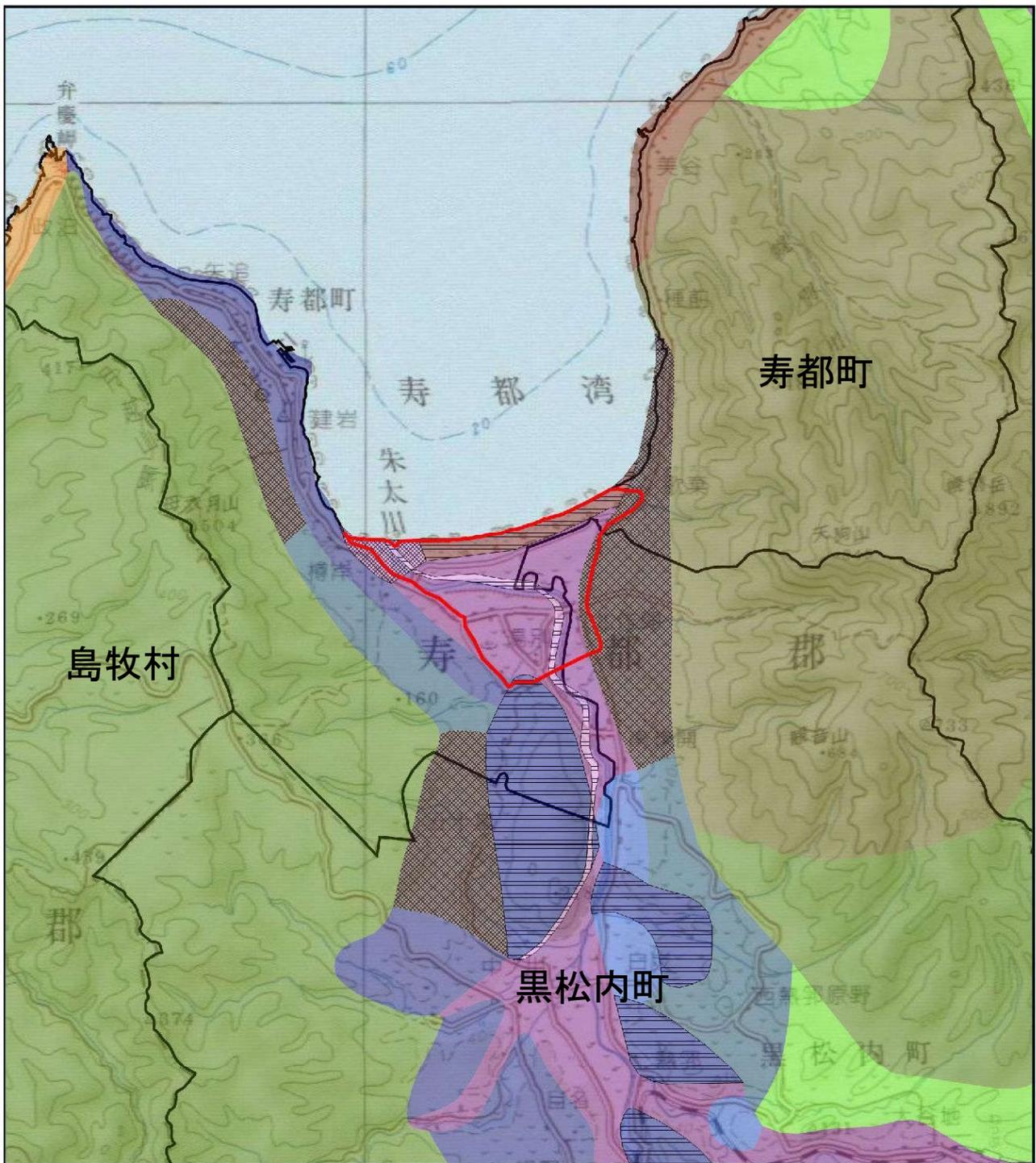
基本的な調査対象範囲における地形分類図を図3.1.4-1に示す。

事業実施想定区域は、朱太川に由来する三角州性低地、扇状地性低地、砂礫台地（上位）のほか、寿都湾に面して自然堤防・砂州・砂丘、河川・湖沼で構成されている。

#### (2) 地質の状況

基本的な調査対象範囲における表層地質図を図3.1.4-2に示す。

事業実施想定区域は、朱太川に由来する未団結の砂、礫・砂、礫・砂・粘土の他、火山角礫岩・凝灰角礫岩が分布する。



**凡例**

- ローム台地 岩石台地(上位)
- ローム台地 岩石台地(下位)
- ローム台地 岩石台地(中位)
- 丘陵地 大起伏丘陵地
- 低地 三角州性低地
- 低地 扇状地性低地
- 低地 河川・湖沼
- 低地 自然堤防・砂州・砂丘
- 台地段丘 砂礫台地(上位)
- 台地段丘 砂礫台地(下位)
- 台地段丘 砂礫台地(中位)
- 山地 中起伏山地
- 山地 小起伏山地
- 山地 山麓地

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

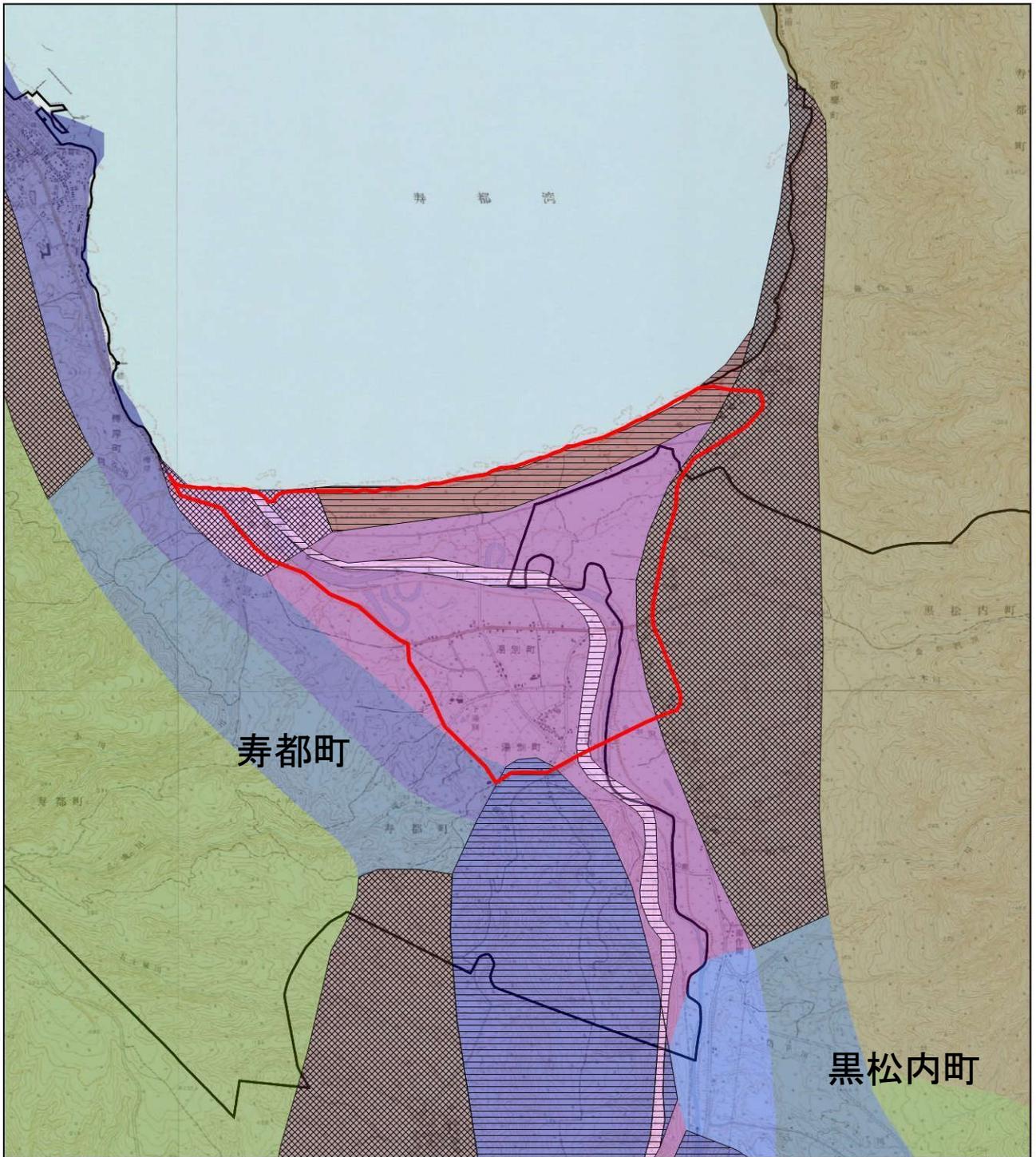
2000 0 1000 2000 4000 6000m

1:100000



図 3.1.4-1(1) 地形分類図

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ」(国土交通省国土政策局国土情報課)を使用して作成した。



**凡例**

- ローム台地 岩石台地(上位)
- ローム台地 岩石台地(下位)
- ローム台地 岩石台地(中位)
- 丘陵地 大起伏丘陵地
- 低地 三角州性低地
- 低地 扇状地性低地
- 低地 河川・湖沼
- 低地 自然堤防・砂州・砂丘
- 台地段丘 砂礫台地(上位)
- 台地段丘 砂礫台地(下位)
- 台地段丘 砂礫台地(中位)
- 山地 中起伏山地
- 山地 小起伏山地
- 山地 山麓地

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

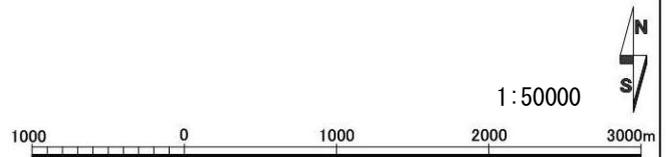
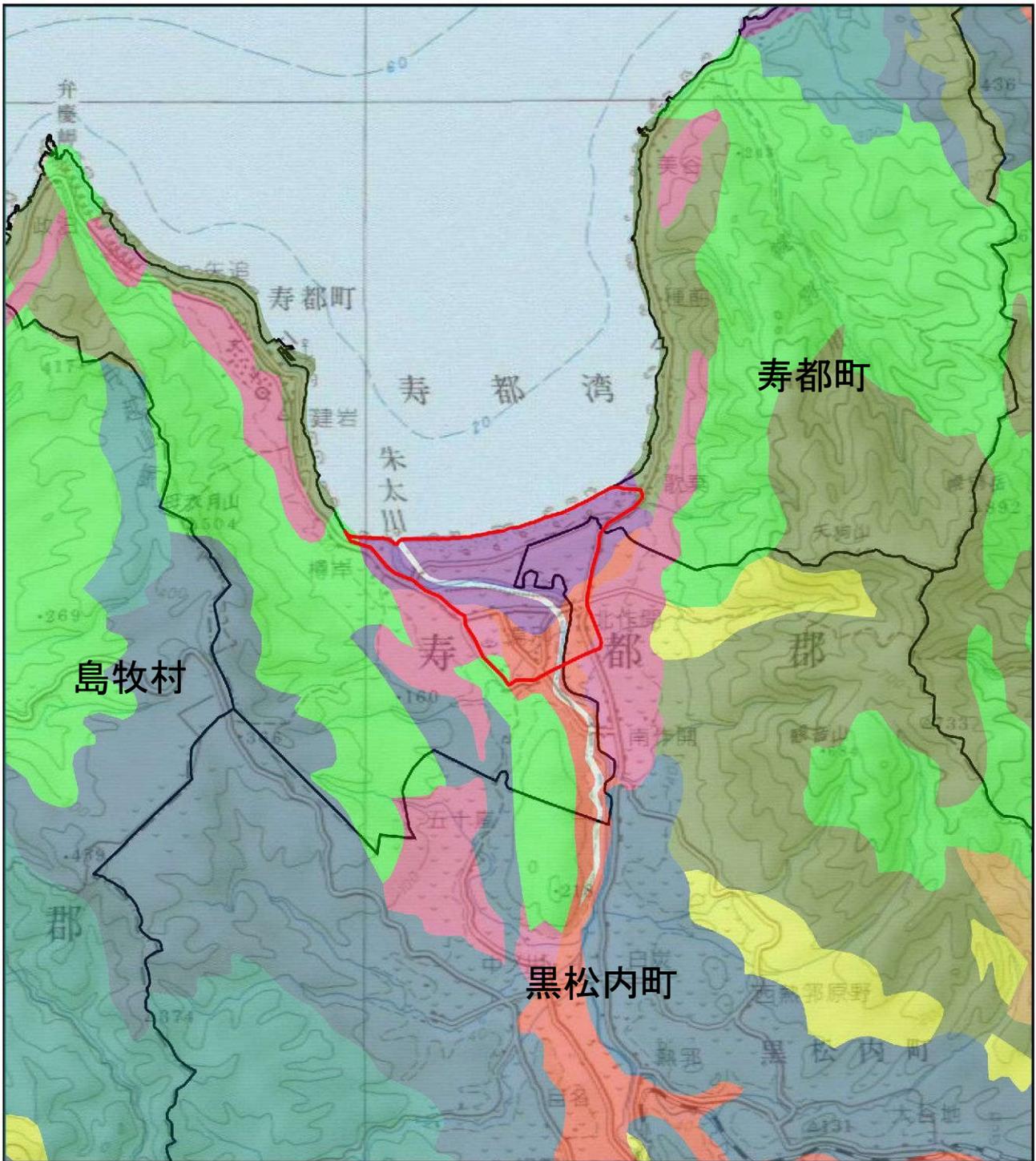


図 3.1.4-1(2) 地形分類図(拡大図)

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ」(国土交通省国土政策局国土情報課)を使用して作成した。



**凡例**

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ■ 半固結～固結 泥岩(第三紀)01北海道 | } 第三紀 |
| ■ 半固結～固結 砂岩           |       |
| ■ 未固結 砂               | } 沖積世 |
| ■ 未固結 礫・砂             |       |
| ■ 未固結 礫・砂・粘土          | } 洪積世 |
| ■ 深成岩 花崗岩質岩石          |       |
| ■ 火山性 凝灰岩質岩石          |       |
| ■ 火山性 安山岩質岩石          |       |
| ■ 火山性 火山角礫岩・凝灰角礫岩     |       |

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

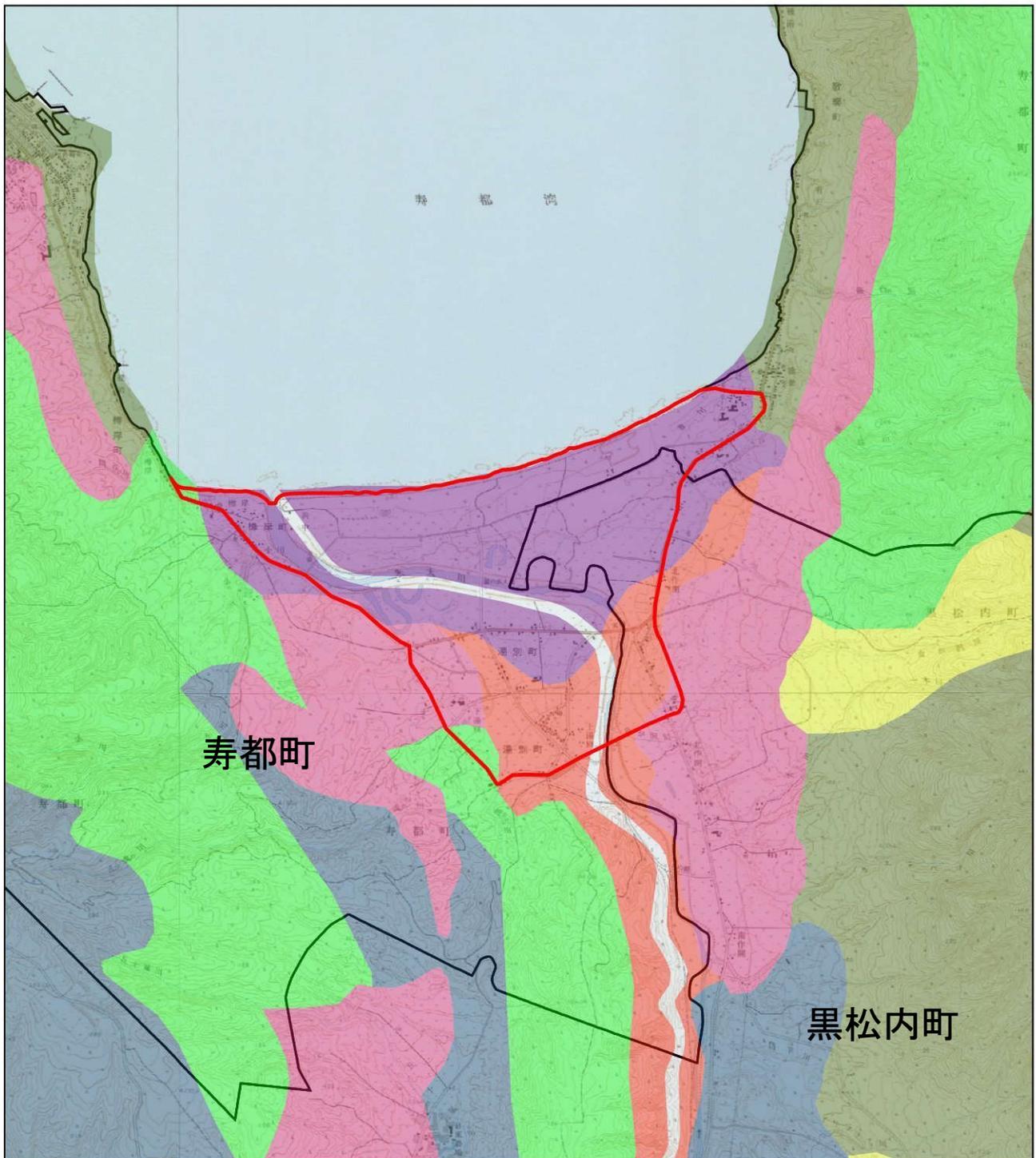
1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m



図 3.1.4-2(1) 表層地質図

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ」(国土交通省国土政策局国土情報課)を使用して作成した。

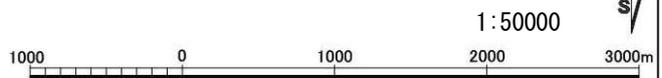


**凡例**

- 半固結～固結 泥岩(第三紀)01北海道
- 半固結～固結 砂岩
- 未固結 砂
- 未固結 礫・砂
- 未固結 礫・砂・粘土
- 深成岩 花崗岩質岩石
- 火山性 凝灰岩質岩石
- 火山性 安山岩質岩石
- 火山性 火山角礫岩・凝灰角礫岩

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界



1:50000

図 3.1.4-2(2) 表層地質図(拡大図)

出典等: 「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ」(国土交通省国土政策局国土情報課)を使用して作成した。

### (3) 重要な地形・地質

基本的な調査対象範囲における重要な地形・地質については、表 3.1.4-1 に示す選定根拠により抽出した。

基本的な調査対象範囲には、「日本の地形レッドデータブック第1集」（平成12年、(株)古今書院）において、保全することが望ましい地形（自然河川）のほか、「第3回自然環境保全基礎調査 自然資源調査」（環境庁）において自然環境保全上重要な要素である自然景観（海食崖、海成段丘）が含まれている（表 3.1.4-2 及び図 3.1.4-3 参照）。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集」では朱太川の範囲が示されていないため、作図にあたっては、「国土数値情報 河川」（国土数値情報ダウンロードサービス）から朱太川を掲載した。

表 3.1.4-1 重要な地形・地質の選定根拠

選定根拠		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「日本の地形レッドデータブック第1集」 (平成12年、(株)古今書院)	希少：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 準希：上記に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形 特典：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 動植：動物や植物の生息・生育地として重要な地形
III	「日本の典型地形」（国土地理院） (URL： <a href="http://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html">http://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html</a> 閲覧日：平成29年11月20日)	下記の成因別について典型的な地形であること ・地殻の変動による地形 ・火山の活動による地形 ・地質を反映した地形 ・河川の作用による地形 ・海の作用による地形 ・氷河、周氷河作用による地形 ・その他
IV	「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（環境庁） (URL： <a href="http://www.biodic.go.jp/reports2/3rd/joho/index.html">http://www.biodic.go.jp/reports2/3rd/joho/index.html</a> ) 閲覧日：平成29年11月20日)	自然環境保全上重要な要素である自然景観を成す地形

表3.1.4-2 重要な地形及び地質の抽出結果

名称		選定根拠 <sup>注)</sup>				備考
		I	II	III	IV	
①	弁慶岬海岸				○	海食崖
②	寿都段丘				○	海成段丘
③	朱太川		特典			自然河川
④	歌棄～磯谷段丘				○	海成段丘

注) 選定根拠におけるローマ数字及び各選定根拠に表示の略称は表3.1.4-1における選定根拠及びカテゴリーを示す。  
 なお、選定根拠IVのみ、該当する場合は○とした。



**凡例**

- 重要な地形(日本の地形レッドデータブックより)
- 海岸段丘
- 海食崖

事業実施想定区域

市町村界

1:100000



出典等: 「日本の典型地形 国土地理院技術資料D1-No. 357」  
 (国土交通省国土地理院閲覧日: 平成29年11月9日)  
 「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」  
 (環境庁, 平成元年<[http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19\\_keika.html](http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html)>)  
 「日本の地形レッドデータブック第1集」(小泉武榮・青木賢人(編), 1994)  
 「河川」(国土数値情報ダウンロードサービス  
 <<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>>(データ作成年度:平成21年度))  
 を参考に作成した。

図 3.1.4-3 重要な地形位置図

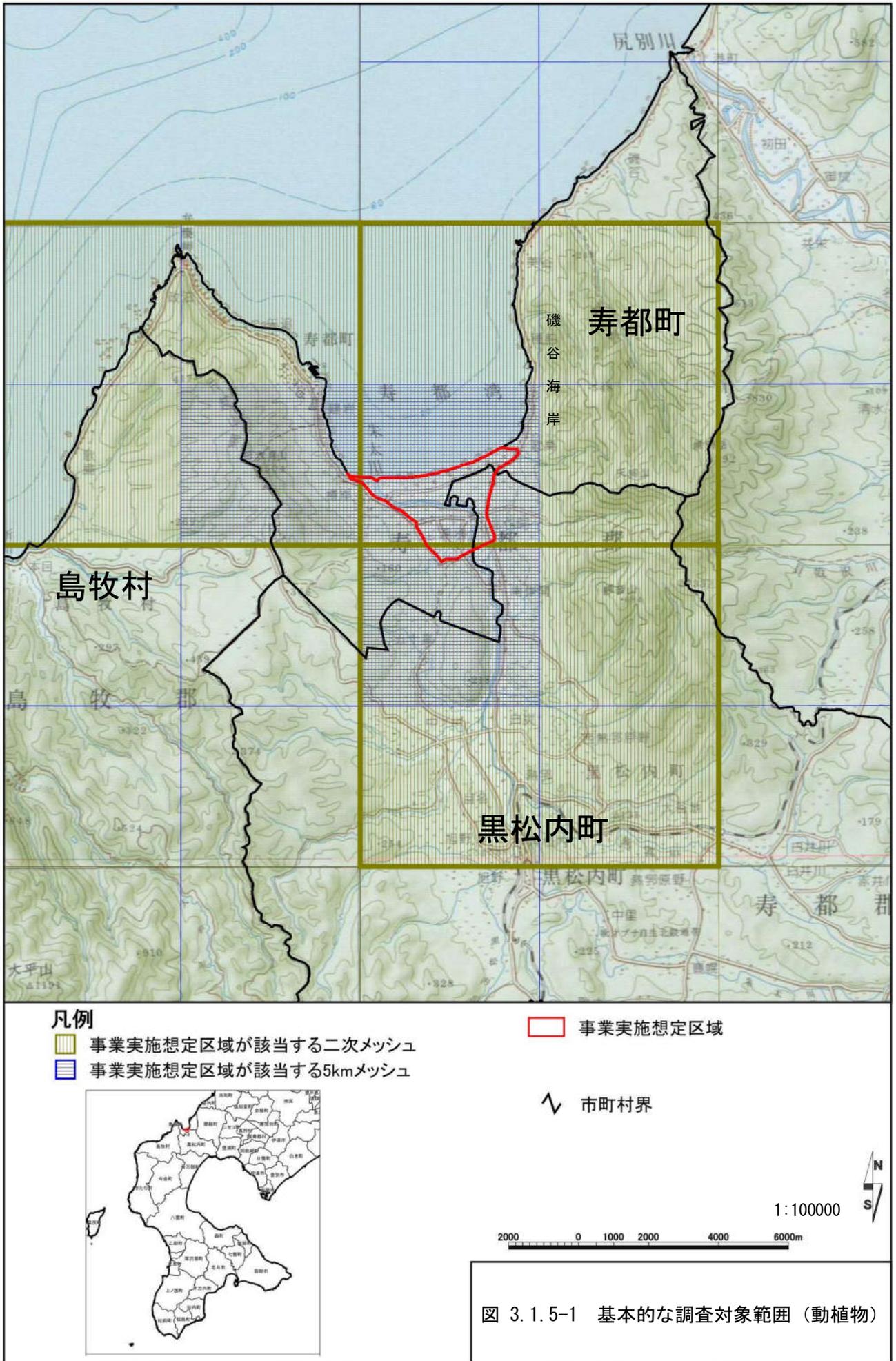
### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

事業実施想定区域及びその周辺における動植物に関する情報は、表3.1.5-1に示す既存資料等を用いて整理した。

基本的な調査対象範囲（動植物）を表3.1.5-1及び図3.1.5-1に示す。

表3.1.5-1 既存資料等一覧

No	資料名	基本的な調査対象範囲	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	魚類	昆虫類	底生動物	植物
1	生物多様性情報システム データベース検索 (第2回動植物分布調査, 環境庁, 昭和53年～昭和55年度) <a href="http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html">http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html</a>	2次 メッシュ	○	○						
2	生物多様性情報システム データベース検索 (第3回動植物分布調査, 環境庁, 昭和58年～昭和63年度) <a href="http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html">http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html</a>	2次 メッシュ					○			
3	生物多様性情報システム データベース検索 (第4回動植物分布調査, 環境庁, 昭和63年～平成5年度) <a href="http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html">http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html</a>	2次 メッシュ	○				○			
4	生物多様性情報システム データベース検索 (第5回動植物分布調査, 環境省, 平成5年～平成10年度) <a href="http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html">http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html</a>	2次 メッシュ	○				○	○		
5	生物多様性情報システム データベース検索 (第6回動植物分布調査, 環境省, 平成11年～平成17年度) <a href="http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html">http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html</a>	5km メッシュ	○							
6	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書(環境省, 平成16年) <a href="http://www.biodic.go.jp/reports2/6th/6_bird/index.html">http://www.biodic.go.jp/reports2/6th/6_bird/index.html</a>	2次 メッシュ		○						
7	シギ・チドリ類定点調査(昭和46年～平成16年)データファイル(環境省 平成24年11月2日) <a href="http://www.biodic.go.jp/teiten/teiten_top.html">http://www.biodic.go.jp/teiten/teiten_top.html</a>	5km メッシュ		○						
8	環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅰ～Ⅳ (たくぎん総合研究所, 平成60年～平成6年)	後志支庁								○
9	寿都町史(寿都町, 昭和48年11月)	寿都町	○	○	○	○	○	○	○	
10	黒松内町史(黒松内町, 平成4年6月)	黒松内町	○	○			○	○	○	
11	後志の植物(桑原義晴, 平成8年)	磯谷海岸								○
12	自然環境情報GIS提供システムデータ 第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生 (第5回自然環境保全基礎調査 植生調査, 環境庁, 平成11年) <a href="http://www.vegetation.biodic.go.jp/index.html">http://www.vegetation.biodic.go.jp/index.html</a>	事業実施想定 区域より半径 5km圏内相当								○
13	自然環境情報GIS提供システムデータ 第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 (環境庁, 昭和63年) <a href="http://www.biodic.go.jp/trialSystem/info/big.html">http://www.biodic.go.jp/trialSystem/info/big.html</a>	事業実施想定 区域より半径 5km圏内相当								○
14	みどりバンク みどり財形 (北海道水産林務部, 閲覧日: 平成27年2月6日) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/undou/3_zaikei/bank3-00.htm#1">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/undou/3_zaikei/bank3-00.htm#1</a>	事業実施想定 区域より半径 5km圏内相当								○
15	第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図(1/200,000) (環境庁, 平成元年) <a href="http://www.biodic.go.jp/reports2/3rd/joho/joho_01b/3_joho_01b.pdf">http://www.biodic.go.jp/reports2/3rd/joho/joho_01b/3_joho_01b.pdf</a>	事業実施想定 区域より半径 5km圏内相当								○



## (1) 動物の生息状況

### (a) 動物相の状況

#### ① 哺乳類相

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.5-2に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では6目9科19種の哺乳類が抽出された。

当該範囲は広域かつ低地から山地までの環境を含むことを反映し、人家付近に生息するドブネズミ、ハツカネズミのほか、亜高山帯、高山帯までを活動域とするテン、ヒグマなどの多様な種が含まれている。

#### ② 鳥類相

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.5-3に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では11目32科82種の鳥類が抽出された。

当該範囲は広域かつ海岸から山地までの環境を含むことを反映し、シギ類、チドリ類などの湿地性の鳥類のほか、海上を主な生息地とするウミスズメ類、エゾムシクイといった亜高山帯に生息する種などの多様な種が含まれている。

#### ③ 爬虫類・両生類

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.5-4、表3.1.5-5に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では1目3科4種の爬虫類、1目2科3種の両生類が抽出された。

抽出された爬虫類（ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ニホンマムシ）及び両生類（ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、エゾアカガエル）は、人家、農耕地から山地にかけて広く分布する種である。

#### ④ 魚類

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.5-6に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では6目9科17種の魚類が抽出された。

河川の上流域から下流域にまで生息する種が抽出され、朱太川における漁業対象種となっているカワヤツメ、アユなども含まれている。また、ニホンイトヨ、トミヨ属淡水型といった湧水のある小河川などに生息する種も含まれている。

#### ⑤ 昆虫類

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.5-7に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では9目41科59種の昆虫類が抽出された。

抽出された種には、止水域を利用する種（アオイトトンボ、ゲンゴロウ、ヘイケボタルなど）、流水域を利用する種（オニヤンマ、ヘビトンボ）、人家周辺や農耕地、草地を利用する種（モンキチョウ、オオヒカゲなど）、樹林地を利用する種（エゾマイマイカブリ、フジミドリシジミなど）が含まれている。また、河畔林を利用する種（キベリタテハ）なども含まれている。

⑥底生生物

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.5-8に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では2目4科4種の底生生物が抽出された。

河川の上流域から下流域などに生息する種が含まれており、カワシンジュガイやニホンザリガニといった清涼な水質を好む種なども含まれている。

表3.1.5-2 哺乳類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.						
				1	3	4	5	9	10	
1	モグラ	トガリネズミ	オオアシトガリネズミ			○		○		
2	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ					○		
3	ウサギ	ウサギ	エゾユキウサギ		○	○		○		
4	ネズミ	リス	エゾリス		○	○		○		
5			エゾシマリス		○	○		○		
6			エゾモモンガ					○		
7		ネズミ		ミカドネズミ					○	
8				エゾヤチネズミ			○		○	
9				エゾアカネズミ					○	
10				エゾヒメネズミ			○		○	
11				ハツカネズミ					○	
12				ドブネズミ					○	
13		ネコ	クマ	ヒグマ	○	○	○	○	○	○
14				エゾタヌキ	○	○	○		○	○
15			イヌ	キタキツネ	○	○	○	○	○	
16	イタチ			テン		○				
17			エゾクロテン		○					
18			イタチ		○			○		
19	ウシ	シカ	エゾシカ	○	○	○	○			
6目9科19種				4種	10種	10種	3種	16種	2種	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

表3.1.5-3(1) 鳥類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.					
				1	6	7	9	10	
1	キジ	キジ	ヤマドリ				○		
2			キジ				○		
3	カモ	カモ	オシドリ	○			○		
4			マガモ				○		
5			カルガモ	○					
6	ハト	ドバト	キジバト	○	○		○	○	
7	ペリカン	サギ	アオサギ					○	
8	ツル	クイナ	クイナ				○		
9			ヒメクイナ	○					
10			バン	○					
11	カッコウ	カツコウ	ツツドリ	○	○				
12			カッコウ	○	○				
13	チドリ	チドリ	ダイゼン			○			
14			イカルチドリ				○		
15			コチドリ	○					
16			シロチドリ			○			
17			メダイチドリ			○			
18			シギ	オオジシギ	○				○
19				タシギ				○	
20				オオソリハシシギ			○		
21				チュウシャクシギ			○		
22				キアシシギ			○		
23				ソリハシシギ			○		
24				イソシギ	○	○	○		○
25				キョウジョシギ			○		
26		ミュビシギ				○			
27		トウネン				○			
28		ハマシギ				○			
29		カモメ		ミツユビカモメ				○	
30				ウミネコ				○	
31				セグロカモメ				○	
32		ウミスズメ	ウミガラス				○		
33			ウミスズメ				○		
34			ウトウ				○		
35			エトピリカ				○		
36		タカ	タカ	トビ					○
37				ハイタカ					○
38		ブツボウソウ	カワセミ	カワセミ	○				○
39				ヤマセミ					○
40	キツツキ	キツツキ	アカゲラ				○	○	
41			ヤマゲラ				○		
42	スズメ	モズ	○	○		○	○		
43		カラス	カケス					○	
44			ハシボソガラス	○	○		○		
45			ハシブトガラス				○		
46		シジュウカラ	コガラ	○			○		
47			ヤマガラ				○		
48			ヒガラ				○		
49			シジュウカラ				○		

注) 種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.5-3(2) 鳥類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.				
				1	6	7	9	10
50	スズメ	ヒバリ	ヒバリ	○	○		○	
51		ツバメ	ツバメ	○	○		○	
52			イワツバメ					○
53		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○	○		○	
54		ウグイス	ウグイス	○	○		○	○
55		ムシクイ	エゾムシクイ	○				
56			センダイムシクイ	○	○		○	
57		メジロ	メジロ				○	
58		ヨシキリ	オオヨシキリ	○	○			
59			コヨシキリ	○	○			
60		レンジャク	キレンジャク					○
61		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				○	
62		ミソサザイ	ミソサザイ				○	
63		ムクドリ	ムクドリ	○	○		○	○
64			コムクドリ	○	○			
65		ヒタキ	クロツグミ	○	○		○	
66			アカハラ	○	○			
67			コルリ	○	○			○
68			ノビタキ				○	
69			キビタキ				○	○
70			オオルリ				○	
71		スズメ	ニュウナイスズメ					○
72			スズメ				○	○
73		セキレイ	キセキレイ	○	○			
74			ハクセキレイ	○	○			○
75			セグロセキレイ	○				
76			ビンズイ				○	
77		アトリ	カワラヒワ	○	○			○
78			マヒワ				○	
79			ウソ				○	
80		ホオジロ	ホオジロ				○	
81			ホオアカ	○	○			
82	アオジ		○	○		○		
	11目32科82種			33種	23種	12種	43種	21種

注) 種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

表3.1.5-4 爬虫類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.
				9
1	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ	○
2		ナミヘビ	シマヘビ	○
3			アオダイショウ	○
4		クサリヘビ	ニホンマムシ	○
1目3科4種				4種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

表3.1.5-5 両生類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.
				9
1	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	○
2		アカガエル	ヤマアカガエル	○
3			エゾアカガエル	○
1目2科3種				3種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

表3.1.5-6 魚類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.				
				2	3	4	9	10
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ					○
			カワヤツメ属				○	
2	コイ	コイ	コイ				○	
3			フナ属				○	
4			ウグイ	○	○		○	○
5		ドジョウ	ドジョウ				○	○
6			フクドジョウ		○			
7		サケ	キュウリウオ	ワカサギ				○
8	アユ		アユ				○	○
9	サケ		アメマス			○		
10			オシロコマ				○	
			イワナ属				○	
11			ニジマス			○		
12	サクラマス(ヤマメ)					○	○	
13	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ	○				
14			トミヨ属淡水型					○
15	カサコ	カジカ	ハナカジカ		○			○
			カジカ属				○	
16	スズキ	ハゼ	ウキゴリ					○
17			ヨシノボリ属					○
6目9科17種				2種	3種	2種	11種	9種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

表3. 1. 5-7(1) 昆虫類確認種一覧

NO.	目名	科名	種名	文献No			
				4	9	10	
1	トンボ	アオイトトンボ	アオイトトンボ		○		
2		オニヤンマ	オニヤンマ		○		
3		トンボ	シオカラトンボ	シオカラトンボ		○	
4			アキアカネ	アキアカネ		○	
5			ノシメトンボ	ノシメトンボ		○	
6			ミヤマトンボ	ミヤマトンボ		○	
7	バッタ	ケラ	ケラ		○		
8		コオロギ	エンマコオロギ		○		
9		バッタ	トノサマバッタ		○		
10	カメムシ	セミ	エゾハルゼミ		○		
11			コエゾゼミ		○		
12		アメンボ	アメンボ		○		
13		マツモムシ	マツモムシ		○		
14		カメムシ	エゾアオカメムシ		○		
15		アミメカゲロウ	ヘビトンボ	ヘビトンボ		○	
16	ウスバカゲロウ		ウスバカゲロウ		○		
17	コウチュウ	オサムシ	エゾマイマイカブリ		○		
			オサムシ科		○		
18		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ		○		
19		ミズスマシ	ミズスマシ		○		
20		クワガタムシ	ミヤマクワガタ		○		
21			オニクワガタ		○		
22		コガネムシ	ダイコクコガネ		○		
23			マメコガネ		○		
24		コメツキムシ	シモフリコメツキ		○		
25		ホタル	ヘイケボタル		○	○	
26		テントウムシ	ナナホシテントウ		○		
			テントウムシ科		○		
27		カミキリムシ	ノコギリカミキリ		○		
28		ゾウムシ	ゾウムシ科		○		
29		オサゾウムシ	コクゾウムシ		○		
30	ハチ	アリ	クロオオアリ		○		
31			ムネアカオオアリ		○		
32		スズメバチ	スズメバチ科		○		
33		ミツバチ	ミツバチ科		○		
34	ノミ	ヒトノミ	ヒトノミ		○		
35	ハエ	カ	エソヤブカ		○		
36		ブユ	ブユ科		○		
37		アブ	アカウシアブ		○		
38		イエバエ	イエバエ		○		
39		クロバエ	キンバエ		○		
40	チョウ	セセリチョウ	ヘリグロチャパネセセリ	○			
41		アゲハチョウ	カラスアゲハ本土亜種		○		
42			キアゲハ		○		
43		シロチョウ	モンキチョウ		○		
44			モンシロチョウ		○		
			<i>Pieris</i> 属		○		
45		シジミチョウ	コツバメ		○		
46			ルリシジミ		○		
47			ベニシジミ		○		
48			フジミドリシジミ		○		

注) 種名及び配列などは日本産野生生物目録 -本邦産野生動物の種の現状- 無脊椎動物編Ⅱ(平成7年 環境省)に準拠した。

表3.1.5-7(2) 昆虫類確認種一覧

NO.	目名	科名	種名	文献No			
				4	9	10	
49	チョウ	タテハチョウ	アカマダラ		○		
50			ミドリヒョウモン		○		
51			ウラギンヒョウモン		○		
52			クジャクチョウ		○		
53			キベリタテハ		○		
54			アカタテハ		○		
55		ジャノメチョウ	クロヒカゲ本土亜種		○		
56			オオヒカゲ		○		
57		ヤママユガ	オオミズアオ		○		
58		スズメガ	モモスズメ		○		
59		ヒトリガ	アカスジシロコケガ		○		
9目41科59種				6種	59種	2種	

注) 種名及び配列などは日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状- 無脊椎動物編Ⅱ(平成7年 環境省)に準拠した。

表3.1.5-8 底生生物確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.	
				9	10
1	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ		○
2	エビ	テナガエビ	スジエビ		○
3		モクズガニ	モクズガニ		○
4		アメリカザリガニ	ニホンザリガニ		○
2目4科4種				1種	3種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

(b) 重要な種及び注目すべき生息地

① 重要な種

1) 重要な種の選定根拠

重要な動物の選定根拠を表 3.1.5-9 に示す。

表 3.1.5-9 重要な動物の選定根拠

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (北海道, 平成25年3月29日条例第9号)	指定：指定希少野生動植物種
IV	「環境省レッドリスト2017」 (環境省, 平成29年)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A類 EN: 絶滅危惧 I B類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
V	「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版(2016)」 (北海道 平成28年) 「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017)」 (北海道 平成29年) 「北海道レッドリスト【両生類・爬虫類編】改訂版(2015)」(北海道 平成27年) 「北海道レッドリスト【昆虫チョウ目編】改訂版(2016)」(北海道 平成28年)	Ex: 絶滅 Ew: 野生絶滅 Cr: 絶滅危惧 I A類 En: 絶滅危惧 I B類 Vu: 絶滅危惧 II 類 Nt: 準絶滅危惧 N: 留意 Dd: 情報不足 Lp: 絶滅のおそれのある地域個体群
	「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)	Ex: 絶滅種 Ew: 野生絶滅種 Cr: 絶滅危機種 En: 絶滅危惧種 Vu: 絶滅危急種 R: 希少種 N: 留意種 Lp: 地域個体群
VI	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (水産庁, 平成12年3月)	危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種 危急：絶滅の危険が増大している種・亜種 希少：存続基盤が脆弱な種・亜種 減少：明らかに減少しているもの 傾向：長期的にみて減少しつつあるもの 地域：保護に留意すべき地域個体

注) カテゴリーに示す略称は、本書(表 3.1.5-7～表 3.1.5-12)における略称を示す。

## 2) 哺乳類の重要な種

重要な哺乳類として、エゾシマリス、エゾクロテンの 2 目 2 科 2 種が確認された。(表 3. 1. 5-10)。

## 3) 鳥類の重要な種

重要な鳥類は、オシドリ、イカルチドリ、シロチドリ、メダイチドリ、オオジシギ、オオソリハシシギ、ハマシギ、ウミネコ、ウミガラス、ウミスズメ、エトピリカ、ハイタカ、ホオアカの 4 目 7 科 13 種が確認された。(表 3. 1. 5-11)

## 4) 爬虫類、両生類の重要な種

重要な爬虫類、両生類に該当する種は確認されなかった。

## 5) 魚類の重要な種

重要な魚類として、カワヤツメ、ドジョウ、アユ、オシヨロコマ、サクラマス、ハナカジカの 4 目 5 科 6 種が確認された (表 3. 1. 5-12)。

## 6) 昆虫類の重要な種

重要な昆虫類として、ゲンゴロウ、ミズスマシ、ダイコクコガネ、フジミドリシジミの 2 目 4 科 4 種の重要な種が確認された。(表 3. 1. 5-13)

## 7) その他の重要な種 (底生動物)

その他の重要な種として、カワシンジュガイ、モクズガニ、ニホンザリガニの 2 目 3 科 3 種が確認された (表 3. 1. 5-14)

表 3.1.5-10 哺乳類 重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種 <sup>※1</sup>						文献No.				
				I	II	III	IV	V	VI	3	4	5	9	10
1	ネズミ(齧歯)	リス	エゾシマリス				DD	Dd		○	○		○	
2	ネコ(食肉)	イタチ	エゾクロテン				NT	Nt		○				
	2目2科2種			-	-	-	2種	2種	-	2種	1種	-	1種	-

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1: 重要種の選定基準

- I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正:平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正:平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。  
特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、道天: 北海道指定天然記念物
- II: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正:平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。  
国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種
- III: 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。  
指定: 指定希少野生動植物種
- IV: 「環境省レッドリスト2017」(環境省,平成29年)に指定されている種類。  
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- V: 「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版(2016)」(北海道 平成28年)に指定されている種類。  
Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧 I A類、En: 絶滅危惧 I B類、Vu: 絶滅危惧 II 類、Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
- VI: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。  
絶滅危惧: 絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急: 絶滅の危険が増大している種・亜種、希少: 存続基盤が脆弱な種・亜種、減少: 明らかに減少しているもの、減少傾向: 長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群: 保護に留意すべき地域個体

表 3.1.5-11 鳥類 重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種 <sup>※1</sup>						文献No.					
				I	II	III	IV	V	VI	1	6	7	9	10	
1	カモ	カモ	オシドリ				DD	Nt		○			○		
2	チドリ	チドリ	イカルチドリ					Dd					○		
3			シロチドリ				VU	Nt				○			
4			メダイチドリ		国際								○		
5			シギ	オオジシギ				NT	Nt		○				○
6		オオソリハシシギ					VU	Dd				○			
7		ハマシギ					NT	Nt				○			
8		カモメ	ウミネコ					Nt						○	
9		ウミスズメ	ウミガラス		国内		CR	Cr						○	
10			ウミスズメ				CR	VU						○	
11			エトピリカ		国内		CR	VU						○	
12		タカ	タカ	ハイタカ				NT	Nt						○
13	スズメ	ホオジロ	ホオアカ					Nt	○	○					
4目7科13種				-	3種	-	9種	12種	1種	3種	-	4種	6種	2種	

注) 種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

※1: 重要種の選定基準

- I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正:平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正:平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。  
特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、道天: 北海道指定天然記念物
- II: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正:平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。  
国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種
- III: 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。  
指定: 指定希少野生動植物種
- IV: 「環境省レッドリスト2017」(環境省,平成29年)に指定されている種類。  
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧I類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- V: 「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017)」(北海道 平成29年)に指定されている種類。  
Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧I類、En:絶滅危惧II類、Vu:絶滅危惧II類、Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
- VI: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。  
絶滅危惧: 絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急: 絶滅の危険が増大している種・亜種、希少: 存続基盤が脆弱な種・亜種、減少: 明らかに減少しているもの、減少傾向: 長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群: 保護に留意すべき地域個体

表 3.1.5-12 魚類 重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種 <sup>※1</sup>						文献No.				
				I	II	III	IV	V	VI	2	3	4	9	10
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ				VU							○
2	コイ	ドジョウ	ドジョウ				DD							○ ○
3	サケ	アユ	アユ					R						○ ○
4		サケ	オシヨロコマ				VU	R	減少					○
5			サクラマス(ヤマメ)				NT	N	減少					○ ○
6	カサゴ	カジカ	ハナカジカ					N				○		○
	4目5科6種			-	-	-	4種	4種	2種	-	1種	-	4種	5種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1: 重要種の選定基準

- I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正:平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正:平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。  
 特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、道天: 北海道指定天然記念物
- II: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正:平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。  
 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種
- III: 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。  
 指定: 指定希少野生動植物種
- IV: 「環境省レッドリスト2017」(環境省,平成29年)に指定されている種類。  
 EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- V: 「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)に指定されている種類。  
 Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、N:留意種、Lp:地域個体群
- VI: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。  
 絶滅危惧: 絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急: 絶滅の危険が増大している種・亜種、希少: 存続基盤が脆弱な種・亜種、減少: 明らかに減少しているもの、減少傾向: 長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群: 保護に留意すべき地域個体

表 3.1.5-13 昆虫類 重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種 <sup>※1</sup>						文献No.		
				I	II	III	IV	V	VI	4	9	10
1	コウチュウ	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ				VU	Nt			○	
2		ミズスマシ	ミズスマシ				VU	Nt			○	
3		コガネムシ	ダイコクコガネ				VU	Nt			○	
4	チョウ	シジミチョウ	フジミドリシジミ					Dd		○		
2目4科4種				-	-	-	3種	4種	-	1種	3種	-

注) 種名及び配列などは日本産野生生物目録-本邦産野生動物の種の現状-無脊椎動物編II(平成7年 環境省)に準拠した。

※1: 重要種の選定基準

- I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正:平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正:平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。  
特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、道天: 北海道指定天然記念物
- II: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正:平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。  
国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種
- III: 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。  
指定: 指定希少野生動植物種
- IV: 「環境省レッドリスト2017」(環境省,平成29年)に指定されている種類。  
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- V: 「北海道レッドリスト【昆虫チョウ目編】改訂版(2016)」(北海道 平成28年)に指定されている種類。  
Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧IA類、En:絶滅危惧IB類、Vu:絶滅危惧II類、Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- V: 「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)に指定されている種類。  
Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、N:留意種、Lp:地域個体群
- VI: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。  
絶滅危惧: 絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急: 絶滅の危険が増大している種・亜種、希少: 存続基盤が脆弱な種・亜種、減少: 明らかに減少しているもの、減少傾向: 長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群: 保護に留意すべき地域個体

表 3.1.5-14 底生動物 重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種 <sup>※1</sup>						文献No.	
				I	II	III	IV	V	VI	9	10
1	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ				VU				○
2	エビ	モクズガニ	モクズガニ						減少傾向		○
3		アメリカザリガニ	ニホンザリガニ				VU		危急	○	
2目3科3種				-	-	-	2種	-	2種	1種	2種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1: 重要種の選定基準

- I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正:平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正:平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。  
特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、道天: 北海道指定天然記念物
- II: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正:平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。  
国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種
- III: 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。  
指定: 指定希少野生動植物種
- IV: 「環境省レッドリスト2017」(環境省,平成29年)に指定されている種類。  
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- V: 「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)に指定されている種類。  
Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、N:留意種、Lp:地域個体群
- VI: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。  
絶滅危惧: 絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急: 絶滅の危険が増大している種・亜種、希少: 存続基盤が脆弱な種・亜種、減少: 明らかに減少しているもの、減少傾向: 長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群: 保護に留意すべき地域個体

②注目すべき生息地

1) 調査方法

表 3. 1. 5-15 に示す選定根拠により、基本的な調査対象範囲における注目すべき生息地を抽出した。

表3. 1. 5-15(1) 注目すべき生息地の選定根拠

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」で定められた下記の基準によって指定された湿地 (外務省、1975年)	【基準1】 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 【基準2】 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 【基準3】 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 【基準4】 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 【基準5】 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 【基準6】 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 【基準7】 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 【基準8】 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 【基準9】 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地
III	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地 (環境省)	【基準1】 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 【基準2】 希少種、固有種等が生育・生息している場合 【基準3】 多様な生物相を有している場合 【基準4】 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 【基準5】 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合
IV	「重要野鳥生息地（IBA）」 BirdLife InterNationalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地 (BirdLife InterNational (財)日本野鳥の会)	【基準1】 …世界的に絶滅の危機にある種が生息している。 【基準2】 …限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。 【基準3】 …あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。 【基準4】 …多くの渡り鳥が利用/生息している。

表3. 1. 5-15(2) 注目すべき生息地の選定根拠

選定基準		カテゴリー
V	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPANが以下の基準で選定した地域 (CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPAN)	<p>【危機性】…KBA対象種リストにおけるCR、ENに該当する種が1個体でも存在するサイト / VUにあたる種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト</p> <p>【非代替性 a】…世界で50,000km<sup>2</sup>以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト</p> <p>【非代替性 b】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト</p> <p>【非代替性 c】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト</p> <p>【非代替性 d】…他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト</p>
VI	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 (平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省)	・ 渡り経路(渡)
VII	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年、法律第88号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣保護区(鳥)</li> <li>・ 特別保護地区(特)</li> <li>・ 特別保護指定区域(特指)</li> <li>・ 鳥獣保護区(道鳥)</li> <li>・ 特別保護地区(道特)</li> </ul>
VIII	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年、法律第75号) 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (平成25年、条例第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息地等保護区(生)</li> <li>・ 生息地等保護区(道生)</li> </ul>
IX	北海道自然環境等保全条例 (昭和48年、北海道条例第65号)	・ 学術自然保護地区(学)

## 2) 調査結果

基本的な調査対象範囲においては、上述の文献による注目すべき生息地は確認されなかった。

### (2) 植物の生育状況

#### (a) 植物相の状況

既存資料等より抽出された確認種を表3. 1. 5-16に示す。

基本的な調査対象範囲(動植物)では142科1,283種の維管束植物が抽出された。

表3. 1. 5-16 (1) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
1	ヒカゲノカズラ	スギカズラ	○	
2		ヒメスギラン	○	
3		ヒカゲノカズラ	○	
4		エゾヒカゲノカズラ	○	
5		アスヒカズラ	○	
6		タカネヒカゲノカズラ	○	
7		マンネンスギ	○	
8		タチマンネンスギ	○	
9		ホソバトウゲシバ	○	
10	イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ	○	
11		ヒモカズラ	○	
12		イワヒバ	○	
13	トクサ	スギナ	○	
14		オクエゾスギナ	○	
15		ミズドクサ	○	
16		トクサ	○	
17		チシマヒメドクサ	○	
18	ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ	○	
19		ナガホノナツノハナワラビ	○	
20		ナツノハナワラビ	○	
21	ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ	○	
22		ゼンマイ	○	
23	キジノオシダ	ヤマソテツ	○	
24	コケシノブ	コケシノブ	○	
25	コバノイシカグマ	イヌシダ	○	
26		オウレンシダ	○	
27		ワラビ	○	
28	ミズワラビ	クジャクシダ	○	
29		イワガネゼンマイ	○	
30		カラクサシダ	○	
31	チャセンシダ	トラノオシダ	○	
32		クモノスシダ	○	
33		コタニワタリ	○	
34	シシガシラ	シシガシラ	○	
35	オシダ	ホソバナライシダ	○	
36		シノブカグマ	○	
37		リョウメンシダ	○	
38		オニヤブソテツ	○	
39		オクヤマシダ	○	
40		シラネワラビ	○	
41		オシダ	○	
42		ニオイシダ	○	
43		ミヤマベニシダ	○	
44		ミヤマイタチシダ	○	
45		タニヘゴ	○	
46	イワイタチシダ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表3. 1. 5-16 (2) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
47	オシダ	ホソイノデ	○	
48		ツルデンダ	○	
49		カラクサイノデ	○	
50		サカゲイノデ	○	
51		ジュウモンジシダ	○	
52	ヒメシダ	ミゾシダ	○	
53		ニッコウシダ	○	
54		メニッコウシダ	○	
55		ヒメシダ	○	
56		ミヤマワラビ	○	
57		オオバショリマ	○	
58	メシダ	エゾメシダ	○	
59		サトメシダ	○	
60		タカネサトメシダ	○	
61		ヤマイヌワラビ	○	
62		ヘビノネゴザ	○	
63		ホソバシケシダ	○	
64		オオメシダ	○	
65		ミヤマシケシダ(広義)	○	
66		キヨタキシダ	○	
67		ウサギシダ	○	
68		イワウサギシダ	○	
69		イヌガンソク	○	
70		クサソテツ	○	
71		コウヤワラビ	○	
72		イワデンダ	○	
73	ウラボシ	ホテイシダ	○	
74		ミヤマノキシノブ	○	
75		オシヤグジデンダ	○	
76		イワオモダカ	○	
77	マツ	アカトドマツ	○	
78		アオトドマツ	○	
79		エゾマツ	○	
80	イヌガヤ	ハイイヌガヤ	○	
81	イチイ	イチイ	○	
82	ヤマモモ	ヤチヤナギ	○	
83	クルミ	オニグルミ	○	
84		サワグルミ	○	
85	ヤナギ	ウラジロハコヤナギ	○	
86		ドロノキ	○	
87		セイヨウハコヤナギ	○	
88		ヤマナラシ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表3.1.5-16 (3) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
89	ヤナギ	チョウセンヤマナラシ	○	
90		シダレヤナギ	○	
91		バッコヤナギ	○	
92		ネコヤナギ	○	
93		エゾミヤマヤナギ	○	
94		エゾノバッコヤナギ	○	
95		イヌコリヤナギ	○	
96		シロヤナギ	○	
97		コリヤナギ	○	
98		エゾノカワヤナギ	○	
99		エゾノキヌヤナギ	○	
100		エゾヤナギ	○	
101		オノエヤナギ	○	
102		タチヤナギ	○	
103		バッコキヌヤナギ	○	
104		ミヤコヤナギ	○	
105	ヨイチヤナギ	○		
106	キツネヤナギ	○		
107	カバノキ	ケヤマハンノキ	○	
108		ヤマハンノキ	○	
109		ハンノキ	○	
110		ミヤマハンノキ	○	
111		ヒメヤシャブシ	○	
112		コオノオレ	○	
113		ダケカンバ	○	
114		アカカンバ	○	
115		ウダイカンバ	○	
116		シラカンバ	○	
117		エゾノシラカンバ	○	
118		オクエゾシラカンバ	○	
119		サワシバ	○	
120		ハシバミ	○	
121		エゾハシバミ	○	
122		ツノハシバミ	○	
123		トックリハシバミ	○	
124		オオバツノハシバミ	○	
125	ブナ	クリ	○	
126		ブナ	○	
127		ミズナラ	○	
128		カシワ	○	○
129		モンゴリナラ	○	
130	ニレ	エゾエノキ	○	
131		ハルニレ	○	
132		コブニレ	○	
133		オヒョウ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表3. 1. 5-16 (4) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
134	ニレ	アキニレ	○	
135		ケヤキ	○	
136	クワ	アサ	○	
137		カナムグラ	○	
138		カラハナソウ	○	
139		ヤマグワ	○	
140		ハマグワ	○	
141		イラクサ	ラセイタソウ	○
142	クサコアカソ		○	
143	アカソ		○	
144	コアカソ		○	
145	ヤマトキホコリ		○	
146	ウワバミソウ		○	
147	ムカゴイラクサ		○	
148	タチゲヒカゲミズ		○	
149	ミズ		○	
150	アオミズ		○	
151	ホソバイラクサ		○	
152	コバノイラクサ		○	
153	エゾイラクサ		○	
154	ビヤクダン		カマヤリソウ	○
155	ヤドリギ	ヤドリギ	○	
156	タデ	ミズヒキ	○	
157		シヤクチリソバ	○	
158		ソバ	○	
159		ダツタンソバ	○	
160		ソバカズラ	○	
161		オオツルイタドリ	○	
162		ツルタデ	○	
163		ウナギツカミ	○	
164		エゾノミズタデ	○	
165		ヒメタデ	○	
166		ホソバイヌタデ	○	
167		ヤナギヌカボ	○	
168		ヤナギタデ	○	
169		シロバナサクラタデ	○	
170		オオイヌタデ	○	
171		イヌタデ	○	
172		オオネバリタデ	○	
173		タニソバ	○	
174		ヤノネグサ	○	
175		イシミカワ	○	
176		ハナタデ	○	
177	サナエタデ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表3. 1. 5-16 (5) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
178	タデ	ママコノシリヌグイ	○	
179		アキノウナギツカミ	○	
180		ミゾソバ	○	
181		ハルタデ	○	
182		ハイミチャナギ	○	
183		オクミチャナギ	○	
184		ミチャナギ	○	
185		スナジミチャナギ	○	
186		オオイタドリ	○	○
187		スイバ	○	
188		ヒメスイバ	○	
189		ナガバギシギシ	○	
190		ギシギシ	○	
191		ノダイオウ	○	
192		エゾノギシギシ	○	○
193	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ	○	
194	スベリヒユ	スベリヒユ	○	○
195	ナデシコ	ムギセンノウ	○	
196		ノミノツヅリ	○	
197		オオバナノミミナグサ	○	○
198		ホソバノクンショウバナ	○	
199		オランダミミナグサ	○	
200		オオミミナグサ	○	
201		ミミナグサ	○	
202		ナンバンハコベ	○	
203		エゾカワラナデシコ	○	○
204		ヒロバノカワラナデシコ	○	
205		カワラナデシコ	○	
206		タカネナデシコ	○	
207		ハマハコベ	○	○
208		オオヤマフスマ	○	○
209		ツメクサ	○	
210		ハマツメクサ	○	
211		アライトツメクサ	○	
212		マツヨイセンノウ	○	
213		ムシトリナデシコ	○	○
214		フシグロ	○	
215		ケフシグロ	○	
216		エゾマンテマ	○	
217	シラタマソウ	○		
218	ウスベニツメクサ	○		
219	ノミノフスマ	○		
220	ウシハコベ	○		
221	エゾフスマ	○		
222	ナガバツメクサ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (6) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
223	ナデシコ	コハコベ	○		
224		ミドリハコベ	○		
225		エゾオオヤマハコベ	○		
226		ミヤマハコベ	○		
227	アカザ	ホソバノハマアカザ	○		
228		ホコガタアカザ	○		
229		ハマアカザ	○		
230		シロザ	○		
231		アカザ	○		
232		コアカザ	○		
233		ウラジロアカザ	○		
234		カワラアカザ	○		
235		ハウキギ	○		
236		オカヒジキ	○	○	
237		ヒユ	ヒカゲイノコズチ	○	
238			ヒナタイノコズチ	○	
239			アオゲイトウ	○	
240	モクレン	ユリノキ	○		
241		ハクモクレン	○		
242		ホオノキ	○		
243		モクレン	○		
244		キタコブシ	○		
245	マツブサ	チョウセンゴミシ	○		
246	クスノキ	オオバクロモジ	○		
247	カツラ	カツラ	○		
248	キンポウゲ	エゾレイジンソウ	○		
249		カラフトブシ	○		
250		オクトリカブト	○	○	
251		テリハブシ	○		
252		エゾトリカブト	○		
253		ルイヨウショウマ	○		
254		フクジュソウ	○		
255		ヒメイチゲ	○		
256		ニリンソウ	○		
257		ミドリニリンソウ	○		
258		イチリンソウ	○		
259		キクザキイチゲ	○		
260		アズマイチゲ	○		
261		エゾイチゲ	○		
262		オオヤマオダマキ	○		
263		ミヤマオダマキ	○		
264		セイヨウオダマキ	○		
265		エゾノリュウキンカ	○		
266	サラシナショウマ	○			

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (7) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
267	キンボウゲ	ミヤマハンショウヅル	○	
268		センニンソウ	○	
269		ケキツネノボタン	○	
270		タガラシ	○	
271		ヤマキツネノボタン	○	
272		カラマツソウ	○	
273		ミヤマカラマツ	○	
274		チャボカラマツ	○	○
275		エゾアキカラマツ	○	
276		アキカラマツ	○	○
277		コカラマツ	○	
278		エゾカラマツ	○	
279		モミジカラマツ	○	
280	シラネアオイ	シラネアオイ	○	
281	メギ	ナンブソウ	○	
282		ヒロバヘビノボラズ	○	○
283		ルイヨウボタン	○	
284		サンカヨウ	○	
285		ヒイラギナンテン	○	
286		ナンテン	○	
287	アケビ	ミツバアケビ	○	
288	スイレン	ジュンサイ	○	○
289		コウホネ	○	
290		ネムロコウホネ	○	
291		エゾノヒツジグサ	○	
292	ドクダミ	ドクダミ	○	
293	センリョウ	ヒトリシズカ	○	
294		フタリシズカ	○	
295	ウマノスズクサ	オクエゾサイシン	○	
296	ボタン	ヤマシャクヤク	○	
297		ベニバナヤマシャクヤク	○	
298	マタタビ	サルナシ	○	
299		コクワ	○	
300		ミヤママタタビ	○	
301		マタタビ	○	
302	ツバキ	ツバキ	○	
303	オトギリソウ	トモエソウ	○	
304		ヒメトモエソウ	○	
305		ビヨウヤナギ1	○	
306		オトギリソウ	○	
307		コケオトギリ	○	
308		サワオトギリ	○	
309		オシマオトギリ	○	
310		エゾオトギリ	○	○
311		ミズオトギリ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (8) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
312	モウセンゴケ	モウセンゴケ	○	
313	ケシ	クサノオウ	○	
314		エゾエンゴサク	○	
315		エゾキケマン	○	
316	アブラナ	バクサンハタザオ	○	
317		ハタザオ	○	
318		ヤマハタザオ	○	
319		ミヤマハタザオ	○	
320		エゾノイワハタザオ	○	
321		ハマハタザオ	○	○
322		ヤマガラシ	○	
323		ハルザキヤマガラシ	○	
324		タカナ	○	
325		セイヨウアブラナ	○	
326		キャベツ	○	
327		アブラナ	○	
328		ハクサイ	○	
329		カブ	○	
330		ナズナ	○	
331		ヒロバコンロンソウ	○	
332		タネツケバナ	○	
333		ジャニンジン	○	
334		コンロンソウ	○	
335		エゾノジャニンジン	○	
336		オオバタネツケバナ	○	
337		エゾワサビ	○	
338		シロバナノイヌナズナ	○	
339		シリベシナズナ	○	
340		モイワナズナ	○	
341		エゾスズシロ	○	
342		ワサビ	○	
343		ユリワサビ	○	
344		ダイコン	○	
345		ハマダイコン	○	
346	イヌガラシ	○		
347	スカシタゴボウ	○		
348	カキネガラシ	○		
349	スズカケノキ	スズカケノキ	○	
350	マンサク	ヒュウガミズキ	○	
351	ベンケイソウ	エゾミセバヤ	○	
352		ミツバベンケイソウ	○	
353		コモチレンゲ	○	
354		アオノイワレンゲ	○	
355		イワベンケイ	○	
356		ホソバノキリンソウ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (9) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
357	ベンケイソウ	エゾノキリンソウ	○		
358		ホソバエゾキリンソウ	○	○	
359	ユキノシタ	トリアシショウマ	○	○	
360		エゾネコノメソウ	○		
361		ネコノメソウ	○		
362		チシマネコノメ	○		
363		マルバネコノメ	○		
364		ノリウツギ	○		
365		ゴトウヅル	○		
366		エゾアジサイ	○		
367		エゾノチャルメルソウ	○		
368		ウメバチソウ	○		
369		コマガタケスグリ	○		
370		エゾスグリ	○		
371		トガスグリ	○		
372		ダイモンジソウ	○		
373		ハマダイモンジソウ	○		
374		ケダイモンジソウ	○		
375		エゾクロクモソウ	○		
376		フキユキノシタ	○		
377		ヤマハナソウ	○		
378		イワガラミ	○		
379		ズダヤクシュ	○		
380		バラ	キンミズヒキ	○	
381			エゾヤマブキショウマ	○	
382			ヤマブキショウマ	○	○
383			クサボケ	○	
384			ボケ	○	
385			エゾサンザシ	○	
386			チョウノスケソウ	○	
387			ヘビイチゴ	○	
388	オニシモツケ		○	○	
389	ケナシオニシモツケ		○		
390	キョウガノコ		○		
391	エゾノシモツケソウ		○		
392	オランダイチゴ		○		
393	ノウゴウイチゴ		○		
394	オオダイコンソウ		○		
395	ダイコンソウ		○		
396	カラフトダイコンソウ		○		
397	ヤマブキ		○		
398	エゾノコリンゴ		○		
399	セイヨウリンゴ		○		
400	ハナカイドウ		○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (10) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
401	バラ	ズミ	○	
402		イワキンバイ	○	
403		キジムシロ	○	
404		ミツバツチグリ	○	
405		チシマキンバイ	○	
406		クロバナロウゲ	○	
407		ツルキジムシロ	○	
408		セイヨウミザクラ	○	
409		ウワミズザクラ	○	
410		ニワウメ	○	
411		ミヤマザクラ	○	
412		ウメ	○	
413		ミネザクラ	○	
414		チシマザクラ	○	
415		エゾノウワミズザクラ	○	
416		モモ	○	
417		スモモ	○	
418		エゾヤマザクラ	○	
419		ケエゾヤマザクラ	○	
420		シウリザクラ	○	
421		カスミザクラ	○	
422		ソメイヨシノ	○	
423		セイヨウナシ	○	
424		オオタカネイバラ	○	
425		カラフトイバラ	○	
426		ノイバラ	○	
427		ハマナス	○	○
428		ホロムイイチゴ	○	
429		クマイチゴ	○	
430		エゾイチゴ	○	
431		ナワシロイチゴ	○	
432		エビガライチゴ	○	
433		ヒメゴヨウイチゴ	○	
434		ナガボノワレモコウ	○	
435		ホザキナナカマド	○	
436		エゾホザキナナカマド	○	
437		アズキナシ	○	
438		ナナカマド	○	
439		オオナナカマド	○	
440		コデマリ	○	
441		エゾシモツケ	○	
442		エゾノシロバナシモツケ	○	
443		シジミバナ	○	
444		ユキヤナギ	○	
445	マメ	ネムノキ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (11) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
446	マメ	イタチハギ	○	
447		ヤブマメ	○	
448		ウスバヤブマメ	○	
449		タイツリオウギ	○	
450		ハナズオウ	○	
451		エニシダ	○	
452		ヌスビトハギ	○	
453		ヤブハギ	○	
454		ダイズ	○	
455		ハマエンドウ	○	○
456		シロバナノケハマエンドウ	○	
457		ケハマエンドウ	○	
458		エゾノレンリソウ	○	
459		ヤマハギ	○	
460		メドハギ	○	
461		セイヨウミヤコグサ	○	
462		ミヤコグサ	○	
463		イヌエンジュ	○	
464		ムラサキウマゴヤシ	○	
465		シロバナシナガワハギ	○	
466		シナガワハギ	○	
467		インゲン	○	
468		クズ	○	○
469		ハリエンジュ	○	
470		エンジュ	○	
471		センダイハギ	○	○
472		コメツブツメクサ	○	
473		ムラサキツメクサ	○	
474		シロツメクサ	○	
475	ツルフジバカマ	○		
476	クサフジ	○	○	
477	ヒロハクサフジ	○		
478	ナンテンハギ	○	○	
479	フジ	○		
480	カタバミ	コミヤマカタバミ	○	
481		カタバミ	○	
482		ムラサキカタバミ	○	
483		エゾタチカタバミ	○	
484	フウロソウ	グンナイフウロ	○	
485		イチゲフウロ	○	
486		ゲンノショウコ	○	
487		ミツバフウロ	○	
488		エゾフウロ	○	
489		ハマフウロ	○	
490	トウダイグサ	エノキグサ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (12) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
491	トウダイグサ	ノウルシ	○	
492		ナツトウダイ	○	
493		ヒメナツトウダイ	○	
494		コニシキソウ	○	
495	ユズリハ	エゾユズリハ	○	
496	ミカン	キハダ	○	
497		ヒロバノキハダ	○	
498		カラタチ	○	
499		ウチコミツルミヤマシキミ	○	
500		ツルシミキ	○	
501		ニガキ	シンジュ	○
502	ニガキ		○	
503	ヒメハギ	ヒロバセネガ	○	
504	ウルシ	ツタウルシ	○	
505		リシリツタウルシ	○	
506		ヌルデ	○	
507		ヤマウルシ	○	
508	カエデ	トウカエデ	○	
509		ハウチワカエデ	○	
510		トネリコバナカエデ	○	
511		ヤマモミジ	○	
512		イタヤカエデ(広義)		○
513		エゾイタヤ	○	
514		アカイタヤ	○	
515		ミネカエデ	○	
516		オガラバナ	○	
517		トチノキ	○	
518	ツリフネソウ	キツリフネ	○	
519		ツリフネソウ	○	
520	モチノキ	ハイイヌツゲ	○	
521		ヒメモチ	○	
522		ツルツゲ	○	
523		ウメモドキ	○	
524		アカミノイヌツゲ	○	
525		ニシキギ	ツルウメモドキ	○
526	オニツルウメモドキ		○	○
527	ニシキギ		○	
528	コマユミ		○	
529	ツルマサキ		○	
530	マサキ		○	
531	ヒロハツリバナ		○	
532	ツリバナ		○	
533	エゾツリバナ		○	
534	オオツリバナ		○	
535		マユミ	○	○

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (13) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
536	ニシシギ	カントウマユミ	○	
537		クロツリバナ	○	
538	ミツバウツギ	ミツバウツギ	○	
539	ツゲ	ツゲ	○	
540		フッキソウ	○	
541	ブドウ	ノブドウ	○	○
542		ヤブガラシ	○	
543		ツタ	○	
544		ヤマブドウ	○	○
545		タケシマヤマブドウ	○	
546		ブドウ	○	
547	シナノキ	シナノキ	○	
548		オオバボダイジュ	○	
549		モイワボダイジュ	○	
550	アオイ	フヨウ	○	
551		ムクゲ	○	
552		ジャコウアオイ	○	
553		ゼニバアオイ	○	
554		オカノリ	○	
555	アオギリ	アオギリ	○	
556	ジンチョウゲ	エゾナニワズ	○	
557		カラスシキミ	○	
558	グミ	ナツグミ	○	
559		トウグミ	○	
560		ナワシログミ	○	
561		アキグミ	○	
562	スマレ	エゾノタチツボスマレ	○	
563		ウスバスマレ	○	
564		オオバキスマレ	○	
565		ブギレオオバキスマレ	○	
566		マルバケスマレ	○	
567		タチツボスマレ	○	
568		ケタチツボスマレ	○	
569		オオバタチツボスマレ	○	
570		オオタチツボスマレ	○	
571		ケオオタチツボスマレ	○	
572		シロコスマレ	○	
573		スマレ	○	
574		シロバナスマレ	○	
575		ナガハシスマレ	○	
576		アイヌタチツボスマレ	○	
577		ミヤマスマレ	○	
578		ブイリミヤマスマレ	○	
579		イソスマレ	○	○
580		スマレサイシン	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (14) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
581	スミレ	ツボスミレ	○		
582		アギスミレ	○		
583	ミヅハコベ	ミヅハコベ	○		
584	ウリ	スイカ	○		
585		キュウリ	○		
586		セイヨウカボチャ	○		
587		アマチャヅル	○		
588		ミヤマニガウリ	○		
589		キカラスウリ	○		
590		ミソハギ	エゾミソハギ	○	
591	ミズスギナ		○		
592	ヒシ	ヒシ	○		
593	アカバナ	ミヤマタニタデ	○		
594		ウシタキソウ	○		
595		タニタデ	○		
596		ミズタマソウ	○		
597		ヤマタニタデ	○		
598		ケゴンアカバナ	○		
599		ヤナギラン	○		
600		イワアカバナ	○		
601		ヒメアカバナ	○		
602		カラフトアカバナ	○		
603		エゾアカバナ	○		
604		アカバナ	○		
605		メマツヨイグサ	○	○	
606		オオマツヨイグサ	○		
607		アリノトウグサ	アリノトウグサ	○	
608			オオフサモ	○	
609	ホザキノフサモ		○		
610	フサモ		○		
611	スギナモ	スギナモ	○		
612	ウリノキ	ウリノキ	○		
613	ミズキ	ヒメアオキ	○		
614		ゴゼンタチバナ	○		
615		ミズキ	○		
616	ウコギ	コシアブラ	○		
617		エゾウコギ	○		
618		ウド	○		
619		タラノキ	○		
620		メダラ	○		
621		ヤツデ	○		
622		ハリギリ	○		
623		トチバニンジン	○		
624	セリ	エゾボウフウ	○		
625		イワミツバ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (15) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
626	セリ	ミヤマトウキ	○		
627		エゾノヨロイグサ	○	○	
628		アマニュウ	○	○	
629		オオバセンキュウ	○		
630		エゾニュウ	○	○	
631		シャク	○		
632		ホタルサイコ	○		
633		エゾホタルサイコ	○		
634		セントウソウ	○		
635		ドクゼリ	○		
636		エゾノシシウド	○		
637		ミヤマセンキュウ	○		
638		カラフトニンジン	○		
639		ミツバ	○		
640		ニンジン	○		
641		ハマボウフウ	○	○	
642		オオハナウド	○		
643		オオチドメ	○		
644		マルバトウキ	○	○	
645		セリ	○		
646		ヤブニンジン	○		
647		ミヤマヤブニンジン	○		
648		カワラボウフウ	○		
649		アラゲカワラボウフウ	○		
650		オオカサモチ	○	○	
651		ウマノミツバ	○		
652		イブキボウフウ	○		
653		ハマノイブキボウフウ	○		
654		イブキゼリ	○		
655		ヤブジラミ	○		
656		イチヤクソウ	ウメガサソウ	○	
657			オオウメガサソウ	○	
658			イチゲイチヤクソウ	○	
659			シャクジョウソウ	○	
660			アキノギンリョウソウ	○	
661	ギンリョウソウ		○		
662	コイチヤクソウ		○		
663	コバノイチヤクソウ		○		
664	ベニバナイチヤクソウ		○		
665	イチヤクソウ		○		
666	ヒトツバイイチヤクソウ		○		
667	エゾイチヤクソウ		○		
668	ジンヨウイチヤクソウ		○		
669	ツツジ	ドウダンツツジ	○		
670		シラタマノキ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (16) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
671	ツツジ	カラフトイソツツジ	○		
672		イソツツジ	○		
673		ハナヒリノキ	○		
674		オオハナヒリノキ	○		
675		コヨウラクツツジ	○		
676		アセビ	○		
677		ムラサキヤシオ	○		
678		バクサンシャクナゲ	○		
679		エゾムラサキツツジ	○		
680		サツキ	○		
681		レンゲツツジ	○		
682		カラムラサキツツジ	○		
683		キリシマツツジ	○		
684		ミヤマホツツジ	○		
685		ホツツジ	○		
686		コウスノキ	○		
687		ウスノキ	○		
688		アクシバ	○		
689		クロウスゴ	○		
690		ツルコケモモ	○		
691		イワツツジ	○		
692		ケナシオオバスノキ	○		
693		スノキ	○		
694		コケモモ	○		
695		ガンコウラン	ガンコウラン	○	
696		サクラソウ	ウミミドリ	○	
697			オカトラノオ	○	
698			コナスビ	○	
699			ヤナギトラノオ	○	
700	クサレダマ		○		
701	ヒロバクサレダマ		○		
702	クリンソウ		○		
703	エゾオオサクラソウ		○		
704	ハイハマボッサ		○		
705	ツマトリソウ		○		
706	コツマトリソウ		○		
707	カキノキ	カキノキ	○		
708	エゴノキ	ハクウンボク	○		
709	ハイノキ	サワフタギ	○		
710	モクセイ	レンギョウ	○		
711		アオダモ	○		
712		ヤチダモ	○		
713		イボタノキ		○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (17) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
714	モクセイ	ミヤマイボタ	○		
715		エゾイボタ	○		
716		ヒイラギ	○		
717		ハシドイ	○		
718		ムラサキハシドイ	○		
719	リンドウ	エゾリンドウ	○		
720		フデリンドウ	○		
721		ツルリンドウ	○		
722	ミツガシワ	ミツガシワ	○		
723	キョウチクトウ	テイカカズラ	○		
724		バシクルモン	○		
725	ガガイモ	イケマ	○		
726		ガガイモ	○		
727		オオカモメヅル	○		
728	アカネ	クルマバソウ	○		
729		ヒメヨツバムグラ	○		
730		エゾノヨツバムグラ	○		
731		オオバノヨツバムグラ	○		
732		キクムグラ	○		
733		ミヤマキヌタソウ	○		
734		トゲナシヤエムグラ	○		
735		ヤエムグラ	○		
736		ヨツバムグラ	○		
737		ホソバノヨツバムグラ	○		
738		オククルマムグラ	○		
739		キバナカワラマツバ	○		
740		カワラマツバ	○		
741		エゾノカワラマツバ	○		
742		ツルアリドオシ	○		
743		アカネムグラ	○		
744		ハクチョウゲ	○		
745		ハナシノブ	シバザクラ	○	
746			カラフトハナシノブ	○	
747			ミヤマハナシノブ	○	
748	ヒルガオ	コヒルガオ	○		
749		ヒルガオ	○	○	
750		ヒロバヒルガオ	○		
751		ハマヒルガオ	○	○	
752		ネナシカズラ	○		
753	ムラサキ	ハナイバナ	○		
754		ホタルカズラ	○	○	
755		ハマベンケイソウ	○	○	
756		スナビキソウ	○		
757		ワスレナグサ	○		
758		エゾムラサキ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (18) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
759	ムラサキ	ルリソウ	○		
760		タチカメバソウ	○		
761	クマツヅラ	ムラサキシキブ	○		
762		カリガネソウ	○		
763		クサギ	○		
764	シソ	カワミドリ	○		
765		キタカワミドリ	○	○	
766		ニシキゴロモ	○		
767		ジャコウソウ	○		
768		クルマバナ	○		
769		ヤマクルマバナ	○		
770		ミヤマトウバナ	○		
771		ムシャリンドウ	○	○	
772		ナギナタコウジュ	○		
773		チシマオドリコソウ	○		
774		カキドオシ	○		
775		オドリコソウ	○		
776		シロネ	○		
777		ヒメシロネ	○		
778		ヒメサルダヒコ	○		
779		エゾシロネ	○		
780		ハッカ	○		
781		ヒメジソ	○		
782		ウツボグサ	○		
783		ミヤマウツボグサ	○		
784		クロバナヒキオコシ	○		
785		ヒメナミキ	○		
786		ヤマタツナミソウ	○		
787		エゾタツナミソウ	○		
788		ナミキソウ	○	○	
789		エゾイヌゴマ	○		
790		ニガクサ	○		
791		エゾニガクサ	○		
792		ツルニガクサ	○		
793		イブキジャコウソウ	○		
794		ナス	トマト	○	
795			ホオズキ	○	
796			ヤマホロシ	○	
797	オオマルバノホロシ		○		
798	ナス		○		
799	イヌホオズキ		○		
800	ジャガイモ		○		
801	ゴマノバグサ	エゾコゴメグサ	○		
802		ウンラン	○	○	
803		ムラサキサギゴケ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (19) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
804	ゴマノバクサ	ミヤマママコナ	○		
805		ミゾホオズキ	○		
806		オオバミゾホオズキ	○		
807		シオガマギク	○		
808		エゾシオガマ	○		
809		エゾルリトラノオ	○	○	
810		ヤマルリトラノオ	○		
811		エゾヒナノウスツボ	○	○	
812		オオヒナノウスツボ	○		
813		ヒキヨモギ	○		
814		シロバナモウズイカ	○		
815		ムラサキモウズイカ	○		
816		ビロードモウズイカ	○		
817		タチイヌノフグリ	○		
818		オオイヌノフグリ	○		
819		エゾクガイソウ	○		
820		ノウゼンカズラ	キリ	○	○
821		ハマウツボ	ハマウツボ	○	
822			キヨスミウツボ	○	
823	タヌキモ	タヌキモ	○		
824		ヤチコタヌキモ	○		
825	ハエドクソウ	ハエドクソウ	○		
826	オオバコ	オオバコ	○		
827		エゾオオバコ	○		
828		トウオオバコ	○		
829		テリハオオバコ	○		
830		ヘラオオバコ	○		
831		イソオオバコ	○		
832		タチオオバコ	○		
833		スイカズラ	エゾヒョウタンボク	○	
834	クロミノウグイスカグラ		○		
835	ネムロブシダマ		○		
836	キンギンボク		○	○	
837	アラゲヒョウタンボク		○		
838	エゾニワトコ		○		
839	キミノエゾニワトコ		○		
840	ガマズミ		○		
841	オオカメノキ		○		
842	カンボク		○		
843	ミヤマガマズミ		○		
844	オオミヤマガマズミ		○		
845	タニウツギ		○	○	
846	レンブクソウ		レンブクソウ	○	
847	オミナエシ		マルバキンレイカ	○	
848		オミナエシ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (20) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
849	オミナエシ	オトコエシ	○		
850		カノコソウ	○	○	
851	マツムシソウ	マツムシソウ	○		
852		エゾマツムシソウ	○		
853	キキョウ	モイワシヤジン	○		
854		ケモイワシヤジン	○		
855		ツリガネニンジン	○	○	
856		シラゲシヤジン	○		
857		ナガバシヤジン	○		
858		シロバナツリガネニンジン	○		
859		ツルニンジン	○		
860		バアソブ	○		
861		サワギキョウ	○		
862		タニギキョウ	○		
863		キキョウ	○		
864		キク	ノコギリソウ	○	○
865			アカバナエゾノコギリソウ	○	
866			キタノコギリソウ	○	
867	セイヨウノコギリソウ		○		
868	ブタクサ		○		
869	ヤマハハコ		○		
870	ヒロハヤマハハコ		○		
871	エゾカワラハハコ		○		
872	カワラハハコ		○		
873	ゴボウ		○		
874	シロサマニヨモギ		○		
875	イワヨモギ		○	○	
876	オトコヨモギ		○	○	
877	ホソバオトコヨモギ		○		
878	ハマオトコヨモギ		○		
879	イヌヨモギ		○		
880	オオヨモギ		○		
881	シロヨモギ		○		
882	エゾノコンギク		○		
883	エゾゴマナ		○		
884	ユウゼンギク		○		
885	シラヤマギク		○		
886	エゾノタウコギ		○		
887	タウコギ		○		
888	エゾノキツネアザミ		○		
889	ミミコウモリ		○		
890	ヨブスマソウ		○		
891	ヤブタバコ		○		
892	ノッポロガンクビソウ		○		
893	ミヤマブタバコ		○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (21) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
894	キク	トキンソウ	○	○
895		ピレオギク	○	
896		キクニガナ	○	
897		マルバヒレアザミ	○	
898		チシマアザミ	○	
899		エゾノサワアザミ	○	
900		アメリカオニアザミ	○	
901		コスモス	○	
902		エゾタカネニガナ	○	
903		エゾムカシヨモギ	○	
904		ムカシヨモギ	○	
905		ヒメムカシヨモギ	○	
906		ヒヨドリバナ	○	
907		ヨツバヒヨドリ	○	
908		エダウチチコグサ	○	
909		キクイモ	○	
910		コウリントンポポ	○	
911		キバナコウリントンポポ	○	
912		ヤナギタンポポ	○	
913		ブタナ	○	
914		オグルマ	○	
915		カセンソウ	○	○
916		ニガナ	○	
917		シロバナニガナ	○	
918		ハマニガナ	○	○
919		イワニガナ	○	
920		カントウヨメナ	○	
921		アキノノゲシ	○	
922		ヤマニガナ	○	
923		トゲチシャ	○	
924		ヤブタバコ	○	
925		センボンヤリ	○	
926		オオヒラウスユキソウ	○	
927		トウゲブキ	○	
928		シカギク	○	
929		アキタブキ	○	
930		コウゾリナ	○	
931	オオハンゴンソウ	○		
932	フォーリーアザミ	○		
933	ナガバキタアザミ	○		
934	エゾトウヒレン	○		
935	ハンゴンソウ	○		
936	エゾオグルマ	○		
937	ノボロギク	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (22) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
938	キク	メナモミ	○		
939		アキノキリンソウ	○		
940		オオアキノキリンソウ	○		
941		ミヤマアキノキリンソウ	○	○	
942		オニノゲシ	○		
943		ハチジョウナ	○		
944		ノゲシ	○		
945		ヒメジョオン	○		
946		エゾヨモギギク	○		
947		エゾタンポポ	○		
948		アカミタンポポ	○		
949		セイヨウタンポポ	○		
950		オダサムタンポポ	○		
951		オナモミ	○		
952		オニタビラコ	○		
953		オモダカ	ヘラオモダカ	○	
954			サジオモダカ	○	
955		トチカガミ	セキショウモ	○	
956	ホロムイソウ	オオシバナ	○		
957	ヒルムシロ	イトモ	○		
958		ヒルムシロ	○		
959		エゾノヒルムシロ	○		
960		オヒルムシロ	○		
961		ヒロバノエビモ	○		
962		ナガバエビモ	○		
963	ユリ	タマネギ	○		
964		ネギ	○		
965		ノビル	○		
966		エゾネギ	○		
967		アサツキ	○	○	
968		ヒメエゾネギ	○		
969		ミヤマラッキョウ	○		
970		ニラ	○		
971		ギョウジャニンニク	○		
972		オランダキジカクシ	○		
973		キジカクシ	○		
974		ツバメオモト	○		
975		ドイツスズラン	○		
976		ハウチャクソウ	○		
977		チゴユリ	○		
978		カタクリ	○		
979		キバナノアマナ	○		
980		ショウジョウバカマ	○		
981		エゾキスゲ		○	
982		ニッコウキスゲ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (23) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
983	ユリ	キスゲ	○	
984		オオバギボウシ	○	
985		コバギボウシ	○	
986		タチギボウシ	○	
987		オオウバユリ	○	
988		スカシユリ	○	
989		エゾスカシユリ	○	
990		クルマユリ	○	
991		ホソバナアマナ	○	
992		マイヅルソウ	○	
993		ツクバネソウ	○	
994		クルマバツクバネソウ	○	
995		ヒメイズイ	○	○
996		オオナルコユリ	○	
997		オオアマドコロ	○	
998		アマドコロ	○	
999		ユキザサ	○	
1000		タチシオデ	○	
1001		シオデ	○	○
1002		オオバタケシマラン	○	
1003		ヒメタケシマラン	○	
1004		アカバナノエンレイソウ	○	
1005		オオバナノエンレイソウ	○	
1006		エンレイソウ	○	
1007	クロミエンレイソウ	○		
1008	アオミエンレイソウ	○		
1009	シロバナエンレイソウ	○		
1010	ミヤマバイケイソウ	○		
1011	バイケイソウ	○		
1012	オオシュロソウ	○		
1013	エゾバイケイソウ	○		
1014	キミガヨラン	○		
1015	ヒガンバナ	スイセン	○	
1016	ヤマノイモ	ナガイモ	○	
1017		ウチワドコロ	○	
1018		オニドコロ	○	
1019		コナギ	○	
1020	アヤメ	ノハナショウブ	○	
1021		ヒオウギアヤメ	○	
1022	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	○	
1023		ヒロバノコウガイゼキショウ	○	
1024		イ	○	
1025		タマイ	○	
1026		ヒメイ	○	
1027		ミクリゼキショウ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (24) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.		
			8	11	
1028	イグサ	ドロイ	○		
1029		ハマイ	○		
1030		タチコウガイゼキショウ	○		
1031		コウガイゼキショウ	○		
1032		アオコウガイゼキショウ	○		
1033		クサイ	○		
1034		イヌイ	○		
1035		スズメノヤリ	○	○	
1036		ヤマスズメノヒエ	○		
1037		ヌカボシソウ	○		
1038		クロボシソウ	○		
1039		ツユクサ	ツユクサ	○	
1040			イボクサ	○	
1041	ホシクサ	ヒロハイヌノヒゲ	○		
1042	イネ	ハネガヤ	○	○	
1043		アオカモジグサ	○		
1044		カモジグサ	○	○	
1045		エゾカモジグサ	○		
1046		コヌカグサ	○		
1047		ヤマヌカボ	○		
1048		ミヤマヌカボ	○		
1049		エゾヌカボ	○		
1050		ハイコヌカグサ	○		
1051		スズメノテッポウ	○		
1052		ハルガヤ	○		
1053		コブナグサ	○		
1054		マカラスムギ	○		
1055		ミノゴメ	○		
1056		ヤマカモジグサ	○		
1057		ハマチャヒキ	○	○	
1058		キツネガヤ	○		
1059		カラスノチャヒキ	○		
1060		ホガエリガヤ	○		
1061		ノガリヤス	○		
1062		ヤマアワ	○		
1063		オニノガリヤス	○		
1064		オクエゾオニノガリヤス	○		
1065		ヒメノガリヤス	○		
1066		イワノガリヤス	○		
1067		エダウチイワノガリヤス	○		
1068		ホッスガヤ	○		
1069	タカネノガリヤス	○			
1070	カモガヤ	○	○		
1071	タツノヒゲ	○			
1072	メヒシバ	○			

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (25) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
1073	イネ	キタメヒシバ	○	
1074		アキメヒシバ	○	
1075		アブラスキ	○	
1076		イヌビエ	○	
1077		ヒメイヌビエ	○	
1078		ハナムギ	○	○
1079		ハマニンニク	○	○
1080		シバムギ	○	
1081		エゾムギ	○	
1082		ニワホコリ	○	
1083		オオニワホコリ	○	
1084		ウシノケグサ	○	○
1085		トボシガラ	○	
1086		ヒロハノウシノケグサ	○	
1087		オオウシノケグサ	○	○
1088		ドジョウツナギ	○	
1089		ヒロバノドジョウツナギ	○	
1090		ウシノシッペイ	○	
1091		コウボウ	○	
1092		エゾヤマコウボウ	○	
1093		オオムギ	○	
1094		チガヤ	○	
1095		ケカモノハン	○	
1096		エゾノサヤヌカグサ	○	
1097		サヤヌカグサ	○	
1098		ホソムギ	○	
1099		コメガヤ	○	○
1100		イブキヌカボ	○	
1101		ハチジョウススキ	○	
1102		ススキ	○	○
1103		ムラサキススキ		○
1104		ヌマガヤ	○	
1105		コシノネズミガヤ	○	
1106	ネズミガヤ	○		
1107	オオネズミガヤ	○		
1108	ケチヂミザサ	○		
1109	ヒロバノハネガヤ	○		
1110	イネ	○		
1111	ヌカキビ	○		
1112	スズメノヒエ	○		
1113	アイアシ	○	○	
1114	カナリークサヨシ	○		
1115	オオアワガエリ	○		
1116	ヨシ	○	○	
1117	ツルヨシ	○	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (26) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
1118	イネ	ホテイチク	○	
1119		モウソウチク	○	
1120		アズマネザサ	○	
1121		メダケ	○	
1122		ミゾイチゴツナギ	○	
1123		スズメノカタビラ	○	
1124		タチイチゴツナギ	○	
1125		オオイチゴツナギ	○	
1126		ヌマイチゴツナギ	○	
1127		ナガハグサ	○	○
1128		イブキノモソモ	○	
1129		イチゴツナギ	○	
1130		オオスズメノカタビラ	○	
1131		チシマドジョウツナギ	○	
1132		オクヤマザサ	○	
1133		チシマザサ	○	
1134		エゾネマガリ	○	
1135		ナガバネマガリ	○	
1136		オオバザサ	○	
1137		チマキザサ	○	
1138		クマイザサ	○	
1139		フシゲクマイザサ	○	
1140		ハナザサ	○	
1141		タキザワザサ	○	
1142		エゾミヤマザサ	○	
1143		クマザサ	○	
1144		アキノエノコログサ	○	
1145		キンエノコロ	○	
1146	エノコログサ	○		
1147	ムラサキエノコロ	○		
1148	ハマエノコロ	○		
1149	オオアブラススキ	○		
1150	ハイドジョウツナギ	○		
1151	コムギ	○		
1152	トウモロコシ	○		
1153	マコモ	○		
1154	シバ	○	○	
1155	サトイモ	ヒロハテンナンショウ	○	
1156		マムシグサ(広義)	○	
1157		ヒメカイウ	○	
1158		ミズバショウ	○	
1159		ザゼンソウ	○	
1160		ヒメザゼンソウ	○	
1161	ウキクサ	アオウキクサ	○	
1162	ミクリ	ミクリ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (27) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
1163	ミクリ	タマミクリ	○	
1164		エゾミクリ	○	
1165	ガマ	ガマ	○	
1166	カヤツリグサ	ミノボロスゲ	○	
1167		シロイトスゲ	○	
1168		エナシヒゴクサ	○	
1169		ヒラギシスゲ	○	
1170		ショウジョウスゲ	○	
1171		ヒメカワズスゲ	○	
1172		ハリガネスゲ	○	
1173		チャシバスゲ	○	
1174		ミヤマシラスゲ	○	
1175		ヒメカンスゲ	○	
1176		バクサンスゲ	○	
1177		ナルコスゲ	○	
1178		アゼナルコ	○	
1179		カサスゲ	○	
1180		ミヤマジュズスゲ	○	
1181		キタノカワズスゲ	○	
1182		ビロードスゲ	○	
1183		オクノカンスゲ	○	
1184		ネムロスゲ	○	
1185		コハリスゲ	○	
1186		ホソバヒカゲスゲ	○	
1187		ヒロバスゲ	○	
1188		ハガクレスゲ	○	
1189		ヒゴクサ	○	
1190		コウボウムギ	○	○
1191		ヒカゲスゲ	○	
1192		アオスゲ	○	
1193	ヤチスゲ	○		
1194	ヒエスゲ	○		
1195	ヤラメスゲ	○		
1196	エゾノコウボウムギ	○		
1197	ゴウソ	○		
1198	ミタケスゲ	○		
1199	トマリスゲ	○		
1200	ヒメシラスゲ	○		
1201	ミヤマカンスゲ	○		
1202	シバスゲ	○		
1203	ヤチカワズスゲ	○		
1204	カワズスゲ	○		
1205	ヒメスゲ	○		
1206	エゾツリスゲ	○		
1207	グレーンスゲ	○		

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (28) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
1208	カヤツリグサ	ハナマガリスゲ	○	
1209		タヌキラン	○	
1210		フタマタタヌキラン	○	
1211		ヒロハイッポンスゲ	○	
1212		イトアオスゲ	○	
1213		コウボウシバ	○	○
1214		キンスゲ	○	
1215		オオカサスゲ	○	
1216		クサスゲ	○	
1217		ゴングンスゲ	○	
1218		サドスゲ	○	
1219		リシリスゲ	○	
1220		シコタンスゲ	○	
1221		アズマナルコ	○	
1222		イワスゲ	○	
1223		タイセツイワスゲ	○	
1224		オオカワズスゲ	○	
1225		イッポンスゲ	○	
1226		オノエスゲ	○	
1227		オニナルコスゲ	○	
1228		チャガヤツリ	○	
1229		ヒメクグ	○	
1230		タマガヤツリ	○	
1231		ウシクグ	○	
1232		カワラスガナ	○	
1233		ミズガヤツリ	○	
1234		マツバイ	○	
1235		ハリイ	○	
1236		クロハリイ	○	
1237		ヌマハリイ	○	
1238	シカクイ	○	○	
1239	ワタスゲ	○		
1240	テンツキ	○		
1241	オオイヌノハナヒゲ	○		
1242	コイヌノハナヒゲ	○		
1243	ホタルイ	○		
1244	イヌホタルイ	○		
1245	コホタルイ	○		
1246	フトイ	○		
1247	カンガレイ	○		
1248	サンカクイ	○		
1249	クロアブラガヤ	○		
1250	アブラガヤ	○		
1251	ラン	キンセイラン	○	
1252		サルメンエビネ	○	

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

表 3.1.5-16 (29) 植物確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.	
			8	11
1253	ラン	ギンラン	○	
1254		ササバギンラン	○	
1255		アオチドリ	○	
1256		サイハイラン	○	
1257		アツモリソウ	○	
1258		コイチヨウラン	○	
1259		エゾスズラン	○	
1260		カキラン	○	
1261		オニノヤガラ	○	
1262		ヒメミヤマウズラ	○	
1263		ノビネチドリ	○	
1264		ギボウシラン	○	
1265		セイタカスズムシソウ	○	
1266		クモキリソウ	○	
1267		スズムシソウ	○	
1268		アリドオシラン	○	
1269		エゾサカネラン	○	
1270		サカネラン	○	
1271		バクサンチドリ	○	
1272		コケイラン	○	
1273		ハシナガヤマサギソウ	○	
1274		エゾチドリ	○	
1275		ヒロハトンボソウ	○	
1276		キソチドリ	○	
1277		ミヤマチドリ	○	
1278		オオヤマサギソウ	○	
1279		コバノトンボソウ	○	
1280		トンボソウ	○	
1281	トキソウ	○		
1282	シロバナトキソウ	○		
1283	ネジバナ	○		
		142科1283種	1279種	87種

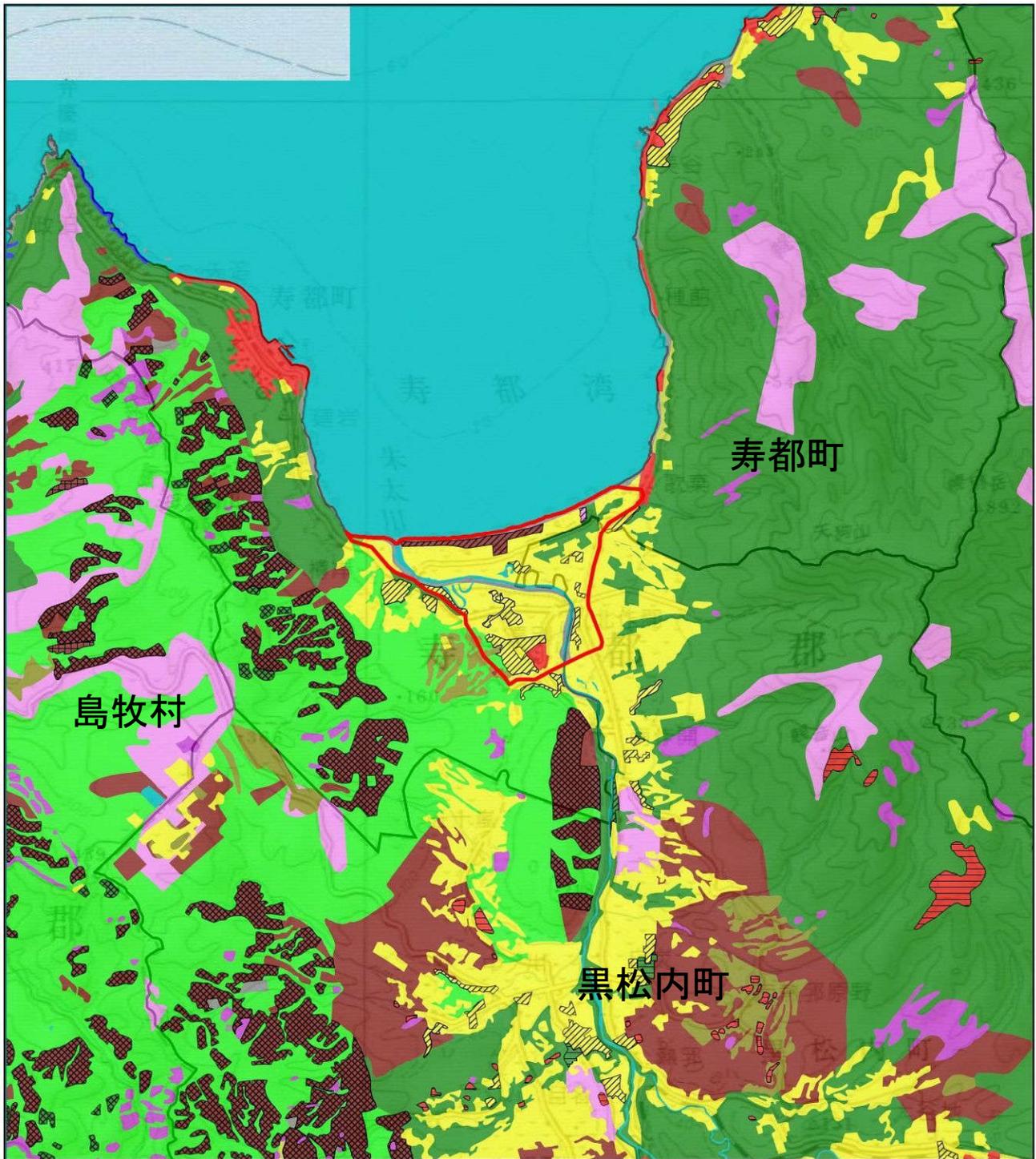
注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

(b) 植生の状況

基本的な調査対象範囲における現存植生図を図3.1.5-2に示す。

当該範囲はブナクラス域に属し、寿都湾両岸の海成段丘や丘陵などには、自然植生が残存する。集落に近い地域などを中心に代償植生などがみられる。

事業実施想定区域は主として、畑地、水田、クロマツ植林、市街地等が分布するが、一部にエゾイタヤーシナノキ群落、チシマザサーブナ群団が残存する。このことを反映し、当該区域には、植生自然度が1、2、5、6、9の群落等が含まれている。



**凡例**

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ■ エゾイタヤーシナノキ群落 | ■ 耕作放棄地雑草群落 |
| ■ クロマツ植林       | ■ 自然草原      |
| ■ ササ草原         | ■ 自然裸地      |
| ■ ススキ草原        | ■ 落葉針葉樹植林   |
| ■ チシマザサープナ群団   | ■ 造成地       |
| ■ トロマツ植林       | ■ 開放水域      |
| ■ ヤナギ低木群落      | ■ 高茎草原      |
| ■ 伐跡群落         |             |
| ■ 市街地          |             |
| ■ 常緑針葉樹植林      |             |
| ■ 水田           |             |
| ■ 海岸段崖植生       |             |
| ■ 牧草地          |             |
| ■ 畑地           |             |

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

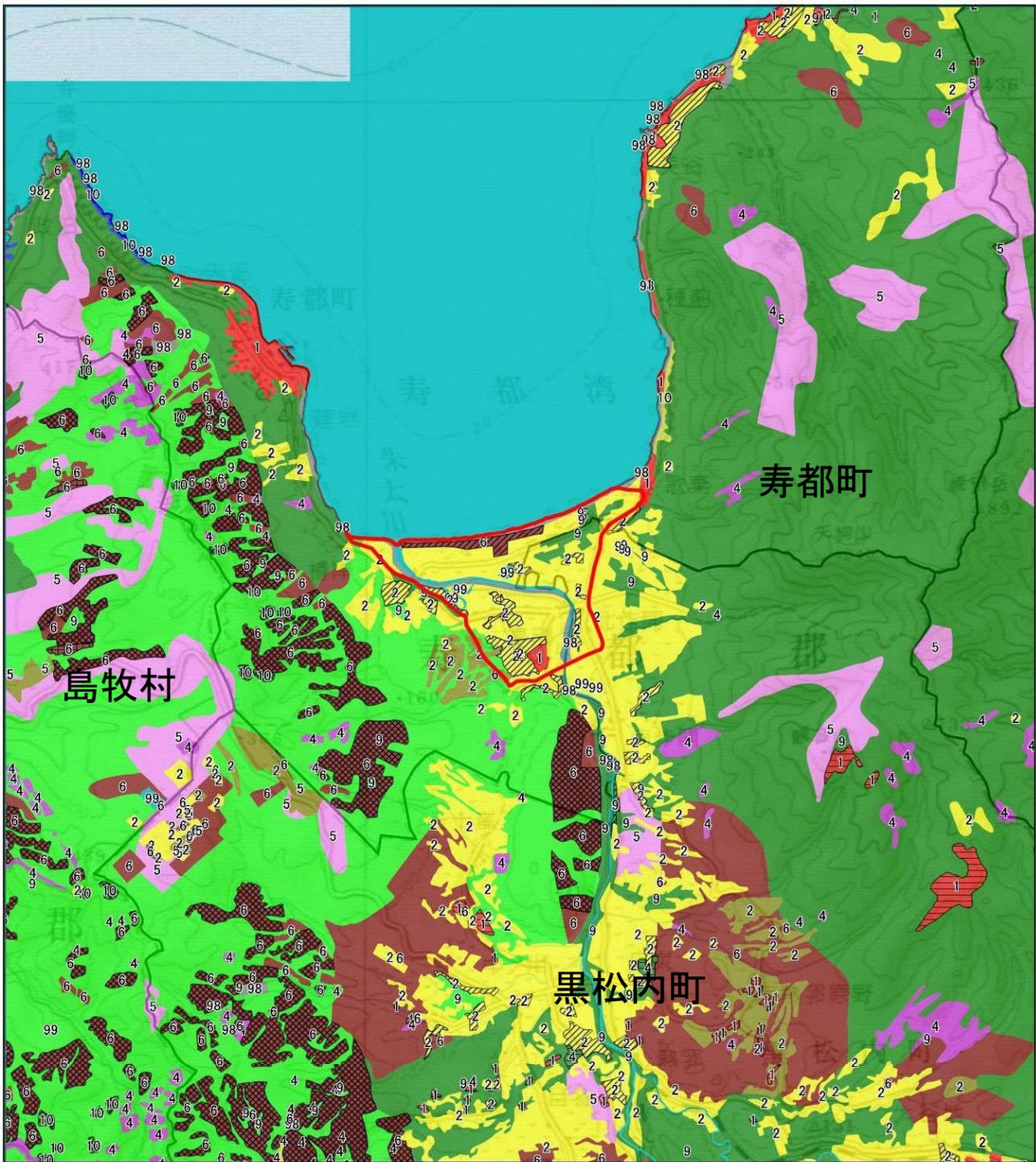


1:100000



図 3.1.5-2(1) 現存植生図

出典等：「第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生（第5回自然環境保全基礎調査 植生調査）」を使用して作成した。（データ作成年月：平成29年11月）



**凡例**

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ■ エゾイタヤーシナノキ群落 | ■ 耕作放棄地雑草群落 |
| ■ クロマツ植林       | ■ 自然草原      |
| ■ ササ草原         | ■ 自然裸地      |
| ■ ススキ草原        | ■ 落葉針葉樹植林   |
| ■ チシマザサブナ群団    | ■ 造成地       |
| ■ トドマツ植林       | ■ 開放水域      |
| ■ ヤナギ低木群落      | ■ 高茎草原      |
| ■ 伐跡群落         |             |
| ■ 市街地          |             |
| ■ 常緑針葉樹植林      |             |
| ■ 水田           |             |
| ■ 海岸段崖植生       |             |
| ■ 牧草地          |             |
| ■ 畑地           |             |

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

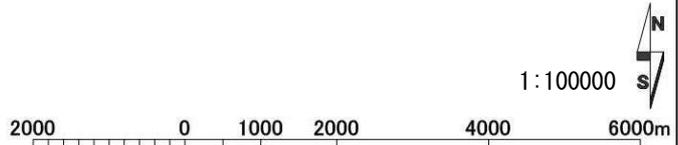
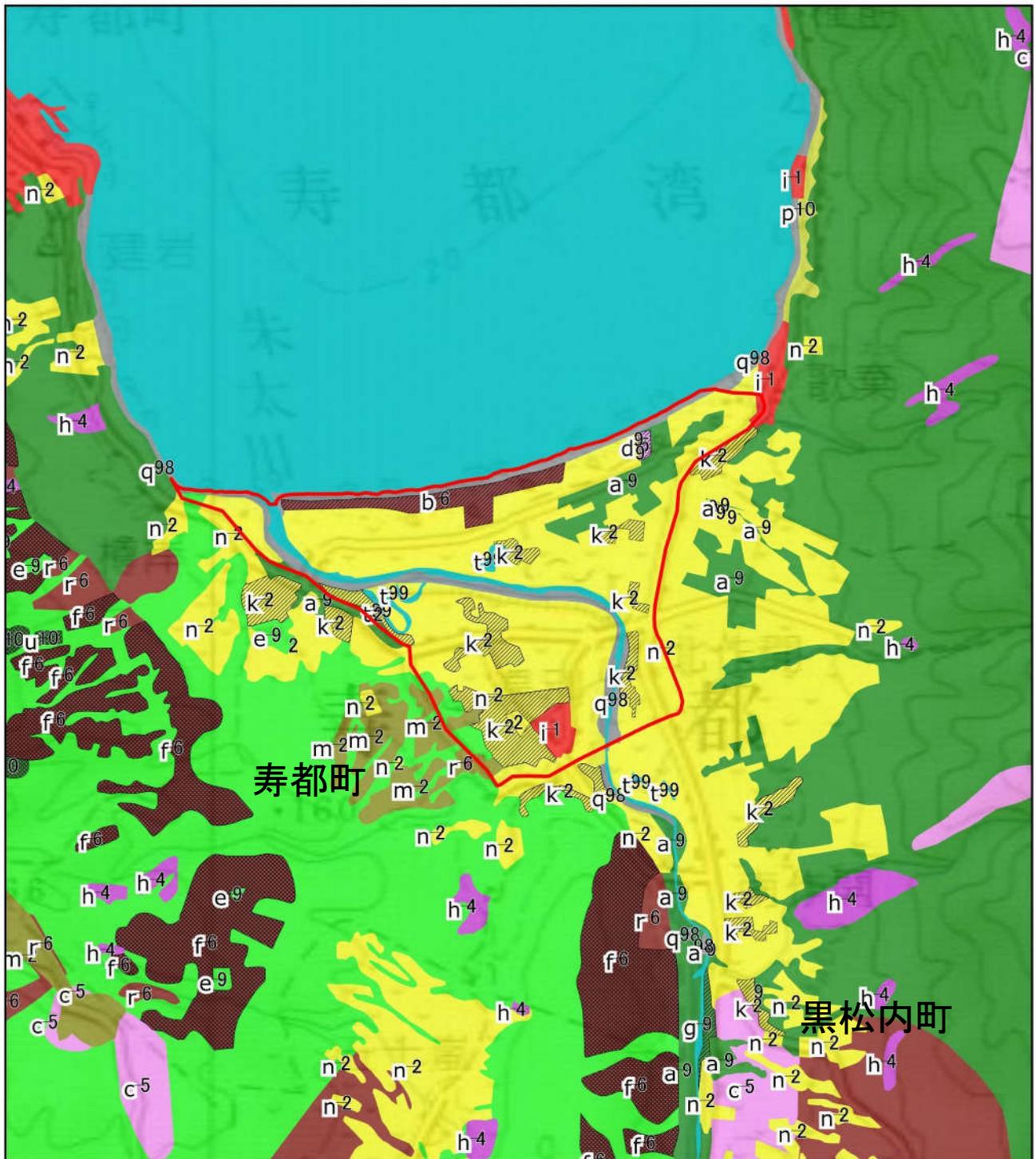


図 3.1.5-2(2) 現存植生図(植生自然度入り)  
 出典等：「第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生(第5回自然環境保全基礎調査 植生調査)」を使用して作成した。(データ作成年月：平成29年11月)



**凡例**

- |                |             |
|----------------|-------------|
| a エゾイタヤーシナノキ群落 | o 耕作放棄地雑草群落 |
| b クロマツ植林       | p 自然草原      |
| c ササ草原         | q 自然裸地      |
| d ススキ草原        | r 落葉針葉樹植林   |
| e チシマザサープナ群団   | s 造成地       |
| f トドマツ植林       | t 開放水域      |
| g ヤナギ低木群落      | u 高茎草原      |
| h 伐跡群落         |             |
| i 市街地          |             |
| j 常緑針葉樹植林      |             |
| k 水田           |             |
| l 海岸段崖植生       |             |
| m 牧草地          |             |
| n 畑地           |             |

事業実施想定区域

市町村界

1000 0 1000 2000 3000m

1:50000



図 3.1.5-2(3) 現存植生図(拡大図)

出典等: 「第2回~第5回植生調査重ね合わせ植生(第5回自然環境保全基礎調査 植生調査)」を使用して作成した。(データ作成年月:平成29年11月)

(c) 重要な種及び重要な群落

① 重要な植物

1) 重要な種の選定根拠

重要な植物の選定根拠を表 3.1.5-17 に示す。

表 3.1.5-17 重要な植物の選定根拠

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (北海道, 平成25年3月29日条例第9号)	指定：指定希少野生動植物種
IV	「環境省レッドリスト2017」 (環境省, 平成29年)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A類 EN: 絶滅危惧 I B類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
V	「北海道レッドリスト 植物編」 (北海道 平成13年)	Ex: 絶滅 Ew: 野生絶滅 Cr: 絶滅危機種 En: 絶滅危惧種 Vu: 絶滅危急種 Nt: 希少種 ※未改訂版(魚類編、植物)は旧表記のRと記載 Lp: 地域個体群 N: 留意種

2) 植物の重要な種

重要種な植物としては、44科101種が確認された(表3.1.5-18)。

文献8(環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録 I~IV)については後志地域全域を対象としていることから、高山帯から海岸域までの様々な環境に生育する種が含まれる結果となった。

表 3.1.5-18 (1) 植物 重要種一覧

No	科名	種名	重要種※1					文献No.	
			I	II	III	IV	V	8	11
1	イワヒバ	イワヒバ					R	○	
2	トクサ	チシマヒメドクサ				CR	R	○	
3	ヤナギ	エゾミヤマヤナギ				NT	R	○	
4	カバノキ	コオノオレ				NT		○	
5	ニレ	エゾエノキ					R	○	
6	イラクサ	タチゲヒカゲミズ				VU		○	
7	タデ	エゾノミズタデ					Vu	○	
8		ヒメタデ				VU		○	
9		ホソバイヌタデ				NT		○	
10		ヤナギヌカボ				VU	R	○	
11		ノダイオウ				VU		○	
12	ナデシコ	エゾマンテマ				VU	Vu	○	
13	キンポウゲ	フクジュソウ					Vu	○	
14		チャボカラマツ				VU		○	○
15	シラネアオイ	シラネアオイ					Vu	○	
16	スイレン	ネムロコウホネ				VU	Vu	○	
17	ウマノスズクサ	オクエゾサイシン					R	○	
18	ボタン	ヤマシャクヤク				NT	R	○	
19		ベニバナヤマシャクヤク				VU	En	○	
20	オトギリソウ	エゾオトギリ				VU		○	○
21	アブラナ	エゾノジャンジン				VU		○	
22		シリベシナズナ				CR	En	○	
23		モイワナズナ				EN	Vu	○	
24		ワサビ					R	○	
25	ベンケイソウ	コモチレンゲ				VU		○	
26	ユキノシタ	エゾノチャルメルソウ					R	○	
27	バラ	エゾサンザシ				VU	Cr	○	
28		チョウノスケソウ					R	○	
29		カラフトイバラ					R	○	
30		エゾシモツケ				VU		○	
31	マメ	タイツリオウギ					R	○	
32	トウダイグサ	ノウルシ				NT	R	○	
33	スマレ	オオバタチツボスマレ				NT		○	
34		シロコスミレ				CR		○	
35		ナガハシスマレ					R	○	
36		イソスマレ				VU	R	○	○
37	ミソハギ	ミズスギナ				CR		○	
38	イチヤクソウ	オオウメガサソウ				NT		○	
39		イチゲイチヤクソウ				CR	En	○	
40		エゾイチヤクソウ				EN		○	
41	ツツジ	エゾムラサキツツジ				VU		○	
42	サクラソウ	クリンソウ					Vu	○	
43		エゾオオサクラソウ					R	○	
44		ハイハマボッサ				NT	Vu	○	
45	キョウチクトウ	バシクルモン				VU	Vu	○	
46	アカネ	ヒメヨツバムグラ					R	○	
47		ハクチョウゲ				EN		○	
48	ハナシノブ	カラフトハナシノブ				EN	Vu	○	
49		ミヤマハナシノブ				VU	R	○	
50	シソ	ムシャリンドウ				VU	Vu	○	○
51		エゾニガクサ				EN		○	
52	ゴマノバグサ	ミヤマママコナ					R	○	
53	ハマウツボ	ハマウツボ				VU	R	○	
54		キヨスミウツボ					R	○	
55	タヌキモ	タヌキモ				NT	R	○	
56		ヤチコタヌキモ				VU	R	○	
57	スイカズラ	エゾヒョウタンボク				VU		○	
58		ネムロブシダマ				VU		○	

表 3.1.5-18 (2) 植物 重要種一覧

No	科名	種名	重要種※1					文献No.	
			I	II	III	IV	V	8	11
59	キキョウ	バアソブ				VU		○	
60		キキョウ				VU	Vu	○	
61	キク	キタノコギリソウ				VU		○	
62		イワヨモギ				VU		○	○
63		ピレオギク				VU	Vu	○	
64		エゾタカネニガナ				VU	R	○	
65		オオヒラウスユキソウ			指定	VU	Cr	○	
66		フォーリーアザミ				VU		○	
67		エゾヨモギギク				VU	En	○	
68		オダサムタンポポ				NT	R	○	
69		オナモミ				VU		○	
70		ホロムイソウ	オオシバナ				NT		○
71	ヒルムシロ	イトモ				NT		○	
72		ナガバエビモ				CR		○	
73	ユリ	カタクリ					N	○	
74	ミズアオイ	コナギ					Vu	○	
75	イネ	ミノゴメ					R	○	
76		エゾムギ				CR		○	
77		エゾヤマコウボウ					R	○	
78		タチイチゴツナギ				EN		○	
79		ハイドジョウツナギ					R	○	
80	サトイモ	ヒメカイウ				NT		○	
81	ミクリ	ミクリ				NT	R	○	
82		タマミクリ				NT		○	
83		エゾミクリ					R	○	
84	カヤツリグサ	ネムロスゲ				NT		○	
85		エゾツリスゲ					Vu	○	
86		ヒロハイッポンスゲ				EN		○	
87		シコタンスゲ				VU		○	
88		オノエスゲ				VU		○	
89		コイヌノハナヒゲ					R	○	
90	ラン	キンセイラン				VU	En	○	
91		サルメンエビネ				VU	En	○	
92		アツモリソウ		国内		VU	Cr	○	
93		コイチョウラン					En	○	
94		カキラン					Vu	○	
95		ギボウシラン				EN	R	○	
96		アリドオシラン					R	○	
97		エゾサカネラン					Cr	○	
98		サカネラン				VU	Cr	○	
99		ヒロハトンボソウ				VU		○	
100		ミヤマチドリ					R	○	
101		トキソウ				NT	Vu	○	
		44科101種	-	1種	1種	71種	64種	101種	5種

注) 種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

※1: 重要種の選定基準

I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正: 平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正: 平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、道天: 北海道指定天然記念物

II: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正: 平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。

国内: 国内希少野生動植物、国際: 国際希少野生動植物

III: 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。

指定: 指定希少野生動植物種

IV: 「環境省レッドリスト2017」(環境省, 平成29年)に指定されている種類。

EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧I B類、VU: 絶滅危惧II類、

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

V: 「北海道レッドリスト 植物編」(北海道 平成13年)に指定されている種類。

Ex: 絶滅種、Ew: 野生絶滅種、Cr: 絶滅危機種、En: 絶滅危惧種、Vu: 絶滅危急種、R: 希少種、N: 留意種、Lp: 地域個体群

## ②重要な群落等

### 1) 重要な群落等の選定根拠

重要な群落等の選定根拠を表 3. 1. 5-19 に示す。

表 3. 1. 5-19 重要な群落等の選定根拠

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	北海道自然環境等保全条例 (昭和48年12月11日条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号)	環境緑地保護地区：市町村の市街地及びその周辺地のうち、 環境緑地として維持又は造成することが 必要な地区 自然景観保護地区：森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖 沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、 良好な自然景観地として保護するこ とが必要な地区 学術自然保護地区：動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱 物の所在地のうち、学術上価値のあるも のとして保護することが必要な地区 記念保護樹木：由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれて いる樹木のうち、郷土の記念樹木として保護 することが必要なもの
III	自然環境保全調査報告書(第1回緑の国勢調 査)植生自然度 (昭和51年、環境庁)	10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単 層の植物社会を形成する地区 9：エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち 多層の植物社会を形成する地区
IV	第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準 (昭和53年、環境庁)	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または 個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔 離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または 個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰 岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、 その群落の特徴が 典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が 典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林で あっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないも の G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極 端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群
V	第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林選定基準 (平成2年、環境庁)	地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の端木、樹林、並木

## 2) 重要な群落等

重要な群落等の選定状況を表 3. 1. 5-20 に示す。

基本的な調査対象範囲では、植生自然度 9 以上の植生、北海道自然環境等保全条例における記念保護樹木（2 箇所）が確認された。

基本的な調査対象範囲で確認された重要な植物群落等（うち、北海道自然環境等保全条例における記念保護樹木）を図 3. 1. 5-3 に、植生自然度 9 以上の植生分布を図 3. 1. 5-4 に示す。

表3. 1. 5-20 重要な植物群落等

No	名称	選定根拠				
		I	II	III	IV	V
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・ クロマツ)		記念保護 樹木			
②	西光寺のケヤキ		記念保護 樹木			
	エゾイタヤシナノキ群落			9		
	チシマザサーブナ群団			9		
	ヤナギ低木群落			9		
	海岸断崖植生			10		
	自然草原			10		
	高茎草原			10		

Noは、図3. 1. 5-3に示す数字と対応する。

上記の選定根拠は以下を示す。

選定根拠 I : 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年、条例第83号)

選定根拠 II : 「北海道自然環境等保全条例」(昭和48年、条例第64号)

選定根拠 III : 「自然環境保全調査報告書(第1回緑の国勢調査)植生自然度」(昭和51年、環境庁)

選定根拠 IV : 「第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準」(昭和53年、環境庁)

選定根拠 V : 「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林選定基準」(平成2年、環境庁)



● 記念保護樹木

□ 事業実施想定区域

※図中の数字は、表3.1.5-20に示すNoと対応する。

市町村界

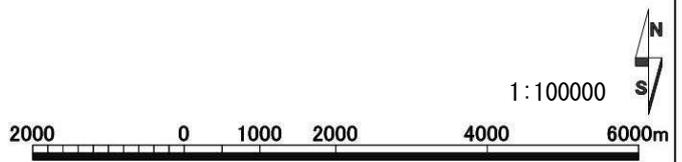


図 3.1.5-3 重要な植物群落等位置図

出典等：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査」(環境庁 昭和63年)、「みどりバンク みどり財形」(北海道水産林務部)「第2回自然環境保全基礎(特定植物群落調査)」を参考に作成した。



**凡例**

- エゾイタヤシナノキ群落
- チシマザサ-ブナ群団
- ヤナギ低木群落
- 海岸段崖植生
- 自然草原
- 高茎草原

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

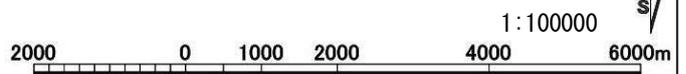


図 3.1.5-4 植生自然度9以上の植生分布

出典等：「第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生（第5回自然環境保全基礎調査 植生調査）」を使用して作成した。

### (3) 生態系

#### (a) 環境類型区分

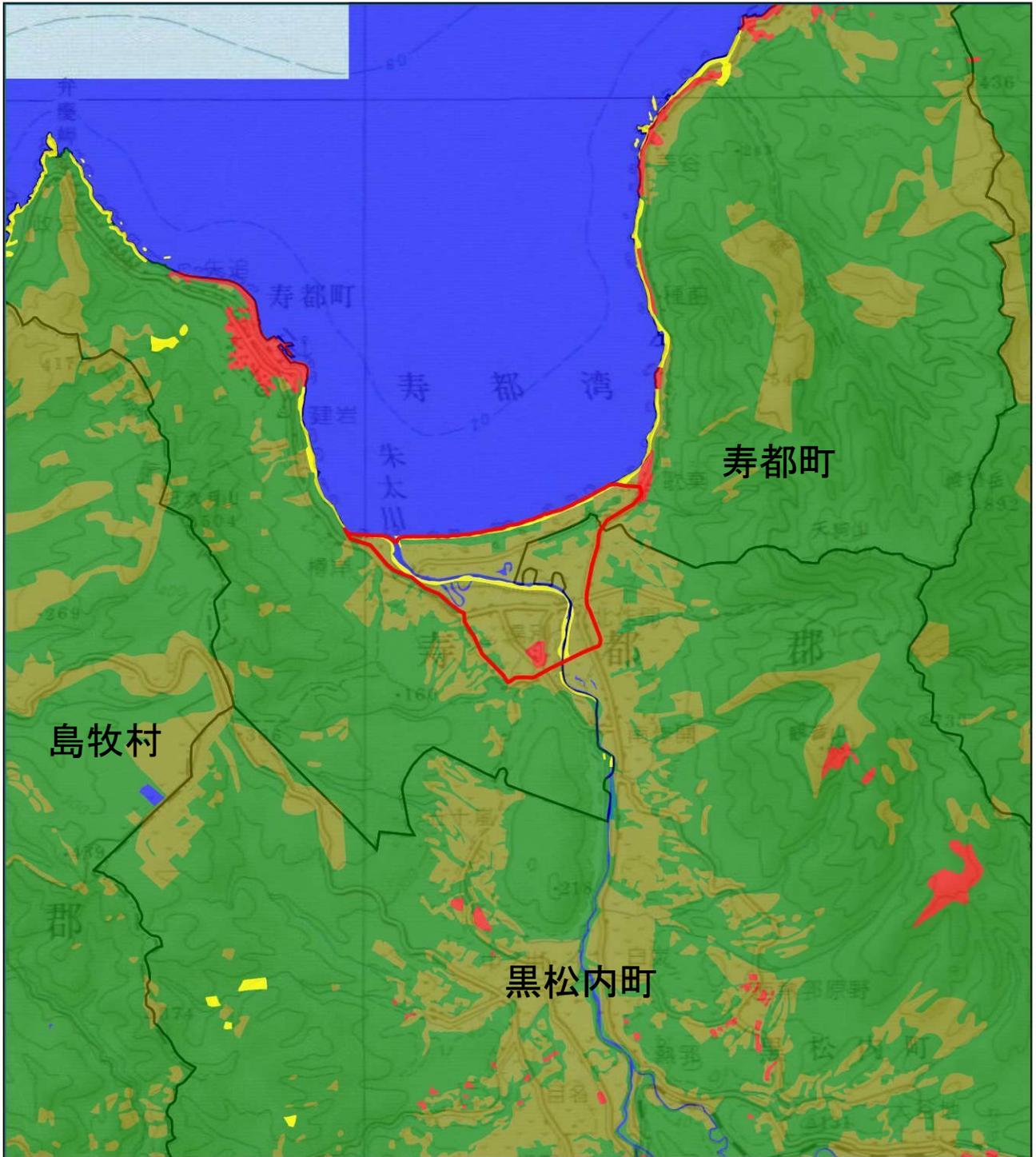
基本的な調査対象範囲における地形、地質及び植生に基づく環境類型区分を表3.1.5-21及び図3.1.5-5に示す。

主に岩石台地（中位）にみられるエゾイタヤシナノキ群落やチシマザサブナ群団といった自然林や砂丘上のクロマツ植林等を「樹林地（自然林・二次林）」とした。また、砂丘にみられる自然裸地等を「海浜植生」、扇状地性低地にみられるものうちヤナギ低木群落を「水辺植生」、畑地、水田等を「耕作地・二次草地等」とした。

事業実施想定区域内には、耕作地・二次草地等が広く分布し、寿都湾に面した海岸は海浜植生、朱太川沿いには水辺植生がみられる。また、一部には樹林地（自然林・二次林）がみられる。

表3.1.5-21 環境類型区分の概要

自然環境 類型区分	類型区分の属性		類型区分の特徴
	地形等	植生等	
樹林地（自然林・二次林）	砂丘、 岩石台地(中位)	エゾイタヤシナノキ群落、 クロマツ植林等	事業実施想定区域内に散在する。
自然裸地	砂丘等	自然裸地、海岸断崖植生	海岸沿いや朱太川沿いに分布する。
水辺植生	扇状地性低地	ヤナギ低木群落	朱太川沿いに分布する。
耕作地・二次草地等	扇状地性低地	畑地、水田等	事業実施想定区域に広く分布する。
市街地・造成地	—	道路、構造物等	生活環境等に広く分布する。
河川・湖沼等	—	—	(朱太川等)



**環境類型区分凡例**

- 樹林地
- 自然裸地
- 水辺植生
- 耕作地、二次草地等
- 市街地、造成地
- 河川、湖沼等

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

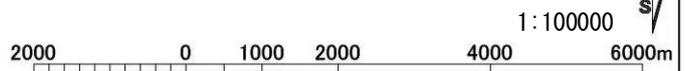
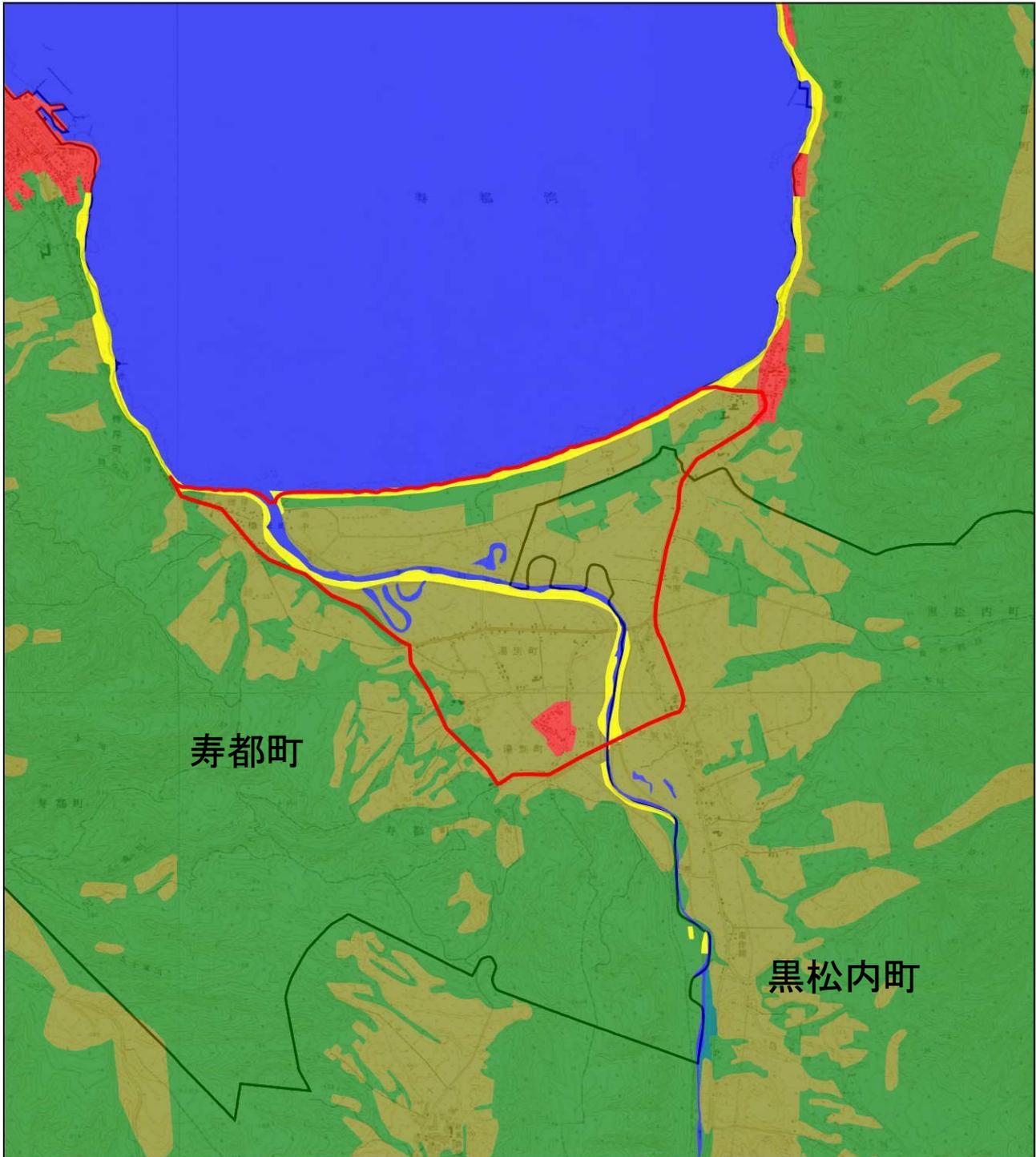


図 3.1.5-5(1) 環境類型区分図

出典等：「第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生（第5回自然環境保全基礎調査 植生調査）」を使用して作成した。



**環境類型区分凡例**

- 樹林地
- 自然裸地
- 水辺植生
- 耕作地、二次草地等
- 市街地、造成地
- 河川、湖沼等

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

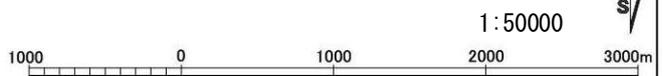


図 3.1.5-5(2) 環境類型区分図 (拡大図)

出典等：「第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生 (第5回自然環境保全基礎調査 植生調査)」を使用して作成した。

また、整理した自然環境類型区分に基づき、文献調査で確認された主な種の確認環境及び植生等の状況を整理し、地域を特徴づける食物連鎖模式図及び生態系の断面模式図を作成した。

食物連鎖模式図・生態系断面模式図を図3.1.5-6に示す。

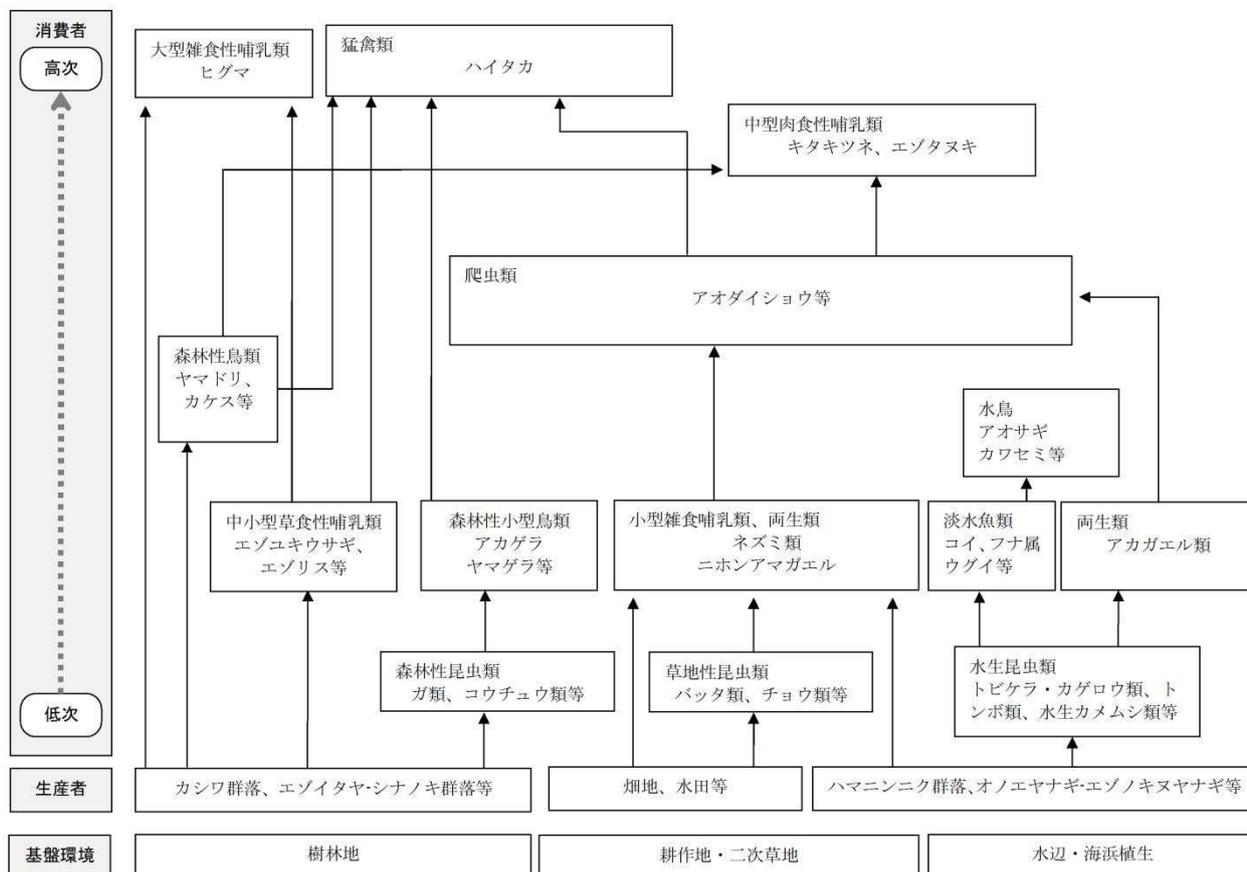


図3.1.5-6 食物連鎖模式図・生態系断面模式図

(b) 重要な自然環境のまとまりの場

基本的な調査対象範囲における重要な自然環境のまとまりの場を表3.1.5-22、分布状況を図3.1.5-7に示す。また、重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠を表3.1.5-23に示す。

基本的な調査対象範囲においては、植生自然度区分9以上の群落のほか、記念保護樹木、自然公園、保安林、すぐれた自然地域が分布する。

表3.1.5-22 重要な自然環境のまとまりの場

まとまりの場の名称	名称等	選定基準※	カテゴリー※
記念保護樹木	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)	IX	記念保護樹木
	西光寺のケヤキ		
植生自然度区分 9以上の群落	海岸段崖植生	X	10
	自然草原		
	高茎草原		
	エゾイタヤ-シナノキ群落		9
	チシマザサ-ブナ群団		
ヤナギ低木群落			
自然公園	狩場茂津多道立自然公園	X III	道
保安林	保安林	X V	保
すぐれた自然地域	中規模海蝕崖	X VI	

注) 選定根拠に示すローマ数字、カテゴリーに示す表記の詳細は表3.1.5-23に示すとおりである。

表 3. 1. 5-23(1) 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

選定根拠		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」で定められた下記の基準によって指定された湿地 (外務省、1975年)	【基準1】 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 【基準2】 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 【基準3】 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 【基準4】 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 【基準5】 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 【基準6】 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 【基準7】 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 【基準8】 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 【基準9】 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地
III	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地 (環境省)	【基準1】 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 【基準2】 希少種、固有種等が生育・生息している場合 【基準3】 多様な生物相を有している場合 【基準4】 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 【基準5】 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合
IV	「重要野鳥生息地（IBA）」 BirdLife InterNationalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地 (BirdLife InterNational (財)日本野鳥の会)	【基準1】 …世界的に絶滅の危機にある種が生息している。 【基準2】 …限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。 【基準3】 …あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。 【基準4】 …多くの渡り鳥が利用／生息している。
V	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPANが以下の基準で選定した地域 (CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPAN)	【危機性】 …KBA対象種リストにおけるCR、ENに該当する種が1個体でも存在するサイト /VUにあたる種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト 【非代替性 a】 …世界で50,000km <sup>2</sup> 以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト 【非代替性 b】 …世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト 【非代替性 c】 …世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト 【非代替性 d】 …他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト
VI	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 (平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省)	・ 渡り経路(渡)

表 3.1.5-23(2) 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

選定根拠		カテゴリー
VII	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年、法律第88号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区 (鳥)</li> <li>・特別保護地区 (特)</li> <li>・特別保護指定区域 (特指)</li> <li>・鳥獣保護区 (道鳥)</li> <li>・特別保護地区 (道特)</li> </ul>
VIII	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年、法律第75号) 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (平成25年、条例第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区 (生)</li> <li>・生息地等保護区 (道生)</li> </ul>
IX	北海道自然環境等保全条例 (昭和48年12月11日条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号)	<p>環境緑地保護地区：市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区</p> <p>自然景観保護地区：森林、草地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区</p> <p>学術自然保護地区：動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区</p> <p>記念保護樹木：由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの</p>
X	自然環境保全調査報告書(第1回緑の国勢調査) 植生自然度 (昭和51年、環境庁)	<p>10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区</p> <p>9：エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区</p>
XI	第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準 (昭和53年、環境庁)	<p>A：原生林もしくはそれに近い自然林</p> <p>B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群</p> <p>C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群</p> <p>D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの</p> <p>E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの</p> <p>F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの</p> <p>G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群</p> <p>H：その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>
XII	第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林選定基準 (平成2年、環境庁)	地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の端木、樹林、並木
XIII	「自然公園法」 (昭和32年、法律第85号) 「北海道立自然公園条例」 (昭和33年、条例第36号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園 (国立)</li> <li>・国定公園 (国定)</li> <li>・道立自然公園 (道)</li> </ul>
XIV	「自然環境保全法」 (昭和47年、法律第85号) 「北海道自然環境等保全条例」 (昭和48年、条例第64号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生自然環境保全地域 (原)</li> <li>・自然環境保全地域 (自)</li> <li>・北海道自然環境保全地域 (道自)</li> <li>・北海道緑地環境保全地域 (道緑)</li> </ul>
XV	「森林法」 (昭和26年、法第249号)	・保安林 (保)
XVI	「北海道自然環境保全指針」 (平成元年)	・すぐれた自然地域



**凡例**

- エゾイタヤーシナノキ群落
- チシマザサ・ブナ群団
- ヤナギ低木群落
- 海岸段崖植生
- 自然草原
- 高茎草原

● 記念保護樹木

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

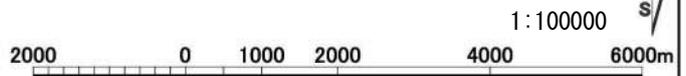
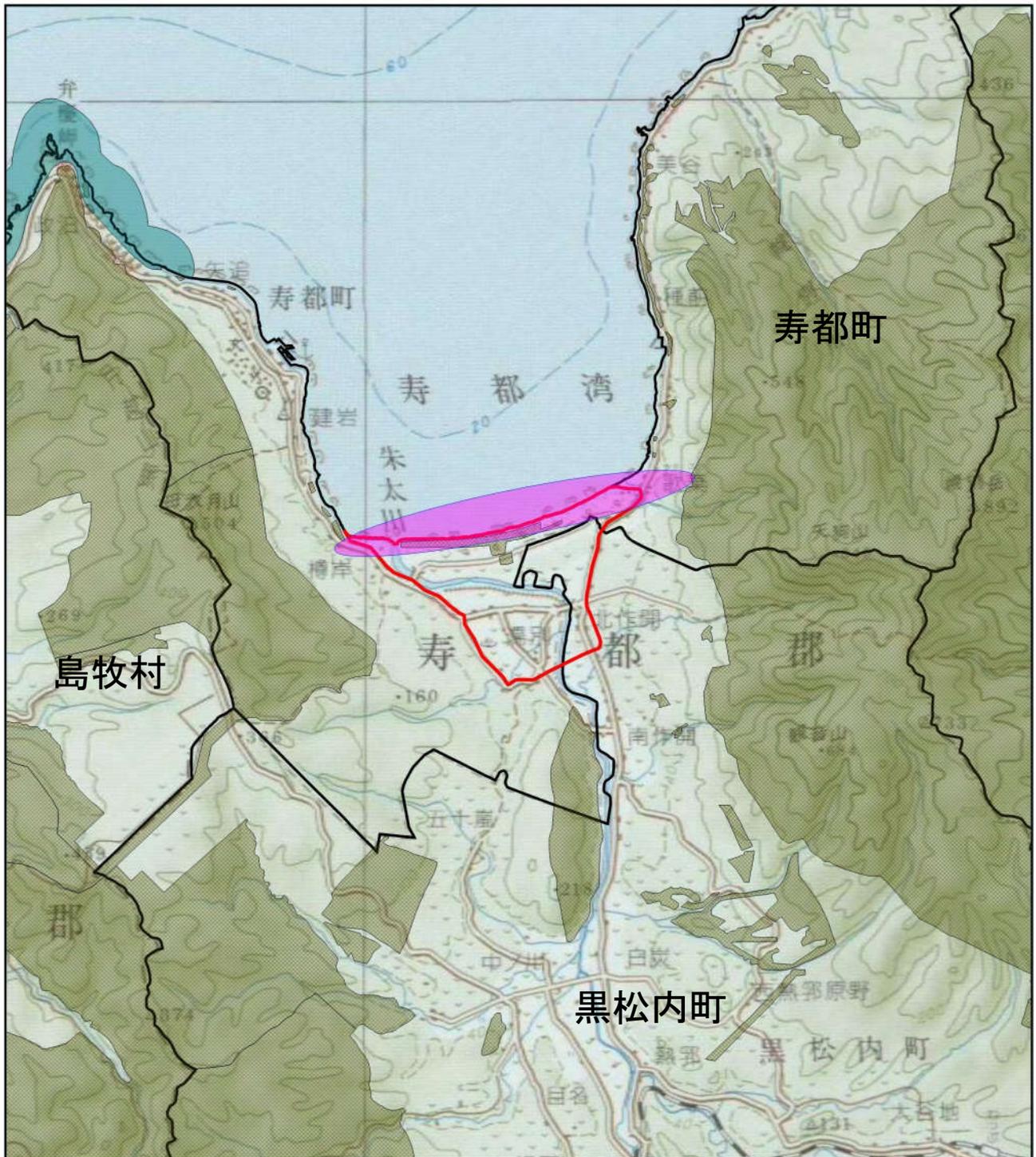


図3.1.5-7(1) 重要な自然環境のまよりの場の状況

出典等：表3.1.5-23の文献データを使用して作成した。



**凡例**

- 自然公園地域
- 保安林
- すぐれた自然地域

事業実施想定区域

市町村界



図3.1.5-7(2) 重要な自然環境のまとまりの場の状況

出典等：表3.1.5-23の文献データを使用して作成した。

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### (1) 景観の状況

##### (a) 景観資源

基本的な調査対象範囲（景観）において、表3.1.6-1に該当する景観資源の分布状況を把握した。景観資源の概要を表3.1.6-2に、位置を図3.1.6-1に示す。

基本的な調査対象範囲（景観）においては、自然環境保全上重要な要素である自然景観（10箇所）、後志総合振興局が選定する地域の良好な景観資源（3箇所）が確認された。

なお、寿都町の町営風力発電所群が北海道後志総合振興局の選定する「地域の良好な景観資源」となっている。

表3.1.6-1 景観資源の選定根拠

資料等の名称	発行等	選定根拠	区分 <sup>注)</sup>
文化財保護法	昭和25年 法律第214号	景勝地であって芸術上、観賞上価値が大きいもの	名勝
		歴史的な集落・町並み	伝統的建造物群保存地区
自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査	環境省	自然環境保全上重要な要素である自然景観	自然景観資源
地域の良好な景観資源 及び主要な眺望地	後志総合振興局	地域の良好な景観資源として、各総合振興局が選定したもの	地域の良好な景観資源

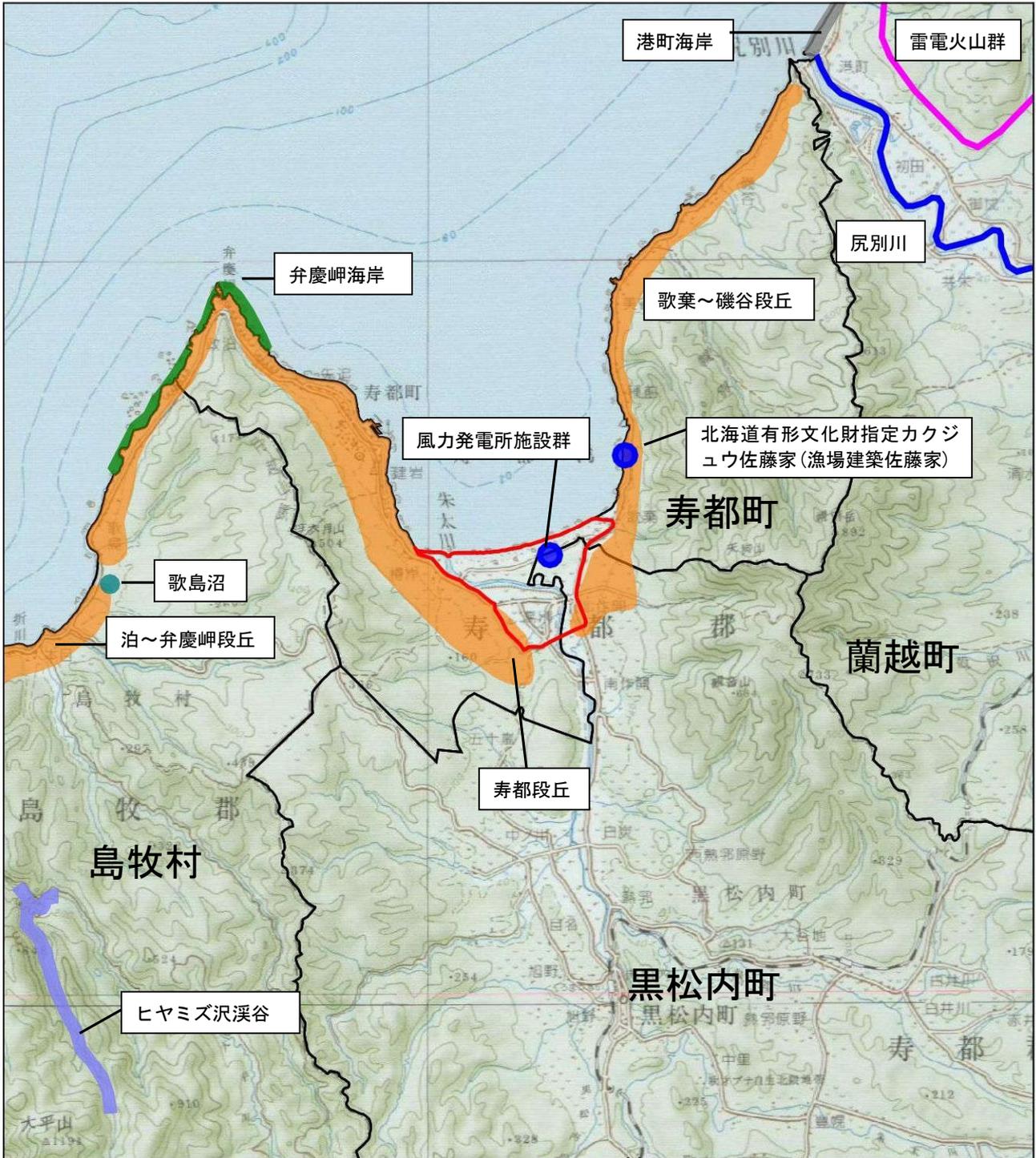
注) 選定根拠及び区分は選定根拠とした資料に準拠した。

表3.1.6-2 景観資源の概要

No	名称	区分	選定根拠及び概要	出典	
				1	2
①	泊～弁慶岬段丘	自然環境資源 (海成段丘)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・島牧村北東岸に発達した段丘	○	
②	歌島沼	自然環境資源 (湖沼)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・島牧村北東部に位置する湖沼	○	
③	弁慶岬海岸	自然環境資源 (海食崖)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・島牧村及び寿都町の境界付近の海岸	○	
④	寿都段丘	自然環境資源 (海成段丘)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・寿都湾西岸に発達した段丘	○	
⑤	歌棄～磯谷段丘	自然環境資源 (海成段丘)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・寿都湾東岸に発達した段丘	○	
⑥	ヒヤミズ沢溪谷	自然環境資源 (峡谷・溪谷)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・大平山付近の溪谷	○	
⑦	雷電火山群	自然環境資源 (火山群)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・ニセコ西山系の火山群であり、雷電山、岩内岳などを含む	○	
⑧	港町海岸	自然景観資源 (砂丘)	<選定根拠> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <概要> ・尻別川右岸側に発達した海岸砂丘	○	
⑨	尻別川	地域の 良好な景観資源	<選定根拠> ・地域の良好な景観資源として、後志総合振興局が選定したもの <概要> ・フレ岳を源流とし、蘭越町港町で日本海に注ぐ一級河川		○
⑩	北海道有形文化財指定カクジュウ佐藤家 (漁場建築佐藤家)	地域の 良好な景観資源	<選定根拠> ・地域の良好な景観資源として、後志総合振興局が選定したもの <概要> ・佐藤継信の末裔が明治初期に建てた漁場建築の代表的な建築物		○
⑪	風力発電所施設群	地域の 良好な景観資源	<選定根拠> ・地域の良好な景観資源として、後志総合振興局が選定したもの <概要> ・寿都町営風力発電所。13基の風車が並ぶ。		○

出典等：

- 「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」（環境庁、環境庁，平成元年）  
(URL : [http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19\\_keika.html](http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html)、閲覧日：平成29年11月20日)
- 「地域の良好な景観資源 マップ」「地域の良好な景観資源 リスト」（後志総合振興局公表資料）  
(URL : <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>、閲覧日：平成29年11月20日)



**凡例**

- 峡谷・溪谷
- 海成段丘
- 海食崖
- 湖沼
- ▲ 火山群
- 砂丘

● 地域の良いな景観資源

事業実施想定区域

↘ 市町村界

1:150000  
2000 0 1000 2000 4000 6000m



**図 3.1.6-1 景観資源位置図**

出典等：「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」（環境庁，平成元年）及び「地域の良いな景観資源マップ」（後志総合振興局公表資料）を参考にして作成した。

## (b) 主要な眺望点

基本的な調査対象範囲（景観）において、表 3.1.6-4 に示す資料等をもとに、表 3.1.6-3 に該当する眺望点の分布状況を把握した。眺望点の概要を表 3.1.6-5 に、位置及び主要な眺望方向を図 3.1.6-2 に示す。

表3.1.6-3 眺望点の選定根拠

選定根拠	
1	地域の良好な眺望地として、各総合振興局が選定したものの「地域の良好な眺望地」（後志総合振興局）
2	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設、高台

表3.1.6-4 眺望点を把握するために確認した資料等

No	資料等	発行等
1	地域の良好な景観資源 マップ 地域の良好な景観資源 リスト	後志総合振興局 <a href="http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/">http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/</a>
2	観光情報	寿都町 <a href="http://www.town.suttu.lg.jp/">http://www.town.suttu.lg.jp/</a>
3	全国観るなび 北海道	<a href="http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido">http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido</a>
4	北海道 北の道の駅	北海道地区「道の駅」連絡会 <a href="http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html">http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html</a>
5	観光（島牧観光ガイドマップ）	島牧村 <a href="http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko">http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko</a>
6	しりべしガイドマップ	後志総合振興局 <a href="https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook_data/e160524009/_SWF_Window.html">https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook_data/e160524009/_SWF_Window.html</a>

表3.1.6-5 主要な眺望点の概要

No	名称	選定根拠及び概要	出典
①	寿都神社	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設、高台</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道229号から高台に上った渡島に建つ古い歴史のある神社。</li> </ul>	3
②	月越高原	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設、高台</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島牧村と黒松内町の境界にある高原。一般道道523号美川黒松内線が通る。</li> </ul>	5
③	弁慶岬	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の良好な眺望地として、各総合振興局が選定したもの</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寿都町と島牧村の境界にある岬。弁慶像の他、駐車場、休憩所、トイレ、展望スペースもある。遠く狩場山・茂津多・積丹・雷電の岬を一望できる景勝の地。</li> </ul>	1, 2, 3
④	歌島高原	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の良好な眺望地として、各総合振興局が選定したもの</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島牧村歌島にある高原。歌島林道を車で上り、標高364mに位置する。唯一島牧村が一望できるポイント。羊帝山を望むことができる。</li> </ul>	1, 3, 5

出典等：

- 「地域の良好な景観資源 マップ」「地域の良好な景観資源 リスト」（後志総合振興局）  
(URL : <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>、閲覧日：平成29年11月9日)
- 「観光情報」（寿都町）(URL : <http://www.town.suttu.lg.jp/>、閲覧日：平成29年11月9日)
- 「全国観るなび 北海道」(URL : <http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>、閲覧日：平成29年11月9日)
- 「北海道 北の道の駅」（北海道地区「道の駅」連絡会）  
(URL : <http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html>、閲覧日：平成29年11月9日)
- 「観光(島牧観光ガイドマップ)」（島牧村）(URL : <http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko>、閲覧日：平成29年11月9日)
- しりべしガイドマップ  
(URL : [https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook\\_data/e160524009/\\_SWF\\_Window.html](https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook_data/e160524009/_SWF_Window.html)、閲覧日：平成29年11月9日)

※表3.1.6-5中の選定根拠及び概要における下線は、主要な眺望方向の判断箇所を示す。



**凡例**

- ① 寿都神社
- ② 月越高原
- ③ 弁慶岬
- ④ 歌島高原

→ 眺望方向

○ 360° 方向  
(明確な眺望対象無しを含む)

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

1:150000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

**図 3.1.6-2 主要な眺望点位置図**

出典等：前ページに示す資料を参考にして作成した。

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場

基本的な調査対象範囲において、表3.1.6-6に示す関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、表3.1.6-7に該当する施設等の分布状況を把握した。

人と自然との触れ合いの活動の場の施設の区分を表3.1.6-7に、抽出された施設等の概要を表3.1.6-8に、位置を図3.1.6-3に示す。

表3.1.6-6 人と自然との触れ合いの活動の場を把握するために確認した資料等

資料等	発行等
しりべしガイドマップ	後志総合振興局 <a href="https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook_data/e160524009/_SWF_Window.html">https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook_data/e160524009/_SWF_Window.html</a>
後志のお宝100選	後志総合振興局 <a href="http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/100sen.htm">http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/100sen.htm</a>
観光情報	寿都町 <a href="http://www.town.suttu.lg.jp/">http://www.town.suttu.lg.jp/</a>
黒松内町観光情報サイト	<a href="http://www.kuromatsunai.com/guru_tan/">http://www.kuromatsunai.com/guru_tan/</a>
全国観るなび 北海道	<a href="http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido">http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido</a>
北海道 北の道の駅	北海道地区「道の駅」連絡会 <a href="http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html">http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html</a>
観光 (島牧観光ガイドマップ)	島牧村 <a href="http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko">http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko</a>
観光情報・特産品	蘭越町 <a href="http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/kankou/">http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/kankou/</a>
その他教育関係施設	黒松内町教育委員会 <a href="http://kuromatsunaiedu.jimdo.com/">http://kuromatsunaiedu.jimdo.com/</a>
施設・機関検索	生涯学習ほっかいどう <a href="http://www2.manabi.pref.hokkaido.jp/fmi/xsl/sisetu/find.xsl">http://www2.manabi.pref.hokkaido.jp/fmi/xsl/sisetu/find.xsl</a>

表3.1.6-7 施設等の区分

	施設の区分
1	公園施設
2	レクリエーション・キャンプ等施設
3	自然探訪の場 (自然遊歩道、登山、観察など)
4	採集の場 (きのこ狩り、釣りなど)

表3.1.6-8 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No	名称	区分	概要	出典
①	浜中海岸野営場	レクリエーション施設	寿都湾沿いにある6月～9月まで無料で利用できる野営場。駐車場、トイレ、流しが設置されている。寿都湾では夜には市街地の明かりを眺めることができ、近隣には「風太風力発電所」がある。	1
②	月越高原	自然探訪の場	島牧村と黒松内町の境界にある高原。一般道道523号美川黒松内線が通る。	9
③	弁慶岬	自然探訪の場	寿都町と島牧村の境界にある岬。弁慶像の他、駐車場、休憩所、トイレ、展望スペースもある。	3, 5, 12
④	歌島高原	自然探訪の場	島牧村歌島にある高原。歌島林道を車で上り、標高364mに位置する。	7, 9
⑤	寿都湾浜中パークゴルフ場	寿都町	寿都町浜中にあるパークゴルフ場。場内には散策路「風太の森」がある。毎年4月下旬から10月31日まで使用でき、クラブとボールの貸し出しもしている。また、近隣には「寿の都風力発電所」がある。	1, 3
⑥	黒松内ブナの森自然学校	レクリエーション施設	1999年に開校した「黒松内ぶなの森自然学校」は、酪農地帯の北海道黒松内町南作開の生涯学館を拠点に活動している。ニワトリ小屋、石がま、たき火場、野外キャンプ場、ビオトープ、畑などがある。	4
⑦	添別ブナ林	自然探訪の場	昭和のはじめごろ一度伐採され、その後自然に再生した二次林。太さ40cmほどのやや太めのブナから、ほっそりとした若木まで、さまざまな樹齢のブナが見られる。	4
⑧	朱太川	採集の場	アユやヤマメなどが生息し、多くの釣り客が訪れる。流れもゆるやかで、初心者や女性も溪流釣りを楽しむことができる。	4
⑨	寿都町民スキー場	レクリエーション施設	市街地の近くにあり、子供・初心者用コースもあることから、家族でスキーが楽しめる。	12
⑩	寿都温泉ゆべつのゆ	レクリエーション施設	日帰り温泉の他宿泊できるコテージも3棟隣接する。近くには「寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所」、農村公園(風太公園)がある。	1, 5

出典等：

1. しりべしガイドマップ
2. 「後志のお宝100選」(後志総合振興局)  
(URL : <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/100sen.htm>、閲覧日：平成29年11月9日)
3. 「観光情報」(寿都町) (URL : <http://www.town.suttu.lg.jp/>、閲覧日：平成29年11月9日)
4. 「黒松内町観光情報サイト」(黒松内町) (URL : [http://www.kuromatsunai.com/guru\\_tan/](http://www.kuromatsunai.com/guru_tan/)、閲覧日：平成29年11月9日)
5. 「全国観るなび 北海道」より「寿都町」(URL : <http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>、閲覧日：平成29年11月9日)
6. 「全国観るなび 北海道」より「黒松内町」(URL : <http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>、閲覧日：平成29年11月9日)
7. 「全国観るなび 北海道」より「島牧村」(URL : <http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>、閲覧日：平成29年11月9日)
8. 「北海道 北の道の駅」(北海道地区「道の駅」連絡会)  
(URL : <http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html>、閲覧日：平成29年11月9日)
9. 「観光(島牧観光ガイドマップ)」(島牧村) (URL : <http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko/>、閲覧日：平成29年11月9日)
10. 「観光情報・特産品」(蘭越町) (URL : <http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/kankou/>、閲覧日：平成29年11月9日)
11. 「その他教育関係施設」(黒松内町教育委員会) (URL : <http://kuromatsunaiedu.jimdo.com/>、閲覧日：平成29年11月9日)
12. 「施設・機関検索」(生涯学習ほっかいどう)  
(URL : <http://www2.manabi.pref.hokkaido.jp/fmi/xsl/sisetu/find.xsl>、閲覧日：平成29年11月9日)



**凡例**

- ① 浜中海岸野営場
- ② 月越高原
- ③ 弁慶岬
- ④ 歌島高原
- ⑤ 寿都湾浜中パークゴルフ場
- ⑥ 黒松内ブナの森自然学校
- ⑦ 添別ブナ林
- ⑧ 朱太川
- ⑨ 寿都町民スキー場
- ⑩ 寿都温泉ゆべつのゆ

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図 3.1.6-3 人と自然との触れ合いの活動の場  
位置図

出典等：前ページに示す資料を参考にして作成した。

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

基本的な調査対象範囲では、寿都町磯谷において空間線量率が測定されており、平成29年度における空間線量率の測定結果は表3.1.7-1に、測定位置は図3.1.7-1に示す通りであり、空間線量率の平均値は、0.04  $\mu$ Gy/hであった。

また、道及び後志管内16市町村では、泊発電所周辺の安全確認等を行うため、北海道電力株式会社との間で「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」を締結し、「環境放射線測定計画」により「環境モニタリング」を実施している。事業実施想定区域の最寄りの測定地点は、図3.1.7-1に示す寿都町渡島ポストであり、2017年11月21日20時時点における測定結果は、0.031  $\mu$ Gy/hであった。

表 3.1.7-1 寿都町磯谷における空間線量率測定結果

単位：  $\mu$ Gy/h  $\equiv$   $\mu$ Sv/h (マイクログレイ/時間  $\equiv$  マイクロシーベルト/時間)

測定場所	平成28年									平成29年			年平均
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
寿都町 磯谷	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04

出典：「放射線モニタリング情報」（原子力規制委員会が運営するホームページ）を参考に作成した。



**凡例**

● 空間線量率測定地点

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

1:100000



**図3.1.7-1 空間線量率測定地点**

出典等：「放射線モニタリング情報」（原子力規制委員会が運営するホームページ）及び「環境放射線モニタリングデータ」（北海道HP）を参考に作成した。

### 3.2 社会的状況

各調査項目の本書における基本的な調査対象範囲を表3.2-1に示す。

社会的状況の基本的な調査対象範囲については、事業実施想定区域及びその周囲の状況を把握するため、「寿都町、黒松内町」又は「事業実施想定区域より半径5km圏内相当」を基本的な調査対象範囲とした。

ただし、「3.2.7 廃棄物の状況」のうち、産業廃棄物については広域的な状況を把握するため、「事業実施想定区域より半径50km圏内」を基本として既存資料の収集を行った。

表3.2-1 事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況）の調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
人口及び産業の状況	
人口	寿都町、黒松内町
産業	寿都町、黒松内町
土地利用の状況	寿都町、黒松内町
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
河川及び湖沼の利用状況	事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）
地下水の利用状況	事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）
湧水の利用状況	事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）
交通の状況	事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）
住宅の配置の概況	事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）
下水道の整備の状況	寿都町、黒松内町
廃棄物の状況	
一般廃棄物	寿都町、黒松内町
産業廃棄物	事業実施想定区域より半径50km圏内相当
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	寿都町、黒松内町（一部の項目） 事業実施想定区域より半径5km圏内相当（図3-1）

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### (1)人口

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(平成25年～平成29年)」(総務省自治行政局)による、寿都町、黒松内町の人口・世帯数を表3.2.1-1に、人口・世帯数の経年変化を図3.2.1-1に示す。平成25年から平成29年にかけて人口及び世帯数は減少傾向にある。平成29年の人口は、寿都町3,094人、黒松内町2,977人となっている。また世帯数は、寿都町1,728世帯、黒松内町1,543世帯となっている。

また「平成27年国勢調査」(総務省統計局)によるとにおける町字別の人口・世帯数は表3.2.1-2に示す。事業実施想定区域内には9地区が確認され、地区の人口比較では寿都町字歌棄町歌棄が442人、99世帯と最も多かった。

表3.2.1-1 人口・世帯数(住民基本台帳人口)

平成25年:3月末日現在

平成26年～平成29年:1月1日現在

市町村名	年	人口			世帯数
		総数	男	女	
寿都町	平成25年	3,333	1,643	1,690	1,780
	平成26年	3,303	1,625	1,678	1,763
	平成27年	3,221	1,586	1,635	1,747
	平成28年	3,140	1,553	1,587	1,717
	平成29年	3,094	1,520	1,574	1,728
黒松内町	平成25年	3,138	1,487	1,651	1,576
	平成26年	3,132	1,471	1,661	1,568
	平成27年	3,093	1,461	1,632	1,572
	平成28年	3,019	1,405	1,614	1,551
	平成29年	2,977	1,396	1,581	1,543

出典等:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」(総務省自治行政局) 閲覧日:平成29年11月8日

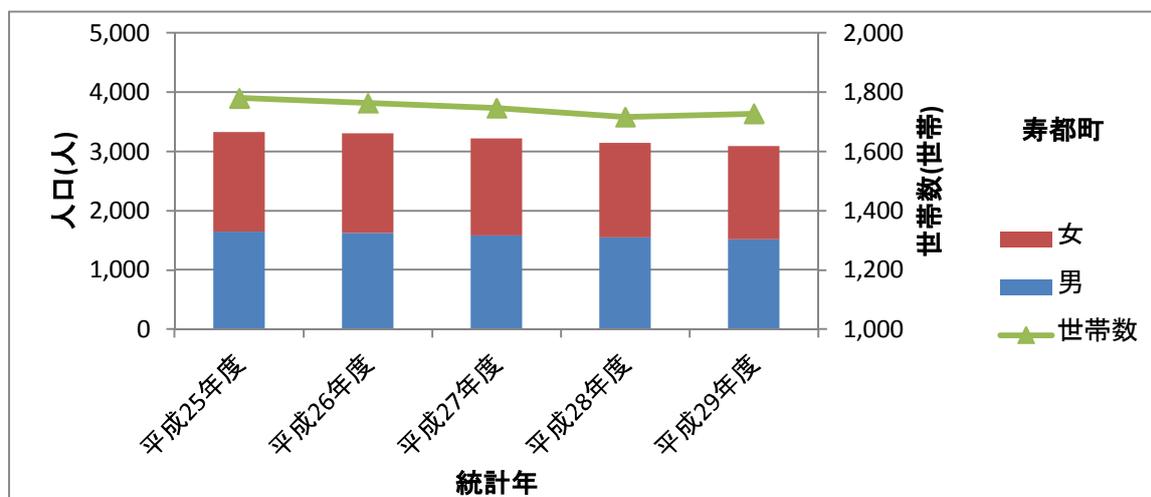


図3.2.1-1(1) 寿都町の人口・世帯数の経年変化

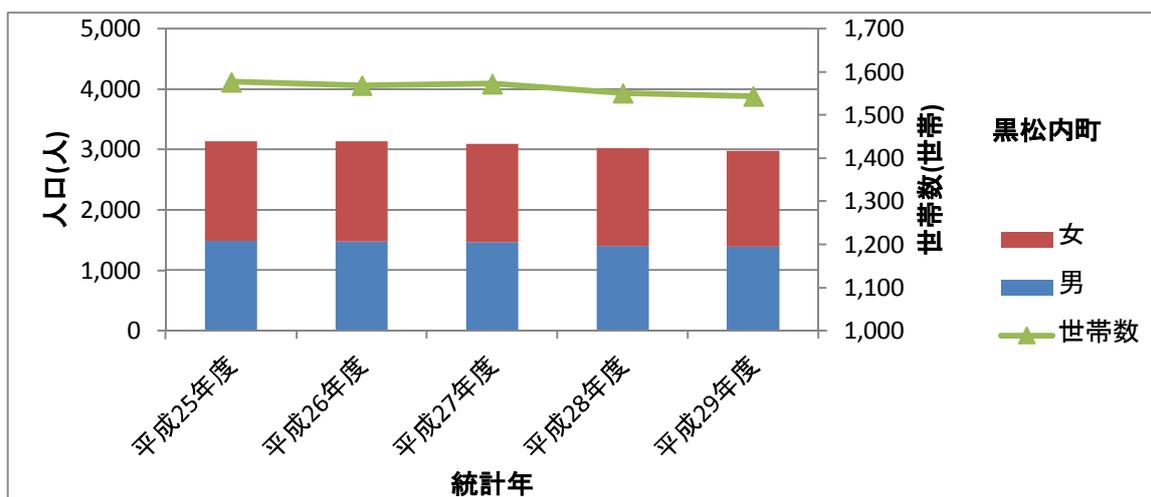


図3. 2. 1-1 (2) 黒松内町の人口・世帯数の経年変化

表3. 2. 1-2 人口・世帯数(平成27年 国勢調査)

振興局名	町字		人口総数	男	女	世帯総数	
後志総合振興局	寿都郡	寿都町	字樽岸町樽岸	29人	14人	15人	16世帯
			字樽岸町小川	41人	21人	20人	24世帯
			字湯別町下湯別	80人	38人	42人	41世帯
			字湯別町上湯別	57人	28人	29人	29世帯
			字歌棄町歌棄	442人	250人	192人	99世帯
	黒松内町	字北作開	77人	32人	45人	40世帯	

出典等：「平成27年国勢調査」(総務省統計局) 閲覧日：平成29年11月8日

## (2) 産業

### (a) 産業構造及び産業配置

「平成27年国勢調査」(総務省統計局)による、寿都町、黒松内町の産業別就業情報を表3.2.1-3、産業別就業人口の割合を図3.2.1-2に示す。両市町村において第3次産業の就業者が最も多く、寿都町で67.6%、黒松内で73.6%と半数以上を占めている。

なお、寿都町、黒松内町の町字別の産業別就業人口は表3.2.1-4に示すとおりである。

表 3.2.1-3 産業別就業人口

部門	大分類	寿都町		黒松内町	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	20	1.4	182	13.7
	漁業	117	8.4	10	0.8
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.4	1	0.1
	建設業	131	9.4	107	8.0
	製造業	171	12.3	49	3.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.4	13	1.0
	情報通信業	1	0.1	-	-
	運輸業、郵便業	34	2.4	20	1.5
	卸売業、小売業	181	13.0	82	6.2
	金融業、保険業	19	1.4	7	0.5
	不動産業、物品賃貸業	3	0.2	14	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	7	0.5	13	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	58	4.2	88	6.6
	生活関連サービス業、娯楽業	47	3.4	37	2.8
	教育、学習支援業	65	4.7	95	7.1
	医療、福祉	287	20.6	406	30.5
	複合サービス事業	39	2.8	26	2.0
	サービス業(他に分類されないもの)	78	5.6	67	5.0
	公務(他に分類されないものを除く)	117	8.4	112	8.4
分類不能な産業	7	0.5	2	0.2	
総数		1,393	100.0	1,331	100.0

出典等：「平成27年国勢調査結果 統計表」より「産業等基本集計結果 第6表」  
 (北海道総合政策部統計課<[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/001ppc/10pw\\_table1.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/001ppc/10pw_table1.htm)>  
 閲覧日：平成29年11月8日)

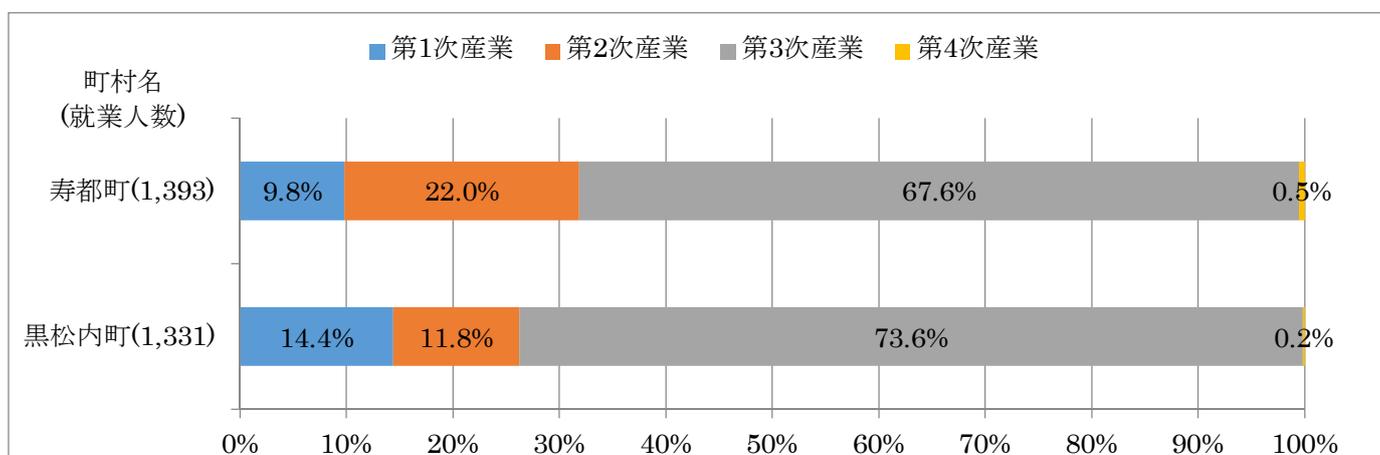


図 3.2.1-2 産業別就業割合

表 3.2.1-4 産業別就業人口(町字別)

振興局名	町字		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業	
後志総合振興局	寿都郡	寿都町	字樽岸町樽岸	0人	4人	5人	0人
			字樽岸町小川	3人	3人	12人	0人
			字湯別町下湯別	9人	6人	29人	3人
			字湯別町上湯別	4人	7人	17人	1人
			字歌棄町歌棄	12人	19人	76人	0人
			字磯谷町横潤	1人	4人	16人	1人
			字磯谷町島古丹	3人	9人	10人	0人
			字磯谷町能津登	3人	3人	3人	0人
	黒松内町	字北作開	8人	4人	23人	0人	

出典：「地図で見る統計(統計GIS)平成27年」(e-Stat 政府統計の総合窓口

(URL : <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init>> 閲覧日：平成29年11月8日)

(b) 生産品目、生産量及び生産額

①農業

「平成18年度 生産農業所得統計」(平成20年、農林水産省)による寿都町、黒松内町の平成18年度の農業産出額を表3.2.1-5に示す。

寿都町、黒松内町の農業産出額は合計で245千万円であり、内訳は豚、乳用牛の農業産出額が多くなっている。

表3.2.1-5 農業産出額(平成18年度)(単位：千万円)

種別		寿都町	黒松内町
耕種	米	0	6
	麦類	x	3
	雑穀	0	1
	豆類	0	6
	いも類	x	15
	野菜	5	7
	果実	-	0
	花き	-	4
	工芸農作物	x	1
	種苗・苗木類・その他	-	0
畜産	肉用牛	2	43
	乳用牛	-	66
	生乳	-	55
	豚	x	78
	鶏	-	-
	鶏卵	-	-
	ブロイラー	-	-
その他畜産物(養蚕を含む。)	x	0	
加工農作物	-	-	
合計	14	231	

注1) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は非公開のものを示す。

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

注3) 平成19年度以降、市町村別では農業産出額の計上を行っていない。

出典等：「平成18年度 生産農業所得統計」(平成20年、農林水産省)を使用して作成した。

閲覧日：平成29年11月8日

## ②林業

「平成 27 年度 北海道林業統計」（平成 28 年、北海道）による、寿都町、黒松内町の平成 27 年度の所有形態別林野面積を表 3. 2. 1-6 に示す。

寿都町では公有林の割合が最も高く、黒松内町では私有林の割合が最も高い。

表 3. 2. 1-6 所有形態別林野面積 （平成 27 年度）

(単位:ha)

区分	寿都町	黒松内町
合計	7,463	26,139
国有	1,884	4,006
民間		
小計		
公有		
私有	1,702	14,392

出典等：「平成 27 年度 北海道林業統計」（平成 28 年、北海道） 閲覧日：平成 29 年 11 月 8 日

## ③商業

寿都町、黒松内町の平成 26 年度の年間商品販売額を表 3. 2. 1-7 に示す。

平成 26 年度で、寿都町及び黒松内町の事業所数は 79 件で、その従業員数は 272 人である。年間商品販売額は 483,419 百万円である。

表 3. 2. 1-7 商業の状況 （平成 26 年度）

	寿都町	黒松内町
事業所数	45	34
従業員数(人)	167	105
年間商品販売額(万円)	286,367	197,052

出典等：「平成 26 年商業統計調査結果」平成 28 年、北海道） 閲覧日：平成 29 年 11 月 8 日

④水産業

寿都町、黒松内町の平成 27 年度の漁業種類別漁獲量を表 3.2.1-8 に示す。  
 寿都町では、さけ定置網が最も多く、次いで小型定置網が多い。

表 3.2.1-8 漁業種類別漁獲量（平成 27 年度）

(単位:t)

				寿都町	黒松内町
底びき網	遠洋底びき網			-	…
	以西底びき網			-	…
	沖合底びき網	1 そうびき		-	…
		2 そうびき		-	…
小型底びき網			38	…	
船びき網				-	…
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-	…
			近海かつお・まぐろ	-	…
		その他	-	…	
	2 そうまき網			-	…
中・小型まき網			-	…	
刺網	さけ・ます流し網			-	…
	かじき等流し網			-	…
	その他の刺網			96	…
敷網	さんま棒受け網			-	…
定置網	大型定置網			-	…
	さけ定置網			858	…
	小型定置網			218	…
その他の網漁業				178	…
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		-	…
		近海まぐろはえ縄		-	…
		沿岸まぐろはえ縄		-	…
	その他のはえ縄			8	…
はえ縄 以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		-	…
		近海かつお一本釣		-	…
		沿岸かつお一本釣		-	…
	いか釣	遠洋いか釣		-	…
		近海いか釣		-	…
		沿岸いか釣		149	…
	ひき縄釣			-	…
その他の釣			x	…	
採貝・採藻				x	…
その他の漁業				65	…
漁獲量計				1,619	…

注 1) 「-」は事実のないもの、「x」は非公開のもの、「…」は海に面していないものを示す。

注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典等：「平成 27 年度 海面漁業生産統計調査」（平成 28 年、農林水産省）を使用して作成した。

閲覧日：平成 29 年 11 月 8 日

## ⑤工業

寿都町、黒松内町の平成 26 年度の製造品出荷額を表 3.2.1-9 に示す。

寿都町及び黒松内町の事業所数は 13 件であり、従業員数は 290 人である。製造品出荷額の総額は 461,770 万円である。

表 3.2.1-9 工業の状況（平成 26 年度）

	寿都町	黒松内町
事業所数	10	3
従業員数(人)	220	70
製造品出荷額(万円)	302,506	159,264

出典等：「平成 26 年 工業統計調査結果報告書」（平成 27 年、北海道） 閲覧日：平成 29 年 11 月 8 日

### 3.2.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

「第124回(平成29年)北海道統計書」(北海道統合政策部統計課、平成29年)による、基本的な調査対象範囲における土地利用状況は、表 3.2.2-1に示すとおりである。

寿都町では「原野」が多く、黒松内町では「山林」が多い。

また、基本的な調査対象範囲の土地利用基本計画図を図3.2.2-1に示す。

事業実施想定区域の一部は、森林地域、保安林、農業地域、農用地区域に、地域森林計画対象民有林に指定されている。

表 3.2.2-1 関係町村における土地利用状況(平成23~27年)

単位:km<sup>2</sup>

種別	寿都町	黒松内町
田	0.32	0.93
畑	3.82	34.91
宅地	1.92	1.49
鉱泉地	-	-
池沼	0.03	0.01
山林	10.63	139.97
牧場	3.12	1.92
原野	20.65	60.68
雑種地	2.40	2.06
その他	53.08	103.67
合計	95.24	345.65

出典等：「第124回(平成29年)北海道統計書」(北海道統合政策部統計課、平成29年  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/920hsy/index.htm> 閲覧日：平成29年11月8日)



**凡例**

- 農業地域
- 農用地区域

事業実施想定区域

市町村界

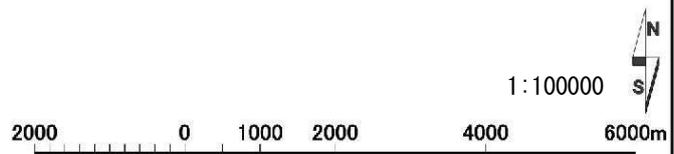
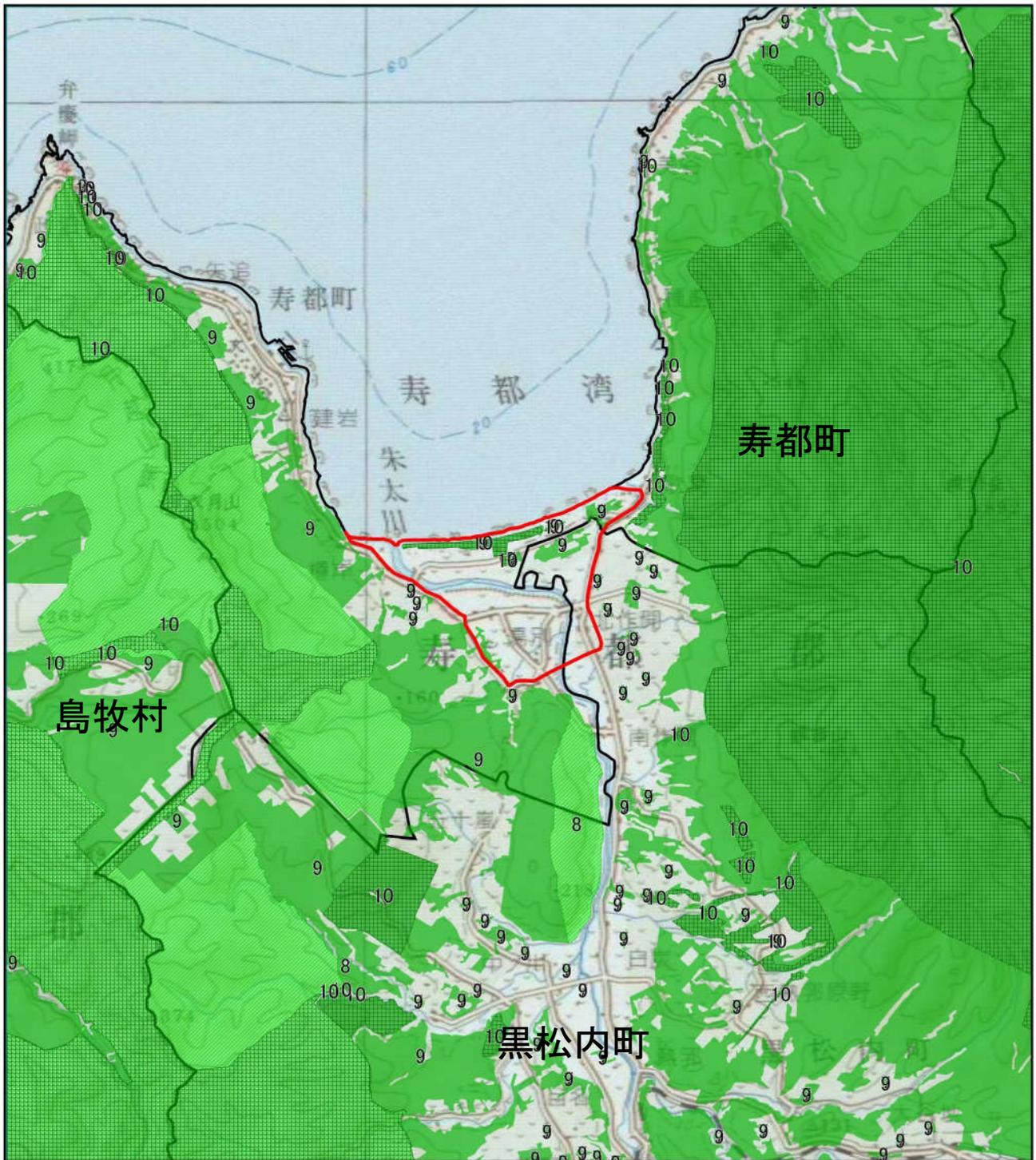


図3.2.2-1(1) 土地利用基本計画図(農業地域)

出典等：「国土数値情報 農業地域」(国土数値情報サービスを使用して作成した。)



**凡例**

- 7 森林地域
- 8 国有林
- 9 地域森林計画対象民有林
- 10 保安林

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

注) 図中の数字は、各森林地域名の冒頭に付した番号を示す

1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図3. 2. 2-1 (2) 土地利用基本計画図(森林地域)

出典等: 「国土数値情報 森林地域」(国土数値情報サービス) を使用して作成した。



**凡例**

- 7 森林地域
- 8 国有林
- 9 地域森林計画対象民有林
- 10 保安林

事業実施想定区域

市町村界

注) 図中の数字は、各森林地域名の冒頭に付した番号を示す

1:50000

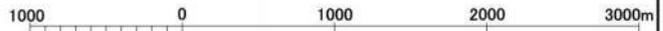


図3. 2. 2-1(3) 土地利用基本計画図(森林地域)(拡大図)

出典等: 「国土数値情報 森林地域」(国土数値情報サービス)を使用して作成した。

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

基本的な調査対象範囲においては、朱太川に内水面共同漁業権が設定されている。設定されている内水面漁業権の内容を表3.2.3-1に示す。

また、基本的な調査対象範囲における河川及び湖沼の利用状況を表3.2.3-2に、平成27年度の年間取水量を表3.2.3-3に示す。寿都町及び黒松内町では、簡易水道による取水が行われている。

表 3.2.3-1 内水面共同漁業権の内容

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	遊漁期間	禁止区域	禁止期間	体長制限
後内共第4号	第五種共同漁業権	あゆ漁業	7月1日 ～9月15日	朱太川河口より支流～木川に至る間の朱太川本流の区域	9月1日 ～9月15日	10cm
		やつめうなぎ漁業	7月1日 ～4月30日	①朱太川と熱郭川合流点より上流緑橋までに至る間の朱太川本流の区域 ②朱太川・黒松内川・熱郭川の全河川	5月1日 ～7月31日 5月1日 ～6月30日	

出典等：「朱太川漁業協同組合 後内共第4号五種共同漁業権行使規則」  
「朱太川漁業協同組合 後内共第4号五種共同漁業権遊漁規則」

表 3.2.3-2 二級河川の利水状況

(平成12年3月31日現在)

所轄部局等名	水系名	河川名	件数	最大取水量 (m <sup>3</sup> /s)	水利使用目的	かんがい面積 (ha)
小樽土木現業所	折川	折川	3	0.0398	3件：かんがい	7.60
	朱太川	朱太川	12	0.3561	11件：かんがい 1件：雑用(流雪溝用水)	117.40
		中の川	11	0.1258	11件：かんがい	33.99
		添別川	8	0.0947	8件：かんがい	25.69
		熱郭川	2	0.056	2件：かんがい	15.19
		黒松内川	1	0.0076	1件：かんがい	2.00

出典等：「二級河川水利権調査 平成12年3月31日現在」(社団法人北海道土木協会, 平成13年3月)  
※寿都町情報整備モデル事業報告書から引用

#### (2) 地下水の利用状況

基本的な調査対象範囲における地下水の利用状況を表3.2.3-3に示す。

黒松内町で地下水からの取水が行われており、取水量水源別構成割合は8.0%となっている。

#### (3) 湧水の利用状況

基本的な調査対象範囲における湧水の利用状況を表 3.2.3-3に示す。

寿都町で湧水からの利用が行われており、取水量水源別構成割合は22.7%となっている。

表3.2.3-3 年間取水量(平成27年度)

水源		簡易水道名称			
		寿都町		黒松内町	
		取水量 (m <sup>3</sup> )	取水量水源別 構成割合(%)	取水量 (m <sup>3</sup> )	取水量水源別 構成割合(%)
表流水	ダム直接	0	77.3	0	92.0
	ダム放流	0		0	
	湖水	0		0	
	自流	627,690		330,051	
地下水	伏流水	0	0	0	8.0
	浅井戸水	0		0	
	深井戸水	0		28632	
その他	原水受水	0	22.7	0	0
	浄水受水	0		0	
	湧水等	184,729		0	
合計		812,419	100	358,683	100

出典等：「平成27年度 北海道の水道」（平成29年、北海道） 閲覧日：平成29年11月8日

#### (4) 海域の利用状況

基本的な調査対象範囲における漁港区域は、表3.2.3-4及び図3.2.3-1に示すとおりである。

また、基本的な調査対象範囲の海面の沿岸部では、「漁業法」（昭和24年12月15日法律第267号最終改正：平成26年6月13日法律第69号）に基づき、図3.2.3-1に示すとおり漁業権が設定されている。

海面における漁業権の詳細を表3.2.3-5～表3.2.3-7に示す。

表 3.2.3-4 漁港区域の概要

市町村	漁港	種類※	指定年月日	区域指定 変更年月日	管理者指定年月日
寿都町	横澗	1	S27.10.6 農林省告示第492号	H3.4.15 農林省告示第440号	北海道 S30.4.14 農林省告示第356号
	鮫泊	1	S29.7.12 農林省告示第485号	—	
	美谷 (歌棄)	1	S57.10.6 農林省告示第492号	—	
	有戸	1	S26.6.29 農林省告示第243号	S62.3.25 農林省告示第336号	
	樽岸	1	S27.10.6 農林省告示第492号	—	
	寿都	3	S26.6.29 農林省告示第243号	H20.7.28 農林省告示第1206号	

※漁港の種類

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島その他辺地において漁場開発又は漁船の避難上特に必要なもの

出典等：「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局, 平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>> 閲覧日：平成29年11月10日)

表 3.2.3-5 漁業権の概要

(平成24年12月31日現在)

町村名	漁業権者名	共同			区画 (海面のみ)	定置				
		単有	共有	内水面		ほっけ まぐろ さけ	さけ	小さけ※1	底さけ※2	定置計
寿都町	寿都町 漁業協同組合	3	2	1	4	2	-	21	25	48
黒松内町	朱太川 漁業協同組合			1						

存続期間 共同：平成25年8月31日まで

区画：平成25年8月31日まで

定置：平成25年12月31日まで

※1 共同漁業権の小定置網にさけを付冠し、定置漁業権としたもの。

※2 共同漁業権の底建網にさけを付冠し、定置漁業権としたもの。

※3 古宇郡漁業協同組合と共有

出典等：「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局, 平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>> 閲覧日：平成29年11月10日)

表 3.2.3-6 海面区画漁業権の内容

町村名	漁業権者名	免許番号	漁業権の種類	養殖業種類
寿都町	寿都町漁業協同組合	寿海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ
		寿海区第2号	第1種区画漁業	かき・ほたてがい
		寿海区第3号	第1種区画漁業	かき・ほたてがい
		寿海区第4号	第1種区画漁業	ほたてがい

出典等：「海洋台帳」(海上保安庁<<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>> 閲覧日：平成27年1月30日)

「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局, 平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>> 閲覧日：平成29年11月10日)

表 3.2.3-7 海面共同漁業権の内容

区分	漁業権免許番号	免許の内容	
		漁業権の種類	魚種名
単有	後海共第1号	第一種共同漁業権	貝類漁業8件(あわび、いがい、えぞばかがい等) 藻類漁業8件(ぎんなんそう、こんぶ、てんぐさ等) その他漁業3件(うに、なまこ、ほや)
	後海共第12号	第一種共同漁業権	貝類漁業1件(つぶ) その他漁業1件(たこ)
	後海共第13号	第二種共同漁業権	刺し網漁業10件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かすべ、かれい、たら、ちか、にしん、ひらつめがに、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いか・ほっけ、ほっけ・さば・かれい) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
	後海共第14号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第15号	第二種共同漁業権	刺し網漁業9件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かすべ、かれい、たら、にしん、ひらつめがに、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いかなご・いか・ほっけ、さば・まぐる・ぶり) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
	後海共第16号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第17号	第二種共同漁業権	刺し網漁業11件(あいなめ・かじか、あんこう、かすべ、かれい、さめ、そい、たら、にしん、ひらつめがに、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いか・ほっけ・さば、かれい・ひらめ・ぶり) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
後海共第18号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)	
後海共第19号	第二種共同漁業権	刺し網漁業8件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かれい、さめ、たら、にしん、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いかなご・いか・ほっけ、さば・まぐる・ぶり) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	
	第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業	
共有	後海共第35号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(つぶ、たこ)
	後海共第36号	第二種共同漁業権	刺し網漁業5件(あんこう、かすべ、かれい、たら、ほっけ・めばる)
	後海共第37号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第38号	第二種共同漁業権	刺し網漁業7件(あんこう、かすべ、かれい、さめ、たら、ひらめ、ほっけ・めばる)

出典等：「海洋台帳」(海上保安庁<<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>> 閲覧日：平成27年1月30日)

「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局，平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>> 閲覧日：平成29年11月10日)



### 3.2.4 交通の状況

「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」による、基本的な調査対象範囲における主要道路の交通量推計値を表3.2.4-1、交通量観測地点位置を図3.2.4-1に示す。

事業実施想定区域内を通過する一般国道229号の平日交通量は2,153台(12時間)から2,777台(24時間)と推計される。

なお、観測日は、9～11月の平日中で、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日を避けて設定されている。

表 3.2.4-1 主要道路の交通量推計値(平日)

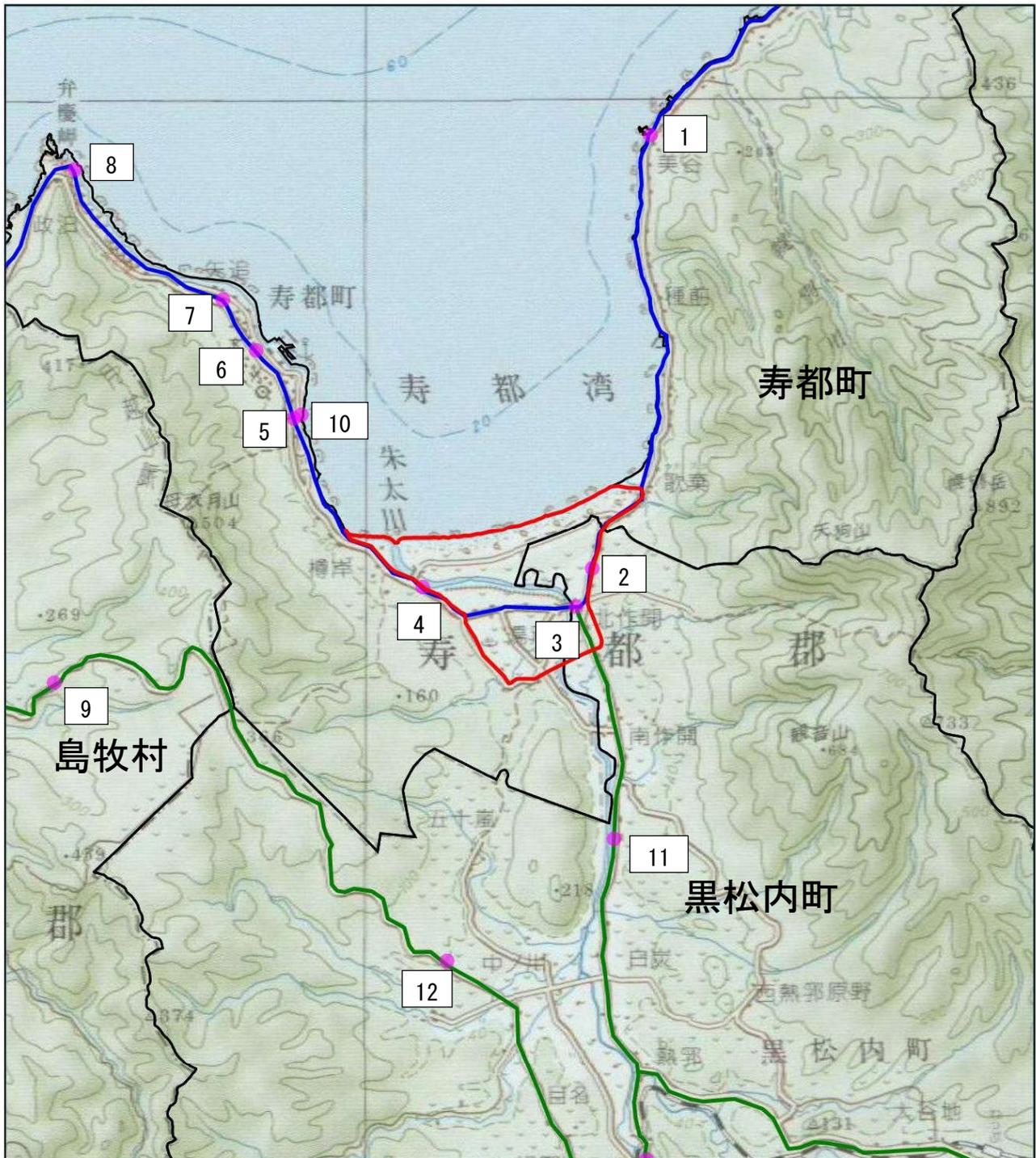
番号	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位:台)	
				12時間	24時間
1	一般国道229号	蘭越町・寿都町境	寿都町・黒松内町境	2,153	2,777
2		寿都町・黒松内町境	主要道道9号 寿都黒松内線	2,153	2,777
3		主要道道9号 寿都黒松内線	黒松内町・寿都町境	2,153	2,777
4		黒松内町・寿都町境	主要道道9号 寿都黒松内線	2,153	2,777
5		主要道道9号 寿都黒松内線	一般道道272号 寿都停車場線	2,153	2,777
6		一般道道272号 寿都停車場線	一般道道272号 寿都停車場線	2,153	2,777
7		一般道道272号 寿都停車場線	一般道道272号 寿都停車場線	2,153	2,777
8		一般道道272号 寿都停車場線	寿都町・島牧村境	1,114	1,325
9	一般道道523号 美川黒松内線	一般国道229号	島牧村・黒松内町境	304	356
10	主要道道9号 寿都黒松内線	一般道道272号 寿都停車場線	一般国道229号	1,617	1,940
11		一般国道229号	一般道道265号 熱郭白井川線	1,074	1,289
12		島牧村・黒松内町境	一般道道266号 大成黒 松内停車場線	304	356

注1) 表中のNo.は、図中のNo.に対応する。

注2) 起点・終点が明らかになっていない場合は「—」とする。

出典等: 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」

(平成27年度道路交通センサスホームページ, < <http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html> 閲覧日:平成29年11月8日)



- 事業実施想定区域
- ↘ 一般国道
- ↘ 道道
- 交通量観測地点(推計値)
- ↘ 市町村界

※図中の数字は、表3.2.4-1に示す番号に対応する。

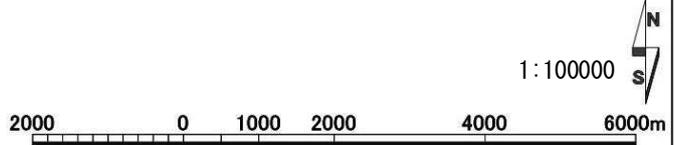


図 3.2.4-1 交通量観測地点位置図

出典等：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」を参考にして作成した。

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

「管内公立小・中学校一覧(PDF)」、「管内公立高校・特別支援学校・幼稚園一覧(PDF)」(北海道教育委員会教育庁後志教育局)、「国土数値情報ダウンロードサービス」を用いて、基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設として以下の施設を抽出した。

基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設として以下の施設を抽出し、表3.2.5-1、分布の状況を図3.2.5-1に示す。

- 教育施設……………学校教育法第1条に規定する幼稚園、学校、図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 医療施設……………医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- 福祉施設……………老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

教育施設においては、潮路小学校が事業実施想定区域から最も近い。介護福祉施設である歌棄慈光園、寿都寿海荘及び併設する医療機関である寿都寿海荘診療所が事業実施想定区域内に存在する。

また、住宅の分布状況を図3.2.5-2に示す。

集落・市街地は沿岸部及び内陸に点在している。また、学校・病院等及び住宅は、集落や市街地の分布と概ね同様の傾向を示している。

事業実施想定区域周辺の配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況を図3.2.5-3に示す。

表3.2.5-1(1) 配慮が特に必要な施設(教育施設)

No.	分類	名称	住所
1	小学校	寿都小学校	寿都町字矢追801-1
2		潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155
3	中学校	寿都中学校	寿都町字六条町290-1
4	高等学校	寿都高等学校	寿都町字新栄町136
5	幼稚園	寿都町立寿都保育園	寿都郡寿都町字開進町187-1

出典等：「管内公立小・中学校一覧(PDF)」(北海道教育委員会教育庁後志教育局)

「管内公立高校・特別支援学校・幼稚園一覧(PDF)」(北海道教育委員会教育庁後志教育局)

表3.2.5-1(2) 配慮が特に必要な施設(医療施設)

No.	分類	施設名	所在地
1	医療機関	医療社団法人 祈答院医院	北海道寿都郡寿都町字新栄町102
2		寿都町立寿都診療所	寿都郡寿都町字渡島町72-2
3		寿都寿海荘	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄48-2

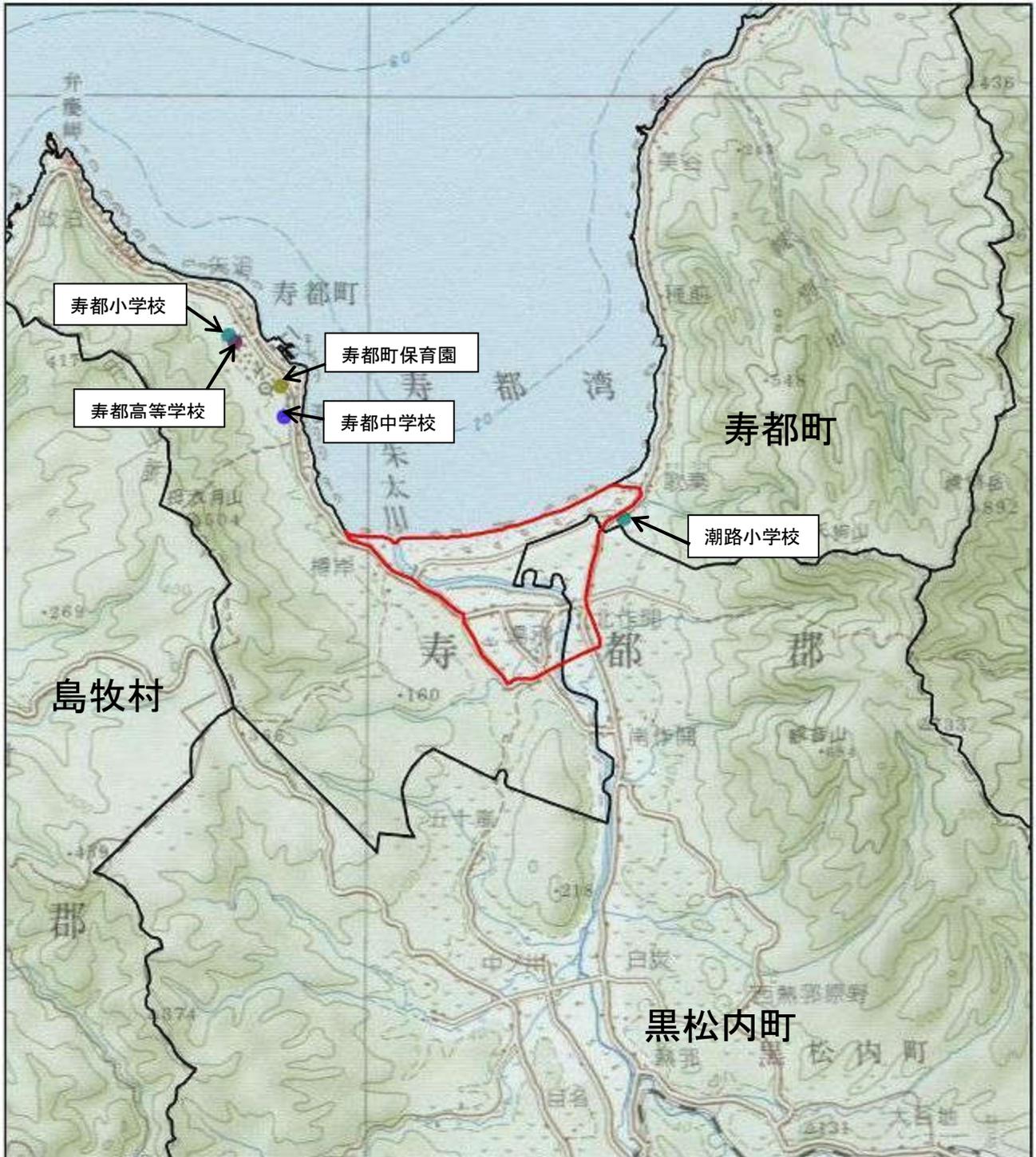
出典等：国土数値情報「医療機関」(国土数値サービス)

北海道医療機能情報システム(北海道)

表3.2.5-1(3) 配慮が特に必要な施設（福祉施設）

No.	分類	名称	住所
1	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	寿都寿海荘	寿都町歌棄町歌棄48-2
2	障がい者支援施設	歌棄慈光園	寿都町歌棄町歌棄72番地
3		寿都浄恩学園	磯谷町横潤1128
4	児童養護施設	歌棄洗心学園	寿都町字歌棄425番地
5	へき地保健福祉館	作開保健福祉館	黒松内町北作開85番地1

出典等：「管内公立高校・特別支援学校・幼稚園一覧（PDF）」（北海道教育委員会教育庁後志教育局）  
「道内認可保育所一覧表」（北海道保健福祉部子ども未来推進局保育所・保育サービス等）  
「社会福祉法人・施設等の一覧表」（北海道庁保健福祉部施設運営指導課）



**凡例**

- 幼稚園・保育所
- 小学校
- 中学校
- 高等学校

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

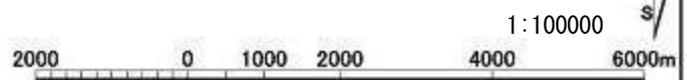


図 3.2.5-1(1) 配慮が特に必要な施設（学校）

出典等：「国土数値情報 学校」（国土数値情報サービス）を参考に作成した。





**凡例**

- 特別養護老人ホーム
- 障害者支援施設
- 児童養護施設
- へき地保健福祉館

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

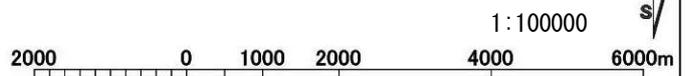
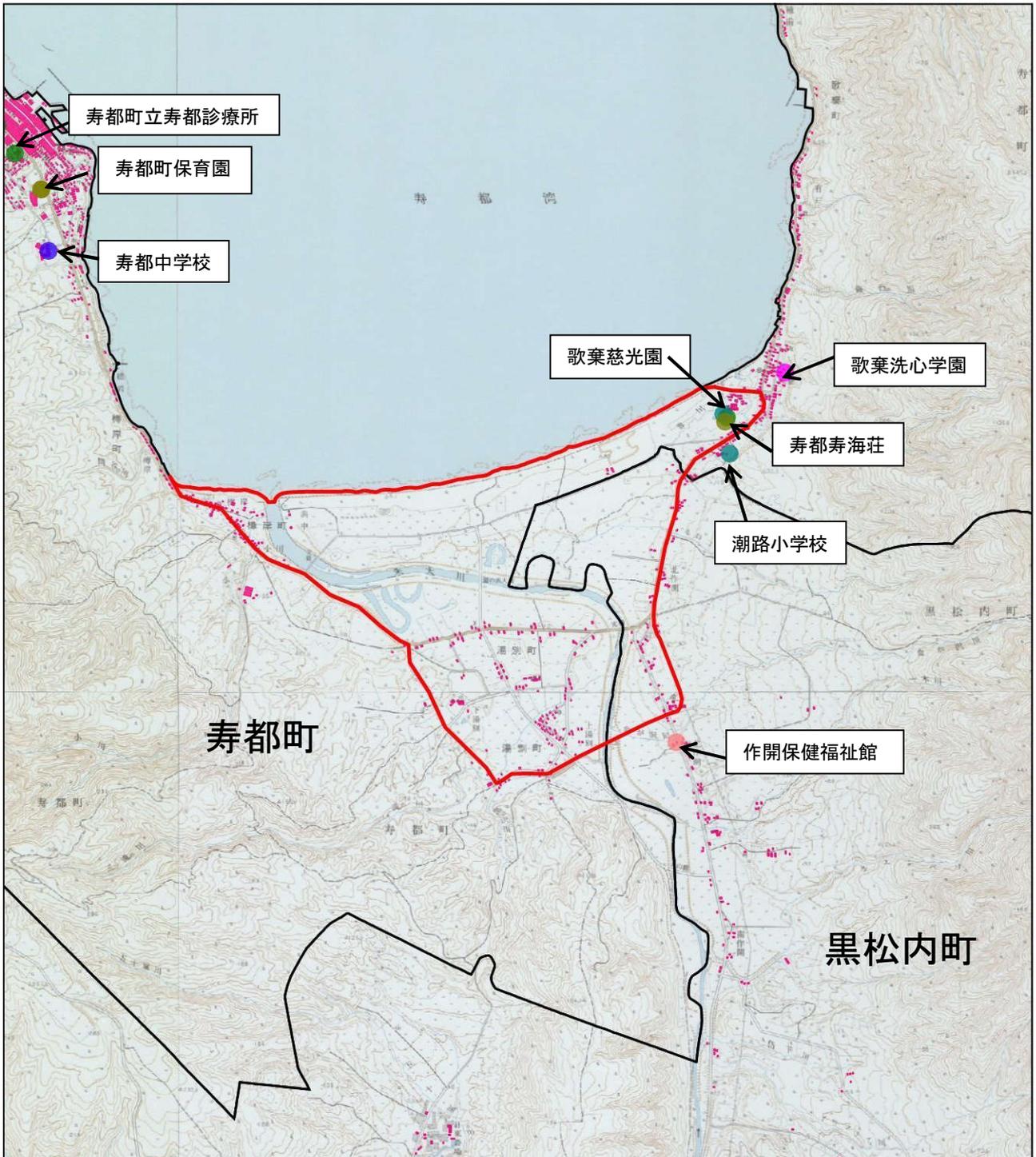


図 3.2.5-1(3) 配慮が特に必要な施設  
(福祉施設)

出典等：「国土数値情報 福祉施設」(国土数値情報サービス)を参考に作成した。





凡例は、図3.2.5-1及び図3.2.5-2に準じる。

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

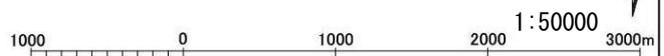


図3.2.5-3 事業実施想定区域周辺の  
配慮すべき施設(拡大図)

出典等：「国土数値情報 学校」、「国土数値情報 医療機関」、「国土数値情報 福祉施設」、「建築物の外周線」（基礎地図情報ダウンロードサービス）を使用して作成した。

### 3.2.6 下水道の整備状況

「北海道の下水道・汚水処理普及状況」（北海道建設部都市環境課）による、平成28年度末の寿都町、黒松内町における下水道・汚水処理人口普及状況を表3.2.6-1に示す。

寿都町、黒松内町の下水道処理普及率はそれぞれ60.5%、75.4%である。また、汚水処理人口普及率はそれぞれ85.7%、88.9%である。

表3.2.6-1 下水道・汚水処理人口普及状況(平成28年度末)

町村名	行政人口	下水道処理人口普及状況		汚水処理人口普及状況	
		下水道処理人口	下水道処理人口普及率	汚水処理人口	汚水処理人口普及率
寿都町	3,094人	1,881人	60.8%	2,640人	85.3%
黒松内町	2,972人	2,249人	75.7%	2,637人	88.7%

出典等：「北海道の下水道・汚水処理普及状況」（北海道建設部都市環境課，平成28年度末）

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/kgs/homepage/gesui/H24gesuidousyorihukyuujoyoukyou.htm> 閲覧日：平成29年11月9日）

### 3.2.7 廃棄物の状況

「北海道における産業廃棄物の処理状況」（北海道環境生活部）による、平成27年度の産業廃棄物の処理状況を図3.2.7-1に示す。

発生量は39,150千トンであり、発生量から有価物量1,817千トンを除いた37,332千トンが排出されている。この内、中間処理を経て15,714千トンが減量化、20,892千トンが再生利用、708千トンが最終処分、17千トンが自己保管等されている。

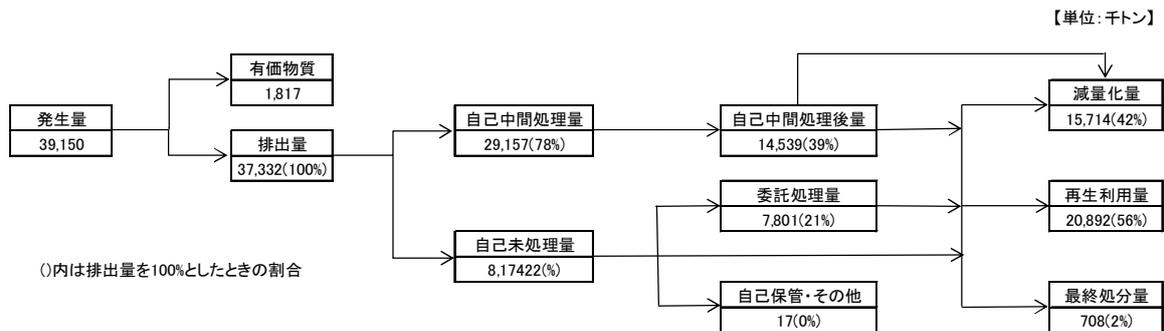


図 3.2.7-1 産業廃棄物の発生及び処理状況

出典等：「北海道における産業廃棄物の処理状況」（北海道環境生活部） 閲覧日：平成29年11月9日

「北海道における産業廃棄物の処理状況」（北海道環境生活部）による、寿都町及び黒松内町が属する後志総合振興局における平成27年度の産業廃棄物処理処分状況は、表 3.2.7-1に示すとおりである。

表 3.2.7-1 産業廃棄物の処理処分状況(後志総合振興局)

(単位：t)

種類	排出量	中間処理量	再生利用量	減量化量	最終処分量
燃え殻	312	192	281	0	32
汚泥	28212	25972	18739	251784	11143
廃油	1732	1624	769	910	50
廃酸	1093	1293	716	579	17
廃アルカリ	87	87	26	46	15
廃プラスチック類	9503	76761	5715	1100	2719
紙くず	631	594	292	268	71
木くず	11763	11488	10581	453	722
繊維くず	49	41	25	5	18
動植物性残さ	15477	13726	13797	1579	390
動物系固形不要物	6	6	0	5	0
ゴムくず	93	57	0	41	51
金属くず	3158	2677	2836	52	254
ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁 器くず	15191	12670	11885	444	2857
鋳さい	20489	17976	17924	0	2558
がれき	135293	133326	132821	2	2469
動物のふん尿	299075	299075	222272	76802	-
動物の死体	350	350	47	304	0
ばいじん	2220	1755	2218	0	1
処分するために処理したも の	340	340	-	-	340
建設系混合廃棄物	4318	1893	1339	-	2936
廃石膏ボード	1657	1058	913	0	477
廃家電	194	194	156	0	38
廃バッテリー(特管)	13	13	9	5	0
廃自動車	888	888	879	-	9
廃蛍光灯	2	2	2	0	1
廃乾電池	1	1	1	-	0
感染性産業廃棄物	716	714	32	553	130
廃石綿等	144	29	0	-	144
その他産業廃棄物	1546	1415	1302	-	221
合計	808,406	788,585	445,577	335,003	27,929

※合計については、四捨五入があるため、一致しないものがある。

出典等：「北海道における産業廃棄物の処理状況」（北海道環境生活部，URL：

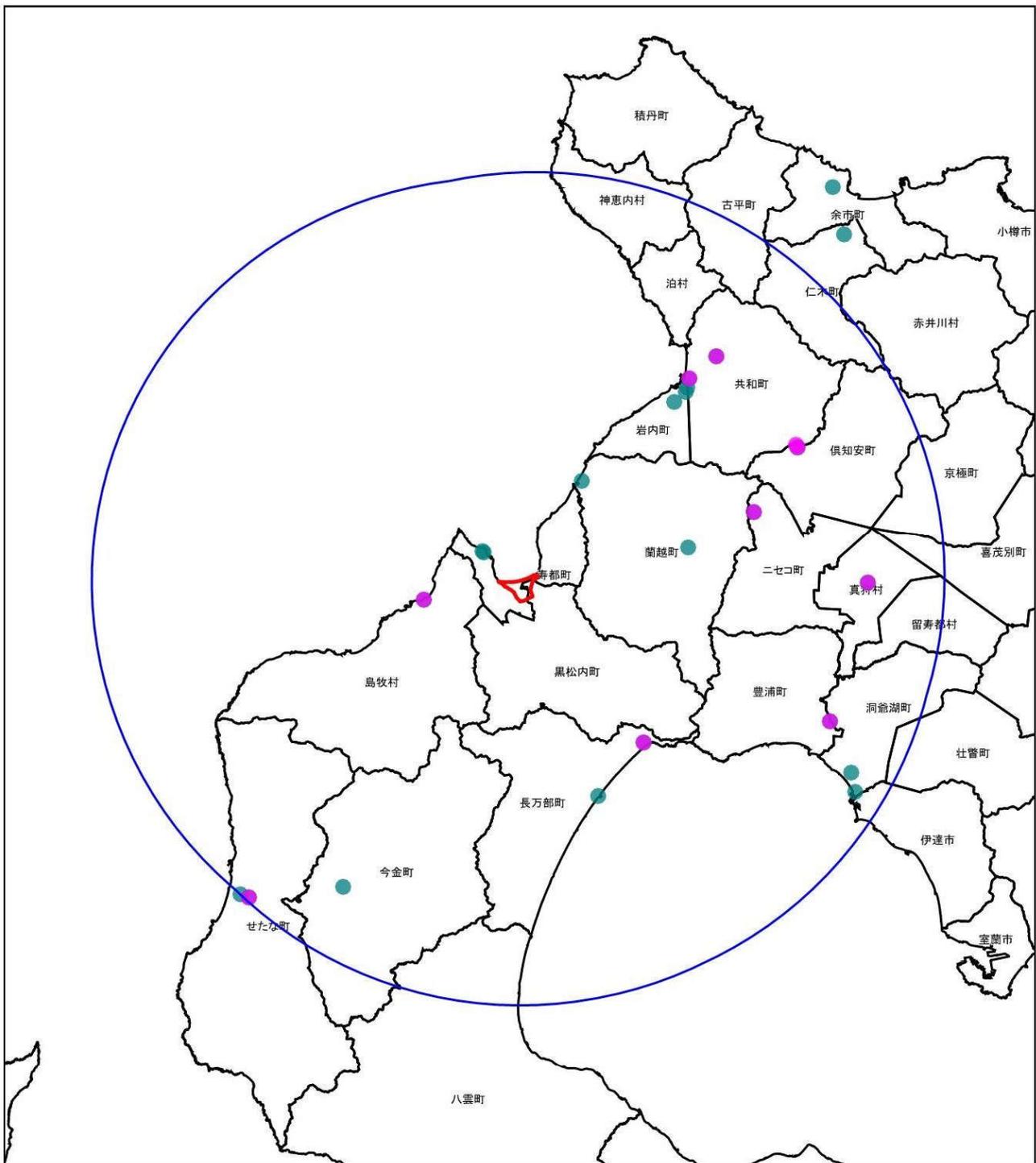
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai\\_1/syori\\_jyoukyou\\_H27.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syori_jyoukyou_H27.htm) 閲覧日：平成29年11月9日

また、事業実施想定区域から50km以内における産業廃棄物処理業者数は、表 3.2.7-2に示すとおりである。また、各案の産業廃棄物処理施設の位置を図3.2.7-2に示す。

表 3.2.7-2 産業廃棄物処理業者数

振興局名	市町村名	中間処理施設(件)	最終処分施設(件)
後志総合振興局	島牧村	1	1
	寿都町	2	0
	黒松内町	0	0
	蘭越町	2	0
	ニセコ町	1	1
	真狩村	1	1
	留寿都村	0	0
	喜茂別町	0	0
	京極町	0	0
	倶知安町	1	2
	共和町	2	2
	岩内町	3	0
	泊村	0	0
	神恵内村	0	0
	古平町	0	0
仁木町	0	0	
胆振総合振興局	伊達市	0	0
	豊浦町	1	1
	洞爺湖町	2	0
	壮瞥町	0	0
渡島総合振興局	八雲町	0	0
	長万部町	2	1
檜山振興局	今金町	1	0
	せたな町	2	1
合計		21	10

出典等：「産業廃棄物処理業者情報 検索システム」（環境省廃棄物リサイクル対策廃棄物処理の現状廃棄物処理に関する統計 URL:<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/index.php> 閲覧日：平成29年11月9日）



**凡例**

- 中間処理施設
- 最終処理施設

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域から50km
- ↘ 市町村界

1:750000



図 3.2.7-2 産業廃棄物処理業者位置図

出典等：「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土数値情報サービス）を使用して作成した。

### 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### (1) 公害関係法令等

事業実施想定区域、寿都町及び黒松内町について、公害関係法令による地域指定の状況を表3.2-8-1に整理した。

表 3.2.8-1 公害関係法令等による地域指定の状況

基準	法令等	左記法令による規制地域の有無		
		事業実施 想定区域	寿都町	黒松内町
環境基準等	大気汚染に係る環境基準	全国一律の環境基準が設定されている		
	騒音に係る環境基準			
	水質汚濁に係る環境基準			
	地下水に係る環境基準			
	土壌の汚染に係る環境基準			
	ダイオキシン類に係る環境基準			
規制基準等	大気汚染防止法	○	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	-	-	-
	騒音規制法	-	-	-
	幹線道路の沿道の整備に関する法律	-	-	-
	振動規制法	-	-	-
	悪臭防止法	-	-	-
	水質汚濁防止法	-	-	-
	土壌汚染対策法	-	-	-
	北海道公害防止条例	○	○	○

注)表中「○」は指定あり、「-」は指定なし

#### (a) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号 最終改正：平成26年5月30日法律第46号)第16条に規定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」に基づき、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準が設定されている。

なお、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号 最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：平成28年環境省告示第37号)については類型が地域又は水系に指定されている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条に基づき、[ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準](平成11年、環境庁告示第68号)が設定されている。

### ①大気の汚染に係る環境基準

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-2に示すとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2.8-3、微小粒子状物質については表3.2.8-4、非メタン炭化水素については表3.2.8-5に示す基準がそれぞれ定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表 3.2.8-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (S53.7.11告示)
光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</li> <li>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</li> <li>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</li> </ol>

出典等：「大気汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正：平成8年10月25日環境省告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示第38号 最終改正：平成8年10月25日環境省告示第74号)

表 3.2.8-3 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典等：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示4号 最終改正：平成13年4月20日環境省告示30号)

表 3.2.8-4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 微小粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典等：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 3.2.8-5 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

出典等：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」

(昭和51年8月13日 中央公害対策審議会)

## ②騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき表3.2.8-6～表3.2.8-8に示すとおり定められている。

なお、基本的な調査対象範囲には騒音の類型指定地域はない。

表 3.2.8-6 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の 類型	基準値		(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
	昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)	
AA	50dB以下	40dB以下	
A及びB	55dB以下	45dB以下	
C	60dB以下	50dB以下	

表 3.2.8-7 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2.8-8に掲げるとおりとする。		

表 3.2.8-8 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値)

基準値	
昼間(6:00-22:00)	夜間(22:00-6:00)
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

出典等：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年9月30日環境庁告示64号 最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

## ③風力発電施設から発生する騒音に関する指針について

環境基準とは異なるが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年、環境省)において、風車騒音に関する指針値が設定されている。これは全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に5dBを加えた値とされている。しかし、残留騒音が30dBを下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合においては下限値を35dBとし、それ以外の地域においては40dBとする。

#### ④水質汚濁に係る環境基準

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-9に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-10に示すとおりである。

なお、基本的な調査対象範囲には水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている水域はない。

表 3.2.8-9 人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：平成28年環境省告示第37号)

表 3.2.8-10 生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川(湖沼を除く。)

ア.

項目 類型	利用目的の 適心性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
備考							

(注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2)湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	—	

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注)1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
備考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- 注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下	

エ.

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## (3) 海域

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

備考

1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2. アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times (\text{b}) - (\text{a}) \times f \times \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)  
(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)  
f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2)によ り水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な 水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下	

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：平成28年環境省告示第37号)

エ.

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法 又は付表13に掲げる 方法	

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

### ⑤地下水に係る環境基準

地下水に係る環境基準は、表3.2.8-11に示すとおり、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。

表 3.2.8-11 人の健康の保護に関する環境基準(地下水)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名:別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典等:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示第10号 最終改正:平成28年環境省告示第31号)

## ⑥ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-12に示すとおりである。

表 3.2.8-12 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</li> <li>カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</li> <li>「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</li> </ol>

出典等：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成3年環境庁告示46号 最終改正：平成28年環境庁告示30号)

⑦ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-13に示すとおりである。

表 3.2.8-13 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典等：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」  
(平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号)

## (b) 規制基準等

### ① 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)により、工場及び事業場における事業活動にともなって発生するばい煙の硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質についてそれぞれ排出基準が設定されている。

基本的な調査対象範囲における硫黄酸化物の排出基準はK値により設定されており17.5となっている。

### ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

基本的な調査対象範囲においては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)第6条第1項及び第8条第1項に規定する規制地域の指定はない。

### ③ 騒音規制法

基本的な調査対象範囲においては、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づく規制地域の指定はない。

「騒音規制法」に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表3.2.8-14、規制対象となる特定建設作業を表3.2.8-15に示す。また、「騒音規制法」の第17条第1項に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.2.8-16に示す。

表 3.2.8-14 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

[昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号]  
(最終改定:平成12年、環境庁告示第16号)

特定建設作業					
地域の区分		くい打機 くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機
規制種別		くい打くい抜機			コンクリート プラント アスファルト プラント
基準値	①②	85デシベル			
作業時刻	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと			
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと			
※1日当りの作業時間	①	10時間/日を超えないこと			
	②	14時間/日を超えないこと			
作業時間	①②	連続6日を超えないこと			
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと			

備考

1. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
  2. 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
  3. 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
    - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
    - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
    - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
    - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- ※地域の区分のうち、①は1号区域、②は2号区域を示す

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成21年3月)  
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>>

[昭和46年11月29日北海道告示3170号]

●1号区域：

- 騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域
- 騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
  - ・学校教育法に規定する学校
  - ・児童福祉法に規定する保育所
  - ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
  - ・図書館法に規定する図書館
  - ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム

●2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成21年3月)  
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>>

表 3.2.8-15 特定建設作業

[法施行令別表第2]

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 } を、使用する作業	①もんけん ②、③圧入式くい打くい抜機 ①、②、③くい打機をアースオーガーと併用する作業
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	
4	空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)	さく岩機の動力として使用する作業
5	コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。) アスファルトプラントを設けて行う作業 (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	モルタルを製造するために コンクリートプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業 (原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)	
7	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)	
8	ブルドーザーを使用する作業 (原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)	

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

表 3.2.8-16 自動車騒音の要請限度

[平成12年3月2日総理府令第15号]

(単位：デシベル)

区域の区分※	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
・A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
・A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
・B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域 ・C区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

※A区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域(第2種区域にあつては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る)

※B区域：騒音規制法に基づく第2種区域(A区域を除く)

※C区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域(両区域とも工業専用地域を除く)

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

#### ④幹線道路の沿道の整備に関する法律

基本的な調査対象範囲においては、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日法律第34号 最終改正：平成26年5月30日法律第42号）第5条第1項に規定する規制地域の指定はない。

#### ⑤振動規制法

基本的な調査対象範囲においては、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく規制地域の指定はない。

「振動規制法」に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準を表3.2.8-17に、規制対象となる特定建設作業を表3.2.8-18に示す。また、「振動規制法」第16条第1項に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.2.8-19に示す。

表 3.2.8-17 特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準

[施行規則第11条、別表第1]

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	75デシベル以下
	2号	
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日
	2号	

備考

1. 1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第4条に規定する市の長が指定した区域

※次の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

- ・学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

2. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
3. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
4. 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ：傾斜及びおうとつがなない水平面を確保できる場所
- ハ：温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位：デシベル)

指示地の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

5. 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部，平成21年3月  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

表 3.2.8-18 特定建設作業

[法施行令別表第2]

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打機 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 を、使用する作業	①もんけん・圧入式くい打機 ②油圧式くい抜機 ③圧入式くい打くい抜機
2	鋼球を利用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業(※)	
4	ブレーカーを使用する作業(※)	手持ち式のもの

※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月  
 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>>）

表 3.2.8-19 道路交通振動の要請限度

[施行規則第12条、別表第2]

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~8:00)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

1. 第1種区域：昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。)により指定された第1種区域とする。

第2種区域：指定告示により指定された第2種区域とする。

2. デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

5. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

6. 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ：傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ：温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位：dB)

指示地の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

7. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月  
 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>>）

## ⑥悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがある。

## ⑦水質汚濁防止法

基本的な調査対象範囲における工場及び事業所からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質28物質、生活環境項目15項目）が定められている。（表3.2.8-20）

なお、基本的な調査対象範囲においては、排出基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定により指定された湖沼及び海域はない。

表 3.2.8-20(1) 有害物質に係る排水基準(省令別表第1)

[排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正:平成26年11月4日環境省令第30号)]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出 10mg/L 海域に排出 230mg/L
ふっ素及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出 8mg/L 海域に排出 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(一部業種に暫定基準あり)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン (一部業種に暫定基準あり)	0.5mg/L
備考	
<p>1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際(昭和49年12月1日)現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

出典等:「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課,平成26年12月  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>)

表 3.8.2-20(2) 生活環境項目に係る排水基準(省令別表第2)

[排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正:平成26年11月4日環境省令第30号)]

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数 pH)	海域以外に排出 5.8~8.6 海域に排出 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mg/L 動植物油脂類含有量 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量(一部業種に暫定基準あり)	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量(一部業種に暫定基準あり)	120mg/L(日間平均60mg/L)
リン含有量(一部業種に暫定基準あり)	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

出典等:「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課,平成26年12月  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>)

## ⑧ 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況」（北海道環境生活部，平成29年11月17日現在 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/dojo/kuikisitei.htm>>）によると、基本的な調査対象範囲には、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号 最終改正：平成29年6月2日法律第45号）第6条に規定する規制地域の指定はない。

## ⑨ 北海道公害防止条例

北海道では、「北海道公害防止条例」に基づいて、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する上乘せ基準を設定している。

基本的な調査対象範囲においては、尻別川水域に、北海道が条例で定める排水基準(上乘せ排水基準)が適用される業種及び施設がある(表3.2.8-21)。

表 3.2.8-21 生活環境項目に係る排水基準(条例別表第2)

[水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年4月3日北海道条例第27号)]

適用区域 (設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L) (( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素 要求量(BOD)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)
(一律排水基準)		160(120)	160(120)	200(150)
尻別川水域 (昭和48年)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
備考				
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				
2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。				

出典等：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」（北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>>）

## (2) 自然関係法令等

事業実施想定区域、寿都町及び黒松内町について、自然関係法令等による地域指定の状況を表3.2.8-22に整理した。

表 3.2.8-22 自然関係法令等による地域指定の状況

法令等	地域地区等の名称	事業実施 想定区域	寿都町	黒松内町
自然公園法	国立公園	-	-	-
	国定公園	-	-	-
北海道立自然公園条例	道立自然公園	-	○	-
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	-	-	-
	自然環境保全地域	-	-	-
北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	-	-	-
	環境緑地保護地区	-	-	-
	自然景観保護地区	-	-	-
	学術自然保護地区	-	-	○
世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	世界文化遺産	-	-	-
	世界自然遺産	-	-	-
都市緑地法	緑地保全地域 特別緑地保全地区	-	-	-
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律	生息地等保護区	-	-	-
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律	鳥獣保護区	-	-	○
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿 地に関する条約	特に水鳥の生息地として 国際的に重要な湿地	-	-	-
文化財保護法	国指定史跡・名勝・ 天然記念物	-	-	○
北海道文化財保護条例	道指定史跡・名勝・ 天然記念物	-	○	-
寿都町文化財保護条例 黒松内町文化財保護条例	市町村指定史跡・名勝・ 天然記念物	-	-	-
埋蔵文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
水産資源保護法	保護水面	○	○	○
	資源保護水面			
都市計画法	都市計画区域	-	-	-
	風致地区	-	-	-
景観法	景観計画区域	○	○	-
	景観行政団体	-	-	○
北海道景観条例		○	○	○
黒松内町ふるさと景観条例		-	-	○
森林法	保安林	○	○	○
河川法	河川保全区域	-	-	-
海岸法	海岸保全区域	-	-	-
港湾法	港湾区域	-	-	-
砂防法	砂防指定地	○	○	○
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律	急傾斜地崩壊危険区域	-	○	-
地すべり等防止法	地すべり危険箇所	-	-	-
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律	土砂災害危険箇所	○	○	○
	土砂災害警戒区域	○	○	-
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区	○	○	○
北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	○	○	○
	身近な自然地域	○	○	○

注)表中「○」は指定あり、「-」は指定なし

### (a) 自然公園

基本的な調査対象範囲における「自然公園法」(昭和32年法律第161号)第5条及び「北海道立自然公園条例」(昭和33年北海道条例第36号)に規定する自然公園の指定状況を表3.2.8-23及び図3.2.8-1に示す。

表 3.2.8-23 自然公園の指定状況

種類	名称	面積 (うち特別地域)	指定年月日
道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	22,647ha (22,601ha)	昭和47年6月23日

出典等：「自然保護各種データ」  
(環境省, 平成26年3月31日<<http://www.env.go.jp/park/doc/data/index.html>>)  
「自然公園・自然環境保全地域」(北海道環境生活部環境生物多様性保全課  
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>> 閲覧日：平成29年11月10日)

### (b) 自然環境保全地域等

基本的な調査対象範囲における「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)及び「北海道自然環境等保全条例」(昭和48年北海道条例第64号)に基づく自然環境保全地域等(原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・道自然環境保全地域)、環境緑地保護地区等及び記念保護樹木(環境緑地保護地区・自然景観保護地区・学術自然保護地区・記念保護樹木)の指定状況を表3.2.8-24及び図3.2.8-2に示す。

表 3.2.8-24 自然環境保全地域等の指定状況

種類	名称	町村名	面積	備考	指定年月日
記念保護樹木	西光寺のケヤキ	寿都町	-	仏木として敬愛されている樹木	昭和50年6月20日
	旧役場庁舎 (クロマツ、コブシ、イチョウ)	寿都町	-	寿都郡役所開設の記念木	昭和50年6月21日
町自然環境保全林	添別ブナ林	黒松内町	50ha	散策路：1周2km	平成8年

出典等：「自然環境保全地域等の指定状況」(北海道環境生活部<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm>>  
閲覧日：平成29年11月10日)  
「環境緑地保護地区等一覧」(北海道環境生活部<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm>>  
閲覧日：平成29年11月10日)  
「記念保護樹木一覧」(北海道環境生活部<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm>>  
閲覧日：平成29年11月10日)  
「添別ブナ林」(北海道遺産 北限のブナ林  
<[http://www.kuromatsunai.com/gyousei/buna\\_plan/northern\\_limit/northern\\_limit.html](http://www.kuromatsunai.com/gyousei/buna_plan/northern_limit/northern_limit.html)> 閲覧日：平成29年11月10日)

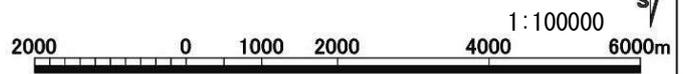


**自然公園地域凡例**

- 普通地域 (海域含む)
- 第3種特別地域

事業実施想定区域

市町村界



**図 3.2.8-1 自然公園地域図**

出典等：「自然公園・自然環境保全地域」（北海道環境生活部環境生物多様性保全課 閲覧日：平成29年11月10日）  
 「自然公園地域」（国土数値情報ダウンロードサービス）  
 >（データ作成年度：平成27年）



**記念保護樹木**

- 記念保護樹木
- 町自然環境保全林

事業実施想定区域

市町村界

出典等：「自然保全地域」（国土数値情報ダウンロードサービス<<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>>（データ作成年度：平成23年））

「GISでみる北海道の環境と資源 環境緑地保護地区」（道総研 環境科学センター<<http://envgis.ies.hro.or.jp/index.html>>（原典：北海道環境生活部環境局 平成16年） 閲覧日：平成29年11月10日）

「記念保護樹木一覧」（北海道環境生活部 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm>> 閲覧日：平成29年11月10日）

「添別ブナ林」（北海道遺産 北限のブナ林 <[http://www.kuromatsunai.com/gyousei/buna\\_plan/northern\\_limit/northern\\_limit.html](http://www.kuromatsunai.com/gyousei/buna_plan/northern_limit/northern_limit.html) 閲覧日：平成29年11月10日）

1:100000

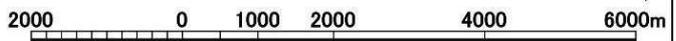


図 3.2.8-2 自然環境保全地域図

### (c) 世界遺産

「日本の世界自然遺産」(環境省<<http://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/>> 閲覧日:平成29年11月10日)及び「世界遺産(文化遺産)一覧」(文化庁<[http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/sekai\\_isan/ichiran.html](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/sekai_isan/ichiran.html)> 閲覧日:平成29年11月10日)によると、基本的な調査対象範囲においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号 平成4年9月30日発効(平成4外務省告示460))による世界遺産の指定はない。

### (d) 緑地保全地域等

「都市緑化データベース」(国土交通省都市局,平成28年3月31日現在<<http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/>>)及び「北海道の都市計画」(北海道建設部まちづくり都市計画課 平成29年3月)によると、基本的な調査対象範囲においては、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

### (e) 生息地等保護区

「生息地等保護区の一覧」(環境省 種の保存法の解説,平成24年3月現在<<http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/esp4.html>>)によると、基本的な調査対象範囲においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)の第36条第1項により指定された生息地等保護区はない。

### (f) 鳥獣保護区

「平成29年度鳥獣保護区等位置図(地図編)」(北海道環境生活部,平成29年11月10日現在,<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/ichizu.htm>>)によると、基本的な調査対象範囲においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号 最終改正:平成26年5月30日法律第46号)の第28条第1項により指定された鳥獣保護区は存在していない。

### (g) ラムサール条約登録湿地

「道内のラムサール条約登録湿地一覧」(北海道環境生活部,平成24年7月3日現在<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/wetland/ramsargaiyou.htm>>)によると、基本的な調査対象範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約第28号)の第2条1の登録簿に記載された湿地の区域はない。

#### (h) 史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地等

基本的な調査対象範囲においては、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づく「北海道文化財保護条例」(昭和30年北海道条例第83号)、「寿都町文化財保護条例」(昭和44年寿都町条例第18号)、「黒松内町文化財保護条例」(平成2年黒松内町条例第9号)が施行されている。

基本的な調査対象範囲の名勝・天然記念物等の指定状況を表3.2.8-25及び図3.2.8-3に、周知の埋蔵文化財包蔵地を表3.2.8-26及び図3.2.8-4に示す。

表 3.2.8-25 史跡・名勝・天然記念物等

指定	種別	名称	所在地	指定年月日
道指定	有形文化財	漁場建築佐藤家	寿都町字歌棄町有戸163	昭和43年3月29日

出典等：「文化遺産オンライン」

(文化庁，平成29年11月10日現在<<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>>)

「市町村指定文化財一覧」

(北海道教育委員会，平成24年4月1日現在<<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo.htm>>)

「もっと知ろう身近な文化財(Web版)」(北海道教育委員会

<<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/shiteibunnkazaijoho.htm> 閲覧日：平成29年11月10日)

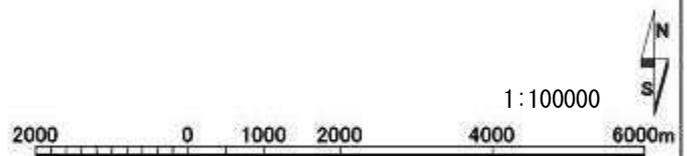


**凡例**

● 指定文化財

□ 事業実施想定区域

市町村界



出典等：「文化遺産オンライン」(文化庁、平成29年11月10日現在<<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>>)  
 「市町村指定文化財一覧」(北海道教育委員会、平成24年4月1日現在<<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo.htm>>)  
 「もっと知ろう身近な文化財(Web版)」(北海道教育委員会<<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/shiteibunkanzaijoho.htm>>)  
 閲覧日：平成29年11月10日

図 3.2.8-3 史跡・名勝・天然記念物等位置図

表 3.2.8-26 (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	名称	時代	種別
1	朱太川右岸1遺跡	縄文(晩期)、擦文	集落跡
2	朱太川右岸2遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
3	朱太川右岸7遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
4	朱太川左岸1遺跡	擦文、アイヌ	墳墓
5	朱太川左岸2遺跡	不明	遺物包含地
6	朱太川左岸3遺跡	不明	遺物包含地
7	寿都1遺跡	不明	遺物包含地
8	寿都2遺跡	不明	遺物包含地
9	寿都3遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	遺物包含地
10	寿都4遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
11	津軽陣屋跡	近世	陣屋跡
12	湯別1遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
13	湯別2遺跡	縄文	遺物包含地
14	横潤1遺跡	縄文	遺物包含地
15	横潤2遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
16	ナカウタ沢チャシ	アイヌ	チャシ跡
17	横潤3遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
18	横潤4遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	集落跡
19	朱太川左岸7遺跡	不明	遺物包含地
20	朱太川左岸8遺跡	不明	遺物包含地
21	横潤5遺跡	縄文	遺物包含地
22	美谷1遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
23	歌棄1遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
24	美谷2遺跡	縄文	遺物包含地
25	湯別3遺跡	縄文	遺物包含地
26	湯別4遺跡	縄文	遺物包含地
27	湯別5遺跡	縄文	遺物包含地
28	湯別6遺跡	縄文	遺物包含地
29	朱太川右岸4遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)	遺物包含地
30	朱太川右岸5遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)	遺物包含地
31	朱太川右岸6遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
32	朱太川右岸3遺跡	縄文(後期)、続縄文(前半期)、続縄文(後半期)	遺物包含地
33	朱太川左岸4遺跡	擦文、アイヌ	遺物包含地
34	湯別7遺跡	旧石器	遺物包含地
35	湯別8遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
36	朱太川左岸5遺跡	縄文	遺物包含地
37	朱太川左岸6遺跡	縄文	遺物包含地
38	政泊1遺跡	縄文	遺物包含地
39	政泊2遺跡	縄文	遺物包含地
40	政泊3遺跡	縄文	遺物包含地
41	寿都5遺跡	縄文	遺物包含地
42	樽岸遺跡	旧石器	遺物包含地
43	目名1遺跡	旧石器	遺物包含地
44	北作開2遺跡	縄文	遺物包含地
45	北作開4遺跡		遺物包含地
46	観音岱1遺跡	不明	遺物包含地

注) 表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

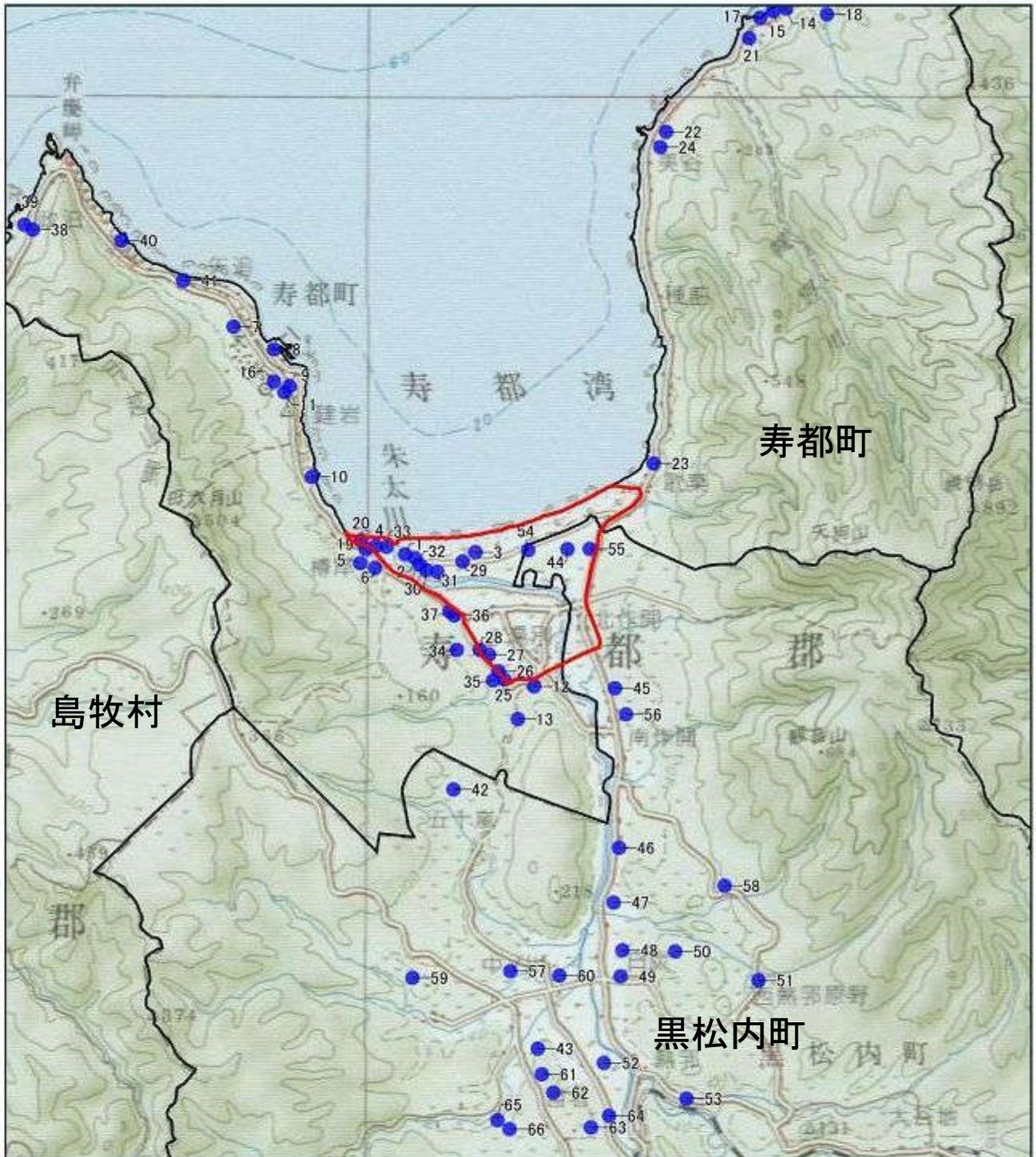
出典等: 「北の遺跡案内」(北海道教育委員会<[http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai\\_bunka/](http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai_bunka/)> 閲覧日: 平成27年2月7日)

表3. 2. 8-26 (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	名称	時代	種別
47	白炭1遺跡	不明	遺物包含地
48	熱郭1遺跡	縄文	遺物包含地
49	熱郭2遺跡	不明	遺物包含地
50	西熱郭原野1遺跡	縄文	遺物包含地
51	西熱郭原野2遺跡	縄文	遺物包含地
52	目名2遺跡	縄文	遺物包含地
53	熱郭3遺跡	縄文	遺物包含地
54	北作開1遺跡	続縄文、近世、近代	遺物包含地
55	北作開3遺跡	縄文、近世、近代	遺物包含地
56	南作開1遺跡	旧石器	遺物包含地
57	五十嵐2遺跡	不明	遺物包含地
58	白炭2遺跡	旧石器	遺物包含地
59	中ノ川1遺跡	不明	遺物包含地
60	中ノ川2遺跡	アイヌ	遺物包含地
61	目名3遺跡	旧石器	遺物包含地
62	目名4遺跡	不明	遺物包含地
63	目名5遺跡	旧石器、縄文	遺物包含地
64	目名6遺跡	縄文	遺物包含地
65	添別1遺跡	旧石器	遺物包含地
66	添別2遺跡	不明	遺物包含地

注) 表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

出典等：「北の遺跡案内」（北海道教育委員会<[http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai\\_bunka/](http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai_bunka/)> 閲覧日：平成27年2月7日）



**凡例**

● 埋蔵文化財包蔵地

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

※図中のNo. は、表中のNo. に対応する。

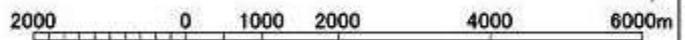


図 3.2.8-4 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

出典等：「北の遺跡案内」  
 (北海道教育委員会  
[http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai\\_bunka/](http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai_bunka/)  
 閲覧日：平成29年11月9日)

(i) 保護水面・資源保護水面等

基本的な調査対象範囲における、「水産資源保護法」(昭和26年法律第313号、最終改正：平成21年9月18日 法律第70号)に基づく河川に係る規制一覧を表3.2.8-27及び図3.2.8-5に示す。

さらに、保護水面・資源保護水面の状況を表3.2.8-28に、「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年規則第133号)に基づき指定された禁止区域等を表3.2.8-29に、「北海道海面漁業調整規則」(昭和39年規則第133号)に基づき指定された禁止区域等を表3.2.8-30に示す。

表 3.2.8-27 河川における規制一覧

振興局名	河川名	河口禁止区域設定	内水面漁業調整規則	内水面委員会指示	遊漁規則	内水面区画漁業権
後志	尻別川等※	○	○ (目名川)	○ (目名川)	○	—
	朱太川	○	—	—	○	—

※河川名欄に記載されている○等とは、注入する河川も含まれていることを示す。

出典等：「フィッシングルール2014 ルール&マナー」

(北海道水産林務部，平成29年11月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.htm>>)

表 3.2.8-28 保護水面・資源保護水面の状況

区分	対象魚種	河川名	区域
資源保護水面	やまべの採捕禁止	尻別川支流目名川	尻別川と尻別川支流目名川の合流点から上流の目名川本支流の区域

出典等：「水産資源保護法」(昭和26年12月17日法律第313号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)

「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日規則第133号 最終改正：平成22年3月30日規則第25号)

「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局，平成29年11月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>>)

表 3.2.8-29 内水面漁業調整規則に基づく禁止区域等(第45条)

名称	禁止期間	禁止区域
さけ	周年	後志支庁 <sup>※3</sup> 全域
ます <sup>※1</sup>	周年	後志支庁 <sup>※3</sup> 全域
やまべ <sup>※2</sup>	4月1日～5月31日	後志支庁 <sup>※3</sup> 全域
あゆ	4月1日～6月30日、9月16日～10月31日	後志支庁 <sup>※3</sup> 全域

※1 さくらます(やまべを除く。)、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。

※2 さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。

※3 現、後志総合振興局

出典等：「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日北海道規則第133号 最終改正：平成22年8月4日北海道規則第25号)

表 3.2.8-30 海面漁業調整規則に基づく禁止区域等(第39条)

名称	禁止期間	禁止区域
えぞあわび	7月16日～9月30日	全道沖合海域
まだかあわび	9月21日～11月20日	全道沖合海域
ほっきがい	5月16日～7月15日	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
あさり	7月16日～9月30日	全道沖合海域(釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域を除く。)
	7月16日～8月31日	釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
えぞばふんうに (がぜ)	6月1日～7月31日	茅部郡森町・同郡鹿部町両町界から函館市御崎町と同市恵山岬町との境界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
	7月1日～9月30日	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	9月1日～10月31日	その他の全道沖合海域
きたむらさきう に (のな)	7月15日～9月30日	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	10月1日～10月31日	天塩郡幌延町・同郡豊富町両町界から枝幸・紋別両郡界に至る間の宗谷総合振興局管内沖合海域
	9月15日～10月31日	その他の全道沖合海域
なまこ	5月1日～6月15日	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内沖合海域
	6月21日～8月20日	檜山振興局管内、渡島総合振興局管内及び胆振総合振興局管内沖合海域
	7月11日～9月20日	日高振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域

出典等：「北海道海面漁業調整規則」(昭和39年11月12日北海道規則第132号 最終改正：平成22年規則第24号)

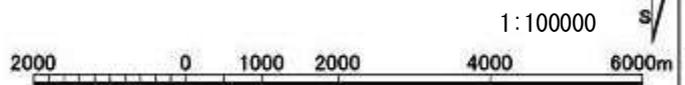


**凡例**

- 河口規制
- 〰 資源保護水面
- 〰 遊漁規制

事業実施想定区域

∨ 市町村界



**図 3.2.8-5 河川における規制一覧**

出典等：「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」（北海道後志総合振興局，平成26年10月）  
<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>  
 「フィッシングルール2014 ルール&マナー」（北海道水産林務部，平成26年3月）

## (j) 都市計画法に基づく指定地域

### ① 都市計画区域

「北海道の都市計画」（北海道建設部まちづくり都市計画課 平成29年3月）によると、基本的な調査対象範囲においては、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）による都市計画区域の指定はない。

### ② 風致地区

「北海道の都市計画」（北海道建設部まちづくり都市計画課 平成29年3月）によると、基本的な調査対象範囲においては、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）による風致地区の指定はない。

## (k) 景観法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、黒松内町は景観行政団体であり、寿都町は「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）第61号第1項に基づき定められた「北海道景観計画」（平成26年8月）による景観計画区域に指定されている。また、平成26年4月1日に行われた「北海道景観計画」の一部変更に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る届出行為への位置づけが明確化された。風力発電設備に対する届出の規模要件を表3.2.8-31に、景観形成の基準を表3.2.8-32に示す。

表 3.2.8-31 「北海道景観計画」に基づく届出対象行為(一般地域)

届出対象行為	規模		
<p>(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)又は移転</p> <p>ウ 風力発電設備(出典中のア、イ、エ～シにおける記載は省略した)</p>	<p>次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり</p> <table border="1" data-bbox="809 353 1407 600"> <tr> <td data-bbox="809 353 1008 600">イからエまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1015 353 1407 600">高さ15メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)</td> </tr> </table> <p>(出典中のア、オ～シに関する記載は省略した)</p>	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)		

出典等：「北海道景観計画」

(北海道建設部都市計画課，平成26年8月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>>)

表 3.2.8-32 「北海道景観計画」に基づく景観形成の基準(一般地域)

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。  命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

出典等：「北海道景観計画」

(北海道建設部都市計画課、平成26年8月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>>)

#### (l) 森林法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲における「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)第25条の規定により指定された保安林は図3.2.8-6に示す通り、事業実施想定区域内の北部の海岸線沿いに、風致保安林が約40ha指定されている。

#### (m) 河川法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、「河川法」(昭和39年7月10日法律第167号)に基づき指定された一級河川及び二級河川(尻別川、朱太川、歌島川及び折川等)がある。これらの河川の分布図を図3.2.8-7に示す(河川の概要については、表3.1.2-1を参照)。

なお、基本的な調査対象範囲においては、河川法に基づく河川保全区域の指定はない。

#### (n) 海岸法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、「海岸法」(昭和31年法律101号)に基づき指定された海岸保全区域の指定はない。



**凡例**

- 1 千害防備保安林
- 2 土砂崩壊防備保安林
- 3 土砂流出防備保安林
- 4 水源かん養保安林
- 5 潮害防備保安林
- 6 防霧保安林
- 7 風致保安林
- 8 飛砂防備保安林
- 9 魚つき保安林

事業実施想定区域

市町村界



図 3.2.8-6 保安林指定状況位置

出典等：「森林地域」（国土数値情報ダウンロードサービス  
 <<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>>（データ作成年度：平成27年度）  
 「北海道水産林務部林務局 治山課保安林・林地開発規制グループ」  
 を参考に作成した。

注）図中の数字は、各保安林名の冒頭に付した番号を示す



□ 事業実施想定区域

∨ 2級河川区間

∨ 市町村界

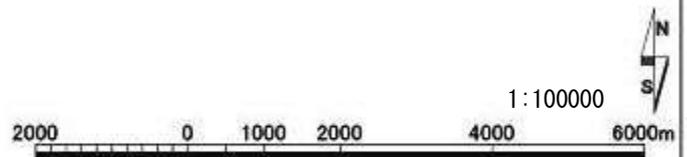


図 3.2.8-7 河川分布図(一級河川・二級河川)

出典等：「河川」(国土数値情報ダウンロードサービス  
 <<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>>(データ作成年度:平成21年度)  
 「北海道河川一覧 河川番号編」(社団法人北海道土木協会,1995年)

#### (o) 港湾法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、特筆すべき重要な港湾は無い。

#### (p) 砂防三法に基づく指定地域

##### ①砂防指定地

基本的な調査対象範囲においては、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づき、図3.2.8-8に示す砂防指定地が指定されている。なお、事業実施想定区域の一部が砂防指定地に指定されている。

##### ②急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜指定地一覧図」(北海道建設部建設政策局維持管理防災課 閲覧日：平成29年9月20日)によると、基本的な調査対象範囲においては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号 最終改正：平成17年7月6日法律第82号)に基づき、図3.2.8-9に示す急傾斜地崩壊危険箇所が指定されている。

##### ③地すべり防止区域等

「地すべり指定地一覧図」(北海道建設部建設政策局維持管理防災課 閲覧日：平成29年9月20日)によると、基本的な調査対象範囲においては、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号)に基づく地すべり防止区域等はない。

#### (q) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく指定等

基本的な調査対象範囲においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)(平成12年法律第57号)に基づき、図3.2.8-9に示す土砂災害危険箇所が指定されている。

また、事業実施想定区域近辺における、林野庁の山地災害危険調査要領に基づく山地災害危険地区の指定状況も合わせて図3.2.8-9に示す。

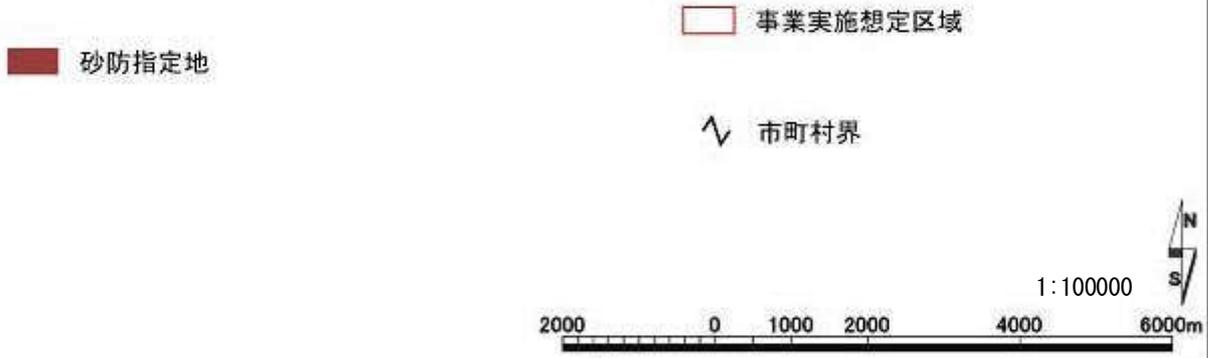
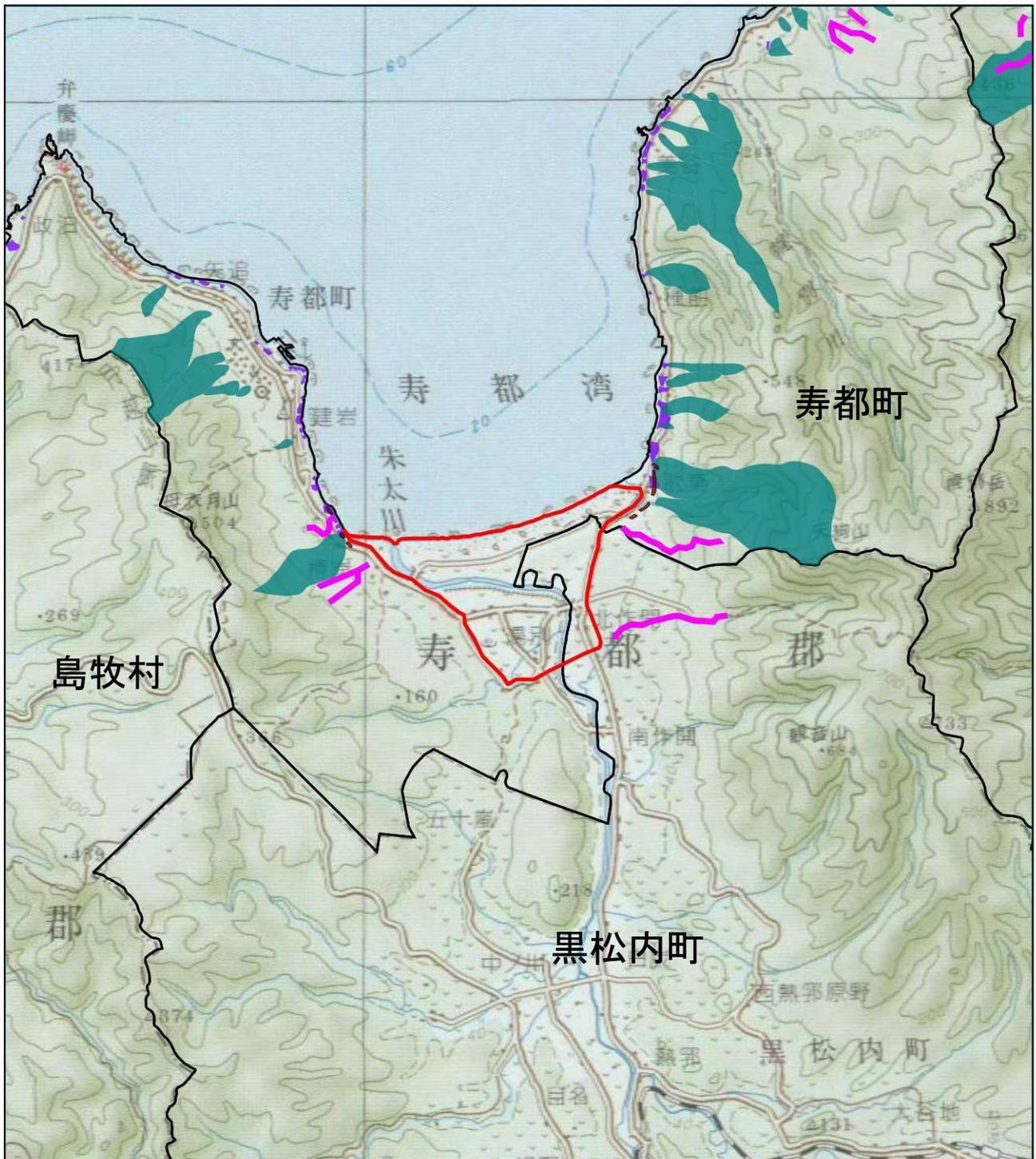


図 3.2.8-8 砂防指定地位置図

出典等：「砂防指定地一覧図」（北海道建設部建設政策局維持管理防災課）からの資料を参考に作成した。



### 土砂災害危険箇所凡例

- 土石流危険溪流
- 急傾斜地崩壊危険箇所

### 山地災害危険地区凡例

- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区

事業実施想定区域

市町村界

1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

出典等：「土砂災害危険箇所地図」（小樽土木現業所  
<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-otrdg/OtaruDoshaSaigaiHP/otarusosyasaigai.html>）閲覧日：平成27年2月）  
 及び「北海道の山地危険地区」  
<http://www.hcc-s.jp/sanchisaigai/main/>  
 を使用して作成した。

図 3.2.8-9 土砂災害危険箇所及び  
 山地災害危険地区の指定状況

### (3) その他環境保全計画等

#### (a) 北海道及び寿都町と黒松内町の環境保全に関する条例等

北海道では、環境の保全について基本理念を定めた「北海道環境基本条例」(平成8年10月14日北海道条例第37号)や、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする「北海道公害防止条例」(昭和46年10月21日北海道条例第38号 最終改正：平成21年3月31日北海道条例第15号)を制定している。

その他、大規模な開発を行う事業に対しては、「北海道環境影響評価条例」(平成10年北海道条例第42号)を定め、環境影響評価制度の充実強化を図っている。

黒松内町では、環境の保全及び創造について基本理念を定めた「黒松内町環境基本条例」(平成11年黒松内条例第2号)を制定している。

#### (b) 北海道環境基本計画

北海道では、「北海道環境基本条例」(平成8年10月14日北海道条例第37号)に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画として、平成10年3月に「北海道環境基本計画」が策定されている。また、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の施策の展開方向を示すため、新しい環境基本計画「北海道環境基本計画 [第2次計画]」が平成20年3月に策定され、平成28年3月に改定されている。

「北海道環境基本計画 [第2次計画] 改定版」における施策の基本事項を表3.2.8-33に示す。

表 3.2.8-33 北海道環境基本計画 [第2次計画] 改定版における施策の基本事項

分類	施策展開
分野別の施策展開	地域から取り組む地球環境の保全
	北海道らしい循環型社会の形成
	自然との共生を基本とした環境の保全と創造
	安全・安心な地域環境の確保
各分野に共通する施策展開	環境に配慮した人づくりの推進 環境と経済の好循環の創出 環境と調和したまちづくり 基盤的な施策(調査研究、情報促進、国際的な取り組み)

出典等：「北海道環境基本計画 [第2次計画] 改訂版」

(北海道環境生活部，平成28年3月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kihonkeikaku.htm>>)

### (c) 北海道自然環境保全指針

北海道自然環境保全指針とは、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示したものである。

保全を図るべき自然環境は、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の二つに区分して整理されている。

#### ①すぐれた自然地域

基本的な調査対象範囲におけるすぐれた自然地域の選定状況は表3.2.8-34に示す通りであり、事業実施想定区域内では、寿都海岸の中規模海蝕崖が該当している。

表 3.2.8-34 すぐれた自然地域の選定状況

すぐれた自然地域	町村名	要素	内容	主要な位置
歌才	黒松内町	分布上重要な植物生育地	ブナ自生北限地	歌才
		特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	
歌棄海岸	寿都町	海岸植生	海岸草原	歌棄海岸
		良好な砂丘・砂浜	—	
狩場茂津多	島牧村 瀬棚町 北桧山町 寿都町	日本を代表する高山植生	ハイマツ・コケモモ群落、雪田草原等	狩場山周辺、メップ岳周辺
		すぐれた天然林	ダケカンバーササ群落、ブナ・チシマザサ群落等	狩場山周辺、メップ岳周辺
		海岸植生	海岸断崖植生等	狩場茂津多海岸
		分布上重要な植物生育地	エゾマンテマ、ヒメスギラン、エゾノホソバトリカブト等	須築川、イワナの沢、東狩場山西側、狩場山
		特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	狩場山周辺
		中規模海蝕崖	—	寿都海岸、原歌、茂津多海岸、三本杉付近の海岸
		すぐれた砂丘・砂浜	—	江の島海岸、豊浜海岸
		特異な地形・景観 地域を代表する山岳	大規模な滝、溪谷 —	賀老の滝 狩場山(1520m)

出典等：「北海道自然環境保全指針」

(北海道環境生活部，平成元年7月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>>)

## ②身近な自然地域

基本的な調査対象範囲における身近な自然地域の選定状況は表3.2.8-35に示す通りであり、事業実施想定区域内では、浜中海水浴場、朱太川が該当している。

表 3.2.8-35 身近な自然地域の選定状況

身近な自然地域	町村名	概略面積	立地条件	環境緑地等	土地所有
寿都町民スキー場	寿都町	5.1～20ha	山岳・丘陵地等	非指定地	公有地
栄町子供広場		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	公有地
神社の森		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	公有地
寿都町児童公園		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	公有地
六条の森		2.1～5ha	農耕地・人工草地	非指定地	公有地
樽岸いこいの広場		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	公有地
高齢者いきがい広場		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	公有地
浜中海水浴場		2ha以下	海岸・千潟等	非指定地	公有地
磯谷高地		50.1ha以上	農耕地・人工草地	非指定地	公有地
弁慶岬		2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地	国有地
白井川ブナ林	黒松内町	20.1～50ha	山岳・丘陵地等	指定地	公有地
東山公園スキー場		5.1～20ha	山岳・丘陵地等	非指定地	公有地
町営作開牧場		50.1ha以上	農耕地・人工草地	非指定地	民有地
町営角十牧場		50.1ha以上	農耕地・人工草地	非指定地	民有地
町営豊浦牧場		20.1～50ha	農耕地・人工草地	非指定地	公有地
日東農場		50.1ha以上	農耕地・人工草地	非指定地	民有地
森林公園		20.1～50ha	社寺林・園等	非指定地	公有地
朱太川		20.1～50ha	溪谷・河川等	非指定地	国有地
黒松内川旭橋地先		2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地	国有地

出典等：「北海道自然環境保全指針」

(北海道環境生活部，平成元年7月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>>)

## 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

---

### 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

#### 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日、通商産業省令第54号、最終改正：平成27年6月1日、経済産業省令第49号）（以下、主務省令と記載）別表第5及び第11に示される風力発電所に係る参考項目（影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて、重大な影響のおそれのある環境要素を選定した。

計画段階配慮事項の選定結果は、表4.1.1-1に示すとおりである。

「土地又は工作物の存在及び供用」に係る影響要因である「騒音及び超低周波音」、「重要な地形及び地質」、「風車の影」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」「人と自然との触れ合いの活動の場」の8項目を選定した。

なお、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）において、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。」とされている。

本事業においても、工事計画については、現在、検討中であることから、工事の実施による影響は対象としないこととした。ただし、方法書以降の手続きにおいては、工事計画等の熟度を高め、「工事中資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等の施工による一時的な影響」に係る予測及び評価を実施することとする。

表 4.1.1-1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	一 時 的 な 影 響  造 成 等 の 施 工 に よ る	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物						
			粉じん等						
		騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音						○
			振動	振動					
	水環境	水質	水の濁り						
		底質	有害物質						
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	
		その他	風車の影						○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)						○	
		海域に生息する動物							
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く)						○	
		海域に生育する植物							
生態系	地域を特徴づける生態系						○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物							
		残土							
一般環境中の放射性物質	放射線の量								

- 注) 1.  は、「発電所アセス省令」の「別表第五」の参考項目であることを示す。  
 2. 「○」は、重大な影響のおそれがある環境要素として選定した項目を示す。  
 3.  は、「発電所アセス省令」の「別表第十一」の参考項目であることを示す。

#### 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項は、事業特性及び地域特性を踏まえ、土地又は工作物の存在及び供用を対象とし、風力発電所に係る項目に対して前述の表4.1.1-1のとおり選定した。

選定した理由及び非選定の理由を表4.1.2-1に示す。

表 4.1.2-1 計画段階配慮事項として選定する項目又は選定しない項目

環境要素		影響要因	選定	選定及び非選定理由	
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音	施設の稼働	○	事業実施想定区域及びその周囲に環境影響を受けやすい対象が存在し、これらに対して施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音が影響を及ぼす可能性があることから選定する。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域に重要な地形・地質が存在し、影響を及ぼす可能性があることから選定する。
	その他	風車の影	施設の稼働	○	事業実施想定区域及びその周囲に環境影響を受けやすい対象が存在し、これらに対して施設の稼働に伴う風車の影が影響を及ぼす可能性があることから選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)	地形改変及び施設の存在、施設の稼働		○	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種が生息し、影響を及ぼす可能性があることから選定する。
	海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在		×	事業実施想定区域は海域でないこと、また、海域に影響を及ぼす事業ではないことから選定しない。
植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く)	地形改変及び施設の存在		○	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種が生育し、影響を及ぼす可能性があることから選定する。
	海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在		×	事業実施想定区域は海域でないこと、また、海域に影響を及ぼす事業ではないことから選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在、施設の稼働		○	地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在		○	事業実施想定区域及びその周囲に主要な眺望点が存在し、これらの地点からの眺望景観に施設の存在が影響を及ぼす可能性があることから選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在		○	事業実施想定区域及びその周囲に人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、影響を及ぼす可能性があることから選定する。

注)1. 「○」は、選定した項目を示す。

2. 「×」は、選定しなかった項目を示す。

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は表4.2.1-1に示す。

調査、予測及び評価の手法は、「発電所アセス省令」第7条～10条の留意事項、「発電所アセス省令」第23条第1項第5号「風力発電所別表第十」の参考手法、「技術ガイド」、「改定・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成27年7月、経済産業省）を勘案し、適切な手法を環境要素毎に選定した。

表 4.2.1-1(1) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

環境要素	調査手法	予測手法	評価手法
騒音及び超低周波音	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況、環境基準等の類型指定等法令による地域の規制状況である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象の位置の把握が可能な手法である。</p>	<p>騒音及び超低周波音の影響を受けやすい学校・病院等の施設及び住宅を抽出し、事業実施想定区域との位置関係を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>学校・病院等の施設及び住宅と事業実施想定区域との位置関係から評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>
重要な地形及び地質	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、重要な地形及び地質の状況である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象の位置の把握が可能な手法である。</p>	<p>重要な地形及び地質と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の度を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>重要な地形及び地質と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の度を評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>
風車の影	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象の位置の把握が可能な手法である。</p>	<p>風車の影の影響を受けやすい住宅等を抽出し、事業実施想定区域との位置関係を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>住宅等と事業実施想定区域との位置関係から評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>
動物	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域、事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、既存文献による重要な種の生息状況、重要な生息地の分布状況等である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重要な種及び重要な生息地の状況の把握が可能な手法である。</p>	<p>重要な動物の生息環境、重要な種の生息地と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の度を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>重要な動物の生息環境、重要な種の生息地と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の度から評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>

表 4.2.1-1(2) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

<p>植物</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域、事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、既存文献による重要な植物の生育状況、重要な植物群落、巨樹・巨木林の分布状況等である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重要な種及び重要な植物群落、巨樹・巨木の分布状況の把握が可能な手法である。</p>	<p>重要な植物の生育環境、重要な植物群落、巨樹・巨木と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の程度を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>重要な植物の生育環境、重要な植物群落、巨樹・巨木と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の程度をから評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>
<p>生態系</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、環境影響を受けやすい場等(自然林、湿原等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場)まとまりの場の状況である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重要な自然環境のまとまりの場の状況の把握が可能な手法である。</p>	<p>地域を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の程度を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>地域を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の程度を評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>
<p>景観</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、環境影響を受けやすい対象(景観資源、眺望点)等の状況である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象の位置の把握が可能な手法である。</p>	<p>事業実施想定区域から半径 10km 圏内相当の範囲において、主要な眺望点、景観資源と事業実施想定区域との位置関係を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>主要な眺望点、景観資源と事業実施想定区域との位置関係から評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>
<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲において、既存資料収集により整理する。</li> <li>整理する項目は、環境影響を受けやすい対象(主要な人と自然との触れ合い活動の場)等の状況である。</li> </ul> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象の位置の把握が可能な手法である。</p>	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の程度を整理する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>保全すべき対象への影響の程度の把握が可能な手法である。</p>	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場と事業実施想定区域の重ね合わせにより、変化の程度を評価する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減できているか判断できる手法である。</p>

## 4.3 調査、予測及び評価の結果

### 4.3.1 騒音及び超低周波音

#### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は、以下に示す通りとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲の住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況
- ・事業実施想定区域及びその周囲の環境基準等の類型指定など法令による地域の指定状況

##### (b) 調査手法

事業実施想定区域及びその周囲において、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院、福祉施設等）及び住居を国土数値情報や基盤地図等の既存資料収集により整理した。また、環境基準の類型指定の状況等の法令等を整理した。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

#### ①病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置

調査結果を、「3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」及び図4.3.1-1に示す。

#### ②環境基準等の類型指定など法令による地域の指定状況

各事業実施想定区域内で、法令で指定された環境基準等の類型指定区域は存在しない。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は、以下に示す通りとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲における、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として学校、病院、福祉施設等の施設数、及び住居の分布状況

### (b) 予測手法

風車からの騒音及び超低周波音の減衰状況を示す予測式による予測は、騒音及び超低周波音の影響範囲の状況を示す手法として有効である。しかし、風車の配置及び風車の機種が決定していない段階では、環境影響の程度を把握する予測手法として適していない。

そこで、騒音は距離とともに減衰することを踏まえ、事業実施想定区域と、住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況と事業実施想定区域を重ね合わせ、対象の施設及び、住居の分布状況を事業実施想定区域から2km\*の範囲において距離毎に整理し、環境影響の程度を予測した。

- \*「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日 通商産業省令第54号)では、発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内としている。よって、本配慮書では、安全面を考慮し、その範囲を2kmとした。

### (c) 予測地域

予測地域は、事業実施想定区域及びその周囲2kmとした。

### (d) 予測結果

事業実施想定区域内には、寿都寿海荘、寿都寿海荘医務室、歌棄慈光園が存在する。

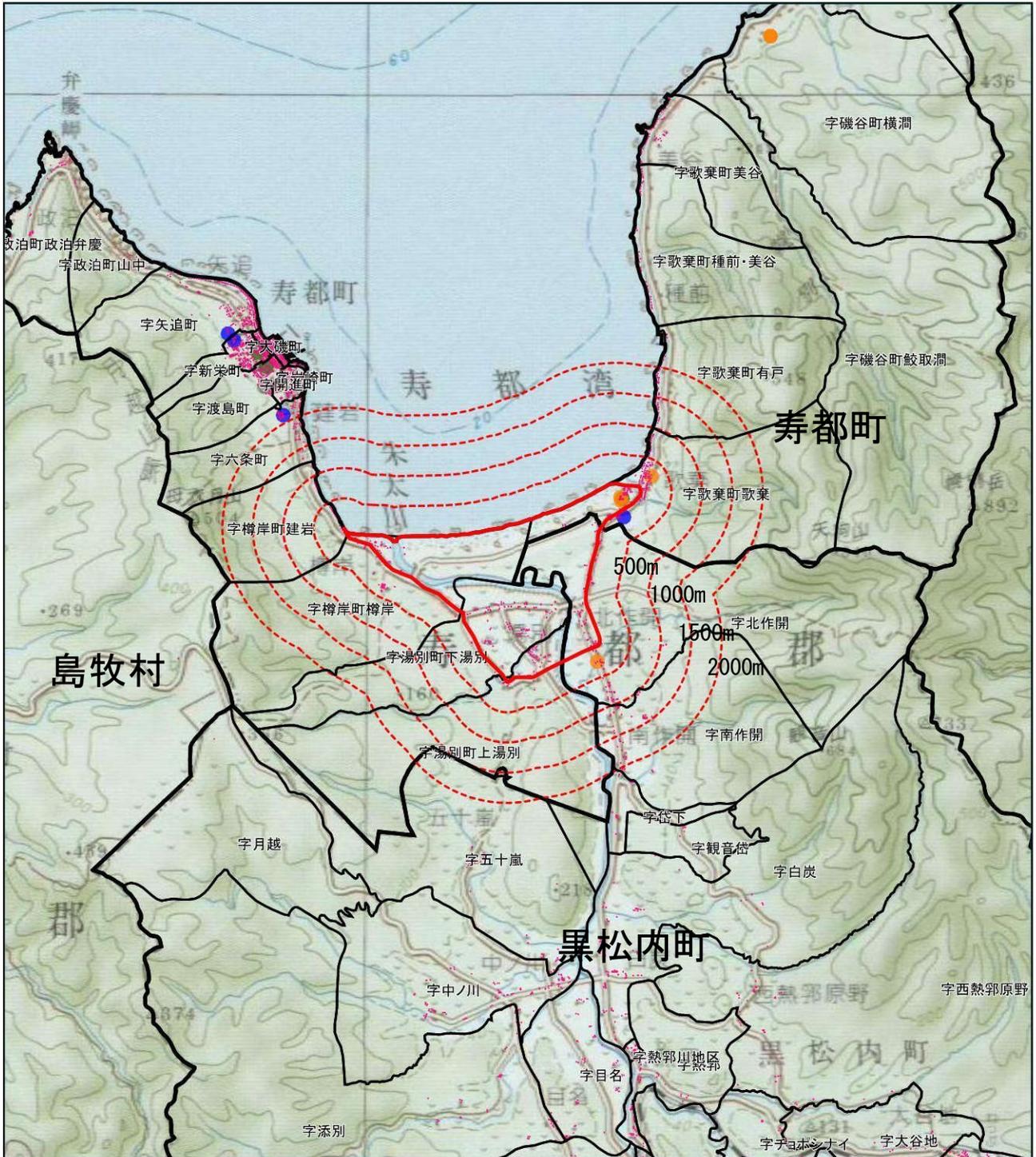
また、事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲には、複数の住居が存在する。また、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等の施設が分布する。

予測結果を、表 4.3.1-1及び、図4.3.1-1に示す。

事業実施想定区域から2km圏内に存在する住居等は、事業の実施により影響を受ける可能性がある。また、これらの施設の近傍に風車を設置する場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。

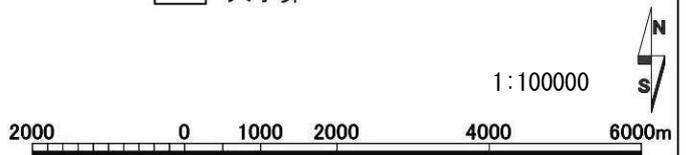
表4.3.1-1 予測結果（事業実施想定区域からの距離毎の住居等戸数）

町名	地区名	事業実施 想定区域内	事業実施想定区域内からの距離				合計	予測結果
			0~0.5km	0.5~1.0km	1.0~1.5km	1.5~2.0km		
寿都町	字六条町	-	-	-	3	17	20	事業実施想定区域から2km圏内に存在する住居等は、事業の実施により影響を受ける可能性がある
	字樽岸町建岩	0	15	0	1	0	16	
	字樽岸町樽岸	44	29	0	0	0	73	
	字湯別町上湯別	17	11	0	0	0	28	
	字湯別町下湯別	74	1	0	0	0	75	
	字歌棄町歌棄	35	82	12	0	0	129	
黒松内町	字歌棄町有戸	-	-	-	15	20	35	
	字北作開	54	30	22	2	0	108	
	字南作開	-	-	0	21	11	32	
	字五十嵐	-	-	-	-	0	0	
合計		224	168	34	42	48	516	



- 学校
- 医療機関
- 福祉施設
- 住宅等

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域からの距離
- ↘ 市町村界
- 大字界



出典等：「国土数値情報 学校」、「国土数値情報 医療機関」、「国土数値情報 福祉施設」（以上、国土数値情報サービス）及び「建築物の外周線」（基盤地図情報ダウンロードサービス）を参考に作成した。

図4.3.1-1(1) 住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況と騒音及び超低周波音予測結果



### (3) 評価

#### (a) 評価手法

予測結果から重大な影響が発生する可能性の可否を示し、今後、風車配置や機種を選定等、詳細な事業計画を検討する過程で配慮が必要とされる事項を整理した上で、事業者が実行可能な範囲で、重大な環境影響が回避又は低減されるかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

予測の結果、事業実施想定区域内の範囲には法令で指定された類型指定区域や規制地域は存在していなかった。しかし、事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲には、複数の住居が存在する。また、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等の施設が分布する。従って、これらの住居及び、施設は、風車の稼働により、騒音及び超低周波音による影響を受ける可能性が示唆された。また、これらの施設の近傍に風車を設置する場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があるとして示唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価した。

- 住民説明会等の機会を利用し、住民意見を積極的に聴取した上で、住民の意見等に配慮した風力発電機の配置の検討を行う。
- 環境の保全についての配慮が特に必要な施設での騒音及び、超低周波音の影響の程度に留意した風力発電機の配置を検討する。
- 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等の基準との整合を図る。
- 方法書以降の手続きにおいて、音環境の現況を把握し、風力発電機の選定機種に応じたパワーレベル(発電機から発生する音の大きさ)を設定した上で、適切に騒音の影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

#### 4.3.2 重要な地形及び地質

##### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は、以下に示す通りとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲の重要な地形及び地質の分布状況

##### (b) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

調査結果は、「3.1.4 地形及び地質の状況 (3)重要な地形・地質」及び図4.3.2-1に示す。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は、以下に示す通りとした。

- ・重要な地形及び地質の改変の程度

### (b) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域と重要な地形及び地質の重ね合わせにより、直接改変に伴う重要な地形及び地質の改変の程度を整理した。

### (c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

### (d) 予測結果

事業実施想定区域内においては、表4.3.2-1に示す朱太川、寿都段丘、歌棄～磯谷段丘の一部が含まれており、これらの重要な地形及び地質は事業の実施による影響を受ける可能性がある。また、これらの重要な地形及び地質を直接改変する場合は、重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。

表4.3.2-1 各事業実施想定区域に含まれる重要な地形の予測結果

名称	備考	予測結果
朱太川	自然河川	事業実施想定区域内に含まれるため、事業の実施による影響を受ける可能性がある。
弁慶岬海岸	海食崖	事業実施想定区域内に含まれていないため、事業の実施による影響を受ける可能性はない。
寿都段丘	海成段丘	事業実施想定区域内に含まれるため、事業の実施による影響を受ける可能性がある。
歌棄～磯谷段丘	海成段丘	事業実施想定区域内に含まれるため、事業の実施による影響を受ける可能性がある。



### (3) 評価

#### (a) 評価手法

予測結果から重大な影響が発生する可能性の可否を示し、今後、風車配置や機種を選定等、詳細な事業計画を検討する過程で配慮が必要とされる事項を整理した上で、事業者が実行可能な範囲で、重大な環境影響が回避又は低減されるかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

予測の結果、表4.3.2-1に示す朱太川、寿都段丘、歌棄～磯谷段丘の一部が事業実施想定区域に含まれており、これらの重要な地形及び地質は事業の実施による影響を受ける可能性があるとし唆された。また、これらの重要な地形及び地質を直接改変する場合は、重大な影響を受ける可能性があるとし唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価した。

- 重要な地形及び地質に留意し、風力発電機の配置等を検討する。
- 組み立てサイトの検討に当たっては、重要な地形及び地質への影響に配慮し、大規模な造成を行わないようにする。

### 4.3.3 風車の影

#### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は以下の通りとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲の住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況

##### (b) 調査手法

事業実施想定区域及びその周囲において、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居を国土数値情報や基盤地図等の既存資料により整理した。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

調査結果を「3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」及び図4.3.3-1に示す。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は以下に示す。

- ・事業実施想定区域及びその周囲1.16km\*の住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況

\* “Planning for Renewable Energy : A Companion Guide to PPS22” (Office of the Deputy Prime Minister, 2004)によれば、風車の影（シャドーフリッカー）は、風力発電機のローター直径の10倍の範囲内で発生するとされている。よって、本事業で計画されている最大の風車の直径の10倍の距離、1.16kmを影響範囲として設定した。

### (b) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域及びその周囲の住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況と事業実施想定区域の周辺1.16kmの範囲を重ね合わせ分布状況を整理するものとした。

### (c) 予測地域

予測地域は、事業実施想定区域及びその周囲1.16kmとした。

### (d) 予測結果

事業実施想定区域内には、寿都寿海荘、寿都寿海荘医務室、歌棄慈光園が存在する。

また、事業実施想定区域から1.16kmの範囲には、複数の住居及び学校、医療機関、福祉施設等の施設が分布する。

予測結果を、表4.3.3-1、図4.3.3-1に示す。

事業実施想定区域から1.16km圏内に存在する住居等は、事業の実施により影響を受ける可能性がある。また、これらの施設の近傍に風車を設置する場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。

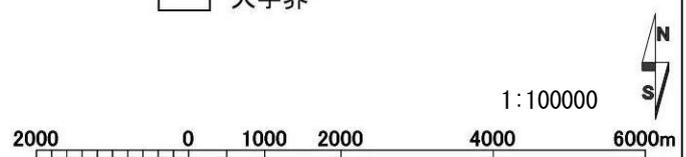
表4.3.3-1 予測結果（事業実施想定区域からの距離毎の住居等戸数）

町名	地区名	事業実施 想定区域内	事業実施想定区 域内から1.16km	合計	予測結果
寿都町	字樽岸町建岩	0	21	21	事業実施想定区 域から1.16km圏 内に存在する住 居等は、事業の 実施により影響 を受ける可能性 がある
	字樽岸町樽岸	44	29	73	
	字湯別町上湯別	17	11	28	
	字湯別町下湯別	74	3	77	
	字歌棄町歌棄	35	97	132	
	字歌棄町有戸	-	3	3	
黒松内町	字北作開	54	68	122	
	字南作開	-	10	10	
	合計	224	242	466	



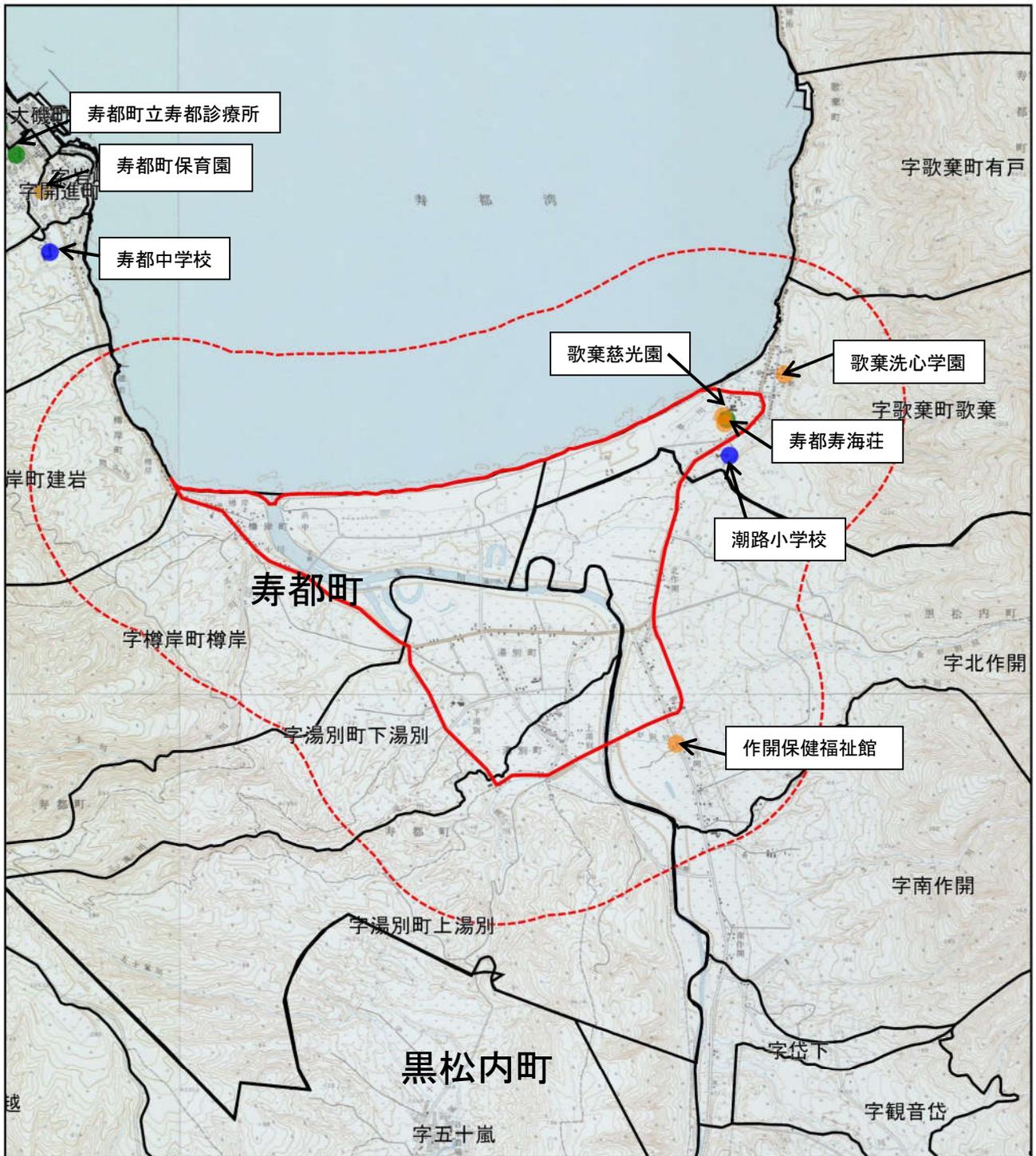
- 学校
- 医療機関
- 福祉施設
- 住宅等

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域からの距離
- 市町村界
- 大字界



出典等：「国土数値情報 学校」、「国土数値情報 医療機関」、「国土数値情報 福祉施設」（以上、国土数値情報サービス）及び「建築物の外周線」（基盤地図情報ダウンロードサービス）を参考に作成した。

図4.3.3-1(1) 住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況及び風車の影予測結果



- 学校
- 医療機関
- 福祉施設
- 住宅等

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域からの距離
- ↘ 市町村界
- 大字界



出典等：「国土数値情報 学校」、「国土数値情報 医療機関」、「国土数値情報 福祉施設」（以上、国土数値情報サービス）及び「建築物の外周線」（基盤地図情報ダウンロードサービス）を参考に作成した。

図4.3.3-1(2) 住居、学校、病院、福祉施設等の分布状況及び風車の影予測結果（拡大図）

### (3) 評価

#### (a) 評価手法

予測結果から重大な影響が発生する可能性の可否を示し、今後、風車配置や機種を選定等、詳細な事業計画を検討する過程で配慮が必要とされる事項を整理した上で、事業者が実行可能な範囲で、重大な環境影響が回避又は低減されるかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

事業実施想定区域周辺1.16kmの範囲には、複数の住居及び学校、医療機関、福祉施設等の施設が分布する。従って、これらの住居及び、施設は、風車の存在により、風車の影による影響を受ける可能性が示唆された。また、これらの施設の近傍に風車を設置する場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があるとして示唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価した。

- 住民説明会等の機会を利用し、住民意見を積極的に聴取した上で、住民の意見等に配慮した風力発電機の配置の検討を行う。
- 環境の保全についての配慮が特に必要な施設での風車の影の影響の程度に留意した風力発電機の配置を検討する。
- 方法書以降の手続きにおいて、風車の影に関するシミュレーションを実施し、影響範囲及び時間を定量的に把握し、環境影響の程度を把握した上で、必要な保全措置の検討を行う。

#### 4.3.4 動物

##### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は、以下に示す。

- ・ 事業実施想定区域内の重要な動物の生息状況
- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の重要な生息地の分布状況

##### (b) 調査手法

事業実施想定区域及びその周辺における動物の生息状況について、既存資料収集を行うことにより整理した。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

##### ① 重要な動物の生息状況

調査地域内では、重要な動物は30種確認された。確認された重要種を表4.3.4-1に、選定基準を表4.3.4-2にそれぞれ示す。

表4.3.4-1 重要な種の生息環境

分類群	種名	選定基準						生息環境
		I	II	III	IV	V	VI	
哺乳類	エゾシマリス				DD	Dd		海岸林、森林
	エゾクロテン				NT	Nt		低木の森林、時として高標高のハイマツ帯
鳥類	オシドリ				DD	R		山地の林に囲まれた河川、湖沼、ダム湖
	イカルチドリ					Dd		河川中流域から上流域で多くみられ、河原や中洲で繁殖
	シロチドリ				VU	Nt		砂浜や干潟などの海岸域や河川
	メダイチドリ		国際					干潟を中心とした各地の湿地
	オオジシギ				NT	R		湿原や低木の混じった草原、牧場、農耕地
	オオソリハシシギ				VU	Dd		沿岸部の干潟などの湿地
	ハマシギ				NT	Nt		干潟を中心とした各地の湿地
	ウミネコ					Nt		沿岸部や河口、干潟に生息
	ウミガラス		国内		CR	Cr		海上や海岸
	ウミスズメ				CR	Vu		北海道沿岸、海上、人の近づけない崖などに巣を作る
	エトピリカ		国内		CR	Cr		島や海岸の崖上部
	ハイタカ				NT	Vu		平野部から山地の森林
ホオアカ					Nt		平地から山地の草原や河川敷、農耕地に生息	
魚類	カワヤツメ				VU			河川中流の淵や下流のやわらかい泥の中
	ドジョウ				DD			河川中・下流域、用水路などの流れの緩やかな泥底 初夏に水田など浅い湿地に進入して産卵
	アユ					R		河川中流域、餌場として良好な瀬と休み場として良好な淵とが隣あっている所
	オショロコマ				VU	R	減少	水質が清冽で、河床材料は大・中型の玉石、岩盤、砂等からなる溪流環境
	サクラマス（ヤマメ）				NT	N	減少	川形態Aa型の山地溪流が適している。 北海道では、中小河川ではAa-Bb移行型の河口付近まで高密度に分布していることも珍しくない
	ハナカジカ					N		礫底の溪流環境
昆虫類	ゲンゴロウ				VU	Nt		平地から丘陵の水辺環境
	ミズスマシ				VU	Nt		水田やため池等
	ダイコクコガネ				VU	Nt		放牧地では、草丈の短い草地か裸地上の新鮮な牛糞大型野性獣が多く生息しているエリアでは、付近に牧場がなくとも林内に生息する
	フジミドリシジミ					Dd		山地性の種であり、ブナ科の樹木を食樹とする。
底生動物	カワシンジュガイ				VU			夏季の水温が20℃を超えない、清冽な水が緩やかに流れる水域の礫～泥底
	モクズガニ						減少傾向	河口域から上流域にかけての広い流域
	ニホンザリガニ				VU		危急	流量が少ない小川の礫底、山間部の湖の転石地
28種		0種	3種	0種	20種	22種	4種	-

注1) 重要種の選定基準については、表4.3.4-2に示す。

表4.3.4-2 重要な動物の選定基準

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (北海道,平成25年3月29日条例第9号)	指定：指定希少野生動植物種
IV	「環境省レッドリスト2017」 (環境省,平成29年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
V	「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版(2016)」 (北海道 平成28年) 「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017)」 (北海道 平成29年) 「北海道レッドリスト【両生類・爬虫類編】改訂版(2015)」(北海道 平成27年) 「北海道レッドリスト【昆虫チョウ目編】改訂版(2016)」 (北海道 平成28年)	Ex:絶滅 Ew:野生絶滅 Cr:絶滅危惧ⅠA類 En:絶滅危惧ⅠB類 Vu:絶滅危惧Ⅱ類 Nt:準絶滅危惧 N:留意 Dd:情報不足 Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
	「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)	Ex:絶滅種 Ew:野生絶滅種 Cr:絶滅危機種 En:絶滅危惧種 Vu:絶滅危急種 R:希少種 N:留意種 Lp:地域個体群
VI	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (水産庁,平成12年3月)	危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種 危急：絶滅の危険が増大している種・亜種 希少：存続基盤が脆弱な種・亜種 減少：明らかに減少しているもの 傾向：長期的にみて減少しつつあるもの 地域：保護に留意すべき地域個体

注) カテゴリーに示す略称は、表4.3.4-1における略称を示す。

②重要な動物の生息地への影響

事業実施想定区域及びその周囲では、重要な生息地が確認されなかった。

なお、表4.3.4-3に重要な生息地の選定基準を示す。

表4.3.4-3 重要な生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」で定められた下記の基準によって指定された湿地 (外務省、1975年)	<p>【基準1】 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地</p> <p>【基準2】 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地</p> <p>【基準3】 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地</p> <p>【基準4】 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地</p> <p>【基準5】 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地</p> <p>【基準6】 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地</p> <p>【基準7】 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地</p> <p>【基準8】 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地</p> <p>【基準9】 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地</p>
III	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地 (環境省)	<p>【基準1】 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>【基準2】 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>【基準3】 多様な生物相を有している場合</p> <p>【基準4】 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合</p> <p>【基準5】 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合</p>
IV	「重要野鳥生息地（IBA）」 BirdLife InterNationalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地 (BirdLife InterNational (財)日本野鳥の会)	<p>【基準1】 …世界的に絶滅の危機にある種が生息している。</p> <p>【基準2】 …限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。</p> <p>【基準3】 …あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。</p> <p>【基準4】 …多くの渡り鳥が利用／生息している。</p>
V	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPANが以下の基準で選定した地域 (CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPAN)	<p>【危機性】 …KBA対象種リストにおけるCR、ENに該当する種が1個体でも存在するサイト / VUにあたる種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト</p> <p>【非代替性a】 …世界で50,000km<sup>2</sup>以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト</p> <p>【非代替性b】 …世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト</p> <p>【非代替性c】 …世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト</p> <p>【非代替性d】 …他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト</p>
VI	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 (平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省)	・渡り経路(渡)
VII	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年、法律第88号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区(鳥)</li> <li>・特別保護地区(特)</li> <li>・特別保護指定区域(特指)</li> <li>・鳥獣保護区(道鳥)</li> <li>・特別保護地区(道特)</li> </ul>
VIII	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年、法律第75号) 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (平成25年、条例第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区(生)</li> <li>・生息地等保護区(道生)</li> </ul>
IX	「北海道自然環境等保全条例」 (昭和48年12月11日、条例64号)	学自：学術自然保護地域

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は、以下に示す通りとした。

- ・事業実施想定区域内における、重要な動物の生息環境の変化の程度
- ・事業実施想定区域及びその周囲における、重要な生息地の変化の程度

### (b) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域と重要な動物の生息状況、重要な生息地の重ね合わせにより、直接改変及び施設の稼働に伴う生息環境及び重要な生息地の変化の程度を整理するものとした。

### (c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様にした。

### (d) 予測結果

#### ①重要な動物の生息状況

予測地域の地形は寿都湾に流下する朱太川由来の扇状地性低地とその両岸の岩石台地、小起伏・中起伏山地などから形成されており、ブナクラス域の自然植生が残存するものの、集落に近い地域などでは代償植生となっている。

事業実施想定区域は寿都湾に面した朱太川下流域の低地及び山麓に位置し、主に、畑地、水田、クロマツ植林、市街地等が分布する。また、一部にはエゾイタヤシナノキ群落、チシマザサーブナ群団が残存する。

以上の環境を踏まえた予測の結果は表4.3.4-4に示すとおりであり、離島などを主たる生息地とする一部の種を除く25種については、事業実施想定区域とその周辺域に主な生息環境が存在するため、施設の存在により生息環境が変化する可能性があるとして予測した。また、風車の配置が重要な動物の主たる生息地や移動ルートに重なる場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。

表4.3.4-4 重要な動物への影響の予測結果

分類群	種名	生息環境	予測結果
哺乳類	エゾシマリス	海岸林、森林	×
	エゾクロテン	低木の森林、時として高標高のハイマツ帯	×
鳥類	オシドリ	山地の林に囲まれた河川、湖沼、ダム湖	×
	イカルチドリ	河川中流域から上流域で多くみられ、河原や中洲で繁殖	×
	シロチドリ	砂浜や干潟などの海岸域や河川	×
	メダイチドリ	干潟を中心とした各地の湿地	×
	オオジシギ	湿原や低木の混じった草原、牧場、農耕地	×
	オオソリハシシギ	沿岸部の干潟などの湿地	×
	ハマシギ	干潟を中心とした各地の湿地	×
	ウミネコ	沿岸部や河口、干潟に生息	×
	ウミガラス	海上や海岸	○
	ウミスズメ	北海道沿岸、海上、人の近づけない崖などに巣を作る	○
	エトピリカ	島や海岸の崖上部	○
	ハイタカ	平野部から山地の森林	×
ホオアカ	平地から山地の草原や河川敷、農耕地に生息	×	
魚類	カワヤツメ	河川中流の淵や下流のやわらかい泥の中	×
	ドジョウ	河川中・下流域、用水路などの流れの緩やかな泥底初夏に水田など浅い湿地に進入して産卵	×
	アユ	河川中流域、餌場として良好な瀬と休み場として良好な淵とが隣あっている所	×
	オシヨロコマ	水質が清冽で、河床材料は大・中型の玉石、岩盤、砂等からなる溪流環境	×
	サクラマス（ヤマメ）	川形態Aa型の山地溪流が適している。北海道では、中小河川ではAa-Bb移行型の河口付近まで高密度に分布していることも珍しくない	×
	ハナカジカ	礫底の溪流環境	×
昆虫類	ゲンゴロウ	平地から丘陵の水辺環境	×
	ミズスマシ	水田やため池等	×
	ダイコクコガネ	放牧地では、草丈の短い草地か裸地上の新鮮な牛糞大型野性獣が多く生息しているエリアでは、付近に牧場がなくとも林内に生息する	×
	フジミドリシジミ	山地性の種であり、ブナ科の樹木を食樹とする。	×
底生動物	カワシンジュガイ	夏季の水温が20℃を超えない、清冽な水が緩やかに流れる水域の礫～泥底	×
	モクズガニ	河口域から上流域にかけての広い流域	×
	ニホンザリガニ	流量が少ない小川の礫底、山間部の湖の転石地	×
28種		-	-

注) 予測結果欄に示される○×は、下記の内容を意味している。

○：主な生息環境が事業実施想定区域に含まれないため、施設の存在により生息環境が変化する可能性はない。

×：主な生息環境が事業実施想定区域に含まれるため、施設の存在により生息環境が変化する可能性がある。

## ②重要な動物の生息地への影響

事業実施想定区域及びその周囲では、重要な生息地が確認されなかった。

### (3) 評価

#### (a) 評価手法

評価手法は、予測結果を基に重大な影響の発生の可能性を示し、今後、事業計画を検討する上で配慮が必要とされる事項を整理した上で、重大な環境影響が回避又は低減されるかどうかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

予測の結果、事業実施想定区域及びその周辺域に主な生息環境があるものと予測される27種については、生息地の直接改変や施設の存在及び施設の稼働により、影響を受ける可能性があること示唆された。また、風車の配置が重要な動物の主たる生息地や移動ルートに重なる場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があること示唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価する。

○現地調査を実施し、風力発電機の配置等を検討する。検討にあたっては、主に以下の点に配慮する。

- ・希少猛禽類の飛翔状況、特に営巣、探餌・ディスプレイ行動に着目する。
- ・渡り鳥の移動ルート

○専門家等へヒアリングを行い、配置等の検討や動物の調査期間、頻度、手法等に反映する。

○改変面積の抑制に努めるとともに、重要な動物の生息地に配慮した、風力発電機の配置等を検討する。

#### 4.3.5 植物

##### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は以下に示す。

- ・事業実施想定区域内の重要な植物の生育状況
- ・事業実施想定区域及びその周囲の重要な植物群落の分布状況
- ・事業実施想定区域及びその周囲の巨樹・巨木林の分布状況

##### (b) 調査手法

事業実施想定区域及びその周辺における植物の生育状況について、既存資料収集を行うことにより整理した。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

##### ①重要な植物の生育状況

調査地域内では、重要な植物は101種確認された。確認された重要種を表4.3.5-1に、選定基準を表4.3.5-2に示す。

表4.3.5-1(1) 重要な植物の生育環境

分類群	種名	選定基準					生育環境
		I	II	III	IV	IV	
植物	イワヒバ					R	山地の岩壁などにくっついて生える
	チシマヒメドクサ				CR	R	山地の川岸などの湿地
	エゾミヤマヤナギ				NT	R	高山～亜高山
	コオノオレ				NT		山地の尾根上で、日の当たる乾燥した場所に自生
	エゾエノキ					R	山すそなどに生える
	タチゲヒカゲミズ				VU		低地の湿ったところ
	エゾノミズタデ					Vu	池や沼の中や周りの湿地
	ヒメタデ				VU		畑地や水湿地に生える
	ホソバイヌタデ				NT		河川敷内の自然湿地
	ヤナギヌカボ				VU	R	水辺に生える
	ノダイオウ				VU		湿地や水辺に生える
	エゾマンテマ				VU	Vu	温帯。海岸や川原の岩礫地
	フクジュソウ					Vu	温帯。丘陵地や山地の落葉樹林縁や林下に生える
	チャボカラマツ				VU		石灰岩の岩壁に生育する。
	シラネアオイ					Vu	温帯北部。山地や高山の木陰や雪渓・雪田のそばに群生
	ネムロコウホネ				VU	Vu	池や沼の水中に生える
	オクエゾサイシン					R	雪の多い山の斜面などに生える
	ヤマシャクヤク				NT	R	低山地の広葉樹林内
	ベニバナヤマシャクヤク				VU	En	丘陵地や山地の、主として針広混交林や落葉広葉樹林の下に生える
	エゾオトギリ				VU		石灰岩地帯の岩礫の割れ目や岩上に生育する
	エゾノジャンジン				VU		高山の乾いた草原
	シリベシナズナ				CR	En	高山の岩壁に生える
	モイワナズナ				EN	Vu	山地の岩場
	ワサビ					R	山地の清水の湧き出る湿地や水中
	コモチレンゲ				VU		海岸の岩上に生える
	エゾノチャルメルソウ					R	山地の沢などの湿地
	エゾサンザシ				VU	Cr	高山草原に生える
	チョウノスケソウ					R	高山の湿った礫地や岩地、草地
	カラフトイバラ					R	日当たりのよい平地の草原の縁など
	エゾシモツケ				VU		山地の岩石地
	タイツリオウギ					R	高山の岩地やその周辺
	ノウルシ				NT	R	川岸などの湿った所に群生
	オオバタチツボスミレ				NT		低地から山地の湿地
	シロコスミレ				CR		湿り気があり日当たりのよい草地
ナガハシスミレ					R	丘陵地や山地に生える	
イソスミレ				VU	R	海岸の砂地	
ミズスギナ				CR		池や湿地に生える	
オオウメガサソウ				NT		やや乾燥した林中や林縁	

※1 重要種の選定基準及びカテゴリについては、表4.3.5-2に示す。

表4.3.5-1(2) 重要な植物の生育環境

分類群	種名	選定基準					生育環境
		I	II		III	IV	
植物	イチゲイチャクソウ				CR	En	大雪山系の針葉樹林の暗い林床
	エゾイチヤクソウ				EN		針葉樹林下に生える
	エゾムラサキツツジ				VU		山地の岩場
	クリンソウ					Vu	谷間の湿地
	エゾオオサクラソウ					R	高山の林縁や谷沿いの湿気の多いところ
	ハイハマボス				NT	Vu	海近くの湿った湿地
	バシクルモン				VU	Vu	海岸の草地
	ヒメヨツバムグラ					R	日当たりのよい土手や丘陵地
	ハクチョウゲ				EN		庭園や公園などに広く植栽されている
	カラフトハナシノブ				EN	Vu	草原や広葉樹林に生える
	ミヤマハナシノブ				VU	R	高山または山間の草地
	ムシャリンドウ				VU	Vu	日当たりのよい草地
	エゾニガクサ				EN		山地に生える
	ミヤマママコナ					R	深山の林縁や草地。
	ハマウツボ				VU	R	砂地の河原や砂丘。
	キヨスミウツボ					R	山地の木陰
	タヌキモ				NT	R	湖沼などに生える。
	ヤチコタヌキモ				VU	R	古くて浅い池に生える
	エゾヒョウタンボク				VU		山地の岩礫地とその周辺
	ネムロブシダマ				VU		山林。
	バアソブ				VU		山地林下に生える
	キキョウ				VU	Vu	山野の草地に生える
	キタノコギリソウ				VU		北地の海岸に生える
	イワヨモギ				VU		山中や海岸の岩場
	ビレオギク				VU	Vu	海岸の岩の裂け目など
	エゾタカネニガナ				VU	R	蛇紋岩の崩壊地など
	オオヒラウスユキソウ			指定	VU	Cr	石灰岩の礫地に生える
	フォーリーアザミ				VU		林間の草地に生える
	エゾヨモギギク				VU	En	原野や海岸に生える
	オダサムタンポポ				NT	R	山地から湿地に生える
	オナモミ				VU		道端などに生える
	オオシバナ				NT		塩性湿地
	イトモ				NT		湖沼や溜池、河川、水路。
	ナガバエビモ				CR		湖沼や水路などにまれに生育
	カタクリ					N	北向きで適湿な落葉樹林内
	コナギ					Vu	水田や池に生える
	ミノゴメ					R	比較的自然度の高い湿田、休耕田、用水路、溜池畔
	エゾムギ				CR		深山の林中に生育

※1 重要種の選定基準及びカテゴリーについては、表4.3.5-2に示す。

表4.3.5-1(3) 重要な植物の生育環境

分類群	種名	選定基準					生育環境
		I	II		III	IV	
植物	エゾヤマコウボウ					R	山地に生える
	タチイチゴツナギ				EN		北海道、本州中部以北には牧草として栽培、帰化
	ハイドジョウツナギ					R	水辺に生える
	ヒメカイウ				NT		低地から山地～亜高山帯の湿原や湖沼の湖岸、用水路などの水域
	ミクリ				NT	R	湖沼や小川などの水中
	タマミクリ				NT		山地帯から亜高山帯の沼地や湿地に生える。
	エゾミクリ					R	湖沼や流れのある水の中
	ネムロスゲ				NT		海岸の砂地から礫浜に生育
	エゾツリスゲ					Vu	丘陵地から山地の湿地。
	ヒロハイッポンスゲ				EN		ミズゴケ湿原に生える
	シコタンスゲ				VU		高海岸の岩上に生える
	オノエスゲ				VU		高山帯の草地に生える
	コイヌノハナヒゲ					R	高層湿原や湿地
	キンセイラン				VU	En	広葉樹林の縁
	サルメンエビネ				VU	En	落葉広葉樹林に生える
	アツモリソウ		国内		VU	Cr	高山の日当たりのよい草地や明るい林
	コイチョウラン					En	山地～亜高山帯の針葉樹林あるいは夏緑広葉樹林の林床
	カキラン					Vu	日当たりの良い湿地
	ギボウシラン				EN	R	常緑樹林内や湿った林内
	アリドオシラン					R	亜高山帯の針葉樹林の下
	エゾサカネラン					Cr	落葉広葉樹林下に生える
サカネラン				VU	Cr	落葉広葉樹林下に生える	
ヒロハトンボソウ				VU		夏緑広葉樹林の林床や林縁	
ミヤマチドリ					R	高山の針葉樹林や低木林に生える	
トキソウ				NT	Vu	日当たりのよい湿地	
	101種	0種	1種	1種	71種	64種	-

※1 重要種の選定基準及びカテゴリーについては、表4.3.5-2に示す。

表 4.3.5-2 重要な植物の選定基準

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (北海道, 平成25年3月29日条例第9号)	指定：指定希少野生動植物種
IV	「環境省レッドリスト2017」 (環境省, 平成29年)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A類 EN: 絶滅危惧 I B類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
V	「北海道レッドリスト 植物編」 (北海道 平成13年)	Ex: 絶滅 Ew: 野生絶滅 Cr: 絶滅危機種 En: 絶滅危惧種 Vu: 絶滅危急種 Nt: 希少種 ※未改訂版(魚類編、植物)は旧表記のRと記載 Lp: 地域個体群 N: 留意種

## ②重要な植物群落の分布状況

調査結果を表4.3.5-3及び図4.3.5-2に示す。

表4.3.5-3 重要な植物群落の分布状況

No	名称	選定根拠				
		I	II	III	IV	V
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)		記念保護樹木			
②	西光寺のケヤキ		記念保護樹木			
-	エゾイタヤシナノキ群落			9		
-	チシマザサープナ群団			9		
-	ヤナギ低木群落			9		
-	海岸断崖植生			10		
-	自然草原			10		
-	高茎草原			10		

※) 選定基準は、「第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準（昭和53年、環境庁）」である。  
また、カテゴリーは、表3.1.5-18に示すとおりである。

注) No. は図4.3.5-2の図中の番号に対応する。

## ③巨樹・巨木林の分布状況

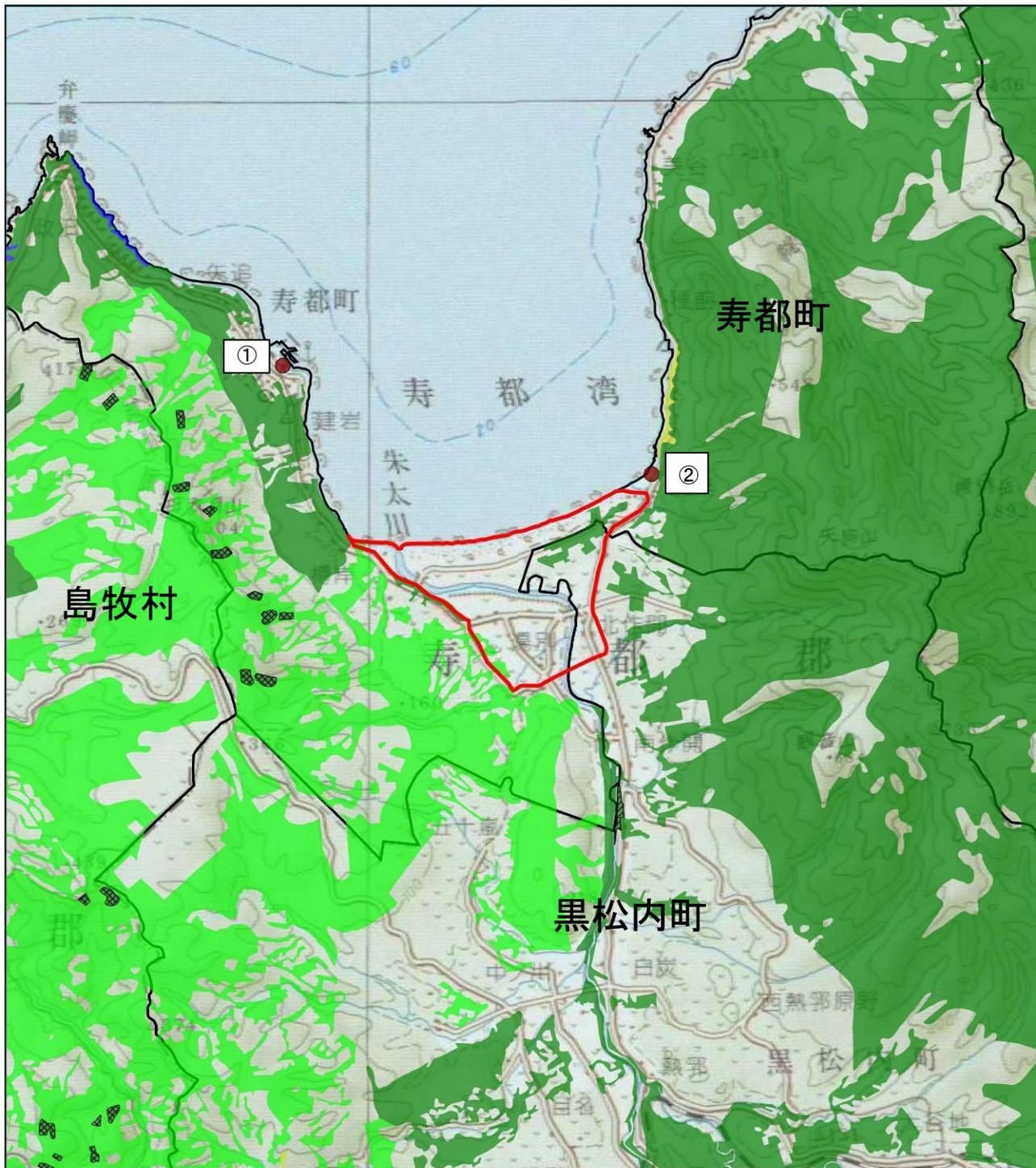
調査結果を表4.3.5-4及び図4.3.5-2に示す。

表4.3.5-4 巨樹・巨木の分布状況

町村名	No	名称	所在地	カテゴリー※
寿都町	①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)	寿都郡寿都町字渡島町 寿都保育園	記念保護樹木
	②	西光寺のケヤキ	寿都町字歌棄町歌棄440	記念保護樹木

※) 選定基準は、「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林選定基準（平成2年、環境庁）」である。  
また、カテゴリーは、表3.1.5-18に示すとおりである。

注) No. は図4.3.5-2の図中の番号に対応する。



**凡例**

- エゾイタヤシナノキ群落
- チシマザサブナ群落
- ▨ ヤナギ低木群落
- 海岸段崖植生
- 自然草原
- ▨ 高茎草原

● 記念保護樹木

※図中の数字は、表4.3.5-4に示すNoと対応する。

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

**図4.3.5-2 重要な植物群落及び巨樹・巨木の分布状況**

出典等：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査」（環境庁 昭和63年）、「第5回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センター）を参考に作成した。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は以下に示す通りとした。

- ・事業実施想定区域内における、重要な植物の生育環境の変化の程度
- ・事業実施想定区域及びその周囲における、重要な植物群落の変化程度
- ・事業実施想定区域及びその周囲における、巨樹、巨木林の変化の程度

### (b) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域と重要な植物の生育状況、重要な植物群落、巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接改変に伴う生育環境、重要な植物群落、巨樹・巨木林の程度を整理するものとした。

### (c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

### (d) 予測結果

#### ①重要な植物への影響

予測地域の地形は寿都湾に流下する朱太川由来の扇状地性低地とその両岸の岩石台地、小起伏・中起伏山地などから形成されており、ブナクラス域の自然植生が残存するものの、集落に近い地域などでは代償植生となっている。

事業実施想定区域は寿都湾に面した朱太川下流域の低地及び山麓に位置し、主に、畑地、水田、クロマツ植林、市街地等が分布する。また、一部にはエゾイタヤシナノキ群落、チシマザサーブナ群団が残存する。

以上の環境を踏まえた予測の結果は表4.3.4-5に示すとおりであり、高山帯や高層湿地などに生育する一部の種を除く81種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在するため、施設の存在により生育環境が変化する可能性があるとして予測した。また、風車の配置が重要な植物の生育地に重なる場合は、事業の実施により重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。

表4.3.5-5(1) 重要な植物への影響の予測結果

分類群	種名	生育環境	予測結果
植物	イワヒバ	山地の岩壁などにくっついて生える	○
	チシマヒメドクサ	山地の川岸などの湿地	○
	エゾミヤマヤナギ	高山～亜高山	○
	コオノオレ	山地の尾根上で、日の当たる乾燥した場所に自生	○
	エゾエノキ	山すそなどに生える	×
	タチゲヒカゲミズ	低地の湿ったところ	×
	エゾノミズタデ	池や沼の中や周りの湿地	×
	ヒメタデ	畑地や水湿地に生える	×
	ホソバイヌタデ	河川敷内の自然湿地	×
	ヤナギヌカボ	水辺に生える	×
	ノダイオウ	湿地や水辺に生える	×
	エゾマンテマ	温帯。海岸や川原の岩礫地	×
	フクジュソウ	温帯。丘陵地や山地の落葉樹林縁や林下に生える	×
	チャボカラマツ	石灰岩の岩壁に生育する。	×
	シラネアオイ	温帯北部。山地や高山の木陰や雪溪・雪田のそばに群生	○
	ネムロコウホネ	池や沼の水中に生える	×
	オクエゾサイシン	雪の多い山の斜面などに生える	×
	ヤマシャクヤク	低山地の広葉樹林内	×
	ベニバナヤマシャクヤク	丘陵地や山地の、主として針広混交林や落葉広葉樹林の下に生える	×
	エゾオトギリ	石灰岩地帯の岩礫の割れ目や岩上に生育する	×
	エゾノジャニンジン	高山の乾いた草原	○
	シリベシナズナ	高山の岩壁に生える	○
	モイワナズナ	山地の岩場	×
	ワサビ	山地の清水の湧き出る湿地や水中	×
	コモチレンゲ	海岸の岩上に生える	×
	エゾノチャルメルソウ	山地の沢などの湿地	×
	エゾサンザシ	高山草原に生える	○
	チョウノスケソウ	高山の湿った礫地や岩地、草地	○
	カラフトイバラ	日当たりのよい平地の草原の縁など	×
	エゾシモツケ	山地の岩石地	×
	タイツリオウギ	高山の岩地やその周辺	○
	ノウルシ	川岸などの湿った所に群生	×
	オオバタチツボスミレ	低地から山地の湿地	×
	シロコスミレ	湿り気があり日当たりのよい草地	×
ナガハシスミレ	丘陵地や山地に生える	×	
イソスミレ	海岸の砂地	×	
ミズスギナ	池や湿地に生える	×	
オオウメガサソウ	やや乾燥した林中や林縁	×	

注) ○：主な生育環境が事業実施想定区域に含まれないため、施設の存在により生育環境が変化する可能性はない。

×：主な生育環境が事業実施想定区域に含まれるため、施設の存在により生育環境が変化する可能性がある。

表4.3.5-5(2) 重要な植物への影響の予測結果

分類群	種名	生育環境	予測結果
植物	イチゲイチャクソウ	大雪山系の針葉樹林の暗い林床	○
	エゾイチヤクソウ	針葉樹林下に生える	×
	エゾムラサキツツジ	山地の岩場	×
	クリンソウ	谷間の湿地	×
	エゾオオサクラソウ	高山の林縁や谷沿いの湿気の多いところ	×
	ハイハマボス	海近くの湿った湿地	×
	バシクルモン	海岸の草地	×
	ヒメヨツバムグラ	日当たりのよい土手や丘陵地	×
	ハクチョウゲ	庭園や公園などに広く植栽されている	×
	カラフトハナシノブ	草原や広葉樹林に生える	×
	ミヤマハナシノブ	高山または山間の草地	×
	ムシヤリンドウ	日当たりのよい草地	×
	エゾニガクサ	山地に生える	×
	ミヤマママコナ	深山の林縁や草地。	×
	ハマウツボ	砂地の河原や砂丘。	×
	キヨスミウツボ	山地の木陰	×
	タヌキモ	湖沼などに生える。	×
	ヤチコタヌキモ	古くて浅い池に生える	×
	エゾヒョウタンボク	山地の岩礫地とその周辺	×
	ネムロブシダマ	山林。	×
	バアソブ	山地林下に生える	×
	キキョウ	山野の草地に生える	×
	キタノコギリソウ	北地の海岸に生える	×
	イワヨモギ	山中や海岸の岩場	×
	ビレオギク	海岸の岩の裂け目など	×
	エゾタカネニガナ	蛇紋岩の崩壊地など	○
	オオヒラウスユキソウ	石灰岩の礫地に生える	○
	フォーリーアザミ	林間の草地に生える	×
	エゾヨモギギク	原野や海岸に生える	×
	オダサムタンボボ	山地から湿地に生える	×
	オナモミ	道端などに生える	×
	オオシバナ	塩性湿地	×
	イトモ	湖沼や溜池、河川、水路。	×
ナガバエビモ	湖沼や水路などにまれに生育	×	
カタクリ	北向きで適湿な落葉樹林内	×	
コナギ	水田や池に生える	×	
ミノゴメ	比較的的自然度の高い湿田、休耕田、用水路、溜池畔	×	
エゾムギ	深山の林中に生育	×	

注) ○：主な生育環境が事業実施想定区域に含まれないため、施設の影響により生育環境が変化しない。

×：主な生育環境が事業実施想定区域に含まれるため、施設の影響により生育環境が変化し得る。

表4.3.5-5(3) 重要な植物への影響の予測結果

分類群	種名	生育環境	予測結果
植物	エゾヤマコウボウ	山地に生える	×
	タチイチゴツナギ	北海道、本州中部以北には牧草として栽培、帰化	×
	ハイドジョウツナギ	水辺に生える	×
	ヒメカイウ	低地から山地～亜高山帯の湿原や湖沼の湖岸、用水路などの水域	×
	ミクリ	湖沼や小川などの水中	×
	タマミクリ	山地帯から亜高山帯の沼地や湿地に生える。	×
	エゾミクリ	湖沼や流れのある水の中	×
	ネムロスゲ	海岸の砂地から礫浜に生育	×
	エゾツリスゲ	丘陵地から山地の湿地。	×
	ヒロハイッポンスゲ	ミズゴケ湿原に生える	○
	シコタンスゲ	高海岸の岩上に生える	×
	オノエスゲ	高山帯の草地に生える	○
	コイヌノハナヒゲ	高層湿原や湿地	○
	キンセイラン	広葉樹林の縁	×
	サルメンエビネ	落葉広葉樹林に生える	×
	アツモリソウ	高山の日当たりのよい草地や明るい林	○
	コイチョウラン	山地～亜高山帯の針葉樹林あるいは夏緑広葉樹林の林床	○
	カキラン	日当たりの良い湿地	×
	ギボウシラン	常緑樹林内や湿った林内	×
	アリドオシラン	亜高山帯の針葉樹林の下	○
	エゾサカネラン	落葉広葉樹林下に生える	×
	サカネラン	落葉広葉樹林下に生える	×
	ヒロハトンボソウ	夏緑広葉樹林の林床や林縁	×
ミヤマチドリ	高山の針葉樹林や低木林に生える	○	
トキシウ	日当たりのよい湿地	×	
	101種	-	-

注) ○：主な生育環境が事業実施想定区域に含まれないため、施設の存在により生育環境が変化する可能性はない。

×：主な生育環境が事業実施想定区域に含まれるため、施設の存在により生育環境が変化する可能性がある。

## ②重要な植物群落への影響

予測結果は表4.3.5-6に示すとおりであり、事業実施想定区域内にはエゾイタヤーシナノキ群落及びチシマザサーブナ群団が存在し、これらの植物群落は事業による影響を受ける可能性がある。また、これらの植物群落上に風車を設置する場合は重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。なお、旧役場庁舎のイチョウ・キタコブシ・クロマツ、西光寺のケヤキ、ヤナギ低木群落、海岸断崖植生、自然草原、高茎草原については、事業実施想定区域内に存在しないため、事業実施に伴う影響はないと予測した。

表4.3.5-6 重要な植物群落への影響の予測結果

No	名称	選定根拠					予測結果
		I	II	III	IV	V	
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)		記念保護樹木				事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測する。
②	西光寺のケヤキ		記念保護樹木				事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測する。
	エゾイタヤーシナノキ群落			9			事業実施想定区域内に存在するため、事業実施に伴う影響を受ける可能性があるとして予測する。
	チシマザサーブナ群団			9			事業実施想定区域内に存在するため、事業実施に伴う影響を受ける可能性があるとして予測する。
	ヤナギ低木群落			9			事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測する。
	海岸断崖植生			10			事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測する。
	自然草原			10			事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測する。
	高茎草原			10			事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測する。

注) No. は図4.3.5-2の図中の番号に対応する。

## ③巨樹・巨木林への影響

予測結果は、表4.3.5-7に示すとおりであり、事業実施想定区域内には巨樹・巨木林は存在しないため、事業実施に伴う影響はないと予測した。

表4.3.5-7 巨樹・巨木林への影響の予測結果

No	名称	所在地	予測結果
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)	寿都郡寿都町字渡島町 寿都保育園	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響はないと予測した。
②	西光寺のケヤキ	寿都町字歌葉町歌葉440	

注) No. は図4.3.5-2の図中の番号に対応する。

### (3) 評価

#### (a) 評価手法

評価手法は、予測結果を基に重大な影響の発生の可能性を示し、今後、事業計画を検討する上で配慮が必要とされる事項を整理した上で、重大な環境影響が回避又は低減されるかどうかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

予測の結果、事業実施想定区域に主な生育環境が存在するものと予測される81種の重要な植物及びエゾイタヤシナノキ群落、チシマザサブナ群団については、生育地の直接改変、施設の存在により影響を受ける可能性があるとし唆された。また、これらの重要な植物の生育地や植物群落上に風車を設置する場合は重大な影響を受ける可能性があるとし唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価する。

- 絶滅危惧種等の重要な種の生育状況に留意して、風力発電機の配置及び環境保全措置を検討する。
- 専門家等へヒアリングを行い、配置等の検討や動物の調査期間、手法に反映する。
- 改変面積の抑制に努めるとともに、重要な植物の生育地に配慮した、風力発電機の配置等を検討する。

#### 4.3.6 生態系

##### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は、以下に示す。

- ・事業実施想定区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場の分布状況

##### (b) 調査手法

調査手法は、表4.3.6-1によって抽出した。重要な自然環境のまとまりの場の選定は、表4.3.6-1に示す選定基準に基づいて行った。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

表 4.3.6-1(1) 重要な自然環境のまよりの場の調査手法及び選定根拠

選定根拠		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として 国際的に重要な湿地に関する条約)」で定め られた下記の基準によって指定された湿地 (外務省、1975年)	【基準1】特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希 少なタイプの湿地 【基準2】絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 【基準3】生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物 を支えている湿地 【基準4】動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている 湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所と なる湿地 【基準5】定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 【基準6】水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1% 以上を定期的に支えている湿地 【基準7】固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えてい る湿地。また湿地というものの価値を代表するよう な、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体 群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献す るような湿地 【基準8】魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な 湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な 回遊経路となっている湿地 【基準9】湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜 種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的 に支えている湿地
III	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の 基準で選定した重要湿地 (環境省)	【基準1】湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ 林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地と して典型的または相当の規模の面積を有している 場合 【基準2】希少種、固有種等が生育・生息している場合 【基準3】多様な生物相を有している場合 【基準4】特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が 生息する場合 【基準5】生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場 等)である場合
IV	「重要野鳥生息地(IBA)」 BirdLife InterNationalが以下の基準で選 定した重要野鳥生息地 (BirdLife InterNational(財)日本野鳥の 会)	【基準1】…世界的に絶滅の危機にある種が生息している。 【基準2】…限定された地域に生息する種、または固有種が生 息している。 【基準3】…あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息して いる。 【基準4】…多くの渡り鳥が利用/生息している。
V	「Key Biodiversity Area(KBA、生物多様性 の保全の鍵になる重要な地域)」 CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPANが以下 の基準で選定した地域 (CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPAN)	【危機性】…KBA対象種リストにおけるCR、ENに該当する種 が1個体でも存在するサイト/VUにあたる種が 30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト 【非代替性a】…世界で50,000km <sup>2</sup> 以下の限られた範囲にしか 分布しない種の個体数の5%が集中して 分布するサイト 【非代替性b】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期) に集まるサイト 【非代替性c】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期) に集まるサイト 【非代替性d】…他の個体群への個体の供給数が、全世界の 個体数の1%以上を占める個体群がいる サイト
VI	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化 のための手引き」 (平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省)	・渡り経路(渡)

表 4.3.6-1(2) 重要な自然環境のまとまりの場の調査手法及び選定根拠

選定根拠		カテゴリー
VII	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年、法律第88号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区(鳥)</li> <li>・特別保護地区(特)</li> <li>・特別保護指定区域(特指)</li> <li>・鳥獣保護区(道鳥)</li> <li>・特別保護地区(道特)</li> </ul>
VIII	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年、法律第75号) 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 (平成25年、条例第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区(生)</li> <li>・生息地等保護区(道生)</li> </ul>
IX	北海道自然環境等保全条例 (昭和48年12月11日条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号)	<p>環境緑地保護地区：市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区</p> <p>自然景観保護地区：森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区</p> <p>学術自然保護地区：動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区</p> <p>記念保護樹木：由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの</p>
X	自然環境保全調査報告書(第1回緑の国勢調査) 植生自然度 (昭和51年、環境庁)	<p>10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区</p> <p>9：エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区</p>
XI	第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準 (昭和53年、環境庁)	<p>A：原生林もしくはそれに近い自然林</p> <p>B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群</p> <p>C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群</p> <p>D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの</p> <p>E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの</p> <p>F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの</p> <p>G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群</p> <p>H：その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>
XII	第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林選定基準 (平成2年、環境庁)	地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の端木、樹林、並木
XIII	「自然公園法」 (昭和32年、法律第85号) 「北海道立自然公園条例」 (昭和33年、条例第36号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園(国立)</li> <li>・国定公園(国定)</li> <li>・道立自然公園(道)</li> </ul>
XIV	「自然環境保全法」 (昭和47年、法律第85号) 「北海道自然環境等保全条例」 (昭和48年、条例第64号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生自然環境保全地域(原)</li> <li>・自然環境保全地域(自)</li> <li>・北海道自然環境保全地域(道自)</li> <li>・北海道緑地環境保全地域(道緑)</li> </ul>
XV	「森林法」 (昭和26年、法第249号)	・保安林(保)
XVI	「北海道自然環境保全指針」 (平成元年)	・すぐれた自然地域

#### (d) 調査結果

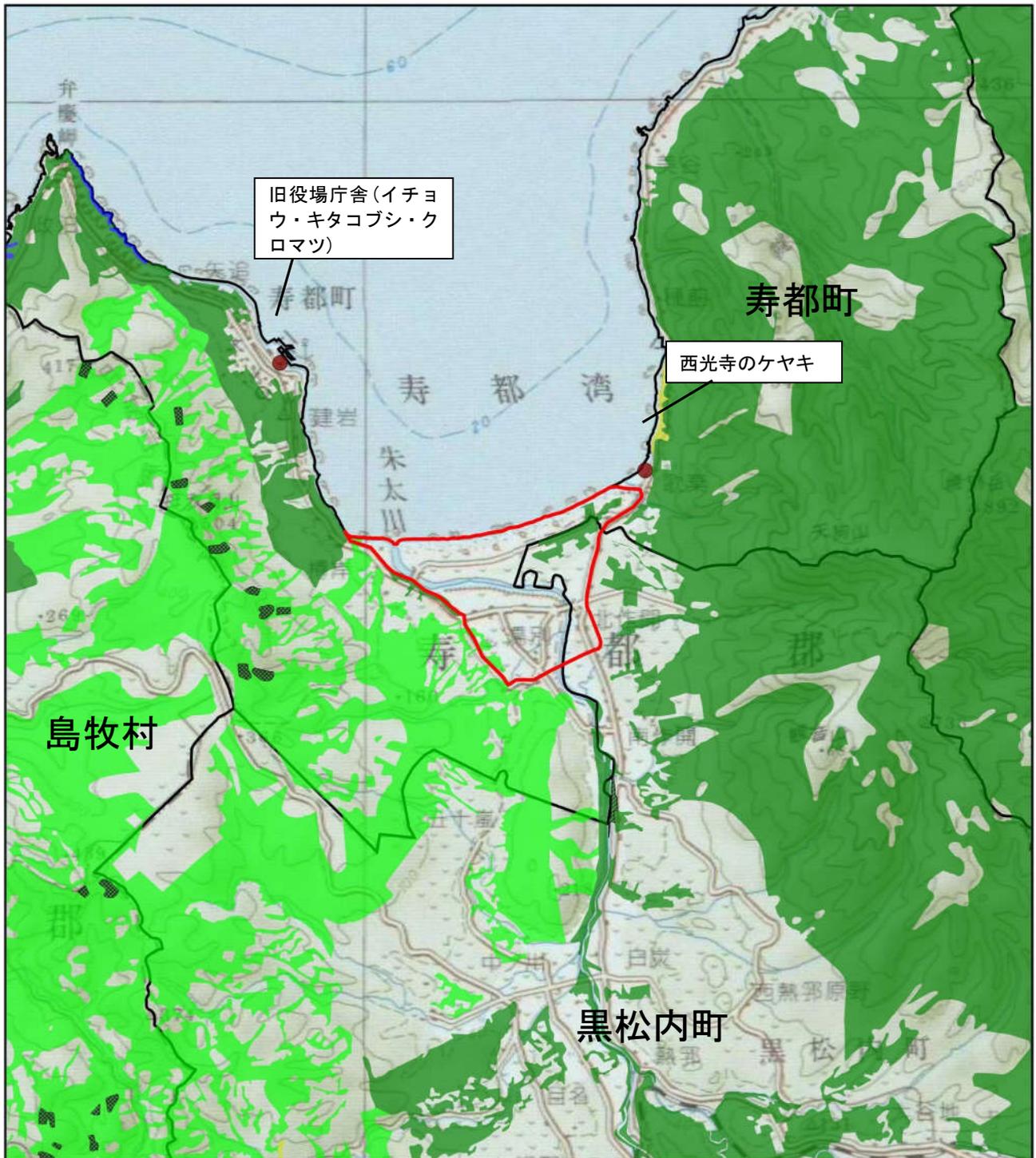
調査結果は、表4.3.6-2及び図4.3.6-1に示す通りである。

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、植生自然度区分9以上の群落（エゾイタヤ-シナノキ群落、チシマザサ-ブナ群団、ヤナギ低木群落、海岸断崖植生、自然草原、高茎草原）、巨樹・巨木（旧役場庁舎のイチョウ・キタコブシ・クロマツ、西光寺のケヤキ）、狩場茂津多道立自然公園、保安林及び中規模海蝕崖が確認された。

表4.3.6-2 重要自然環境のまとまりの場の分布状況の調査結果

No	名称	選定根拠	カテゴリー
	エゾイタヤ-シナノキ群落	X	9
	チシマザサ-ブナ群団		
	ヤナギ低木群落		
	海岸断崖植生		10
	自然草原		
	高茎草原		
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)	XII	記念保護樹木
②	西光寺のケヤキ		
-	狩場茂津多道立自然公園	XIII	道
-	保安林	XV	保
-	中規模海蝕崖	XVI	

※選定基準及びカテゴリーは、表4.3.6-1に対応する。



**凡例**

- エゾイタヤシナノキ群落
- チシマザサブナ群団
- ヤナギ低木群落
- 海岸段崖植生
- 自然草原
- 高茎草原

● 記念保護樹木

□ 事業実施想定区域

↘ 市町村界

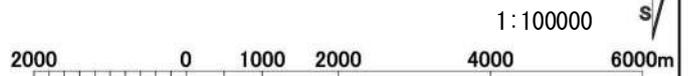


図4.3.6-1(1) 重要な自然環境のまよりの場の状況

出典等：表4.3.6-1の文献データを使用して作成した。



**凡例**

- 自然公園地域
- 保安林
- すぐれた自然地域

事業実施想定区域

市町村界



図4. 3. 6-1 (2) 重要な自然環境のまとまりの場の状況

出典等：表4. 3. 6-1の文献データを使用して作成した。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は以下の通りとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲における、重要な自然環境のまとまりの場の変化の程度

### (b) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより施設存在及び施設の稼働に伴う重要な自然環境のまとまりの場の変化の程度を整理するものとした。

### (c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

### (d) 予測結果

予測結果は、表4.3.6-3に示すとおりであり、事業実施想定区域内にはエゾイタヤシナノキ群落及びチシマザサ群団、保安林、中規模海蝕崖が存在し、これらは事業による影響を受ける可能性がある。また、これらの自然環境のまとまりの場上に風車を設置する場合は重大な影響を受ける可能性があると予測した。なお、ヤナギ低木群落、海岸断崖植生、自然草原、高茎草原、旧役場庁舎のイチョウ・キタコブシ・クロマツ、西光寺のケヤキ、狩場茂津多道立自然公園については、事業実施想定区域内に存在しないため、事業実施に伴う影響はないと予測した。

表4.3.6-3 重要な自然環境のまとまりの場の変化の程度の予測結果

No	名称	選定根拠	カテゴリー	予測結果
	エゾイタヤシナノキ群落	X	9	重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域内に存在するため、事業実施による影響を受ける可能性がある。
	チシマザサ群団			重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域外に位置するため、事業実施による影響を受ける可能性はない。
	ヤナギ低木群落		10	重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域外に位置するため、事業実施による影響を受ける可能性はない。
	海岸断崖植生			
	自然草原			
	高茎草原			
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)	XII	記念保護 樹木	重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域外に位置するため、事業実施による影響を受ける可能性はない。
②	西光寺のケヤキ			
	狩場茂津多道立自然公園	XIII	道	重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域外に位置するため、事業実施による影響を受ける可能性はない。
	保安林	XV	保	重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域内に存在するため、事業実施による影響を受ける可能性がある。
	中規模海蝕崖	XVI		重要な自然環境のまとまりの場は、事業実施想定区域内に存在するため、事業実施による影響を受ける可能性がある。

### (3) 評価

#### (a) 評価手法

評価手法は、予測結果を基に重大な影響の発生の可能性を示し、今後、事業計画を検討する上で配慮が必要とされる事項を整理した上で、重大な環境影響が回避又は低減されるかどうかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

予測の結果、事業実施想定区域と重ならず、また、距離が離れている重要な自然環境のまとまりの場について、施設の存在及び施設の稼働により重大な影響を受ける可能性はほとんどない。

しかし、事業実施想定区域に含まれるエゾイタヤシナノキ群落、チシマザサーブナ群団、保安林、中規模海蝕崖といった重要な自然環境のまとまりの場については、直接改変、施設の存在及び施設の稼働により影響を受ける可能性があることと示唆された。また、これらの自然環境のまとまりの場上に風車を設置する場合は重大な影響を受ける可能性があることと示唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価する。

- 風力発電機の設置にあたっては、改変面積を最小限に留めるなど配慮し、自然林のような重要な自然環境のまとまりの場を多く残存させるよう配慮する。
- 自然林のような自然環境のまとまりの場において、比較的、動植物の生息・生育状況が多い場について影響を低減させるよう、風力発電機の配置等の保全措置の検討を行う。
- 風力発電機の配置等を検討するにあたって保安林内を対象とする場合は、北海道水産林務部林務局治山課や所轄する森林管理局と調整を行う。

#### 4.3.7 景観

##### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は、以下に示す通りとした。

- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の分布状況
- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の分布状況

##### (b) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

調査結果は、「3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況(1) 景観の状況」に示す通りである。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は以下に示す通りとした。

- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源及び主要な眺望点の改変の程度
- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性
- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望景観の変化の程度

### (b) 予測手法

#### ① 主要な景観資源の改変の程度

予測手法は、主要な景観資源と事業実施想定区域の重ね合わせにより、改変の有無を把握した。

#### ② 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

主要な眺望点は、コンピュータ解析によって作成した可視領域図に基づき、主要な眺望点からの風力発電機ごと（仮配置場所）の視認可能性について把握を行うものとした。

なお、可視領域図の作成及び視認可能性の把握に際しての条件は以下のとおりである。

- ・ 風力発電機の最高高さは、ブレード上端部の地上150mとした。
- ・ 風力発電機の視認の有無は、上端部（風力発電機の最高高さ150m）で予測した。
- ・ 風力発電機の配置は、事業者が地形等を考慮し、配置可能であるとする「仮配置場所」を想定した。（図4.3.7-2参照）。仮配置に配置される風力発電機は、本事業で予想される最大発電量である最大49,000kW程度（3,500kW×14基を想定）を想定した。
- ・ 可視領域図の作成に際しては、標高データとして、国土地理院の基盤地図情報（10m標高メッシュ）を使用した。なお、樹木や人口構造物等による遮蔽は考慮していない。

#### ③ 主要な眺望地点からの景観の変化の程度

予測手法は、各眺望点における風力発電機（仮配置場所）までの最短距離と、風力発電機（仮配置場所）の垂直見込み角の程度から、風力発電機ごとに主要な眺望地点からの景観の変化の程度を把握した。

(c) 予測地域及び予測地点

① 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

予測地域は、調査地域と同様とした。

② 主要な眺望景観

予測地点を表4.3.7-1及び図4.3.7-1に示す。

表4.3.7-1 事業実施想定区域に含まれる主要な景観資源

町名	名称	概要
島牧村	泊～弁慶岬段丘	海成段丘
	歌島沼	湖沼
	ヒヤミズ沢溪谷	峡谷・溪谷
寿都町 島牧村	弁慶岬海岸	海食崖
寿都町	寿都段丘	海成段丘
	歌棄～磯谷段丘	海成段丘
	北海道有形文化財指定 カクジュウ佐藤家 (漁場建築佐藤家)	義経の家臣、佐藤継信の末裔が明治初期に建てた魚場建築の代表的な建築物。
	風力発電所施設群	寿都町では、クリーンなエネルギーとして、平成元年に全国自治体初の風力発電所を開設。環境に優しいクリーンなまちづくりのシンボルとなっている。
蘭越町	雷電火山群	火山群
	港町海岸	砂丘
	尻別川	河川

③ 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

予測地点を表4.3.7-2及び図4.3.7-2に示す。

表4.3.7-2 可視領域内に位置する主要な眺望点

No	名称	町村名	概要
①	寿都神社	寿都町	国道229号から高台に上った渡島に建つ古い歴史のある神社。
②	月越高原	島牧村 黒松内町	島牧村と黒松内町の境界にある高原。一般道道523号美川黒松内線が通る。
③	弁慶岬	寿都町	寿都町と島牧村の境界にある岬。弁慶像の他、駐車場、休憩所、トイレ、展望スペースもある。
④	歌島高原	寿都町	島牧村歌島にある高原。歌島林道を車で上り、標高364mに位置する。

#### (d) 予測結果

##### ① 主要な景観資源の改変の程度

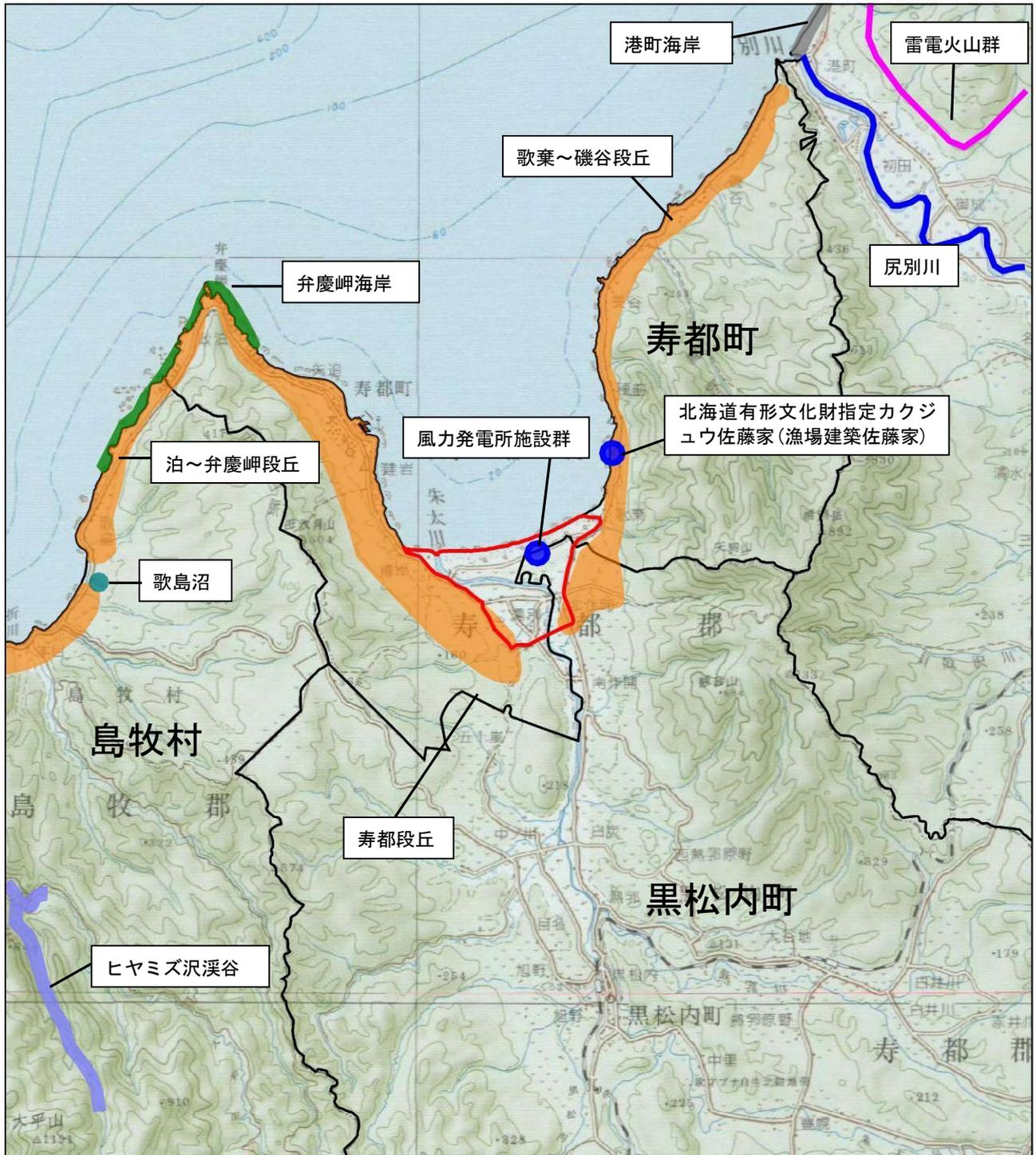
予測の結果は図4.3.7-1に示すとおりであり、「風力発電所施設群」、「寿都段丘」、「歌棄～磯谷段丘」が事業実施想定区域内に存在し、施設の存在及び施設の稼働に伴う影響を受ける可能性がある。また、これらの景観資源を直接改変する場合は重大な影響があると予測した。

一方、「雷電火山群」、「尻別川」、「北海道有形文化財指定カクジュウ佐藤家(漁場建築佐藤家)」、「弁慶岬海岸」、「泊～弁慶岬段丘」、「歌島沼」、「ヒヤミズ沢溪谷」については事業実施想定区域に含まれないため、施設の存在及び施設の稼働に伴う影響を受ける可能性はないと予測した。

##### ② 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

予測の結果を表4.3.7-3及び図4.3.7-2に示す。なお、予測に際して、樹木や人工構造物等による遮蔽は考慮していない。

可視領域図上では、主要な眺望点4地点のうち、「寿都神社」、「月越高原」の2地点では風力発電機が視認される可能性が高いと予測した。また、「弁慶岬」、「歌島高原」の2地点については、風力発電機が視認される可能性が低いと予測した。



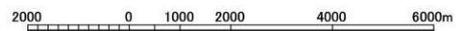
**凡例**

- 峡谷・溪谷
- 海成段丘
- 海食崖
- 湖沼
- ▲ 火山群
- 砂丘
- ▲ 地域の良好な景観資源

事業実施想定区域

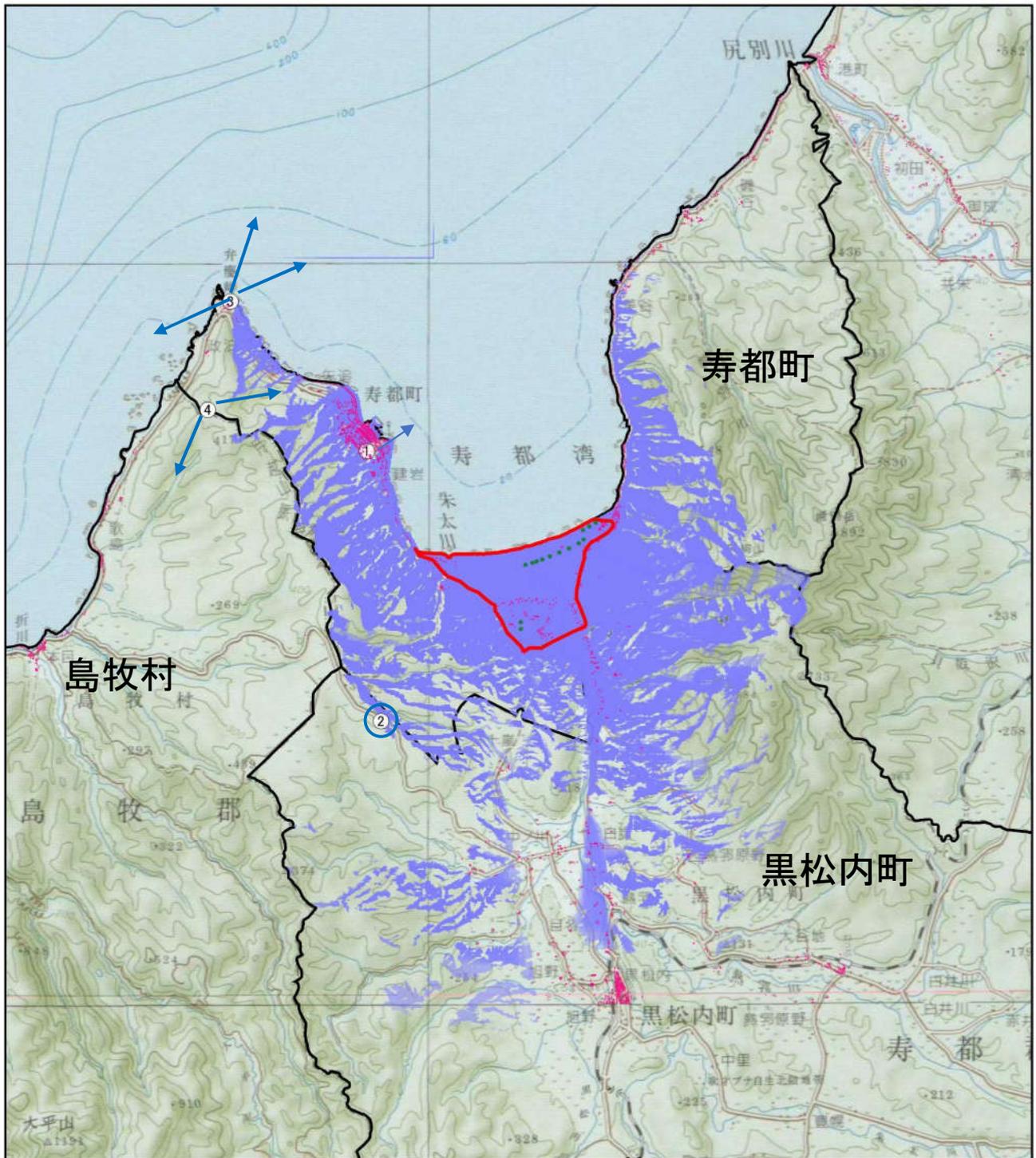
市町村界

1:150000



出典等：「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」（環境庁、平成元年）、「地域の良好な景観資源」（後志総合振興局公表資料）を使用して作成した。

図4.3.7-1 主要な景観資源の状況及び予測結果

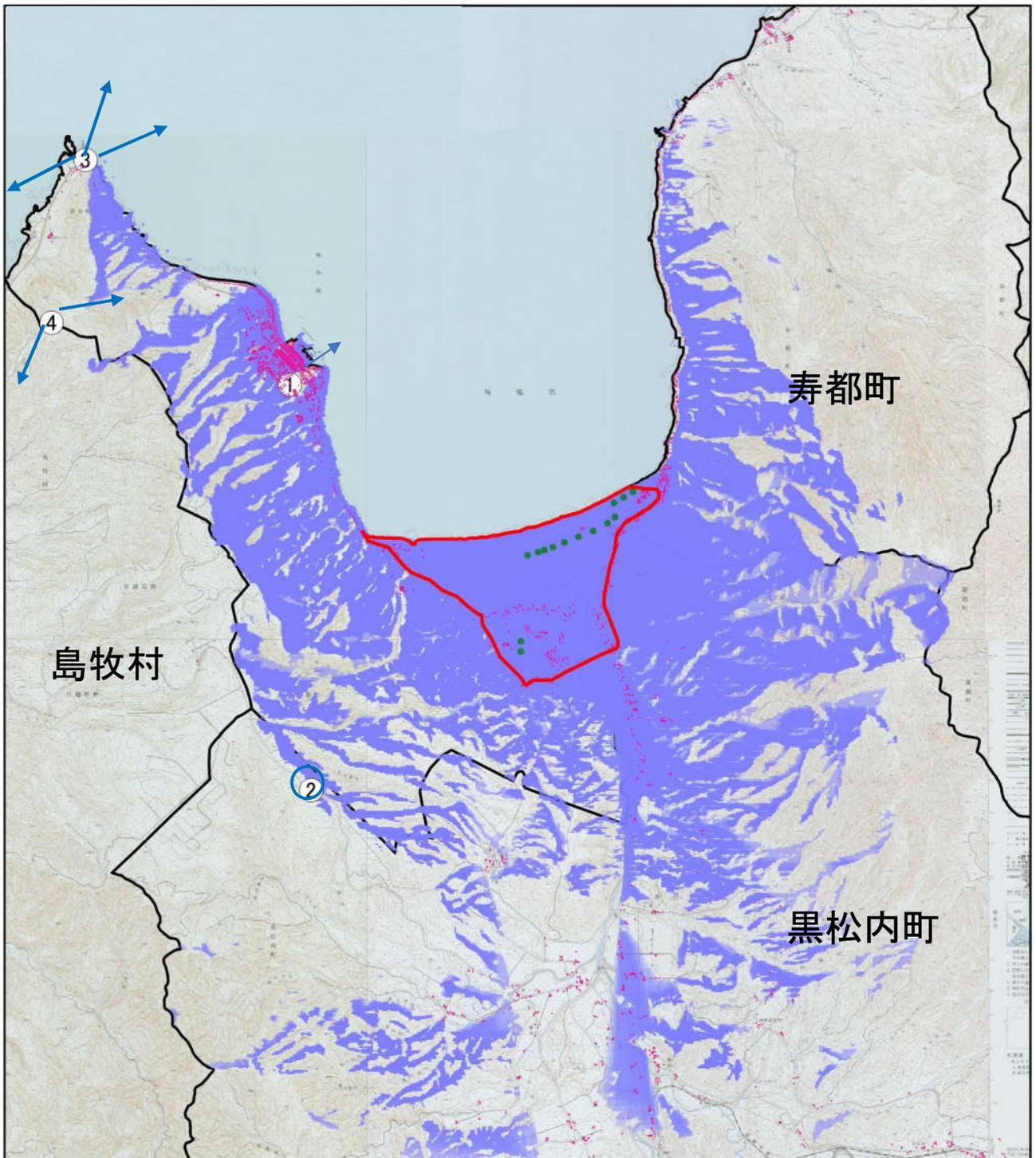


事業実施想定区域  
 住宅等の施設  
 可視領域  
 仮風車設置予定位置  
 市町村界  
 予測地点  
① 寿都神社  
② 月越高原  
③ 弁慶岬  
④ 歌島高原  
 眺望方向  
 360° 方向  
 (明確な眺望対象無しを含む)

1:150000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図4.3.7-2(1) 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性の状況  
 出典等：表3.1.6-4に示す参考資料を使用して作成した。



- 住宅等の施設
- 可視領域
- 仮風車設置予定位置

**予測地点**

- ① 寿都神社
- ② 月越高原
- ③ 弁慶岬
- ④ 歌島高原

→ 眺望方向

○ 360° 方向  
(明確な眺望対象無しを含む)

事業実施想定区域

∨ 市町村界

1:100000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図4.3.7-2(2) 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性の状況

出典等：表3.1.6-4に示す参考資料を使用して作成した。

### ③主要な眺望景観の変化の程度

予測の結果は、表4.3.7-3に示す通りである。

主要な眺望景観の変化の程度について、各主要な眺望点における風力発電機の垂直見込み角が2°を超えないため、眺望景観に視覚的な変化はないと予測した。

表4.3.7-3 主要な眺望景観の変化の程度の予測結果（主要な眺望点）

No	予測地点 地点名称	事業実施想定区域から の方位	風車設置予定位置 までの最短距離	視認可能性 の程度	予測結果	眺望対象	風車存在 の有無
			垂直見込み角				
①	寿都神社	北西	約4.9km	高い	風力発電機の見え方は「場合によっては気になりだす」、「環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならない」程度であると予測する。	日本海	無
			1.7°				
②	月越高原	南西	約5.4km	高い	風力発電機の見え方は「場合によっては気になりだす」、「環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならない」程度であると予測する。	360° 方向	有
			1.6°				
③	弁慶岬	北西	約9.9km	低い	風力発電機の見え方は「十分に見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない」程度であると予測する。	狩場山・茂津多・ 積丹・雷電の岬	無
			0.9°				
④	歌島高原	北西	約8.9km	低い	風力発電機の見え方は「十分に見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない」程度であると予測する。	島牧村 羊蹄山	無
			1.0°				

注) No. は図4.3.7-2の図中の番号に対応する。

表4.3.7-4 垂直見込み角と鉄塔の見え方の知見

垂直 見込み角	鉄塔の見え方の知見
0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1.0°	十分に見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5~2°	シルエットになっている場合は良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットによらず、さらに環境融和塗色されている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては、見えないこともある。
3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5~6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10~12°	めいばいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調査しえない。
20°	見上げるような仰角にあり、圧迫感も強くなる。

出典等：「景観対策ガイドライン（案）」（1981年、LHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）を使用し  
て作成した。

注) 予測に際しては、表4.3.7-4に示す「景観対策ガイドライン（案）」（1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）による垂直見込み角と鉄塔の見え方の知見を参考とし、垂直見込み角が2°を超える場合に、眺望景観に視覚的な変化が生じるとして予測を行った。

### (3) 評価

#### (a) 評価手法

評価手法は、予測結果を基に重大な影響の発生の可能性を示し、今後、事業計画を検討する上で配慮が必要とされる事項を整理した上で、重大な環境影響が回避又は低減されるかどうかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

##### ① 主要な景観資源の改変の程度

予測の結果、事業実施想定区域内に存在する「風力発電所施設群」、「寿都段丘」及び「歌棄～磯谷段丘」において、施設の存在及び施設の稼働に伴う影響を受ける可能性があり、事業の実施による影響を受ける可能性があるとし唆された。また、これらの景観資源を改変する場合は重大な影響があるとし唆された。

しかし、今後、事業計画の検討にあたっては、主要な景観資源の分布状況に配慮して風力発電機の配置計画等を検討し、景観資源について、直接的な改変を行わない等に配慮に努めることで、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価する。

##### ② 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

予測の結果、主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性については、下記の通りである。

可視領域図上では、主要な眺望点4地点のうち、「寿都神社」、「月越高原」の2地点で風力発電機の視認の可能性ある。

しかし、今後、事業計画の検討にあたっては、主要な眺望点の分布状況に配慮して風力発電機の配置計画等を検討し、主要な眺望点から風力発電機まで可能な限り距離の確保等に努めることで、環境影響が回避又は低減されるものと評価する。

##### ③ 主要な眺望景観の変化の程度

予測の結果は、表4.3.7-3に示す通りである。

主要な眺望景観の変化の程度について、各主要な眺望点における風力発電機の垂直見込み角が $2^{\circ}$ を超えないため、眺望景観に視覚的な変化は生じず、事業の実施に伴う影響はないと評価する。

#### 4.3.8 人と自然との触れ合いの活動の場

##### (1) 調査

##### (a) 調査項目

調査項目は、以下に示す。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況

##### (b) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

##### (c) 調査地域

調査地域は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」と同じ範囲とした。

##### (d) 調査結果

調査結果は、「3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況(2) 人と自然との触れ合いの活動の場」及び図4.3.8-1に示す。



**凡例**

- ① 浜中海岸野営場
- ② 月越高原
- ③ 弁慶岬
- ④ 歌島高原
- ⑤ 寿都湾浜中パークゴルフ場
- ⑥ 黒松内ブナの森自然学校
- ⑦ 添別ブナ林
- ⑧ 朱太川
- ⑨ 寿都町民スキー場
- ⑩ 寿都温泉ゆべつのゆ

□ 事業実施想定区域

∨ 市町村界

1:100000

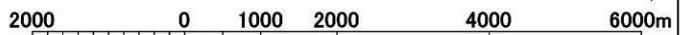


図4.3.8-1 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

出典等：表3.1.6-6に示す参考資料を使用して作成した。

## (2) 予測

### (a) 予測項目

予測項目は以下の通りとした。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場への影響

### (b) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域と人と自然との触れ合いの活動の場の重ね合わせにより、直接改変の程度を整理した。

### (c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

### (d) 予測結果

予測結果は表4.3.8-1に示すとおりであり、「浜中海岸野営場」、「寿都湾浜中パークゴルフ場」、「朱太川」、「寿都温泉ゆべつのゆ」が事業実施想定区域に位置することから、これらについては事業の実施により改変を受ける可能性がある。また、これらの施設の近傍に風車を設置する場合は、重大な影響を受ける可能性があるとして予測した。

表4.3.8-1 人と自然との触れ合いの活動の場への予測結果

町村名	名称	予測結果
寿都町	歌島高原	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響は無いと予測する。
	弁慶岬	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響は無いと予測する。
	寿都温泉ゆべつのゆ	事業実施想定区域内に存在しているため、事業実施による影響を受ける可能性があるとして予測する。
	浜中海岸野営場	事業実施想定区域内に存在しているため、事業実施による影響を受ける可能性があるとして予測する。
	寿都町民スキー場	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響は無いと予測する。
	寿都湾浜中パークゴルフ場	事業実施想定区域内に存在しているため、事業実施による影響を受ける可能性があるとして予測する。
島牧村 黒松内町	月越高原	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響は無いと予測する。
寿都町 黒松内町	朱太川	事業実施想定区域内に存在しているため、事業実施による影響を受ける可能性があるとして予測する。
黒松内町	添別ブナ林	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響は無いと予測する。
	黒松内ぶなの森 自然学校	事業実施想定区域外に位置することから、事業実施に伴う影響は無いと予測する。

### (3) 評価

#### (a) 評価手法

評価手法は、予測結果を基に重大な影響の発生の可能性を示し、今後、事業計画を検討する上で配慮が必要とされる事項を整理した上で、重大な環境影響が回避又は低減されるかどうかを評価する手法とした。

#### (b) 評価結果

予測の結果、「浜中海岸野営場」、「寿都湾浜中パークゴルフ場」、「朱太川」、「寿都温泉ゆべつのゆ」は事業実施想定区域内に位置することから、これらの施設は事業の実施による影響を受ける可能性があるとし唆された。また、これらの施設の近傍に風車を設置する場合は、重大な影響を受ける可能性があるとし唆された。

しかし、風力発電機の配置等の検討にあたって主に以下の点に留意することによって、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価する。

- 人と自然との触れ合いの活動の場の分布に留意し、風力発電機の配置等を検討する。
- 風力発電機の配置等が人と自然との触れ合いの活動の場に近接する場合は、関係する自治体担当課と調整を行う。

#### 4.4 総合的な評価

事業実施想定区域に風力発電機を配置することにより、周辺環境に与える影響を検討した。その結果、事業の計画段階で風力発電機の配置の検討等の環境配慮を行うことで、重大な影響は、回避、低減されるものと評価した。

各境要素における環境影響が懸念される概要と、事業計画段階での環境配慮の内容を表4.4-1に示す。

表 4.4-1 環境影響の概要と環境配慮の内容

環境要素	環境影響が懸念される概要	環境配慮の内容	評価結果
騒音及び超低周波音	事業実施想定区域内には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、寿都寿海荘、寿都寿海荘医務室、歌棄慈光園が存在する。また、224戸の住居等が分布する。 事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲には、小学校1校、医療機関1施設、福祉施設4施設が存在する。また、同範囲には516戸の住居等の施設が存在する。	騒音等の環境影響を回避、低減するために、以下の環境配慮を行う。 ○住民説明会等での住民意見を聴取した上で、配置の検討を行う。 ○学校や福祉施設等の施設での騒音等に留意した風力発電機の配置を検討する。 ○準備書段階において、音環境の現況を把握し、風力発電機のパワーレベルを設定した上で、適切に騒音及び超低周波音の影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。	左記の環境配慮を実施することで、各案ともに重大な影響を回避・低減できる。
重要な地形及び地質	事業実施想定区域内には、「朱太川」、「寿都段丘」、「歌棄～磯谷段丘」が含まれている。	○重要な地形及び地質の分布に留意し、風力発電機の配置等を検討する。 ○組み立てサイトの検討に当たっては、重要な地形及び地質への影響に配慮し、大規模な造成を行わないようにする。	
風車の影	事業実施想定区域内には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、寿都寿海荘、寿都寿海荘医務室、歌棄慈光園が存在する。また、224戸の住居等が分布する。 事業実施想定区域及びその周囲1.16kmの範囲には、小学校1校、医療機関1施設、福祉施設4施設が存在する。また、同範囲には466戸の住居等の施設が存在する。	風車の影の環境影響を回避、低減するために、以下の環境配慮を行う。 ○住民説明会等での住民意見を聴取した上で、配置の検討を行う。 ○学校や福祉施設での風車の影の影響の程度に留意した風力発電機の配置を検討する。 ○準備書段階において、風車の影に関する影響範囲及び時間を定量的に把握し、環境影響の程度を把握した上で、必要な保全措置の検討を行う。	
動物	重要な動物（哺乳類2種、鳥類10種、魚類6種、昆虫類4種、底生動物3種の合計25種）について、施設が存在、施設の稼働により生息環境への影響が懸念される。	重要な動物種及び重要な生息地に配慮した配置を検討する。また、土地改変、樹木の伐採等を最小限に留めるなどの環境配慮を行う。	
植物	重要な植物種（81種）について、施設が存在、施設の稼働により生育環境への影響が懸念される。	重要な植物種及び重要な生育地に配慮した配置を検討する。また、土地改変、樹木の伐採等を最小限に留めるなどの環境配慮を行う。	
生態系	重要な自然環境のまとまりの場として「エゾイタヤ-シナノキ群落」、「チシマザサ-ブナ群団」、「保安林」、「すぐれた自然地域」が事業実施想定区域に含まれ、施設が存在、施設の稼働により影響が懸念される。施設が存在、施設の稼働により影響が懸念される。	重要な自然環境のまとまりの場に配慮した配置を検討する。また、土地改変、樹木の伐採等を最小限に留めるなどの環境配慮を行う。	
景観	主要な景観資源	主要な景観資源のうち、「寿都段丘」、「歌棄～磯谷段丘」、「風力発電所施設群」が施設が存在に伴う影響が懸念される。	主要な景観資源の分布状況に配慮して風力発電機の配置計画等を検討し、景観資源について、直接的な改変を行わない等の環境配慮を行う。
	主要な眺望景観	施設が存在、施設の稼働により影響が懸念される主要な眺望景観はない。	主要な眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画等を検討し、景観資源について、直接的な改変を行わない等の環境配慮を行う。
	主要な眺望点	主要な眺望点4地点のうち、「寿都神社」、「月越高原」の2地点で施設が存在に伴う影響が懸念される。	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場のうち、「浜中海岸野営場」、「寿都湾浜中パークゴルフ場」、「朱太川」、「寿都温泉ゆべつ」について、施設が存在、施設の稼働により影響が懸念される。	○人と自然との触れ合いの活動の分布に留意し、風力発電機の配置等を検討する。 ○風力発電機の配置等を検討するにあたって人と自然との触れ合いの活動を対象とする場合は、関係する自治体担当課と調整を行う。	